

滿洲帝國概覽



國務院總務廳情報編纂



内閣文庫  
八一六七号  
一册  
和音



凡例

一、滿洲國の事情の一般を江湖に紹介する目的で滿洲帝國概覽を上梓したのは康德元年秋であつた。  
 一、爾來三年の星霜が流れ、我滿洲國は施政各般に互り目覺しい躍進を遂げ今建國第五年の中ばに達してゐる。  
 一、この急激な躍進の現状を追加補正し、滿洲帝國概覽を改装し康德三年版として發行することゝなつた。  
 一、本書は出来る丈最近の事項まで登載することに努め、資料も最新のものによつた、従つて、統計其他の調査年月が不齊一であることをまぬがれなかつた。

一、資料は出典を明記しないものは總て政府發表のものであることを附記して置く。

302

129

康德三年八月

國務院總務廳情報處識

目次

第一章 總說

第一節 建國と建國精神

第二節 日滿關係

第三節 民族協和

第二章 滿洲の歴史

第一節 建國前史

第二節 建國の過程

第三節 帝制實施

第三章 國土、人口

第一節 國土

第二節 面積人口

第三節 氣象

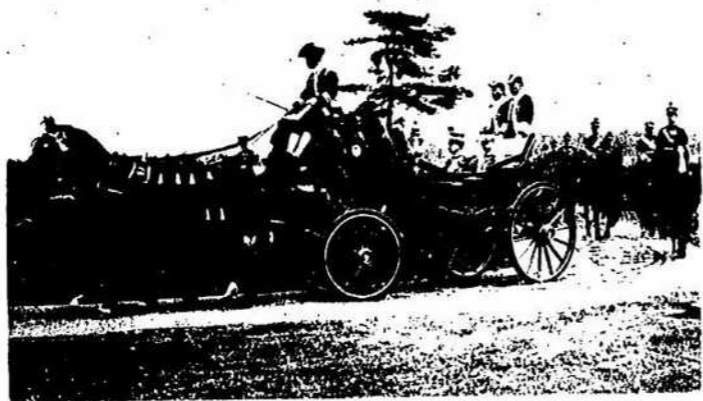
第四章 政治、軍事及外交

一  
一  
一  
二  
三  
四  
七  
七  
二  
一  
七  
七  
九  
九  
一〇  
一〇  
一〇  
一〇  
一〇

第一節	行政	10
第二節	軍事	11
第三節	外交	12
第四節	司法	13
第五節	警務行政	14
第六節	衛生	15
第五章 財政		
第一節	概說	16
第二節	歲計	17
第三節	租稅	18
第四節	公債及借入金	19
第五節	地方財政	20
第六節	專賣制度	21
第七節	鹽務行政	22
第六章 文教、宗教		
第一節	概說	23

第二節	學校教育	24
第三節	教科用圖書	25
第四節	蒙古人教育	26
第五節	社會文化施設	27
第六節	宗教	28
第七章 産業		
第一節	概說	29
第二節	農業	30
第三節	畜産	31
第四節	林業	32
第五節	水産	33
第六節	鑛業	34
第七節	工業	35
第八章 商業、貿易		
第一節	商業	36
第二節	貿易	37





日九月四年二德康  
 れさば遊車同御と下陸皇天 本日はに下陸帝皇  
 るらせま臨に式兵觀命特るけ於に場兵練木々代

第九章 通貨、金融

第一節 通 貨

一六

第二節 金 融

一七

第十章 交通、通信

第一節 交 通

一八

第二節 通 信

一九

第十一章 都 市

第一節 都市計畫方針

二〇

第二節 國 都 建 設

二一

第三節 新京の踏進

二二

第十二章 滿洲國協和會

二三

# 滿洲帝國概覽

## 第一章 總說

### 第一節 建國と建國精神

一九三二年(大同元年)三月一日、東亞の一角に、王道政治を建國の理想とし、民族協和をモットーとする我が新興滿洲國が誕生し、アジアの地圖を新しく塗り替へた。  
滿洲國の建國はその事象に於いて世界史上の劃期的事實たるのみならず、政治史に一つの新しい課題を與へたものである。

滿洲國の誕生は

- (イ) 東洋のバルカンと稱せられ、東亞の火藥庫と唱へられた滿洲を東洋平和の礎石と變せしめた
  - (ロ) 動もすれば「化外の民又は、塞外の樂民」として何等國家的施設と恩恵とを蒙ることなく、而も粒々辛苦による勞働の美果をこの地に盤踞し支配せる舊軍閥によつて誅求搾取された三千萬民衆をして餘炭の苦より救済した
  - (ハ) 王道政治を實踐し、民族協和、機會均等、門戸開放の新政治形態を樹立し、世界の樂土を具現した
- ことにある。實に世界史上未だ嘗つて斯かる理想を把握し實踐したる國あるを聽かない。こゝに我滿洲國が世界に負へる歴史的大使命がある。
- 我國の建國精神は遠く自治指導部時代に胚胎したものである。自治指導部が建國の前年十一月十日奉天に設立せられ部



長于冲漢の名で佈告第一號を發表し、その趣まところを指示したのである。即ち自治指導部の眞精神は「天日の下に過去一切の苛政、誤解、迷想、紛糾を掃蕩し極樂土の建立を志すに在り住民の何國人たるを問はず胸奥の大慈悲心を煥發せしめて信義を重んじ共敬相愛以て劃時代的天業を完成すべく……謂ふところの亞細亞の不安は總て東亞の光となり、全世界を光復し、全人間に眞誠の大調和を齎すべき瑞兆なり、此處大乘相應の地に史上未だ見ざる理想境を創建すべく全努力を傾くるは即ち興亞の大濬となりて人種の偏見を是正し中外に悖らざる世界正義の確立を目指す」と其の大理想を掲げ、新國家の施政方針を「暴政の殘黨者流を排除し、惡税を廢止し、惡習を打破し、産業交通の暢達を劃し宗教、教育を振興する等一々公明正大裡に運営せざるべからず」と明示した。

此の力強き叫びに呼び醒まされた三千萬の民衆は相結東して立ち上つた。掉取なき新國家の建設へ！王道國家造成へ！と各地に自然發生的に獨立運動が發生し、この運動が遂に合流歸一し舊東北四省を一九とする滿洲國の創建獨立を見るに至つたのである。即ち一九三二年二月十六日より三日間に互り張景惠、臧式毅、熙洽等の諸代表は奉天に相會し、建國會議を開催し建國大綱を決定し東北行政委員會を組織し、同月二十五日新國家の組織を發表、三月一日滿洲國政府の名を以て建國宣言を公布し、建國精神及新國家の施政大綱を中外に示した。即ち

「政は道に基き道は天に基く、新國家建設の旨は一に天に順ひ民を安んずることを主とす。施政必ず眞正の民意に詢ひ私見を存することを容さず、凡そ新國家の領土内に居住するものは皆種族の岐視尊卑なし……王道主義を實行して必ず境内一切の民族をして熙々皞々として春臺に登るが如くならしめ東亞永久の榮久を保ちて世界政治の模範となさん」とするにある。

更にその王道政治の理想を具體的に表現すれば

(イ) 在滿各民族に平等の待遇を與ふること

- (ロ) 暗黒政治を削除し、法律を改良してよき法治國たらしめること
  - (ハ) 地方自治を勵行すること
  - (ニ) 廣く人材を收め賢俊を登用すること
  - (ホ) 實業を振興奨励すること
  - (ヘ) 金融の統一を圖ること
  - (ト) 富源を開發して生計を維持すること
  - (チ) 警軍を訓練して匪禍を肅清すること
  - (リ) 教育を普及し孔教を崇ぶこと
- 等である。

而して此等の理想は友邦日本の援助と我國官民の協力一致により着々實現されつゝあり、嘗つて我國の存在を否認した列國もその誤謬を是正して來てゐる。

## 第二節 日滿關係

滿洲と日本の關係は歴史的に見れば可成り古いが、力強く相結ぶに至つたのは日露戰役以後である。帝政ロシアの極東政策の一としての滿洲經路が着々實現され、滿洲は忽ちコサツクの劍光影に影られたのである。日本は滿洲の靜謐と東洋保全のために敢然として立つて強敵ロシアと戦ひ、その野望を挫いたのである。爾來帝政ロシアに代つて日本は滿洲開發の守護神となり、凡有努力を傾注して拮据經營にあたり滿洲の治安維持、經濟建設、文化向上に盡して來た。然るに舊軍閥はこの特殊關係を何等顧慮することなく、排日侮日の行爲を繰り返し、その結果九・一八事件を惹起し、軍閥の牙城は

一朝にして土崩瓦解、新滿洲が現出し、新天地が開けたのである。かくして新興滿洲國と日本とは密接不可分の關係を保持し、共に王道樂土建設に邁進しつゝあるのである。日滿兩國の關係はお互にその生命線を爲し居るがそれは單に、利につて結ばれ、害を以て離れる如き繊細脆弱なものでなく、畏くも我が皇帝陛下が「假令利害相反することあるも亦日滿相提携せん」と詔はせられ、又御訪日後御換發の詔書にも「朕 日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾蒙庶等更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道徳ノ眞義ヲ發揚スヘシ則チ大局ノ和平人類ノ福祉必ス致スヘキナリ」とある如く日滿不可分一體の目的は人類の福祉の爲であり、東方道徳の眞義を世界に發揚すべき大使命に立脚したもので、區々たる國家保全存立を計るが爲の提携合作ではない。そこに日滿合作王道的意義がある。

かゝる見地に於いてのみ友邦日本の我國援助の意義が明瞭に認識されるのである。されば友邦日本はこの理想に殉じ、國際聯盟を離脱し、我が國の健全なる發達を冀求されてゐる。この精神は國際聯盟離脱の際 日本天皇陛下の詔勅に明示されてゐる。「今次ノ滿洲國ノ新興ニ當リ、帝國ハソノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ平和ヲ保ツノ基ナリトナス」と。

我皇帝陛下が順天安民の天旨に基き登極遊ばされた際詔して「守國ノ遠圖、經邦ノ長策ハ當ニ日本帝國ト協力同心永固ヲ期スヘシ」とあり、日滿は永遠に同じ運命を荷ひ、同行すべき約束を持つものである。この不可分關係の強化擴充が人類の福祉を齎らす所以であることを思ひ、日滿兩國は益々その結束を堅くし大使命達成に精進すべきである。

### 第三節 民族協和

元來滿洲は民族の坩堝といはれ、悠々三千年多くの民族が隆替興亡の繪巻を繰り展げて來た。而して現在最大多數を占めてゐる漢民族は近世に至つて支那本土より植民して來たものであつて滿洲の原住民族ではない。然るに、從來屢々漢民

族は滿洲の絶對權を持つ主人公の如く思惟し、行動して來た。この通念が既往に於いて滿洲の社會を不安混亂に導いた大きな原因であつた。故に我國はその建國に當つて民族協和を高調し、建國宣言に

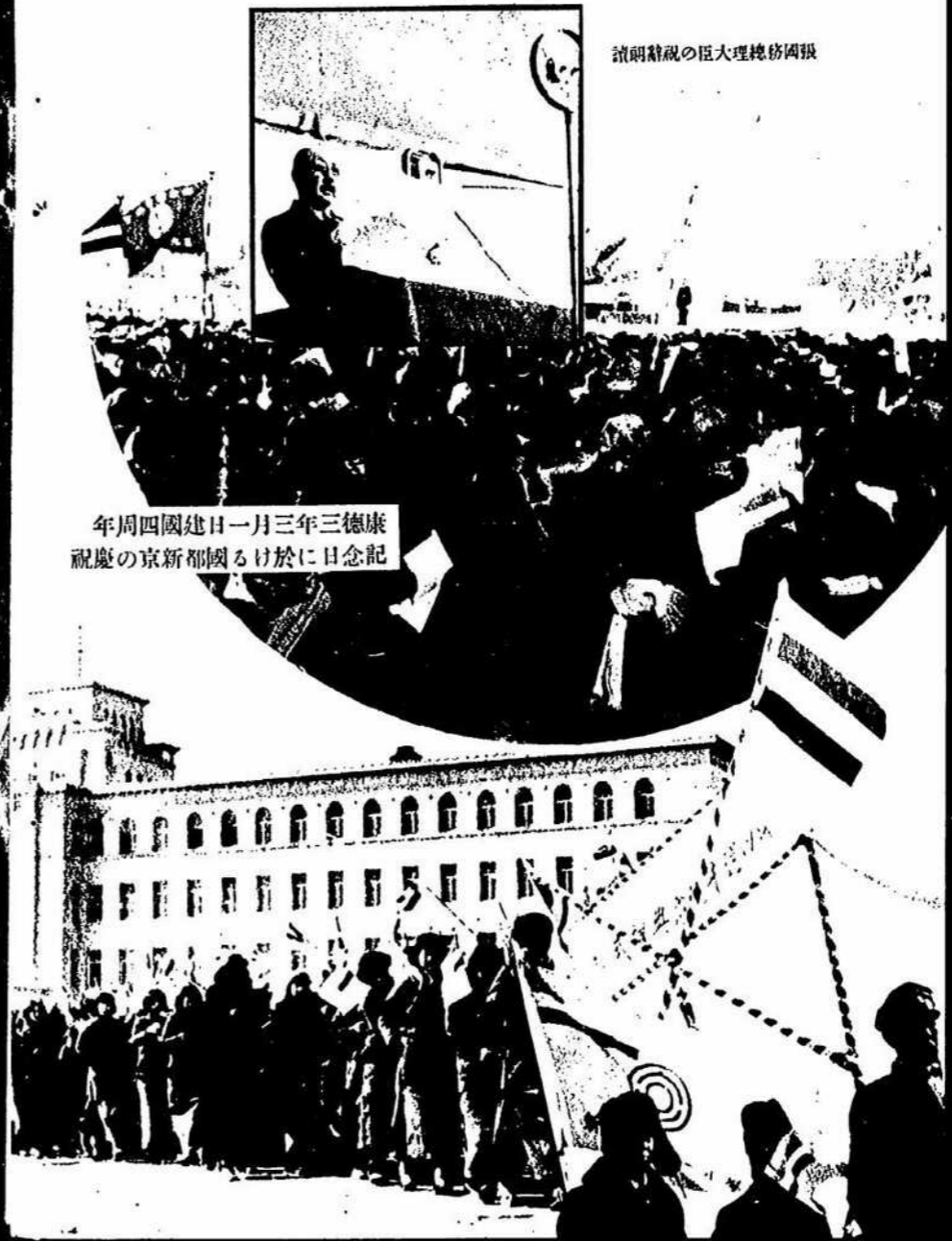
「凡そ新國家の領土内に居住するものはみな種族の岐視尊卑の分別なし、原有の漢族、滿族、蒙族及日本朝鮮の各族の外、即ちその他の國人と雖も長久に居住を願ふ者は又平等の待遇を享くことを得る。その當に得べき權利を保障し其をして糸毫の侵損あらしめず」とあり、又 皇帝登極の詔書に

「凡ソ統治ノ綱要成立セル約章ハ一ニ其舊ノ如シ、國中ノ人民種族各異ナルモ、此レヨリ心ヲ推シテ腹ニ置キ利害與ニ共ニス」と宣まはせられた所以も亦此處にある。

今やこの精神を體し、三千萬民衆は打つて一丸となり、互に信を腹中に置き、戮力協心王道國家建設のために營々汝々として精進してゐる。これこそ我滿洲帝國の姿である。







讀明辭祝の巨大理總務國報

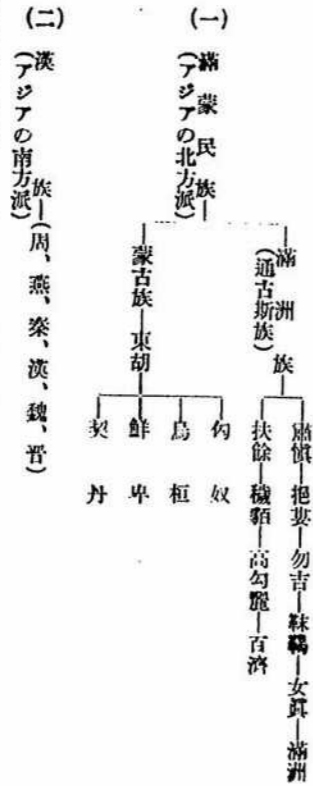
年周四國建日一月三年三德康  
祝慶の京新都國るけ於に日念記

## 第二章 滿洲の歴史

### 第一節 建國前史

#### 第一 滿蒙民族

滿洲は既に三千年の昔から原住民族によつて聚國され、爾來幾度か原住民族間に興亡隆替が繰り返された。原住民族のうち「清」によつて代表された滿洲族と「元」によつて代表された蒙古族とが二大民族である。就中最も主要なものは滿洲族であり、最初に國を建てた肅慎、次いであらはれた挾婁などは何れも之に屬し、總括して通古斯といはれてゐる。今茲に系統を表示すれば次の如くである。



滿洲の大自然に育まれた此等原住民族は何れも傳統的に强悍勇猛な民族性を持ち滿蒙に建國した。金、元、清の如き

は單に北方に雄視したばかりでなく、漢族に絶大の脅威を與へた所謂「北狄」であり、屢々中原の地を嚮伏せしめ、その征服者として數百年の間漢民族を支配して來たのである。

八

#### 一、肅 慎

最初に肇國したのが肅慎で、今より三千年前であつて宛も支那本土の周秦の時代に當る。肅慎及穢狔は現在の吉林龍江龍江諸省方面の廣大な地域を占め、東に肅慎、西に穢狔が割據し約十世紀間君臨してゐた。肅慎及穢狔は滿洲人の祖先で、その後裔民族たる挹婁及扶餘は北部滿洲に據り時に隙を成して南征した。

#### 二、高 句 麗

肅慎に次いで肇國せる滿洲最初の強大なる國家は高句麗で、南滿洲を中心として西紀前三七七年より西紀六六八年まで二十八代、七百年間霸を唱へた。

#### 三、渤海國

渤海國は西紀七一三年より九二六年まで二百五十年間、現在の奉天、吉林、濱江、間島、三江等の諸省に互る地域を中心として沿海州及朝鮮北部に互つた地域を領した大帝國で、唐の文化を吸収し隆盛を極めた。日本と修交を重ね使節を派遣する等最初の日滿國交を開いたものである。

#### 四、遼（契丹）

遼は渤海に代つて滿洲全土より支那本部なる青海地方に互る大版圖を擁し、西紀九〇七年より二百十年間全國を壓伏し入貢國六十餘國と稱せられ聲威を全滿に振つたが一一一三年北滿に勃興した金の爲めに滅ぼされた。

#### 五、金

遼を征服し滿洲の霸者となつた金は建國以來百二十年にして滅びたがその間、宋を江南に壓迫し、黄河の南北と滿洲蒙

古を併有した。金は滿洲民族中原進出の先驅を爲したものである。

#### 六、元

朝北に崛起し半世紀の間に亞歐兩洲を征服し、空前絶後の大帝國を建設したものは蒙古族の元である。西紀一二七九年蒙古の一部落の酋長鐵木真が諸部落を併せ勢力を得て成吉思汗と稱して以來、疾風の枯葉を捲く勢で滿蒙はもとより支那本土歐洲までも席卷し滅國四十に及んだがこの大帝國も十一代九十八年にして明の興起によつて滅された。

#### 七、明

明は一三六七年約百年間歐亞を威伏した元朝を覆滅して支那本土を支配したが、支那本部より蒙古に退いた元の遺臣は滿蒙に據り、依然獨立状態を續け、明の威令は僅かに遼河下流の小部分に限定されてゐたに過ぎず、却つてその邊境は蒙古民族の爲めに屢々脅かされ、滿洲は事實上支那本土より獨立の形態をとつてゐたのである。

#### 八、清

金の滅亡後、中心人物を缺いた爲め久しく滿蒙各地に分立割據した女眞民族は清の太祖努兒哈赤の出現により勃然として興隆した。即ち興京附近より起り次第に舊勢力を併せ、一六一六年遂に滿蒙の地を統一し、新國家を建設し、金國汗と稱した。後、都を奉天に遷し、國號を大清と改め、舊稱金國の代りに滿洲なる名稱を用ゐた。これ我國土が滿洲と稱した嚮矢である。而して滿洲の語は佛教の曼殊師利より出たものであると謂はれてゐる。

後、清の第三代世祖北京に遷都し中國を支配君臨するに及んで滿洲を封禁の地として永く漢人の移民を禁じてゐた。蓋し清朝は滿洲を以て祖宗發祥の故地として尊崇し、且つ中原の統治に失敗した場合の根據地として保存する爲め、漢人種の滿洲移住を嚴禁したのである

然るに帝制ロシアの南進に備へ、且つは財政難打開策として滿洲開發の必要に迫まれ漸次封禁は弛み十八世紀の初頭

九

遂に封禁を解いた結果帝制ロシアの進出となり、それと共に支那本土より多数の移民が堤を切つたやうに殺到して來た。斯くして滿洲は急テンポに開發されるに至つたのである。

環環條約、北京條約等によつて滿洲に特殊の權益を把握したロシアは傳統政策に基いて一路南下し、海洋を得んとしてその野望を逞ふした。斯くの如きロシアの帝國主義は東洋の平和を擾し、日本の存立を危くするは明かである。爰に於て東洋平和確保の信念に燃ゆる日本は一九〇四年遂に武力によつてロシアの非理を阻止するの已むなきに至つた。斯くして日露戦争が滿洲の野に勃發し、終に日本の壓倒的勝利に歸し、帝制ロシアは南滿洲に於ける權益及長春以南の鐵道を割讓し、北滿に退却するの已むなきに至り、その南下策は完全に阻止されたのである。

日本は戦後ロシアに代つて關東州及鐵道附屬地を經營することとなり、關東州に關東廳を置き、鐵道及附屬地を經營する爲め南滿洲鐵道株式會社を設立し、その鐵道及居留民の保護の爲め軍隊を駐屯せしめ關東軍司令部を置いたのである。

### 九、民國時代

清朝は治世三百年にして一九一二年中華民國と代つた。當時滿洲は張軍閥の據頭を見つゝあつた。即ち一九一六年綠林出身の張作霖が奉天督軍に任ぜられ、同時に奉天省長となり、更に東三省宣撫使に任ぜられ、爾來張軍閥は滿洲の事實上の主權者として勢力を張るに至つたのである。

爾來張作霖は一九二二年及一九二四年の二次に亘る奉直戦争を敢行し一度は關内に進入し、直隸軍を大破して中央政府を顛覆させたが、二次奉直戦には郭松齡の叛亂に遇ひ、爲めに一時危機に瀕した張作霖は新民屯附近の戰鬪に於て辛うじて叛軍を撃破し、再び東北にその勢力を振つた。その後、三度兵を關内に進め、北京に入つて大元帥と稱したが、國民軍の北伐に敗れ、一九二八年六月、北京を棄て奉天に歸還の途次爆死した。

作霖の死後、學良は父の遺業を繼いで滿洲の支配者となつたが、傳統的保境安民の政策を棄て、國民黨及南京政權と結

んで易幟を斷行し、自ら大兵を率ゐて北平に進出し陸海空軍副司令となつた。作霖以來、數回の關内進出は滿洲の政治經濟を破壊し、軍費の濫出は國民に過重な負擔となり、軍費捻出の爲めに行はれた苛斂誅求により張政權は人民の怨府となつた。加之、極端な排外運動を激成、尖鋭化せしめた爲め、遂に九・一八事件を惹起し一朝にして土崩瓦解したものである。

## 第二節 建國の過程

### 第一 各省の獨立

一九三一年九月十八日夜半、張學良正規軍の滿鐵線爆破に端を發して所謂滿洲事變の勃發となり、日本軍の神速なる行動によつて張軍閥と是を繞る民衆擧取の政權は滿洲から掃蕩された。多年張父子軍閥の壓制下に呻吟してゐた東北省民はこの機會に舊政權と絶縁して民衆を基礎とする新政府を組織し王道政治を行ひ滿洲をして理想的樂土たらしめんとする希望が勃然として起り、次第に昂揚して來た。

即ち、遼寧省（奉天省）商民は文治派と提携して九月廿四日袁金鏡を委員長とする地方自治委員會を結成した。この委員會は最初専ら金融と治安維持を目的としたものであるが、幾許もなくして自治自衛の民衆政治を實行すべき政府樹立を目標とするやうになり、九月廿七日に至つて奉天省地方維持委員會と改組され、大綱及具體的對策を決定、遼寧四民維持會と合體、奉天省獨立政府樹立の決意を表明した。

九月廿八日、熙洽は吉林に於いて同省の獨立を宣言し、三十日宣言布告及組織大綱を發表し、吉林省臨時政府を吉林省城に置き、熙洽之が長官に就任し、（一）民意尊重、（二）綱紀肅正、（三）言論自由、（四）善政施行の四大綱領を掲げ、混亂せる時局の收拾に當つた。

又、張景惠を長官とする東省特別區（北滿特別區）に於ても哈市全體會議を開き、東省特別區治安維持會を組織し、事

變後の治安維持に任ずることとなり、張景惠を之が會長に任じた。

十一月七日、奉天地方維持會は進んで省政府の職權を代行することとなり、同十六日税制を改正し、税を廢したものの六、半減したもの四、縣に委譲したもの八、其他不當課税を中止するなど事實上獨立政府の形態をとり、十一月廿日舊政權時代の呼稱遼東省を奉天省と改稱した。

奉天を中心とする獨立運動は漸次深刻擴大したが、地方にあつても自衛自治を目的とする地方維持會自治委員會が漸次成立するに至つた。此等の地方自治團體を指導し有機的に綜合せしむる爲め奉天に自治指導部を設け、十一月十日于沖漢は部長として出陣就任した。

十一月二十四日、奉天省地方維持委員會は聯省自治による新國家創立の原則を決定し、この爲め四省（奉天、吉林、黑龍江、熱河）の代表會議を開催することを發表した。

十二月十五日、奉天城内に奉天省民代表會議を開いて地方維持委員會を解散し、奉天省政府を組織し、臧式毅を省長に推し、翌十六日臧式毅は省長に、趙欣伯は奉天市長に就任した。

黑龍江、熱河省も相次いで獨立を宣言し、張海鵬は洮南に、于芷山は山城子に夫々獨立を宣言するに至り、滿洲は完全に國民政府の羈絆より脱した。

## 第二 建國運動の進展

奉天省政府の善政施行と自治指導部各員の獻身的活動により新國家建設運動は着々進捗し、民衆の新國家樹立要望の聲は澎湃として全滿に漲るに至つた。

二月十六日、奉天張景惠邸に於て、臧式毅、熙洽、馬占山、趙欣伯等民衆代表相會し、新國家建國會議を開き、熱議の

## 結果

(一) 新國家を建設すること

(二) 其の前提として東北四省を打つて一丸とせる新政權、即ち最高政務委員會を組織すること

(三) 最高政務委員會は新國家建設に關する準備を急速に整ふること

を決定し、更に午後六時より趙欣伯邸に於て建國會議を續行し、國體、國號、國旗等國家建設に關する具體的協議を遂げ、全員の一致を得て翌日午前四時散會した。

二月十七日、前日の會議の決定に基き新たに東北行政委員會を結成、張景惠を委員長に推し、臧式毅、熙洽、馬占山、湯玉麟、齊王、凌陞等之が委員となり、國體、政體、元首等の問題及宣言文に關する件を可決し、十八日午前十一時三十分委員長並に委員連署を以て獨立宣言文を發表した。即ち、「獨立の目的は王道主義による善政を布き以て三大使命を果すにあり」として次の三大使命を中外に宣布した。

一、軍閥苛政を布き、誅求を肆にし、爲に民衆は熱火深水の中にあるが如く、殆んど生命をも保持し得ざる状態にして鄉村に普き痛苦の涙未だ乾かず、虎狼に等しき爪牙の餘力尙又存せり。將に徹底的に根絶して再び枝節をして蔓延跋扈せしむべからず。古經に曰く「民を撫する者之を后と謂ひ、民を保つ者之を王と謂ふ」と、四民蘇生して安息を得ば善政即ち成らむ。是れ本會第一の使命なり。

二、近來民衆虐待の專政は其の利を悉にし、怨恨茲に集中して社會道徳は日に漸く消滅せんとす。社會は即ち國家の基礎、道徳は政治の本源なり。古書にも「忠信篤敬ならば蠻貊の邦と雖も行はるべし」と、排外政策を持せず、茲に國際戰爭を挨め、更に門戸開放機會均等を以て世界民族と共に共存共榮せむ。これ本會の第二使命なり。

三、内を安んじ外に和するは政治の根本なり。既にして根本の鞏固を謀る。又宜しく枝幹の繁榮を講ずべし。即ち職業を

奨励勸進し、農商を發達せしめ、利を生ずるものをして日に多からしめ、業を失ふものをして日に少なからしめば社會の利益は均霑され、階級の鬭争は自ら派びむ。斯くの如くんば赤化は行はれず、民政は期して得らるべし。これ本會の第三使命なり。

斯くて翌十九日行政委員會は統治の大綱を定め、二十四日に至り圓滿な解決を見、二月二十五日、組織大綱及新國家建設に關する通電を内外に發表した。

之より先き、新國家建設に關する要望は刻々高調瀾漫して、全國に波及し、各地に民衆大會が開催せられた。

更に二月二十八日、奉天各縣代表及各民衆代表は奉天に集合して全省聯合大會を開き、新國家建設要望の宣言及決議を爲した。翌二十九日、更に奉天省城に全滿建國促進聯合大會開催し各省代表、奉天省各縣代表、蒙古代表並に各團體代表、滿蒙青年同盟會員、吉林省朝鮮人代表、哈爾濱特別區朝鮮人代表等約七百餘名參集、宣言及決議文を可決し、次いで緊急勸議として溥儀氏を元首に推戴すべき議案を滿場一致可決し、滿洲國創成を飾る全滿代表大會を終つた。

### 第三 滿洲國成立

東北行政委員會は數次の協議を重ねた結果、二月二十四日國家の組織大綱を決定し、翌二十五日之を中外に發表すると共に、奉天省政府、吉林省長官公署、黑龍江省政府、哈爾濱、東省特別區行政長官公署、呼倫貝爾都統公署、哲里木盟々長公署、昭武達公署、卓索圖公署等に同様の通電を發した。

其の趣旨は次の如くである。

- 一、新國家は滿洲國と稱す
- 二、滿洲國の元首を執政と稱す

三、滿洲國の國旗を新五色旗と稱す

四、年號を「大同」と稱す

五、新國家の政治は民本主義による

六、首都を長春に定む

次いで二十九日政府組織法並に人權保障條例を決定、新國家の基礎並に確立した。政府組織法は執政、參議府、立法院、國務院、法院、監察院の組織並に機能權限を規定し、全文六章三十九條より成り、人權保障條例は滿洲國居住人民の自由及權利を保障し、業務を規定し、全文十二條より成る。

更に東北行政委員會長張景惠は大同元年三月一日滿洲國政府の名を以て建國宣言を公布し、茲に王道國家滿洲國は民族協和、共存共榮を理想として東亞の一角に成立したのである。

#### 執政 就任

行政委員會並に建國大會の決議に基づき溥儀氏（宣統廢帝）を執政に推戴することになり、二月二十九日各界代表は三千萬民衆の總意を披瀝し執政の就任を懇請したが許諾さるゝ處とならず、三月四日更に第二回の推戴使は再度の懇請を重ねて漸く其の受諾を得た。斯くて執政は旅順を出でて八日國都長春に入らせられ大同元年三月九日、執政就任式は長春市政公署（現國務院廳舍）に於いて舉行され、新しく國都となつた長春に於ては市民歡喜の裡に盛大な慶祝大會が行はれた。次いで三月十日、政府は首腦部を左の如く任命した。

國務總理	鄭 孝 胥
民政部總長	咸 式 毅
外交部總長	謝 介 石

軍政部總長	馬占山
財政部總長	張熙侯
實業部總長	丁鑑舟
交通部總長	馮玉祥
司法部總長	趙欣伯
立法院長	趙欣伯
監察院長	張景惠
參議府議長	湯玉麟
參議府副議長	袁金鎧
參議	張振玉
參議	袁金鎧
參議	湯玉麟
奉天省長	張作霖
吉林省長	熙洽
黑龍江省長	馬占山
北滿特別區長官	張景惠

尙ほ新政府は三月九日附教令を以て國家基礎となるべき政府組織法、人權保障法、暫く従前の法令を援用するの件、參議府官制、國務院官制、國務院各部官制、監察院官制、法制局官制、統計處官制、興安局官制、興安省に三分省分設の件、省公署官制等を公布した。續いて十一日教書を發し窮民救恤及大赦を行つた。

斯くて建國の第一歩を踏み出した我滿洲國は其の建國の主旨を中外に宣布し、對外方針を闡明し、且つ列國の承認を求むる爲三月十二日外交部總長謝介石の名を以て十七箇國外務大臣宛通電を發した。

### 第三節 帝制實施

天の加護と、人民の精進と盟邦の肉親的協力により建國後二箇年にして早くも國礎は益々強固に、國運愈々伸張し、治安の維持は遠きに及び、治安各般に揚り、民生安息して各々その業を樂しむに至つた。

斯くの如く、建國以來、驚くべきテンポを以て舊政權時代の殘滓が清算され、政治、經濟、文化が劃期的に革新され、王道善政が敷かれ、生民は熙々皞々として安居樂業し得るに至つたことは偏へに執政の乾徳によるものであるとして、三千萬民衆は天意により執政の帝位に即かせられんことを請願するもの續出するに至つた。

斯くて執政登極の機運熟し、政府は大同三年一月二十日國務總理鄭孝胥の名を以て帝制實施の聲明を發表し、帝制の實施は「滿洲國々運發展の歸結にして建國の理想と使命とを充足高揚し、國礎を益々鞏固ならしめ以て東洋平和を永遠に保持する所以」に外ならない所以を高調した。又同聲明書に

「……この天佑は我滿洲國の建國が天命に違はざるとともに、入りて建國の大任に當られて以來二星霜、夙夜御心國政に致されたる執政の乾徳に因る。順天安民は建國の理想なり。今や天佑の加護顯著にして王道を頌唱謳歌せる人民は至情を盡して執政の天命に順ひて帝位に即かれんことを請願してやまず。是に於て政府は執政の順天安民の主旨により帝位に即かるゝことの民意に則る所以である」事を明かにした。

斯くて英明文武の執政は天命と人民の至情により康徳元年三月一日國都新京に於て滿洲國帝國第一代皇帝として即位の式を擧げさせられ、國民に對して優渥なる詔書を賜ひ、三千萬民衆の上に君臨さるゝ事となつたのである。

儀式は簡素嚴肅を旨とし次の如き程序を以て滞りなく營ませられた。

郊祭の儀

康徳元年（一九三四年）三月一日、春淺き國都新京郊外杏花村の順天廣場に設けられた天壇に於いて古典的な郊祭の儀が行はれた。

三日間に亘る潔齋を済ませられた新帝は午前八時沿道官民の奉迎裡に祭場に御到着、鄰國務總理以下文武百官竝に麥刈大使以下外賓の出迎を受けさせられ、滿洲古風の禮装いと厳かに、天壇上に南面して御着席、此時播柴迎神の儀あり、續いて、皇帝は神案の前に進ませられ、玉を薦して定位に復して禮拜遊ばされ、更に再び神案の前に進ませられて三爵、祝文を獻じ定位に復せられて再び奉禮、祝文を獻じて定位に復せられて又拜禮、次いで承塵の儀あり、終つて送神の儀、送燎の儀あり、茲に滞りなく式典を終り、新帝は御歸還遊ばされた。

登極の儀

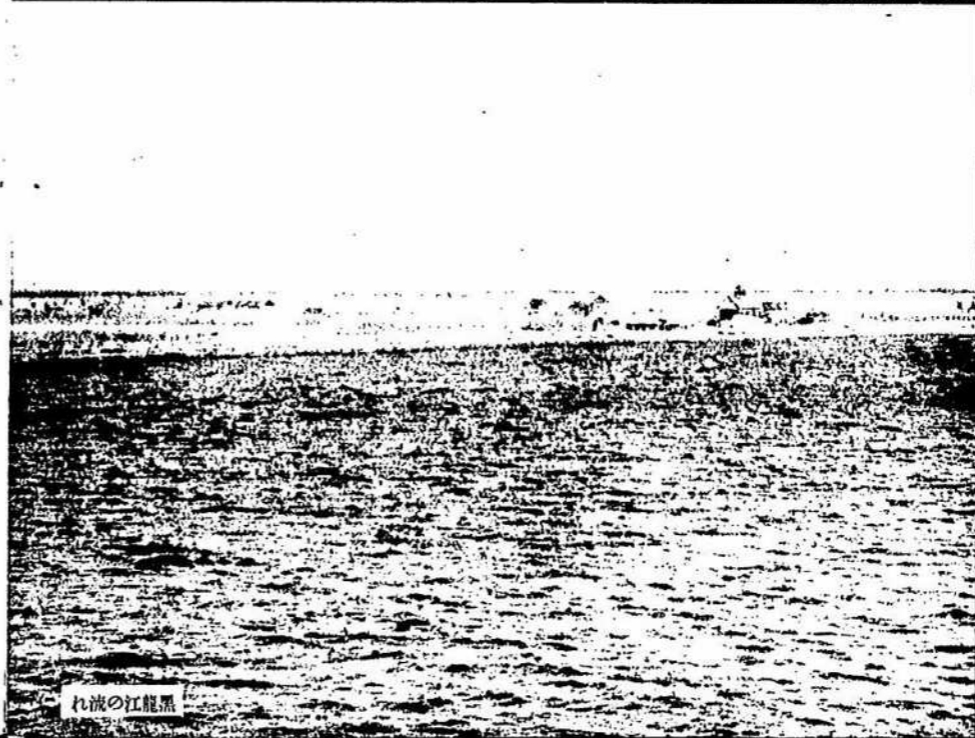
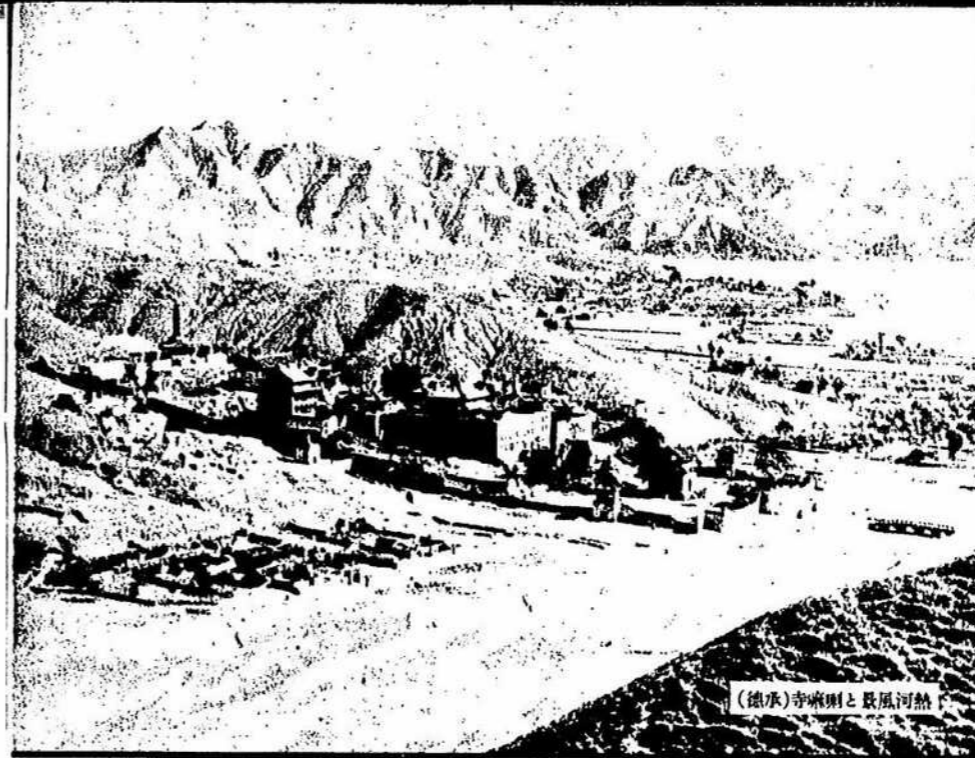
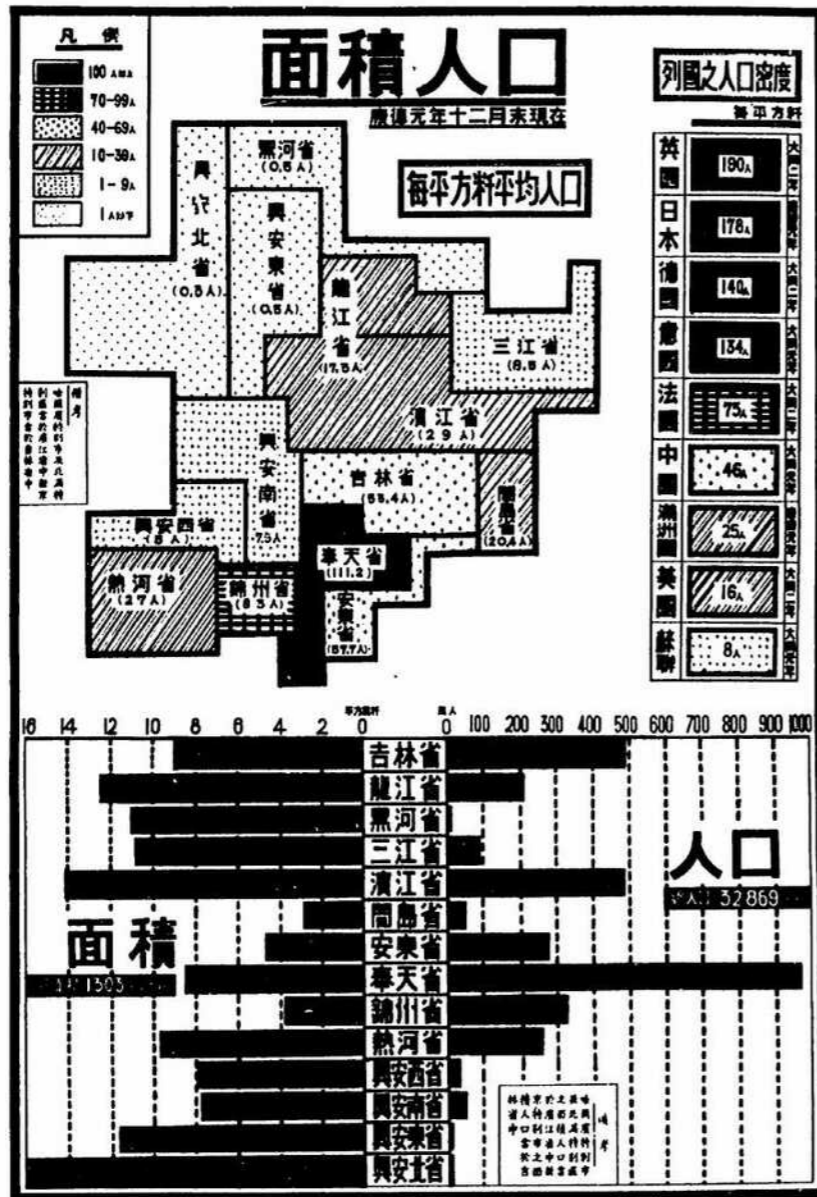
斯くて正午より宮内府勳民樓に於いて、登極の儀は厳かに營まれた。先づ、皇帝は陸軍様式大禮服を召されて諸員奉迎裡に式場に臨御し給ひ、正面玉座に登らせられ、詔書に御覽を令し給ひ、玉音朗かに宣讀遊ばさる。終つて鄰國務總理は玉座近く進み謹んで賀詞を奏上、續いて諸民と共に、皇帝の高慶を三唱し、後詔書を拜受して席に復り、こゝに登極の儀は終つた。續いて二、三兩日には饗宴の儀あり、全國に亘つて賜餐の儀は行はれた。登極の當日は全国各地に盛大な登極慶祝大會が舉行せられ、王化は遠く普天の下、率土の濱に及び、歡天喜地、民生は熙々々々として何れも新帝國の前途を祝福したのである。

越えて三月五日、張軍政部長を宮中に召されて、軍人勳語を賜ひ又、建國殉職者に優渥なる勳語を賜つた。

登極大觀兵式は青葉廳る五月十日新京飛行場に於いて舉行され、皇帝陛下は國軍の精銳を御親閱遊ばされて、我國最初の意義ある大觀兵式は未曾有の盛大裡に終り、國軍の意氣軒昂たるものがあつた。







### 第三章 國土人口

#### 第一節 國土

##### 第一位 置

滿洲帝國は亞細亞大陸の東北に位し、西は中華民國の察哈爾、外蒙古に接し、北部及東部は黒龍、烏蘇里兩江を距て、シベリアに對し、東南部は黃海、渤海に臨み、西南は長城を距て、中國河北省に接してゐる。

即ち西は東經一一五度二〇分より東は東經一三五度二〇分に至り、南は北緯三八度四〇分より發して北は北緯五三度五〇分に達し、その周圍は實に七、八九〇軒に及んでゐる。

##### 第二位 勢

地勢は其の形狀異ほ東西南北を四つの頂點とする四邊形を爲し、その四邊には夫々山脈又は海灣に圍まれ其の内部に大平原が展げてゐる。

山脈は北東より南西に走るものが主となり北西から南東に横はるものが副となつてゐる。前者に屬するものは四邊形の北西邊をなす大興安嶺山脈と、南東邊を走る長白山脈で、後者に屬するものは北東邊を爲す小興安嶺山脈と南西邊に横る松嶺燕山の二山脈とである。

第二節 面積、人口

我國の面積、戸数及人口は次表の如くである。

(康徳元年十二月末)

省別	面積 (單位平方軒)	戸数	人口
吉林省	八九,九一〇,三五二	七〇九,三五九	四,七七四,一三九
龍江省	一二五,五三六,五五一	三五〇,〇〇三	二,一六二,六七八
黑龍江省	一〇九,八一三,〇〇五	一一,五五〇	五二,七三六
三江省	一〇七,五四四,六〇八	一五七,九五二	九一三,三八二
濱江省	一四三,四二五,四六三	六九七,九三二	四,一九六,三六一
安徽省	二九,三九四,八九六	一〇五,七七八	五九七,一三七
奉天省	八五,五四六,二三四	一,四九五,三五八	九,四九五,八四八
錦州省	三九,四六一,六四三	五九三,〇三三	三,二六八,五八〇
熱河省	九六,五八五,四七〇	五六七,二七一	二,六一〇,六一七
新京特別市	一九一,〇〇〇	二八,九五三	一四五,九四二
哈爾濱特別市	九二九,五〇〇	九九,二三〇	四八二,四五二
前北滿特別區	一,一四七,一六七	四五,二二六	七七,二九六
興安四省	八〇,四一〇,五五二	八二,七九四	四〇二,一五八
計			

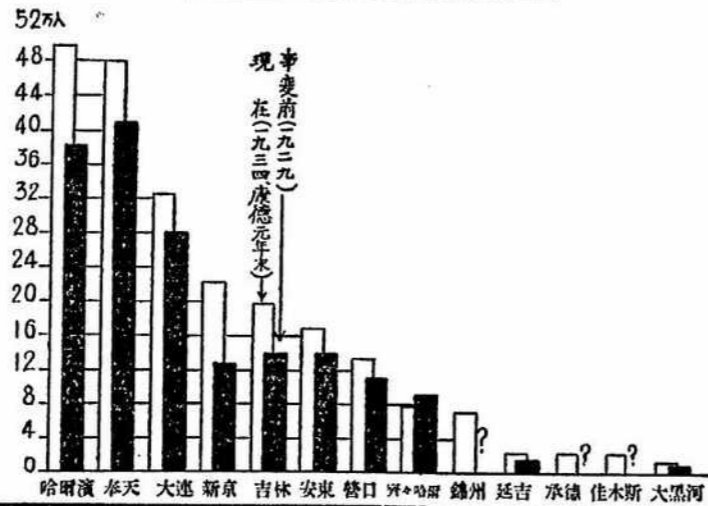
四、職業別による分布

備考 ※印には北滿特別區の一部を含む従て北滿特別區は再掲につき合計数は符合せず

省別	農家	商家	其他	計	農家戸數對總戸數比率	農業人口對總人口比率
興安南省	七九,〇二一,五一五			八八,四六五	八五・二	八四・七
興安東省	一〇六,七五一,〇〇七			一〇,四二一	八〇・六	八五・九
興安北省	※	一六〇,三九五,七三一		七,八二四	八八・八	八五・六
計	一,三〇三,一四三,二五二			五,四五九,二四八	六五・九	六一・六

省別	戸数			計	農家戸數對總戸數比率	農業人口對總人口比率
	農家	商家	其他			
吉林省	四,〇〇八	三四二	三五四	四,七〇四	八五・二	八四・七
龍江省	五四一	五八	七一	六七二	八〇・六	八五・九
黑龍江省	一八二	一〇	一一	二〇五	八八・八	八五・六
三江省	一七	一〇	一一	一〇	六五・九	六一・六
濱江省	一〇〇	一九	一一	一二二	七九・二	七八・二
安徽省	五八二	五一	三三	六七一	八六・七	八八・八
奉天省	七二	一六	二二	一〇九	八六・五	八六・五
錦州省	三三二	二七	二七	三七六	八五・四	八〇・四
熱河省	一,一三四	九一	一三一	一,三五七	八三・五	八〇・四
計	五〇四	三三	一九	五五六	九〇・七	九一・四

主要都市人口變遷表



都市名	時期	內地人	朝鮮人	滿洲人	外國人	合計
哈爾濱	現前	38,000	1,000	1,000	1,000	41,000
奉天	現前	38,000	1,000	1,000	1,000	41,000
大連	現前	28,000	1,000	1,000	1,000	31,000
新京	現前	20,000	1,000	1,000	1,000	23,000
吉林	現前	12,000	1,000	1,000	1,000	15,000
安東	現前	8,000	1,000	1,000	1,000	11,000
營口	現前	6,000	1,000	1,000	1,000	9,000
齊齊哈爾	現前	4,000	1,000	1,000	1,000	7,000
錦州	現前	3,000	1,000	1,000	1,000	6,000
延吉	現前	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
承德	現前	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
佳木斯	現前	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
大黑河	現前	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000

111

面積及人口

面積 (康德二年二月現在)

人口 (康德元年未現在)

面積 (平方公里)	人口 (人)
1303,143 (平均)	32,482,627 (A)
88,910	4,504,133
125,537	2,534,448
106,813	51,990
107,545	76,695
14,444	39,707
2,495	59,799
48,426	2,478
85,546	3,495,902
3,442	2,825,32
66,586	2,352,447
191	166,242
329	482,452
1,147	218,779
80,410	
70,022	
106,751	
180,396	

111

### 第三節 氣 象

滿洲の緯度は日本の東北、北海道地方と等しく、歐洲の中部及南部の一部に相應するが、海洋、平原、森林等の影響で所謂大陸的な氣候を呈してゐる。

夏は最高平均温度大連二八度、奉天三〇度、新京二八度九、哈爾濱二八度六に上昇するが、夜分は急に涼しくなる。

冬の氣温は高低兩氣壓が西から東へと三、四日間に交代するところから所謂「三寒四溫」が生ずる。最低氣温は（何れも峯下攝氏）大連一九・九（二月）、奉天三三・九（一月）、新京三六・二（二月）、哈爾濱四〇・〇（二月）、滿洲里五〇・二（二月）、海拉爾四九・三（二月）、延吉三七・二（二月）、三姓三六・四（一月）とされてゐる。





式兵制の後習演大別特軍陸度年二德康

(昭和四年九月十日)



下陸帝皇、るらせま臨に式観典大位即

(昭和四年九月十日)



隊艦防江

## 第四章 政治軍事及外交

### 第一節 行政

#### 第一概 説

大同元年(一九三二年)三月一日、三千萬民衆の總意によつて國を建て、國號を滿洲國と定め、年號を大同と稱した。大同元年三月九日溥儀氏を執政に推戴、政府組織法及人民保障法を公布して一府、四院、七部よりなる滿洲國政府の成立を見た。即ち、

- 參議府
  - 立法院
  - 國務院—民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法七部及總務廳、法制局、資政局、興安局の一廳三局
  - 法 院
  - 監察院
- 之れである。

越えて康徳元年三月一日、順天安民の主旨に基き執政帝位に即かれて茲に帝制は實施せられ、年號を康徳と改め、政府組織法を廢して新たに組織法を公布した。

康徳二年四月國務總理大臣鄭孝胥は病氣の故を以て骸骨を乞ひたるを以て皇帝陛下は之を聽許遊ばされ參議府議長張景惠を後任として國務の變理に任せしめられた。

現在の統治組織系統及首腦者の氏名は次の如くである (附表参照)

政府統治組織一覽



第二 中央政府

中央政府は皇帝の下に参議府、立法、國務、法、監察各院を置く。  
参議府は参議を以て組織し

- 一、法律
- 二、帝室令
- 三、勅令
- 四、豫算及豫算外國庫負擔となるべき契約を爲すの件
- 五、列國交渉の條約約束及び皇帝の名において行ふ對外宣言
- 六、重要な官吏の任免
- 七、其他重要な國務等に関し、皇帝の諮詢を承けてその意見を上奏する。

立法院は 法律、豫算案を議決する機關であるが、未だ憲法の制定を見ない爲め立法院は召集されない。

國務院は諸般の行政を掌理する機關で國務總理大臣は輔弼の責に任ずる。國務院は民政、外交、軍政、實業、財政、交通、司法、文教及蒙政の九部を以て組織し、各部に大臣を置く。

國務院には秘書、企劃、法制、人事、主計、統計及情報等の七處を直轄する總務廳を置く。

法院は法律により民事、刑事の訴訟を審判する。中央に最高法院及最高檢察廳を置き、地方に高等法院、地方法院、高等檢察廳及地方檢察廳を置く。

監察院は檢察事務及會計検査を行ふ。

康德二年十一月より國策審議及計畫立案機關として企劃處が國務院總務廳内に設置せられ同時に總務廳内の機構が右の七處に擴大された。滿洲資源に關する根本的調査研究をなす爲に大陸科學院が設立され各權威者を招聘研究中でその業績は多大の期待を持たれてゐる。この外實業部には臨時産業調査局が設けられ産業に對する調査が行はれてゐる。斯くして我國の建設工作も漸次本格的に發進し漸次内政の整備充實に向ひつゝあるのである。

第三 地方機關

中央政府機關の確立とともに地方行政制度の確立を期し建國以來、從來の地方制度の殘滓の廢棄に努力してゐる。即ち殘存の封建的行政權を廢して中央集權制度を根本方針とし、諸官制其他の法令公布せられ漸次改善せられて居る。

從來紊亂せる行政系統の統一、請負制度の廢止、冗官の整理を斷行し、又因習を交勵し、善政の普遍化を圖る爲め參事官制度を採用し、日本の純真なる青年をして之にあたらしめてゐる。

我國の地方制度は從來の傳統は充分之を尊重すると同時に、諸先進國の地方制度の長所を斟酌加味して、省及北滿特別區、特別市、縣制度、市制度を確立した。建國後民政部は地方制度の根本的改革を企圖し、地方制度調査會を設けて慎重に審議研究中であつたが康徳元年十二月一日地方制度の劃期的改革が實施され從來の四省を十省となし、地方機關として敏捷適切な活動に便ならしめた。

地方制度改革の理由は從來の省公署は地方行政の最高機關で封建的政府を形成し舊軍閥の私的勢力の根據であつたといふことゝ省區劃は政治的であつてそのまゝ行政區劃とするには廣きに失し、上は中央政令の下達必ずしも萬全ならず、又、縣の指導も及び難いといふ缺點もあり、もう一つは滿洲國の成立に使ふ異常な交通、通信網の完成並に政治、經濟、治安關係の變化が擧げられる。

新省制の概要を述べれば次の如くである。

(イ) 組織

省公署の組織は舊省公署の組織と同様、總務、民政、警務、教育、實業の五廳からなり、舊省制に比して一層統制に留意し、總務廳を中核として各廳間の統制を計る爲各廳の管掌事項を明確ならしめ、更に地方事情並に事務の繁閑により、民政部大臣は省公署を指定し實業廳及教育廳は其の一を置かざることを得せしめ徒に形式に墮することを避けしめてゐる。

(ロ) 權限

建國直後組織せられたる省公署が國家制草の際にしてその權限に關し充分な検討をなす餘裕がなく、爲に省長の専決並に委任の權限範圍極めて明確を缺いてゐたが、新制度に於いては中間機關として充分機能を發揮せしめるやうに改正を加へられた。即ち、官制上省長の權限の主なるものは人事、省令、出兵請求權等で、之等は一見規定上舊官制と大差がないやうではあるが、實質的には自ら差異がある。例へば人事に於いても薦任官(高等官)以上の任免權は中央で掌握してゐる。

る。縣市の手数料、並に使用料の新設變更、縣市豫算各項の流用、豫算の査定其他縣の一時借入金等に關しては省長の認可を受けしむることとし、國內治安に關しても省長に或權限を與へて萬全を期してゐる。

(ハ) 省の特質

省が日本の府縣等と最も異なる特殊の點は省は單に中間行政機關で財政上の自治權を有せぬ點であり、従つて其組織は總て國庫で支辨することになつてゐる。これは現在滿洲社會の産業經濟の發展段階に教育の現況、民衆等を考慮し更に省の課稅權を認めることは國民の負擔を益々加重させる恐れがあるので財政上の自治權を認むる如きは未だその時期でないといふ見地からである。

特別市及普通市

何れも法人で管内の一般行政を掌り、市民に對して課稅權を有する自治團體である。而して此の兩者は實質的には何等の差異はないが、只特別市にあつては直接民政部大臣及他部大臣の監督を承けるが、普通市にあつては第一次に所轄省長の監督を承け第二次に各部大臣の監督を承けるといふ相違があるのみである。現在特別市としては新京、哈爾濱の二市、普通市としては奉天、吉林、齊々哈爾の三市は康徳三年四月一日より市政を施行することになつた。

舊北滿特別區

北滿特別區は大正二年六月二十一日教令第五二號を以て公布せられた北滿特別區公署官制に則り舊東省特別區を改組したものである。

該區は一八九六年帝制ロシアが極東經營の足場として東清鐵道を敷設した際鐵道附屬地として強制獲得したものであつて、東清鐵道會社に屬し、その土地に就ては一切の不動産稅を免除さるゝと共に絶對的且つ排他的行政權を賦與されたものである。日露戰爭後即ち一九〇七年三月該鐵道會社内に民政部を設け附屬地一帯の行政(警察を含む)を司掌せしめた。



然るに中華民國は一九一七年ロシア革命勃發の混亂に乗じ、先づ實力を以て東支鐵道の守備權を、次いで警察權、行政權をも回收し東省特別區長官公署を設置し、附屬地の行政にあたらしめ、その他、露支協定（一九二四年）及奉露協定（一九二四年）によつて長官公署の組織及權限を改めると同時に東支鐵道の經營を露支折半とした。建國以後我國は暫く從來の制度を踏襲したが、大同二年七月一日より新制度に改め康德三年一月一日を以て廢止され、舊帝制ロシアの東亞侵略の歴史的制度は解消された。

縣

縣は市と共に現在滿洲國に於いて名實伴へる唯一の地方自治團體で縣政の刷新、其の充實は國家創草の始めから最も力を致した所で、諸舊弊の變除、治安の整備、財政の確立或は民衆教化等の唯一の單位である。

即ち滿洲事變の勃發直後建國前一年十一月自治指導部が組織せられ治安の收拾、自治制度確立を目標として奉天省二十數縣に指導員を派し縣に委員會組織の行政機關を設けた。翌十二月奉天省政府の確立と共に翌年一月暫行縣公署條例の制定を見たが、吉黑兩省は依然舊制度に據つてゐたため、大同元年七月教令第五十四號、縣官制、教令第五十五號自治縣制を公布し統制を計つたが、未だ實施の運びに至らず同年八月民政部訓令を以て各縣臨時改組辦法により、參事官、指導官、經理官の配置と相俟つて各縣公署の改組を命じたので現在に於ては各縣共に從來の縣公署と各局の分立は一元的に縣公署に統制包括せられ事務の運行は合理化せられ、他面豫算制度、會計制度の確立により舊來惡弊の根源であつた請負制度の撤廢と財務の公正とはほゞ所期の目的を達し縣政はその面目を一新した。

面積	縣		平均
	最大	最小	
漠河縣 (黑河省)	四三三二五平方杆	東興縣 (濱江省)	七九三平方杆
			三、七八九平方杆

人口	縣		平均
	最大	最小	
遼陽縣 (奉天省)	八二三、八八二人	開通縣 (黑河省)	八二九人
營口縣 (奉天省)	六五八、二五二元	通河縣 (黑河省)	一五、四〇四人
			五、三〇三人
			二〇二、一九六元

省名稱、區域及省公署位置は次の如くである。

名稱	區域	省公署位置
吉林省	吉林市、長春、九臺、雙陽、伊通、德惠、農安、長嶺、乾安、扶餘、永吉、舒蘭、額敏、敦化、樺甸、磐石、榆樹及圖們各縣之區域	吉林市
龍江省	齊齊哈爾市、龍江、泰來、泰康、欒河、欒南、甘南、富錦、林甸、依安、饒河、克山、明水、克東、拜泉、德都、嫩江、龍鎮、通北、大寶、突泉、安廣、鎮賚、開通、瞻榆、洮安、洮南、各縣之區域	齊齊哈爾市
黑河省	海拉爾市、呼蘭、寶珠、奇克、通河、佛山及烏魯各縣之區域	黑河
三江省	方正、依蘭、勃利、寶清、饒河、撫遠、同江、富錦、樺川、通河、鳳山、湯原、北及綏濱各縣之區域	佳木斯
濱江省	阿城、寶清、五常、珠河、延壽、東寧、寧安、穆稜、密山、虎林、呼蘭、綏化、木蘭、肇東、肇州、蘭西、綏化、東興、安達、青岡、望奎、慶城、鐵嶺、綏後及海倫各縣之區域	哈爾濱特別市
間島省	延吉、汪清、和龍、琿春及安圖各縣之區域	延吉
安東省	安東、鳳城、岫巖、莊河、寬甸、桓仁、輯安、通化、臨江、長白及撫松各縣之區域	安東
奉天省	奉天市、遼陽、遼中、本溪、撫順、瀋陽、開原、新民、法庫、康平、海城、盤石、蓋平、復、興、遼寧、清原、西豐、昌圖、梨樹、雙山、遼源、海龍、輝南、金川、柳河、東豐、西安及遼江各縣之區域	奉天市
錦州省	錦州、錦西、興城、中義、北鎮、盤山、台安、黑山、彰武、朝陽及阜新各縣之區域	錦州
熱河省	承德、灤平、豐寧、隆化、平泉、凌源、凌南、青龍、寧城、赤峰、圍場及趙各縣之區域	承德

蒙古に於ける唯一の政治單位は旗である。旗は一箇の自治行政區域であつて、其の名稱は清朝の建國に初つてゐる。清朝は其建國に當つて蒙古臣従の功勞に對し游牧地を與へ、八旗軍制に準じて部落に各々旗を組織せしめ尊長一名を旗長（札薩克）として旗民を以て兵に充て之を游牧旗としたのであるが、その後漢人の侵略と軍閥の壓迫擄取によつて漸次設落の過程を辿つたのであるが、我滿洲國の建國と共に、蒙古民族の特殊性に鑑み興安總督を設け、更に、康徳元年十二月地方制度の確立とともに、蒙政部の成立を見、東南西北の四省を二十七旗三縣及び省外蒙旗四旗行政區域を劃分してゐる。この外制度上未だ規定を見てゐないが實際上の存在として地域的には縣政と交錯し、殆ど完全に近き蒙旗自治行政を行ひつゝあるもの熱河省に九旗、錦州省に二旗あり。

名 稱	區 域	省 公 署 位 置
興安東省	喜札魯爾、阿榮、莫力達瓦及巴彥各旗之區域	扎 蘭 屯
興安南省	庫倫（舊錫埒圖庫倫、舊喀爾喀左翼及舊喀爾喀右翼各旗之區域）科爾沁左翼前、科爾沁左翼後、科爾沁左翼中、科爾沁右翼前、科爾沁右翼後、札賚特各旗及通遼縣之區域	王 爺 廟
興安西省	扎魯特左翼、扎魯特右翼、阿魯科爾沁、巴林左翼、巴林右翼、克什克騰、翁牛特左翼（由舊本旗區域中除烏丹城以四三十二牌及查干套海之區域）奈曼各旗及開魯、林西各縣之區域	開 魯
興安北省	索倫、新巴爾虎左翼、新巴爾虎右翼、陳巴爾虎、額爾克納左翼及額爾克納右翼各旗之區域	海 拉 爾

縣旗參事官制度

縣參事官は縣長を輔佐し縣行政の擔務に參與し及其の命を受け事務を掌るもので縣長の輔佐機關たると同時に縣政の指導機關である重大任務を擔する。縣參事官制度は自治指導部の自治指導員を嚆矢とし、原則として日系官吏を以て之にあて、建國の理想の擴充實踐の使命を帯び挺身その事業にあつてゐる。自治指導員派遣當時は二十一縣であつたが現在は殆ど全國各縣旗に配置されてゐる。

官 公 吏

康徳二年三月一日現在の官吏の数は次の如くである。

	特 任 官	簡 任 官	薦 任 官	委 任 官	計
中 央	二二三	一〇二	八二七	三、七〇〇	四、六五二
地 方	四	四七	四七三	一、六一七	二、一四一
合 計	二七	一四九	一、三〇〇	五、三二七	六、七九三

第二節 軍 事

第一陸 軍

建國當初舊軍閥の敗殘兵は各地に蠢動し、治安擾亂を續け無辜の民はその強壓下に呻吟し、治安の確保維持は一日も緩うすることが出来なかつたので、建國と同時に我國軍は建軍されたのである。即ち、大同元年三月九日軍政部の官制の發布と共に陸海軍條例制定され、陸海軍に關する軍令茲に定まり、軍政部は中央統軍の機關として地方軍隊を一律に中央撥

關に隸屬統合せしめ、軍閥の私兵より我國の干城としての國軍たる精神を扶植するに至つた。建軍當時の編成は、奉天、吉林、黑龍江の各省警備司令部を設け、洮遼地方には洮遼警備司令部、海軍は江防艦隊司令部を設け執政（現皇帝）の統率の下に陸軍は各省警備司令官、海軍は江防艦隊司令官が直隸し各警備擔任區域を規定せられ何れもその掌握する軍隊を以て警備區域の治安確保に任じたのである。

國軍はかくして建軍せられたが當時は軍閥の手兵であり素質極めて劣悪であつたので、日本人軍事顧問の献身的努力と國軍幹部の精進により漸次組織は整備され、素質は向上し、全く面目を一新するに至つた。

國軍の發展過程は次の如くである。

(一) 整備第一期時代 (自大同元年三月至大同年四月)

この時代は反滿兵匪の討滅に専念する一方各種の軍事機關を創設した時代である。

此の期間中最も力を注いだものは給與の改善と軍心の安定とである。即ち士兵に給料不渡の舊弊を防ぐために經理官養成部を設け、優秀なる經理官を養成して各軍に配置し、軍隊の經費は總て國庫經費に依つて支辨する事を徹底せしめた。又優秀なる幹部を養成し、又幹部を再教育して國軍精神を扶植する爲奉天に中央訓練處を設けた。

(二) 整備第二期時代 (自大同年五月至大德元年三月)

熱河肅清の一段落と共に整備第一期時代を終へた國軍は外には匪賊討伐の實力養成に着眼すると共に適當なる改編及軍事機關の新設及既設機關の充實に力を注ぎ整備第三期の完成の基礎を爲す最も重要な時期となつたのである。この期間に行はれた主なるものは熱河省警備軍の新設、警備擔任區域の変更、第一次各軍編成の改正、馬政局設置、憲兵養成機關の開設、通信手養成機關の開設興安西警備軍の新設等である。

國軍の士氣を振起させた行事として侍從武官部隊慰問使派遣であつて、執政の派遣されたる慰問使節は親しく第一線軍

隊の勞苦を憐ふところがあつた。又、大同年九月一日新京並に全國各省一齊に慰靈祭が行はれ、建國以來國難に殉じた幾多軍警將兵の英靈を祀つた。

(三) 整軍時代

建國二箇年早くも諸制度の整備を見、兵匪も急激に減少し、王道の光邊境に及び、大同年三月、帝制實施せられ國軍は皇帝に親率せらるゝの光榮に振ひ立ち、國防の重大責務を負担する自覺を持つに至つた。

即ち、帝制の實施とともに宣誓式の制度、軍人誓文八箇條の制定、軍人勲諭の賜、軍旗親授、功臣第一次敍勳、大典觀兵式舉行、第一次全軍改編、陸海軍條令改正、皇帝御親裁特別大演習實施、特命檢閱實施等である。

軍政本部では前張大臣が組閣の大命を拜するや、現干荒山上將が軍政部大臣に親任し、次長は李盛唐中將襲ひ、各軍管區及び司令官は次の如く改められた。

- 第一軍管區 (奉 天) 司令官 上將 于 琛 激
- 第二軍管區 (吉 林) 同 上將 吉 興
- 第三軍管區 (チ、ハル) 同 中將 張 文 鏞
- 第四軍管區 (ハルビン) 同 中將 郭 恩 霖
- 第五軍管區 (承 德) 同 中將 王 靜 修

大德三年七月一日より第六軍管區(牡丹江)が新設され王殿忠中將が司令官に任命された。

興安東省警備軍を合併し興安第一警備軍を編成し、興安西南省の警備軍を合併し興安第二警備軍としたが、大德三年六月より更に各省警備軍に還元した。又、興安西東南省の各騎兵團を改組し、それ／＼第一、第二、第三、第四の旅團を編成し蒙古子弟を養成し興安軍の中堅幹部たらしむる興安軍官學校が興安南省王爺廟に設立され既に第一回の卒業生

を出した。

## 第二海軍

康德元年十一月二十一日軍令第八號を以て江防艦隊令公布せられ、江防艦隊の編制、司令官以下の任務を規定した。江防艦隊の編成は十五隻の最新式砲艦よりなり、司令部を哈爾濱市に置き、松花江、黑龍江、烏蘇里江の警備に任じてゐる。康德二年九月九日哈爾濱に於て大典紀念觀艦式が盛大に行はれた。

## 第三節 外交

### 第一概説

我が外交關係を一瞥するに當り、先づ日本帝國の承認に次ぎ中米サルバドル共和國の承認、更に羅馬法王國の滿洲國布教區獨立承認を見、隣邦蘇聯共和國との懸案たる北鐵護受交渉は友邦日本の絶大な援助により交渉成立、康德二年三月二十三日正式調印を了し、多年滿蘇間に横はつてゐた難問題を解決した。また去る大同二年一月我政府の提議によつて交渉を開始した滿獨爲替交換協定は最近に至り獨逸政府の萬國郵便爲替約條の精神に基いた誠意ある同意によつて圓滿に成立し、康德三年十月一日より實施することになった。

康德二年五月南全權大使と張外交部大臣との間に「國門國境を通過する列車運轉及稅關手續簡捷に關する協定」を締結したが、將來北鮮經由日滿兩國間交通貿易上の關係は一層密度を加へ、日滿鮮交通上の一新紀元を劃するに至つた。支那との關係は康德元年七月通郵通車問題の圓滿解決により滿支兩國間の交通は概ね舊態に復歸した。

康德二年七月十五日友邦日本と日滿經濟共同委員會設置の協定を行ひ、日滿不可分關係を一層明確にしたが、日本は康德二年八月九日の開議に於て進んで治外法權を撤廢し、滿鐵附屬地行政權の調整乃至委讓を行ふことを決定し、外務當局

よりその旨の發表があつた。越へて康德三年六月十日治外法權一部撤廢に關する日滿條約が締結され、同年七月一日より實施されるに至つた。

建國以來の外交關係經過の概要は次の如くである。

### 第二對外一般方針

我國は建國を宣言し新國家を創建するや直ちに我國の對外方針を左の如く闡明し、新國家として列國の承認を求むる爲め大同元年三月十二日謝外交部總長の名を以て十七箇國の外務大臣に通告を發した。

- 一、信義ヲ尊重シ事ノ大小ヲ論セス總テ和睦親善ノ主義ニ基キ之ヲ處理シ以テ國際平和ノ維持増進ヲ圖ル
  - 二、國際間ノ信義ヲ尊重シ國際法規及慣例ヲ遵守ス
  - 三、中華民國ノ各國ニ對シテ有スル條約上ノ義務中國國際法及國際慣例ニ照シ新國家ニ於テ當然繼承スヘキモノハ直ニ之ヲ繼承シ誠意ヲ以テ之ヲ履行ス
  - 四、外國人ノ滿洲國領土内ニ有スル既得權利ヲ侵害スルコトナキハ勿論其生命財產ニ對シテ當然之ヲ保護ス
  - 五、外國人ノ滿洲國ニ來住セントスル者ハ均シク之ヲ歡迎シ各民族ニ對シテ平等公正ナル待遇ヲ與フ
  - 六、各國トノ通商貿易ハ努メテ之ヲ容易ナラシメ以テ世界經濟ノ發展ニ貢獻ス
  - 七、門戶開放主義ヲ遵守シ外國人ノ滿洲國ニ於ケル經濟活動ニ對シテ便宜ヲ與フ
- 以上ノ諸原則ハ乃チ滿洲國建設ノ趣旨ナリ。
- 滿洲事變勃發後即ち一九三一年十二月十日巴里に開かれた國際聯盟はその總會の決議に基き所謂リットン調査團を入滿

せしめ、その報告書に基き、大同二年二月二十四日、我國不承認を含む報告書を四十二對一を以て採擇し、我國の存立を否認するに至つたため、我國を極力支持し來つた友邦日本國は大同二年三月二十七日遂に聯盟に脱退の通告を發するに至つた。

而して我國は理不盡なる一聯の國際聯盟加盟國の態度に拘らず既定の外交方針に基き列國に對し親善關係を樹立し、通商貿易上圓滿なる關係を設定すると共に治外法權撤廢等の國家主權に對する制限的諸制度改廢に向つて國內法制及び之れが運用機關の整備に急いでゐる。

### 第三 對日本關係

友邦日本國は吾國の獨立を尊重し、その健全なる發達を促すは東洋永遠の平和を維持し世界平和を維持する所以なりとの確信を以て大同元年九月十五日友邦輿論の絶對的支持により敢然列國に先立つて吾國を承認し、新京に於いて武藤全權と鄰國務總理との間に日滿議定書の調印が行はれ、茲に日滿兩國は極東平和の爲め共同防衛の盟約を締結するに至つた。日滿議定書は即ち次の如くである。

#### 日滿議定書

日本國ハ滿洲國カ其住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ  
滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ヘキ限り之ヲ尊重スヘキコトヲ宣言セルニ因リ日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善鄰ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センカ爲左ノ如ク協定セリ

一、滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セサル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國臣民カ從來ノ日支間ノ條約協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スヘシ  
二、日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘキコトヲ約ス之カ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生スヘシ

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ作成ス

日本帝國特命全權大使 武藤 信義  
滿洲國國務總理 鄭 孝 晋

#### 日滿親善特使の來往

建國以來の對日關係は日に敦厚を加へてゐるが日滿プロツクを強化すべき工作が口を追ふて進められてゐることは兩國の爲慶賀すべきである。我國は即位式直後三月二十日鄰國務總理大臣及農財政部大臣を修聘特使として友邦日本に派遣し友邦の情誼に對し感謝の微衷を表明した。

而して康徳元我六月日本 天皇陛下は皇弟秩父宮殿下を御名代として我國に御派遣の上我 皇帝陛下に對し御詔書及び

最高の勳章を捧呈遊ばされ兩國最高儀禮の御交換が行はれ日滿の關係は益々親教を加ふるに至つた。  
 康徳二年四月 皇帝陛下には親しく萬里の波濤を越えさせられ友邦日本 皇室を御訪問の上積慕を伸べさせられたことは東亞國交史上特筆大書すべき事件であつて、之れによつて日滿關係は永遠に堅く結ばれたものである。

#### 治外法權一部撤廢に關する日滿條約の締結

友邦日本は昭和十年(康徳二年)八月九日の開議決定の方針に基き多年享有した治外法權を撤廢することになり、第一次的措置としてその一部を撤廢することになつた。右に關する日滿條約即ち滿洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間條約が昭和十一年(康徳三年六月)十日新京外交部に於て、植田全權大使、張外交部大臣によつて調印された。該條約は條約、附屬協定及事項より成つてゐる。即ち日本國臣民が帝國全領域に於て自由に居住往來し農工業を始め公私一切の職務業に従事することを得せしめたること及土地所有權等に關する一切の權利を享有せしめたること及日本國臣民に對し帝國の課税、産業其他に關する行政法令を適用することを定めたものである。然して右條約は同年七月一日から施行されてゐる。

#### 工業所有權保護協定

我國では工業所有權保護法を公布し工業所有權の保護をなしてゐるが、日滿の不可分一體の國策に基き工業所有權相互保護を確保せんが爲昭和十一年(康徳三年)六月二十八日植田大使張外交部大臣の間に工業所有權保護協定が調印された。該協定は「締約國の一方の臣民は法定の手續を履行する時は他方の領域に於て發明特許實用新案意匠及び商標につき内國臣民と同一の保護を受け、發明特許の出願又は實用新案意匠若しくは商標の登録出願を公式になしたるもの又はその承継人は他方につき出願をなせば優先權を共有し、得ると云ふことなどが定められてゐる。

#### 第四 蘇聯國關係

蘇聯は我が接壤國であつて彼我の關係は對日支關係と相並んで最も密接複雑である。従つて我方としても出来る限り積極的工作を進め大同元年度には武市及チタに領事館を設置し、近く一二箇所總領事館を新設する計畫である。

大同二年六月以降日本の仲介により北鐵權益買収交渉會議を東京に開催し、幾多の紆餘曲折を経たる後康徳二年一月兩國意見合致し、同じく三月二十三日協定成立正式調印を了し、多年滿蘇兩國間の痼疾であつた北鐵問題は圓滿に解決した。又、康徳元年九月黑河に於て滿蘇兩國委員の間に水路協定を調印した。かく兩國の間に外交關係の増進に努めてゐるが、まだ幾多解決を要する問題が残つてゐるので我國としては蘇聯の誠意ある善鄰の誼に依り、友好を致くせんことを冀求してゐる。

#### 第五 對其他諸國關係

其他歐米諸國は勿論アジアの諸國に於いても、聯盟決議の對滿不承認主義に遵據し、吾國を承認せざるのみならず、承認と解せらるゝが如き措置は努めて回避しつゝある状態であるが、一方我國は建國以來、愈々健全なる發達を遂げつゝある實相に就いて何時までも目を掩ふことが出来ず漸次我實相を認識し、歐米諸國に承認を主張するものが擡頭して來てゐる。特に康徳元年十月來滿した英國の産業視察團の如きは完全にリットン報告書を覆してゐる。又ドイツが前述の如く、事實的に我國を承認し爲替交換の條約を締結し又か滿獨通商協定の成立を見たるが如く、國の對滿政策は改新されつゝある。従つて投資問題、商權保護其他實際的諸問題に對しては、從來に於ける態度を緩和して我方に接近を計畫してゐるものが相當にあるであらうと豫想される。目下未承認諸國と我國との間には正式の外交關係はないが、是等諸國の國民と雖

も吾國內に旅行、在留事業經營、財産所有等の權利を享有し、又貿易關係を進め居るものが相當多數であるから是等國民に對する涉外事項は當國各方面に發生してゐる。他方未承認諸國で建國以前より領事を本邦各地に駐在させて来たものは今日も引き續き駐させ出入國取締、旅券査證、不良外國人入國阻止及追及、飛行許可、生命財産保護、課税、舊軍閥に對する債權整理、教會及教師の取扱、對滿投資通商貿易等に關する事項等を管掌してゐる。

曩に我國と爲替の交換を開始した獨逸との關係は良好に赴きつゝあつたが滿獨貿易の調整を圖るために康德二年末獨逸經濟使節の來滿を期として貿易協定締結に關する折衝を續けて来たが、康德三年四月三十日正午日本外務省に於て滿洲國代表謝駐日大使と獨乙代表キープ博士との間に正式調印が締結された。右協定の趣旨は滿獨間貿易に従事せる商社に新規便益を供與し、滿獨間の貿易増進を目的とするものであつて、康德三年六月一日から實施された。

之れが爲に彼我國はそれ／＼駐在商務官を置くことに決定、我國よりは加藤日吉氏が赴任した。

#### 第六 帝制實施に關する對外聲明

康德元年三月一日帝制實施に際し吾國は謝外交部大臣の名によつて左の如き對外聲明書を發表した。

滿洲帝國皇帝ハ天ニ順ヒ人ニ應シ康德元年三月一日新京ニ於テ皇帝ノ位ニ即カセラル本大臣ハ謹テ即位ノ正義ヲ左ニ鄭重聲明ス  
我滿洲帝國三千餘萬ノ人民ハ大同元年ニ於テ軍閥覆テ餘ニ乘シ暴政ヲ脫離シ獨立ヲ宣告ス 隣邦日本帝國ハ東亞ノ和平ヲ保全スル爲其ノ善意ニ基キ力メテ援助ヲ與ヘ我滿洲ヲシテ完全ナル獨立國タラシメタリ是年三月十二日日本大臣ハ會テ外交總長ノ名義ヲ以テ正式ニ各國ニ通告ス  
今ニ至ル既ニ兩載ノ久ヲ經有ユル建國ノ方略ハ世界立國ノ基本原則ニ依據シ漸ヲ遂ツテ推行シ一切ノ規畫制度燦然トシ

テ大イニ備ハル

是ヲ以テ爾後ノ中勞來安集シ民其ノ業ヲ樂ミ雨晴時ニ應シ人和シ年豐ナリ故ニ各省區市ノ民衆ハ天意ノ表現ニ基キ切ニ君有ルヲ望ミ一致勸進ス 此ノ國基日ニ鞏固ヲ臻スニ當リ尤ニ宜ク名ヲ正シ分ヲ定メ永ク國體ヲ定メ大イニ宏圖ヲ啓キ東方新興ノ王道國家ノ基礎ヲ固ムルハ實ニ東亞ノ和平ヲ維持スル惟ノ要圖ト爲ス願ミルニ我滿洲帝國  
皇帝ハ天ヲ奉シ運ヲ承ケ滿洲帝國ヲ新創シ而シテ第一代ノ皇帝トナル自ラ清國ノ復辟ト適然同シカラス  
且中華民國ノ國民ト毫モ猜嫌ノ意味ナシ我滿洲帝國ハ惟當ニ我疆土ヲ固メ我國民ヲ保チ新組織法竝將來ノ憲章ニ準據シテ勵精治ヲ圖リ以テ王道ノ樂土ヲ完成シ以テ東亞ノ和平ヲ維持スベシ過クル大同元年三月十二日正式通告ノ外交宣言ハ新滿洲帝國仍ホ當ニ努力履行シ信義ヲ渝ユル無ク天命ヲ尊ヒ以テ民心ヲ安シ四海昇平ノ慶ヲ頌シ干戈ヲ化シテ玉帛ト爲シ萬邦協和ノ章ヲ歌ハントス添シク  
大典ニ逢ヒ特ニ茲ニ聲明ス

右の通告に對してサルバドル、土耳其、リベリア、リトアニア、ドミニカ、ネパール、ボリビアの諸國及羅馬法王より鄭重な通電があり、次いで五月十九日附を以て中米サルバドルは吾國を承認するに至つた。  
かくして國際聯盟の不承認主義は嚴然たる事實の前には崩壞せざるを得ないことを證據立てたのである。

### 第四節 司法

#### 第一概 說

我國主權に對する制限的制度である治外法權の速かなる撤廢は我國建國以來の希望であつたので、これが爲に先づ自ら之に對する充分な準備を整ふることが必要であるから司法部當局は司法制度の改善に鋭意努力して来たのである。既に法

制の整備、裁判機關の改善、司法警察及檢察制度の確立、行刑制度の改善等に對する大綱を定め、その實行に着手した。又一方法官の素質向上を圖り、既に優秀な日本法官を招聘してその指導にあたりしめると共に法官の養成機關たる司法部法學校を設立し、王道國家に即した法學教育を施し、優秀な法官を養成し、法治國としての基礎を確立せしめんとする。

建國以來司法整備工作の重點を、從來の如く司法權が行政權の壓迫を蒙り歪曲されるを防ぎ、法の尊嚴を保たしめることに置き、行政權の羈絆より脱せしめ、以て完全なる獨立を企圖した結果、分府以上に於いて完全にこの目的を達成し得たが、司法公署、兼理司法公署に於てはその特殊の制度を改正せざる限り如何ともする能はざる状態にあることは頗る遺憾である。

次に軍閥時代の弊風たる司法官輕視を改め司法官の生活を保障するとともに他面彼等の罪惡に對しては容赦なく之を剔抉し革正の實をあげて以て民衆の法に對する信頼を深めしめるに努めた。この目的で地方司法職員分府以上の委任官の俸給是正を斷行したのである。

康徳三年一月勅令第一號を以て法院組織法が公布され、同施行法も同年五月公布された。法院組織法及同施行法は治外法權撤廢を前にしての劃期的の改革といふべく、愈々七月一日より實施されることになつた。

法院組織法の公布と共に法院の管轄區域も大體省行政區域と併行するやうに改變された。即ち次の如くである。

(一) 高等法院

新 名 稱	舊 名 稱	新 區 域	舊 區 域
奉天高等法院	同	上	奉天、安東、安東、奉天、錦州、龍江(一部)
吉林高等法院	同	上	吉林、間島、吉林、間島、濱江(一部)、三江(一部)

齊々哈爾高等法院

黑龍江高等法院

龍江、黑河

龍江、黑河、濱江(一部)、三江(一部)

哈爾濱高等法院

特區高等法院

濱江、三江

濱洲線、舊特區

錦州高等法院

熱河高等法院

錦州、熱河

熱河

(二) 高等法院分院

黑龍江高等法院綏化分院は之を廢止し地方法院のみとす。吉林高等法院依蘭分院はハルビン高等法院管轄内に編入。

奉天高等法院通化分院はこれを廢止して安東に移轉。

(三) 地方法院

從來のまゝとする。

(四) 區法院

地方法院の存置する所には必ず設置し區法院の數は激増する豫定。

法院組織法施行法公布と同時に司法考試令、書記官考試令、執行官考試令の三考試令及び法官考選委員會官制等が公布され、法治國滿洲國の躍進が著々實現されつゝある。

第二 審判制度の沿革

我が國に於ける現行司法制度は、建國直後に發令された教令第三號によつて、中華民國の制度をその儘採用したものである。元來この現行司法制度は清朝末期の制度に多少の改廢を加へて今日に至つたもので、形式的には略々その體を爲してゐるが、法令其他の内容については不完全で、運用上困難な點が多い。

清朝末期に於ける普通審判機關に於ては既に四級三審制を採用してゐたがその後現行制度の直接の祖を爲す光緒三十二年に行はれた大改革によつて公布された大理院審判編制法である。これによつて各級審判廳の構成及權限が初めて確定し、大理院、高等審判廳、地方審判廳、鄉鎮局による現在の四級三審制度が確立された。



次いで宣統二年一月、此の大法院審制編制法を基礎として更に細部に互り規定せられた法院編制法なるものが新に公布せられた。今日仍ほ採用せられつゝある法院編制法は即ちこれに數度の修正を加へたものであつて、就中、民國三年、時の大總統袁世凱によつて行はれた初級廳（卿獄局）の廢止はその著しいものである。但し、初級廳の事物の管轄に屬する案件は地方廳に新に簡易庭を設けて審理することゝ規定せられたので、審級の關係に於いては何等異るところはない。又我國に於いて現在採用中の各種法令は中華民國時代過去十數年に互り數次に分つて公布されたものである。

### 第三 司法機關

我國の司法機關行政裁判の機構は左の系統表の如くである。

#### (イ) 最高法院

新法院組織法によれば法院は區、地方、高等、最高の法院の四級に分れてゐる。

最高法院は日本の大審院に該當する最高審判機關で、地方管轄案件の第三審、高等法院の決定又は命令に服せず抗告したる案件、並に法令により、最高法院の特別權限に屬する案件を五人の推事（内一名は庭長）を以て合議庭に於て審理することに於てゐる。

#### (ロ) 高等法院及高等法院分院

高等法院は、日本の控訴院に該當し、内亂罪、外患罪、國交妨害罪、暫行懲治叛徒法の罪の第一審、地方管轄案件の第二審、初級管轄案件の第三審及暫行懲治盜匪法の核准、提審、覆判を承り、審理に際しては、三人の推事（内一名は庭長）を以て組織する合議庭に於て行ふが、第三審の審理に際しては、臨時に五人の推事を以て合議庭を組織することもあつてゐる。

高等法院分院は、概數地理的關係によつて設けられ、交通不便の地方を管轄區域とし、其の權限も亦高等法院と略ぼ同様であるが、只奉天高等法院分院を除く他の分院は、初級管轄案件の第三審を取扱はない。

#### (ハ) 地方法院

地方法院は日本の地方裁判所に該當する。従來の地方法院は折衷制の裁判機關で、その事物の管轄は日本の區裁判所の事件も併せ管轄したものであつたが、新に公布された法院組織法によれば従來の折衷制を廢止して地方法院の事物管轄を民事訴訟事件として（一）區法院の管轄に屬せざる訴訟事件、（二）破産事件の第一審、刑事訴訟事件としては（一）死刑無期又は短期一箇年以上の有期徒刑に當る件、（二）前號の外徒刑以上の刑に當り且情節繁雜なる事件の第一審を管轄する。（一）區法院の判決に對する控訴事件、（二）區法院の判決以外の裁判に對する抗告事件（但高等法院に屬するものを除く）の第二審を掌る。裁判權は第一審事件に付ては單獨の審判官之を行使し第二審に付ては審判官三名（内一名庭長）の合議組織である。

#### (ニ) 區法院

従來區法院の事物は地方法院に於て管轄してゐたが、新法に於ては之れを分離し新に區法院制度を設けたものである。區法院の第一審は民事訴訟事件として（一）訴訟物の價額二千圓を超過せざる訴訟事件、（二）建物の賃貸借關係に基く訴訟事件を掌り、（三）占有權に基く訴訟事件を掌る。刑事訴訟事件としては「他の法院の管轄に屬せざる刑事訴訟事件の第一審」を管轄することになつてゐる。而して區法院の審判權は單獨の審判官により行使せられる。

#### (ホ) 檢察廳

檢察廳は従來最高、高等、地方の三級のみであつたが、新に區檢察廳を置くことになつた。檢察制度は民國初年各級審判廳に均しく檢察廳を併置し、更に京師に總檢察廳を置いて統轄したに初まる。其の後民國

十六年に至り、檢察制度に専設機關の必要なしといふ理由により、「裁撤各級檢察廳並改定檢察廳名稱令」なるものが公布せられ、従来の檢察廳は新たに檢察署（又は處）として法院に附置せしめられた。然るに滿洲國に於ては建國と同時に再び法院より分離せしめて廳名を稱するに至つたが刑事訴訟法及其他法令の定むるところに違ひ捜査處分を實行し、公訴を提起し、公訴を實行し、判決の執行を監視し、並に司法警察を管理し、民事其他公共の利益又は風教に關する事件に對しては民事訴訟條例及其他の法令の定むるところに違ひ訴訟當事人或は公益の代表者として特定の事項を實行するといふ點に於ては舊と些も異なるところはない。即ち檢察廳は法院に對し獨立してその職務を執行するものである。又檢察廳の審級の關係並に事物の管轄は略ぼ法院と同様である。

#### (八) 縣司法公署

縣司法公署は民國六年五月公布の「縣司法公署組織章程」に依り兼理司法公署と法院との組織並に手續を折衷して設けられたものである。故にその組織及手續の一部は法院制により一部は兼理司法公署の制度に依據してゐる。

縣司法公署は法院の設置なき縣の縣公署内に設けられ、審判事務は審判官により檢察事務は縣長又は檢察員により初級及地方管轄案件の第一審を審理し、審判事務に關しては審判官に於て總ての責任を負ひ、檢察事務に關しては縣長に於て責任を負ふことになつてゐる。

而して其の判決、決定又は命令に對しては其の審理した事件が初級管轄に屬するものか、又は地方管轄に屬するものかによつて上訴法院となり、或は高等法院となる。

#### (下) 兼理司法公署

兼理司法公署は「縣知事兼理司法事務暫行條例」により、法院設置前に於ける過渡的辦法として地方法院、地方分庭、又は縣司法公署の設けなき各縣の縣公署内に置き、縣知事に委任して初級及地方の兩管轄の第一審を審理してゐる。尙ほ

兼理司法公署には承審員の設けあり、縣知事の監督を受けて審判事務を助理してゐる。

但し兼理司法公署に於て審判した地方管轄の刑事案件は上訴の提起なき時と雖もその判決を所管高等法院又は分院に送致して覆判に供し、高等法院又は分院は右判決に對し覆判の必要ありと認めたる時は原審縣公署又は指定推事に命じて覆審せしめ、或は提審を命ずる特別を規定してゐる。

#### (子) 承審處

承審處は熱河省内のそれと吉林省内のそれとは全然別箇のものである。熱河省内の各縣承審處は「熱河省各縣承審處暫行規定」により各縣の縣公署内に設置され、審判事務は承審員により、檢察事務は縣長によつて兼理せられてゐる。

又吉林省に於ける承審處は地勢、交通其他事件の關係等により既に一つの司法機關を有する縣内の一區域に便宜的に承審員を派遣して該地域に於ける裁判事務を處理せしめてゐるものである。

#### (リ) 蒙古に於ける審判機關

従前は大清會典例其他諸法典の定むるところに違ひ、第一審は扎薩克、第二審は盟長、第三審は理藩部に於て審理する規定であつたが、大同二年十月五日、教令第八十一號により「興安省處理司法事務暫行辦法」が公布せられ、地方法院の所管に屬する案件は旗公署又は縣公署に於て、高等法院の所轄に屬するものは分省公署に於て、終審は最高法院に於て、それ／＼審理することゝなつた。而してその審理に際しては旗公署に於ては縣長又は旗長を以てする審判官によつて、分省公署に於ては分省長を庭長とする理事官及司法事務官よりなる合議庭に於て行はれ、檢察事務は興安警察局長正一名によつて執行することに規定せられてゐる。

#### (又) 監獄及看守所

監獄は既決犯を收容し、看守所は未決犯を收容する。而して監獄看守所共に新舊の區別あり、新監獄は「前清法部籌備

清單」によつて建設されたものを言ひ、然らざるものを舊監獄と指稱してゐるが、看守所に於ける新舊呼稱の法的根據は審かでない。只だ各檢察廳及分廳に附設せられたものを新看守所と稱してゐる。

監獄の監督は監獄規則第一條により司法部の直轄となつてゐるが、監獄官制第一條により高等檢察廳長にその監督を委任し、新監獄には典獄長を置き、舊監獄には管獄員を置き、その所管事務を總括せしめてゐるが、舊監獄管獄員の多くは專任者を置かず縣長によつて代行せられてゐる。

又看守所は看守所暫行規則第三條により高等法院長の監督下に置かれ、高等法院長は更に高等法院分院長、地方法院長等に委任監督せしめ得ることになつてゐるが、滿洲國に於ては檢察廳の分離により其の監督權は高等檢察廳長に移され、高等檢察廳長は更に此の監督權を地方司法機關の檢察部分に委託してゐる。

而して新看守所には所長を置き、舊看守所は所管によつて管理せられてゐるが、吉黑兩省の如く監獄と看守所を併設して監所と稱してゐる箇所には於ては所管を置かず管獄員をして兼務せしめてゐる。

第四 領事裁判權撤廢を目的とする各種の施設

(イ) 司法權の獨立

司法權は舊軍閥時代は屢々行政權の不當な壓迫を蒙り歪曲され勝ちで爲に民衆は法の尊嚴を知らなかつた。これ一に司法官の適材のなかつた爲である。こゝに見るところあり、司法部當局は建國以來、司法權の獨立に工作の重點を指向し、鋭意改革にあたつてゐる。之れが爲に、先づ、人材の吸收につとめ、司法官の身分を保障し、待遇の改善を計り、着々その實を擧げてゐる。

(ロ) 日系司法官の任用

從來の滿人司法官の素質向上を計るとともに、新人起用を計畫中であるが、法の發動行使は一日も緩うることが出来ぬ事情にあるので現在の司法官に優秀なる指導者を附し、王道政治の實を擧げねばならぬ必要に迫られ、この情勢に應ずる爲、先進日本の司法官を招聘することになつた。

友邦日本は明治維新以後七十年の歳月を閲してゐるにすぎないが、その當初にあつては、對外關係に於て、恰も現在の滿洲國と同様の地位に置かれてゐたにも拘らず、三十年足らずの歳月を以て完全に治外法權の撤廢に成功してゐる。然るに中華民國は如何、鴉片戰爭以後既に百年の歳月を閲してゐるに拘らず何等の見るべき成果をも有しない。我國はこの結果に鑑みるところあり、先づ先進國たる日本より學殖經驗ともに豊富なる現任司法官を任用し各主要地の法院檢察廳に配置し、現地に於て直接指導の任に當らしむることにした。康徳二年十一月現在日系司法官配置は次の如くである。

院 廳 名	庭 長	推 事	檢 察 官	書 記 官	譯 官	計
最高法院檢察廳	—	—	—	—	—	—
奉天高等法院檢察廳	—	—	—	—	—	—
吉林高等法院檢察廳	—	—	—	—	—	—
北滿特別區 同	—	—	—	—	—	—
黑龍江 同	—	—	—	—	—	—
熱河 同	—	—	—	—	—	—
新京 地方檢察廳	—	—	—	—	—	—
瀋陽 同	—	—	—	—	—	—
北滿特別區 同	—	—	—	—	—	—

安東	地方法院								
永吉	地方檢察廳								
吉林	第二分院								
龍江	地方檢察廳								
合計		一〇	一	一	一	一	一	一	一
		八	一	一	一	一	一	一	一
		一	三	一	一	一	一	一	一
		八	五	二	四	二	四		
		三	六	一	一	一	二		
		一	五	二	四	五	八		

(養制度の備括)

(二) 司法部法學校の開設

司法權の獨立の爲に優秀なる司法官を必要とするは言を俟たぬところであるが、優秀なる司法官を得るには之れが訓練養成が先決問題である。こゝに於いて司法部は司法官養成を目的として司法部法學校を開設し廣く人材を國內に求め之に對して王道國家に即したところの法學教育を施し法治國としての基礎の確立を計つてゐる。尙、法學校には行刑方面の人材をも併せ養成する爲に刑務官訓練所を附設し、主として監獄に關する教育を施し、以て現在の不完全なる監獄施設の根本的な改善を計つてゐる。

而して同校は第一部を甲類と乙類に區別し、甲類は修業年限を三年とし、年齢三十歳以下の高級中學程度の學校を卒業したる者にして試験及身體検査に合格したる者、乙類は修業年限を二年とし、年齢三十歳以下の専門學校程度以上の法文學校を卒業したる者にして試験及身體検査に合格したる者、若しくは年齢三十歳以下にして現に屬官書記官の職に在り、且つ所屬各長官の推薦したる者の中より銓衡の上入學を許可し、第二部は、修業年限を六箇月とし、年齢四十歳以下にして現に推事檢察官の職にある者(現に地方法院長、地方檢察廳長學習、候補の推事檢察官たる者を除く)にして各所屬長官の推薦したる者のうちより銓衡の上入學を許可することになつてゐる。

司法部法學校は康徳元年十一月第一部生甲類、三十一名、乙類二十二名を入學志願者一千二十名のうちより嚴選し推薦による現職書記官八名を加へ開校した。

(水) 行刑制度の改善

審判機關の改善とともに早急に改善すべきものは行刑制度である。我國の行刑制度は既決犯を監獄に收容し、未決犯は看守所に收容する。而して尙ほその直接監督者を異にしてゐるが設備の不完全なる點は兩者共同様で、人道的に見て放任することは王道立國の趣旨に背反する。これは舊軍閥時代の監獄の觀念が犯罪者の當然受くべき懲罰であるとしたことに基因してゐる。加之、最も不合理な請負制度が行はれ監獄は現世の地獄の觀を呈してゐた。我國は建國以來、極力之が整備と改善とを圖り先づその第一着手として惡法の最たる監獄疏通辦法なるものを廢棄した。此の監獄疏通辦法は刑期を金錢に換算し得る制度であるが、これが極端に悪用され資産あるものが假令罪を犯しても金錢を以て償ひ得るといふ矛盾した現象を呈するに至つた。

司法部は行刑制度の改善方法として先づ設備の改良を計り、人的方面の充實向上を企圖し第一次獄政訓練所を開設し日滿人各二十名を入所せしめた。僅か三箇月の短期講習にも拘らず成績甚だ良好であつたので、前述の如く法學校に刑務官訓練所を附設した。

(ハ) 法典の改正

前述の如く我國の法令は中華民國の諸法典をそのまゝ援用してゐるので、我帝國の國是と相容れざるものが多々あり、國情に即した法典の制定は刻下の急務とするところである。故に司法部は各種施設の充實と相俟つていよゝ本格的に法典の制定に着手し、康徳二年度より民法、刑法、商法、民事訴訟法等の重要法令を向ふ三箇年間の豫定で完成する計畫である。

(ト) 會計組織の改善

舊軍閥時代の請負制度の殘滓を完全に清掃し、明らかな會計制度を布くために建國以來多大の努力を拂ひ、會計事務を完全に中央の統制の下に統一し、中央集權主義の實をあげ、會計事務の公正なる運用を期するため、新に交出官制度を設け、康徳元年七月より實施し、舊來の悪弊である上官と會計係との因果關係を完全に遮斷した。右の如く我國の司法制度は治外法權撤廢を前にして着々々整備されつゝある。

第五節 警務行政

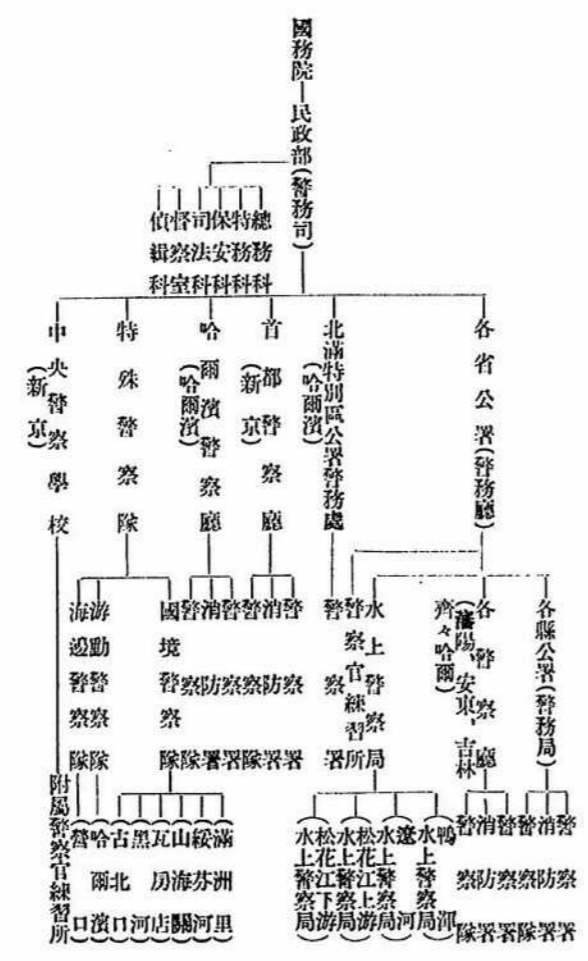
第一概 説

司法制度の改善と相並んで警務機構の改革と警務行政の改善とは治外法權撤廢を前にした我國にとつては刻下の急務である。我國は建國以來、警務行政の確立に努力し、舊軍閥時代の警察制度の弊を矯め、中央行政組織の確立とともに、中央集權主義に基き全般的警察組織の改革統制を行つた。

第二 警察機關

全國(興安四省を除く)の警察事務は中央にあつては民政部大臣掌理の下に警務司に於て之を管掌し、地方に在つては警務廳、警察廳、警務局、警察署、警察隊等を設置し遺漏なきを期してゐる。康徳二年十月末日現在にて警察職員數は總數八萬二千四百九十四名にして内日系警察官は三千二百三十二名である(但し各省總務廳職員及警務教育機關を含まず)警察系統圖は次の如くである。

警察系統圖 (康徳二年十月現在)



### 第三 警察官の素質向上

舊軍閥時代の劣悪な警察官の素質の向上を圖るは警務機關確立とともに重要問題であるに鑑み、従来の警察の指導者として警察事務に經驗ある日系警察官を全國各縣に警務指導官として配置し縣參事官を輔佐して地方警察事務の指導改善を行はしめてゐる。

かくの如く優秀なる日系警察官を配置すると同時に、滿人警察官の再教育及養成を目的とし、新京に中央警察學校を設け全國警察官幹部の養成機關とし各省公署及縣公署には警察官練習所を設け新に採用したる警察官の養成訓練機關としてゐる。更に毎年全國警察官幹部中より優秀者を選抜し一年間日本内務省警察講習所へ委託し最高の教育を受けしめてゐる。

### 第四 國境、江岸及海邊の警備

國境の樞要地に國境警察隊を設け、國內治安擾亂の源泉たる不正入國者の監視及密輸入の取締に任じ、江岸及海邊の警備として江防艦隊（軍政部）水上警察局及び海邊警察隊を設け、黒龍江、松花江、鴨綠江、遼河の大河川を初め海邊の警備に當つてゐる。

### 第五 保甲制度

治安對策として警察軍隊の外に我國の特殊事情に基き暫行保甲法を確立し自治警備に資してゐる。保甲法は、隣保友愛

を以て相依り、地方の康寧を保持、不測緊急の危害を防止し、警察の補助機關として地方の自衛自警に任ずるを目的としてゐる。此制度は大同二年十二月二十二日教令で發布せられ、大同三年一月より施行せられ興安省を除いた全地域に行はれてゐる。その組織の大要は十戸を以て一牌とし一村域を以て一甲とし（市街地は十牌で一甲とする）、一警察署管内を以て一保とし、要すれば若干に區分する。保及甲には其地居位の壯丁を以て夫々自衛團を組織せしめ、保甲牌には長を置いて警察署長の指揮監督を承け、自衛團には亦團總（保）團長（甲）を置いて警察署長の指揮監督を承けしめてゐる。一定の犯罪行為があつた場合、牌を單位として之を出したる責任として又將來の豫防警戒相互相戒むるの手段として各家長の連帶責任制度を定められ、二圓以内の懲罰金を課することが出来る。之等保甲制度に基く經費は義勇奉公の精神を主として各家長の負擔を立前としてゐる。康徳二年以降保甲特別工作を實施し成績良好なので、引續き康徳三年度も實施中であるが三年度よりは御村の行政機關に吸収せしむる方針で地方行政の根幹の役目を荷ふに至つた。

### 第六 蒙政部の警務行政

蒙古民族の特殊重要性に鑑み蒙政部管内の警務行政も亦、蒙政部に屬し、中央蒙政部民政司内に警務科を置き興安北省及南省には警務廳を設け東及西省には民政廳内に警務科を設けそれ々々蒙古民族に對する警務行政に當つてゐる。

## 第六節 衛生

### 第一 概説

我國は國民一般に衛生思想乏しく醫療機關及各般の衛生施設亦頗る不完全であつた。從來舊軍閥時代は衛生施設として見るべきもの悉く外國人經營であつて、舊軍閥施設者は一般の衛生施設、衛生思想の普及に就いて何等施すところがなかつた。それが爲、滿洲は傳染病の猖獗屢々なるに鑑み、建國以來、衛生思想の普及向上と施設の充實改善に向つて努力してゐる。

## 第二 衛生行政機關

中央及び地方に於ける衛生行政機關は次の如し。

- (イ) 中央機關として民政部衛生司に於て衛生行政に關する各般の事務を管掌する。
- (ロ) 地方機關としては省公署の警務廳に衛生科又は保安科衛生股を置き、新京、哈爾濱兩特別市、北滿特別區、首都、哈爾濱兩警察廳等は何れも衛生科を置き衛生事務を處理してゐる。

## 第三 衛生施設

我國の衛生施設としては檢疫所、戒煙所、國立醫院、衛生技術廠、公醫等あり即ち左の如くである。

- (イ) 檢疫所 國境及海港に於ける檢疫を行ひ以て傳染病の防疫に任じ一方地方民衆の醫藥治療に任ずる。現在安東、營口、山海關、滿洲里、黑河、綏芬河の六地に設けてゐる。尙、古北口にも新設されることになつてゐる。
- (ロ) 戒煙所 阿片麻藥中毒者の矯正又は治療機關である。新京、吉林、奉天、齊々哈爾、承德の五箇所に之を設け更に哈爾濱、山海關、營口、安東、滿洲里の五箇所は同分所を設置し、尙近く錦州其他救濟所に新設する豫定である。

(ハ) 國立醫院 一般國內救療機關として設置したもので、同時に當時巡回診療班を各地に派遣し醫藥治療にあつてゐる。現在國立醫院の所在地は吉林、哈爾濱、承德の三箇所であるが、新京にも設置される豫定である。

(ニ) 衛生技術廠 防疫準備機關として設けたもので、新京に本廠を設け、哈爾濱に分廠がある。

(ホ) 公 醫 一般診療に従事する外傳染病の豫防、地方病の調査其他學校衛生公衆衛生、等に關する指導並衛生及醫事統計に關する調査等に従事する。公醫は先づ五箇年計畫の下に全國各縣に一名宛を配置するの方針で現在既に五十箇所に配置済である。公醫には診療所並に諸機器器具を貸與し、前記一般業務の外貧民患者及行旅病者に對し治療を行ふものである。

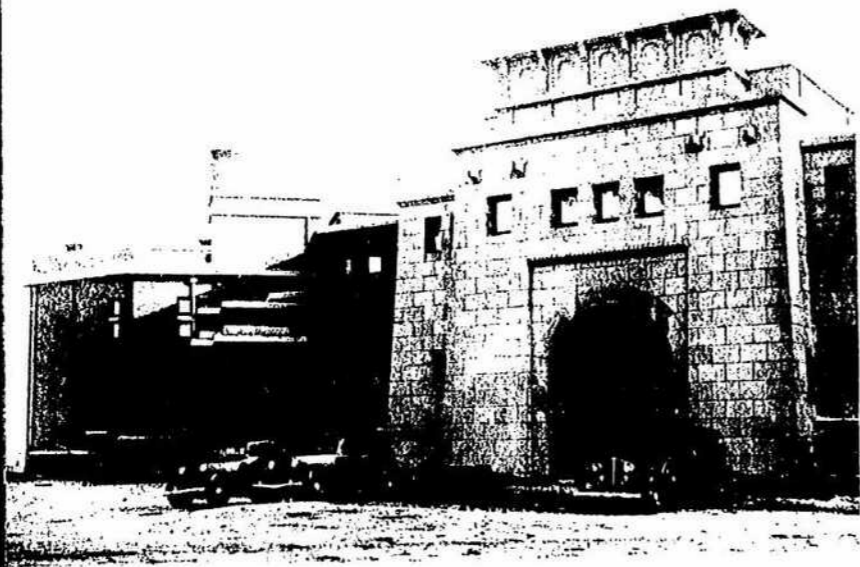
## 第四 醫師養成機關

我國の開業醫(滿人)は大部分漢方醫で、その素質貧弱で醫師として認め難いものが甚だ多く、西洋醫學を修めたものの大部分は都市に居住し、地方に分布してゐない。この情勢に鑑み醫師、齒科醫、藥劑師、產婆等醫業従事者の素質向上と統制を圖る爲に醫師養成機關の充實と法規及取締規則等を制定することになつてゐる。

目下、我國にある醫師養成機關としては吉林醫學校、濱江醫學專門校の二校にすぎない。されば、民政部では文教部と協力し上記養成機關の内容充實を圖るとともに完備した官公立醫學校の新設を計畫し、新式醫學を修めたものを以て従來の漢方醫に替ふる方針である。

## 第五 戒煙制度

政府は阿片制度の確定に依り國民を煙毒より救済することは建國精神に則する所以で國家の降替に關する緊急要件であ



部交外



印調日細定協開稅滿日

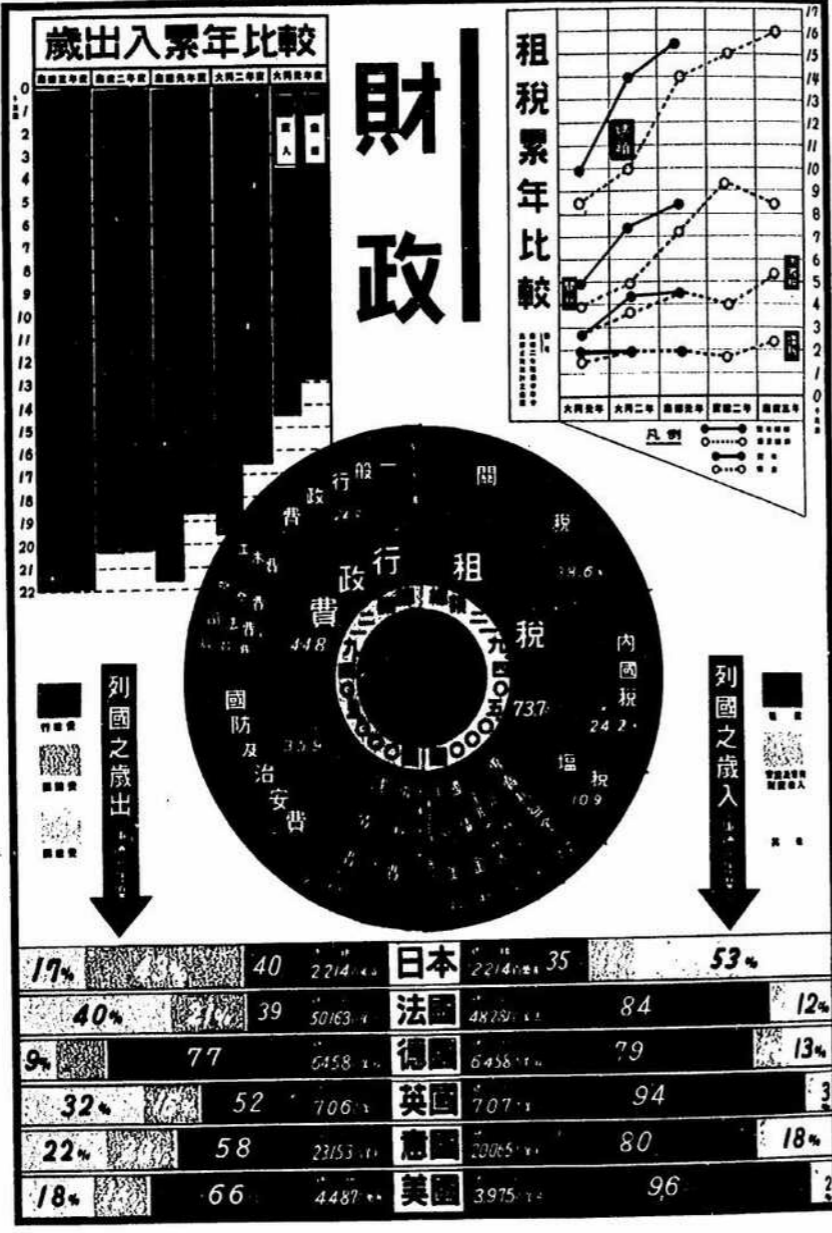


印調女定協渡庫藏北  
(會開本日本日三月三年二)

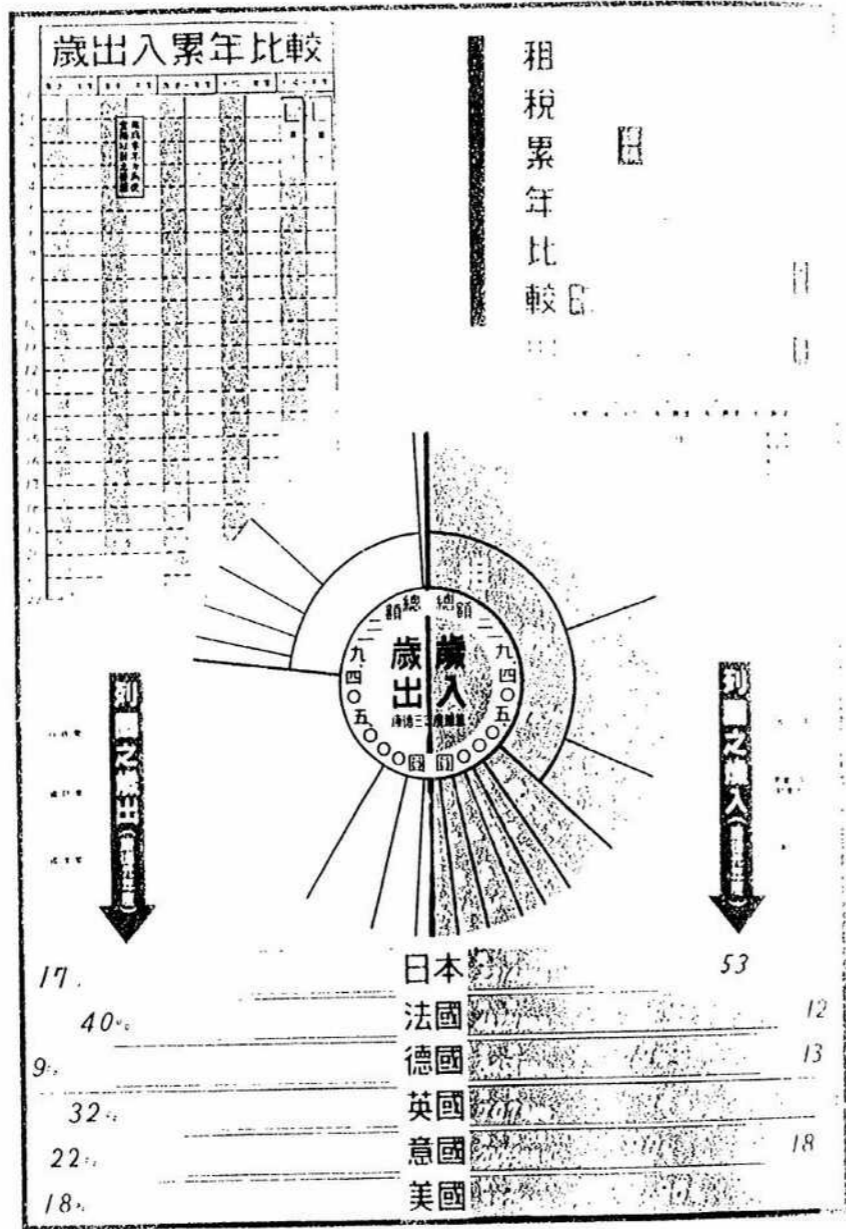
(日六月五年二)  
(會開本日本日)

ることを痛感し、大同元年十一月阿片法を制定公布した。その主旨は五十箇年を以て阿片麻藥中毒者を根絶せんとするも、漸禁方針によつて此の目的を達せんとし戒煙所設置及阿片專賣によつて此の目的の貫徹を期してゐる。

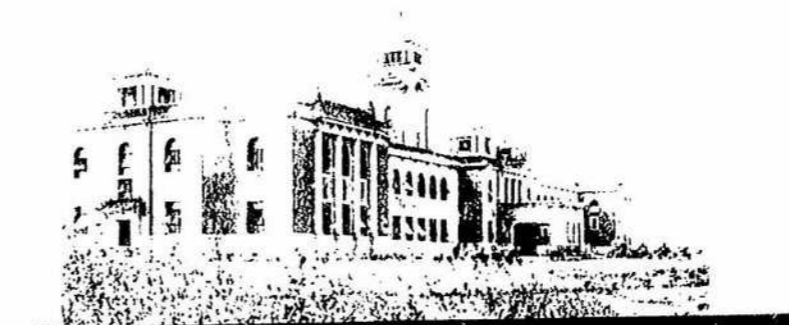




露光量違いにより重複撮影



### 租稅累年比較



露光量違いにより重複撮影

## 第五章 財政

### 第一節 概 説

舊軍閥時代の財政政策は全く放漫そのものであつて豫算制度はあつても運用せられず歳計不足する時は發券銀行の紙幣増發によつて補充するを常とした爲發券銀行の基礎薄弱にして紙幣信用脆弱となり價格は屢々暴落し、その危険は悉く民衆に負擔せしめたるに信用を破壊し經濟の發達を阻害すること夥しいものがあつた。故に建國に當つては堅實なる財政を確立し以て通貨の信用を維持し、此の信用を基礎として國內信用制度を發達せしめ産業開發の基地を作ること趣旨とした。その結果建國以來豫算を編成すること五度、財政の基礎強固となり世界列強が赤字財政で喘いでゐるとき獨り新興滿洲國は健全財政を堅持してゐるのである。

建國當初財政の根本方針として先づ重點を人心の安定と收入の確實に置きこれに處する第一手段として

一、事變以來一時的に弛緩した財政機關及諸制度に著しい變化を加へる事なく可及的速かに原狀に復活させる様に努力する事

一、人民の實質的負擔を増加することなくして收入の増加を圖る様にする事

以上の二方針に従ひ財政の確立に努力したのである。先づ建國宣言の日たる大同元年三月一日より同年六月末日迄を以て建國當初に於ける準備時代として、此れを第一期とし、第二期は所謂月豫算時代とし、これを七月一日から九月末日迄とした。而して十月一日以降を年度豫算確立時代とし此れを第三期とし、多難なる財政の創世紀を切り抜け財政の基礎確立するに至つたのである。財政の豫算編成の初年度、所謂大同元年度（大同元年七月—大同二年六月末日迄）の豫算編成

の根本方針は

- (一) 増税を爲さざること
  - (二) 滿洲中央銀行に對し過度の負擔を與へざること
- であつた。従つて歳出にあつては治安の維持を第一義とし之を達し得て尙餘裕のある場合に始めて産業の開發福祉増進をはかることを根本方針として編成した。

六二

## 第二節 歳計

建國以來の豫算に就てその變遷を概説すれば次の如くである。

建國年度

大同元年三月一日より六月三十日迄であつた。此の間は建國早々であり、行政各部機關の活動も未だ軌道に乗らなかつた爲、歳出歳入に關する適確な見透しがつかなかつたので取敢えず、月別に編成された。

大同元年度

政府は豫算年度を、民國時代のものをその礎踏襲し、七月一日より翌年六月三十日までを會計年度と定め、先づ財政確立に邁進することになつた。先づ、焦眉の急なる財政の確立のためには歳入補填の爲にする公債の發行其他借入金等を爲さざるの根本方針を決定、大同元年十月十八日最初の「簡年の豫算の公布を見るに至つた。之に依れば國民の實質的負擔を増さず徴稅機關の整備による歳入の確保と經費の緊縮とに依り努めて歳出歳入の均衡を圖ることとし、飽くまで治安の維持と財政の確保とに重點を置いて編成されたのであるが、一面國運の伸暢を阻む等の事のなき豫算制度の運用を圓滑ならしむる爲特に準備金一千五百萬圓を計上した。尙豫算の特色を述べれば舊政權時代には總豫算の八三%が軍事費に充

當されてゐたのに、滿洲國の軍事費は僅に其の二九%にすぎず又、殆ど閉却されてゐた國民の福祉増進に關する施設の如き滿洲國となつてからは豫算の大部分がふりあてらるゝに至つたことである。

大同二年度

大同二年六月三十日に公布された。編成方針に就いては前年度と變りはないが、大同二年度は建國以來過去一ヶ年半の時日を経過し、歳入歳出に對する見透しも就いたゞ前年度に於けるが如き相當巨額の準備金を置かなかつたこと、從來地方各省獨立の豫算を廢し之を中央に統轄したること等である。又各年度と比較し臨時部豫算の尅大なるは主として滿洲中央銀行其他特殊會社引受株式に對する拂込、地方治安肅清、及び中央並地方官衙の新築營繕費等に充てられたものである。

康徳元年度

康徳元年六月二十八日公布。依然建國以來一貫の方針たる健全財政を堅持し、財政基礎の強化、治安の維持とを期するとゞも更に更に産業開發の基礎工作に重點を置いて編成された。

康徳二年度

康徳二年六月二十六日公布。康徳三年一月一日より會計年度を改正し、之を曆年度に一致せしむることになつたので康徳二年度は七月一日より十二月三十一日までの半箇年分を編成したが、依然として健全財政主義が一貫された。

康徳三年度

康徳二年十二月二十八日公布。國防の強化、治安の改善並に産業開發の基礎工作に重點を置き、更に國際收支の均衡を圖つて國幣價値の安定を講じ、他而治外法權の撤廢、鐵道附屬地行政權委讓の遂行を圓滑容易ならしむるに備へ、本年度豫算も緊縮方針を一貫して編成された。建國以來の一般會計歳入歳出累年の比較表は次の如くである。

六三

歳入 (單位千圓)

年度	臨時部	經常部	豫		計	割合	決算	
			總豫算額	追加豫算額			決算額	割合
康徳三年	合	計	2,900,000		2,900,000	100		
	臨時部	計	1,250,000		1,250,000			
康徳二年度	合	計	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
康徳元年度	合	計	1,000,000		1,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
大同二年	合	計	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
大同元年度	合	計	1,000,000		1,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
建國年度	合	計	1,000,000		1,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
年度	臨時部	計	1,000,000		1,000,000	100		
	經常部	計	1,000,000		1,000,000			

歳出

年度	臨時部	經常部	豫		計	割合	決算	
			總豫算額	追加豫算額			決算額	割合
康徳三年	合	計	2,900,000		2,900,000	100		
	臨時部	計	1,250,000		1,250,000			
康徳二年度	合	計	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
康徳元年度	合	計	1,000,000		1,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
大同二年	合	計	1,000,000	1,000,000	2,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
大同元年度	合	計	1,000,000		1,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
建國年度	合	計	1,000,000		1,000,000	100		
	臨時部	計	500,000		500,000			
年度	臨時部	計	1,000,000		1,000,000	100		
	經常部	計	1,000,000		1,000,000			

備考 一、割合は各年度總額の比較割合を示すものにして大同元年度を100とす  
二、康徳二年度豫算は中間年分とす

一、廣徳三年度總算額表

歲入	一九三、三三四、〇五六圓
歲出	二六、一七〇、九四四
歲入總計	七、〇二五、一六七
歲出總計	一〇、〇〇〇、〇〇〇
歲入總計	九、一四五、七七七
歲出總計	二一九、四〇五、〇〇〇
歲入總計	一三四、三三二、八一〇
歲出總計	八五、〇八二、一九〇
歲入總計	二一九、四〇五、〇〇〇

二、廣徳三年度一般會計總算額對前年度比較表

區分	廣徳三年度	前年度	比較 (△印減)
歲入	一九三、三三四、〇五六圓	一八八、六〇五、七三三圓	(一〇四、六二八、三三三)
歲出	二六、一〇七、九四四圓	二七、七二一、四六六圓	(一六、〇三三、五九〇)
歲入總計	二一九、四〇五、〇〇〇	一六〇、八八四、二六七圓	(△六、六一四、九七七)
歲出總計	二一九、四〇五、〇〇〇	二一六、三九二、九三三圓	(△六、六八七、九三三)

種目	廣徳三年度	前年度	比較 (△印減)
普通	七、〇二五、一六七	四、九八二、二七八	(△二、〇四二、八八九)
國債	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
利息	九、一四五、七七七	二、六四一、〇六八	(△三、六七五、六〇八)
歲入總計	二一九、四〇五、〇〇〇	二〇四、九九八、七〇〇	(一四、四〇〇、七〇〇)
歲出			
經常部	一三四、三三二、八一〇	二五、九一〇、〇二六	七一、四〇五、七八四
臨時部	八五、〇八二、一九〇	(八四、一六三、三七八)	(八、四八八、七五八)
歲出總計	二一九、四〇五、〇〇〇	(二〇四、九九八、七〇〇)	(九、一八九、八四二)

備考 括弧内の金額は前年度總算額の倍額なり

三、廣徳三年度一般會計歲入種目別總算額對前年度比較表

種目	廣徳三年度	前年度	比較 (△印減)
經常部	一六一、七五七、〇〇〇圓	(七五、六六四、〇〇〇圓)	(八六、〇九三、〇〇〇圓)
臨時部		(一五、三二八、〇〇〇圓)	(九四、四〇七、六〇〇圓)
租稅			

關稅	內國稅	鹽稅	印紙收入	專賣利益金	專賣總署利益金	權運署利益金	硝磺總局利益金	官產收入其他諸收入	經常部合計	臨時部	普通	由特別會計
八四、七六一、〇〇〇	五三、一四八、〇〇〇	二三、八四八、〇〇〇	八、六三九、三三六	一五、八三四、〇〇〇	一三、二三四、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	七、〇〇三、七三〇	一九三、二三四、〇五六	四、〇九九、六七八	二、九二五、四八九	四、五五六、七三六	二、四二五、五四二
(九三、二五八、〇〇〇)	(四〇、二九八、〇〇〇)	(二七、八八八、〇〇〇)	(六、三三一、〇〇〇)	(四、八六三、三九五)	(七、七八八、三三〇)	(二、八九〇、〇〇〇)	(九、六六一、三三八)	(二、七八八、六〇五)	(九、一三二、四七二)	(八、五一一、〇八四)	(四、五五六、七三六)	(八、五一一、〇八四)
(△八、四一三、〇〇〇)	(△三、八〇〇、〇〇〇)	(△一、九〇七、〇〇〇)	(△五、二二二、三三六)	(△一、〇七〇、六〇五)	(△五、四四五、三九〇)	(△一、六九九、八七五)	(△二、三三二、三九二)	(△一、〇四六、二八三)	(△五、〇五七、〇五八)	(△二、〇七四、四〇五)	(△五、〇五七、〇五八)	(△二、〇七四、四〇五)

國債金	利息金	臨時部合計	總計
一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、一四五、七七七	二六、一七〇、九四四	二二九、四〇五、〇〇〇
(一〇、〇〇〇、〇〇〇)	(二、六四一、〇六八)	(三二、七九五、九三七)	(二〇〇、九九八、七〇〇)
五、〇〇〇、〇〇〇	(△三、六七五、六〇八)	(△九、七七七、九七七)	(△九、四〇七、六三〇)

備考 括弧内の金額は前年度繰越算額の借額なり  
 四、廣徳三年度一般會計歳出所管別豫算額對前年度比較表

所管別	廣徳三年度	前年度	比較 (△印減)
帝室費	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
經常部	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
臨時部			
合計	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
總務部	九、九一〇、一五〇	(八、六三九、一七二)	(五、五七〇、九七八)
經常部		(八、六七八、三四四)	(一、二三一、八〇六)

合	計	七三,五四五,一三〇	(三二,一五〇,六五八)	四一,三九四,四七二
財	政		(六四,三〇一,三一六)	(九,二四三,八一四)
經	常	一四,二二九,二七〇	(七,〇九五,三九四)	七,一三三,八七六
臨	時	一一,一六五,〇一一	(七,三二五,一三五)	(三,七四九,八七六)
合	計	二五,三九四,二八一	(一〇,八二〇,五二九)	(一四,五七三,七五二)
實	業		(二一,六四一,〇五八)	(三,七五三,二二三)
經	常	二,八九〇,二六六	(三,〇五五,〇四四)	(一,三六二,七四四)
臨	時	二,七三三,一〇二	(三,七二五,八九七)	(一,〇〇七,二〇五)
合	計	五,六二三,三六八	(六,五〇六,八三九)	(二,三六九,九四九)
交	通		(六,五〇六,八三九)	(一,三八三,四七〇)
經	常	二,六八九,二六八	(二,五九九,二〇八)	一,三八九,六六四
臨	時	一,四二六,四五四	(二,二八二,一〇八)	(九〇〇,〇六〇)
合	計	四,一一五,七二二	(五,一六三,四二四)	(一,五三四,七〇二)

臨	時	部	一,一八五,四二三	(二,一六八,六四九)	(五七七,〇七四)
經	常	部	三,四九五,九二四	(七三二,五二二)	(三,一三三,三九二)
合	計		一,五三三,三四七	(二,九七四,六一〇)	(一,五五六,七四二)
軍	政			(一,九四九,二一〇)	(一,四一七,八六三)
經	常	部	六〇,八七一,八九九	(二五,五二九,六一二)	(三五,三四二,二八七)
臨	時	部	一一,六七三,二二一	(六,六二一,〇四六)	(九,八一一,六七五)
合	計			(三二,一五〇,六五八)	(四五,五二二,八六二)
外	交			(四二,六六七,〇六六)	(一八,七四〇,一七八)
經	常	部	二,四二〇,五七七	(二,六八四,三二八)	(一〇,七七七,一三)
臨	時	部	一五,八六七,九三四	(二五,八〇九,七三九)	(七,九六三,〇六五)
合	計		四〇,〇七三,七一	(四二,三三三,五三三)	(一八,七四〇,一七八)
民	政			(四二,三三三,五三三)	(一八,七四〇,一七八)
經	常	部	三九,〇〇四,三七一	(三八,五〇九,七三二)	(四九,四九,五〇五)
臨	時	部	四八,九一四,五二二	(四七,一八八,〇七六)	(一五,三二〇,四八三)
合	計			(九四,一〇二,八〇八)	(六四,八一九,九八八)



司 法 部	經 常 部	臨 時 部	合 計	文 教 部	經 常 部	臨 時 部	合 計	政 治 部	經 常 部	臨 時 部	合 計	經 常 部 合 計	合 計	
														歲入
			九、六七一、七五二				九、八八六、一三〇				二、二四七、三二九	二、二四七、三二九	九、六七一、七五二	二、二四七、三二九
			(四、六〇二、二五九)				(四、七〇九、四四八)				(一、〇六九、九七八)	(一、〇六九、九七八)	(四、六〇二、二五九)	(一、〇六九、九七八)
			五、〇六九、四九三				五、〇九〇、〇四三				二、二四七、三二九	二、二四七、三二九	五、〇六九、四九三	二、二四七、三二九
			(四、六〇二、二五九)				(四、八三二、九四四)				(一、〇六九、九七八)	(一、〇六九、九七八)	(四、六〇二、二五九)	(一、〇六九、九七八)
			一〇七、一八九				六六八、三六七				九八三、四一八	九八三、四一八	一〇七、一八九	九八三、四一八
			(二、四三三、七八)				(二、七七八、六八四)				(四、五五九、九三六)	(四、五五九、九三六)	(二、四三三、七八)	(四、五五九、九三六)
			五、一七六、六八二				五、〇九〇、〇四三				二、二四七、三二九	二、二四七、三二九	五、一七六、六八二	二、二四七、三二九
			(四、六七二、三三四)				(六、一一一、六二八)				(一、〇六九、九七八)	(一、〇六九、九七八)	(四、六七二、三三四)	(一、〇六九、九七八)
			二、〇〇五、二〇四				六六八、三六七				九八三、四一八	九八三、四一八	二、〇〇五、二〇四	九八三、四一八
			(△四一、二六八)				(二、七七八、六八四)				(四、五五九、九三六)	(四、五五九、九三六)	(△四一、二六八)	(四、五五九、九三六)
			△二、〇三三、二二九				五、〇九〇、〇四三				二、二四七、三二九	二、二四七、三二九	△二、〇三三、二二九	二、二四七、三二九
			(△一、〇二一、五八五)				(六、一一一、六二八)				(一、〇六九、九七八)	(一、〇六九、九七八)	(△一、〇二一、五八五)	(一、〇六九、九七八)
			一、一七七、三七一				六六八、三六七				九八三、四一八	九八三、四一八	一、一七七、三七一	九八三、四一八
			(二、〇七三、七三)				(二、七七八、六八四)				(四、五五九、九三六)	(四、五五九、九三六)	(二、〇七三、七三)	(四、五五九、九三六)
			五、二八、四五二				五、〇九〇、〇四三				二、二四七、三二九	二、二四七、三二九	五、二八、四五二	二、二四七、三二九
			(七三、四八六)				(六、一一一、六二八)				(一、〇六九、九七八)	(一、〇六九、九七八)	(七三、四八六)	(一、〇六九、九七八)
			一、七〇五、八〇三				六六八、三六七				九八三、四一八	九八三、四一八	一、七〇五、八〇三	九八三、四一八
			(一、八〇五、八五九)				(二、七七八、六八四)				(四、五五九、九三六)	(四、五五九、九三六)	(一、八〇五、八五九)	(四、五五九、九三六)
			七、四〇五、七八四				五、〇九〇、〇四三				二、二四七、三二九	二、二四七、三二九	七、四〇五、七八四	二、二四七、三二九
			(八、四八八、七五八)				(六、一一一、六二八)				(一、〇六九、九七八)	(一、〇六九、九七八)	(八、四八八、七五八)	(一、〇六九、九七八)

臨時部合計	臨時部合計
八五、〇八二、一九〇	四三、〇〇〇、五一六
(八四、一六三、三四八)	(九一、八、八四二)
二一九、四〇五、〇〇〇	一一四、四〇六、三〇〇
(二〇〇、九、九九七、四〇〇)	(九、四〇七、六〇〇)

備考 括弧内の金額は前年度繰越算額の倍額

五、廣徳三年度各特別會計歳入歳出預算額表

會 計	總務課所管	減債基金	關稅及鹽稅擔保 費外債整時基金	需 品	國 都 建 設 局	歲入		歲出		計
						歲入	歲出	歲入	歲出	
						六、八三七、八五四	六、八三七、八五四	六、八三七、八五四	六、八三七、八五四	六、八三七、八五四
						六、八三七、八五四	六、八三七、八五四	六、八三七、八五四	六、八三七、八五四	六、八三七、八五四
						四六、四九七、七三九	四六、四九七、七三九	四六、四九七、七三九	四六、四九七、七三九	四六、四九七、七三九
						八三五、七六二	八三五、七六二	八三五、七六二	八三五、七六二	八三五、七六二
						六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
						六、四二四、九一九	六、四二四、九一九	六、四二四、九一九	六、四二四、九一九	六、四二四、九一九
						六、三〇〇、五〇八	六、三〇〇、五〇八	六、三〇〇、五〇八	六、三〇〇、五〇八	六、三〇〇、五〇八



十三萬圓、四分を占むる印紙収入の八百六十三萬圓、臨時部歳入は一千六百十七萬圓であるが之は歳計剩餘金が主たるものである。

歳出の主なるものは大別すれば帝室費二百萬圓の外に行政費が四割六分を占め一千百十萬圓、國防治安に要する経費は三割五分に當り七千七百三十八萬圓、其他一割を占むる國債費二千八十六萬圓、六分を占むる徴稅費一千三百五十五萬圓等である。

此の總計の大きさを諸外國のものに較ぶれば日本帝國の明治三十二年、三年當時に相當し、實質に於て現在の朝鮮總督府豫算の上に位し、歐洲のノルウエー、デンマーク、スイス國等を凌視するものである。

次に本年度の新規経費に就て言へば其總額五千六百六十三萬圓であつて之を事項別にすると第一は道路建設及主要都市水害豫防工事、地方土木事業、衛生施設、金融組合補助、各種産業獎勵費、地方教育補助等所謂民利増進施設のために一千八百九十四萬圓を計上した。第二に國防及治安維持の爲にする臨時警備費、討伐費、通信の整備費、部隊充備費、營繕費等を合せて一千二百九十六萬圓となつて居る。此外特に日滿共同國防の國是に基く滿洲國々防分擔金として一千九百五十萬圓を計上したが之は康徳二年度豫算計上額五百萬圓と併せ日本帝國の昭和十一年度歳入豫算に繰入れらるゝ事は既に聲明の通りである。

第三は來年度は治外法權撤廢のため最終の準備を整へなければならぬ年であるから、之に關聯した經費として警察並に司法機關整備の費用、全滿稅捐局改編に要する費用として、新規経費三百六十萬圓を計上した。其他金額の相當額つたものは營繕費、遼河及松花江航路維持費、地籍整備費、縣費補助、減債基金繰入等であつて之等を合せると一千三百八萬圓に達して居る。

以上一般會計に就て概略の説明を終つたが一言特別會計に就て附加へると、特別會計は歳入總計二億三千五百五十萬圓、

歳出總計一億七千三百六十八萬圓であつて、本年度は國有林經營のため新たに森林特別會計を設けた爲其數は十四となつた。國有林は滿洲國の重要な資源であるから之が永年に亙る伐採計畫を樹て合理的經營を爲す爲めその事業費に就て特別會計を設置したものである。

尙ほ康徳三年度豫算と同時に公布された。新會計法について述べやう

從來滿洲國は會計に關しては特別の法令を規定することなく、専ら實質上豫算會計制度の樹立普及に努力して來たが、今や國內治安の改善と政府各機關の整備に伴ひ、會計法の實施可能なる状態となつたが故に、慎重審議の結果、茲に新會計法の制定を見たのである。

新會計法は大體日本の立法令に倣つたのであるが、滿洲國の特殊事情をも考慮し、次の諸點に於て、日本の會計法と異つて居る。即ち會計年度を曩に述べたる如く曆年制とし、繼續費を認めず、施行豫算に對し補整豫算の制を設け、第二準備金を以て支辨する経費を臨時費に限り、決算は之を布告せしむる等の諸點である。

康徳三年度一般會計歳出種目別豫算額表

目的別	金額	百分比	備考
帝室費	三、五八七、一〇〇	一・六	
行政費	九八、二四七、二八一	四四・八	
國防及治安費	七、八七九、四二五	三五・九	國防分擔金一千九百五十萬圓を含む

徴税費	一三、四一五、二七九	六・一	
國債費	二〇、八六二、九一五	九・五	國債中二ハ關稅及鹽稅擔保外債整理基金特別會計及減債基金特別會計へノ流入金一、二一五、二、八四二圓ヲ含ム
國庫準備金	四、五〇〇、〇〇〇	二・一	
合計	二一九、四〇五、〇〇〇	一〇〇・〇	

警察費を行政費より控除し、國防及治安費に加算するときは次の如し

行政費 八六、二七五、三五六  
 國防及治安費 九〇、七六四、三五〇  
 行政費内譯 三九・三％  
 四一・四％

目的別	金額	百分比	備考
一般行政費	五四、六五八、七四三	五五・六	
警察費	一一、九七一、九二五	一二・二	
司法費	一〇、一〇九、五一九	一〇・三	
教育費	五、〇一五、四四八	五・一	
土木費	一六、四九一、六四六	一六・八	
合計	九八、二四七、二八一	一〇〇・〇	

### 第三節 租 稅

#### 第一概 說

建國當初は先づ民心の安定を圖ることが焦眉の急務であつたため、稅制も一應従前の諸制度をそのまま踏襲し、經濟の變革に伴ふ民心の急激な衝撃を避けることに努めた。  
 然し乍らこれらの稅制に關する諸制度は舊軍閥の專恣による擄取の手段目的とさへ見られたもので改善を要するものが多いため、従來の稅制に嚴格な批判を加へ、可及的適正なる制度の確立、徵稅機關の改革に關し、之が成案を得ることに努力して來た。そのうちには既に實施されたものも相當にあるが、是等稅制の根本的改善は今後の施設計畫に俟たねばならぬ。

#### 第二關稅制度

政府は建國直後滿洲の各海關を接收し、獨立國家としての關稅自主權を確立すべきところ穩健に本問題を處理するため大同元年三月十一日非公式に大連を含む全滿海關及び其分局は一切之を滿洲國の統轄に歸せしめ、輸入稅率及び其の徵稅法は當分従前の儘とし、他面關稅を擔保とする外債の償還に關しては合理的方法により之を分擔する用意ある事を南京政府に提議した。

然るに南京政府は何等之に應ずることなく、其の各海關を督勵し、却つて關稅收入全部の吸收を策した。政府はその反省を要望し、つとめて平和裡に解決を圖らんとしたが南京政府の不誠意はこれを拒絶したので、やむなく、大連を除く各海關の收入の南方送附を差止めると共に、全海關收入の大半を占むる大連海關の接收を企圖するに至つた。かくて大同元



年六月二十四日に至り、總稅司メイズの福本大連海關長罷免の舉を契機に、同海關長並に部下關員は學つて南京政府の編制より離脱した。よつて、政府は宣言を發し全滿海關の實力接收を斷行した。

全海關の接收を了した大同元年七月十四日外交部總長謝介石の名で總稅務司、駐支、日、英、米、佛、伊の各公使並に東京の英、米、佛、伊各國大使宛に電報で海關收入外債償還率に關する聲明書を發した。

かくして滿洲國の關稅行政は全く自主的に開始されたのである。當時は従前の儘を踏襲したため稅關貨幣制度も輸入稅は金單位、輸出稅、轉口稅、噸稅及稅關諸手数料等は海關兩に依つて徵收して來た。その後、大同二年四月十六日以降金、海關兩を廢止し一齊に國幣建とし、三箇月後大同二年七月敕令を以て之を決定し多年に亘る金單位及海關兩の制度を全廢した。

政府は海關接收後、我國産業經濟並國民生活の現状に照し、相當不合理又は不適當と認められるものがあつたので第一次の暫定改正を斷行し、著しく排外色彩あるもの、著しく産業保護的色彩ありと認むる稅率で、我國としては之が保護に該當すべき産業なきもの、生活必需品、産業開發上切實に必要なもの、建設促進に切實に必要なりと認める建築材料等輸出品六種、輸入品二十九種の改正稅率を大同二年七月から實施した。

次いで康徳元年十一月暫定第二項關稅率改正が公布された。この改訂の主眼は産業開發、發展並に對外貿易の伸長に資せんが爲出來る限り輸出稅を廢し、或は低減するとともに、日滿經濟ブロックの強化をはかり、且つ稅制の改廢及び稅率の改正を通じ輸入に著しき減少を來さざるやう、従つて租稅收入全體に於いて増減なきことを期して改正された。

稅制關係に於いては松花江に於ける轉口稅の廢止(康徳元年十二月より施行)、オリヂナル・パス制度の廢止(哈爾濱稅關の免稅證書)等を行ひ一般の便益を圖つた。轉口稅の廢止は大略百十萬圓程度の犧牲を拂つたものである。オリヂナル・パスの廢止は今後に於ける松花江航運の伸長、滿蘇國境方面の物資の補給に寄與するところ甚大である。それと共に從來免

稅證書下附申請の手續に習熟せざる爲に屢々二重課稅の憂目を見たが、今後は明らかな積出が出來ることになつた。この外賑災附加稅法(康徳元年十一月)噸稅法(康徳元年六月)等の公布により關稅行政が劃期的の刷新を示した。建國以來關稅增加の概況を示せば次の如くである。

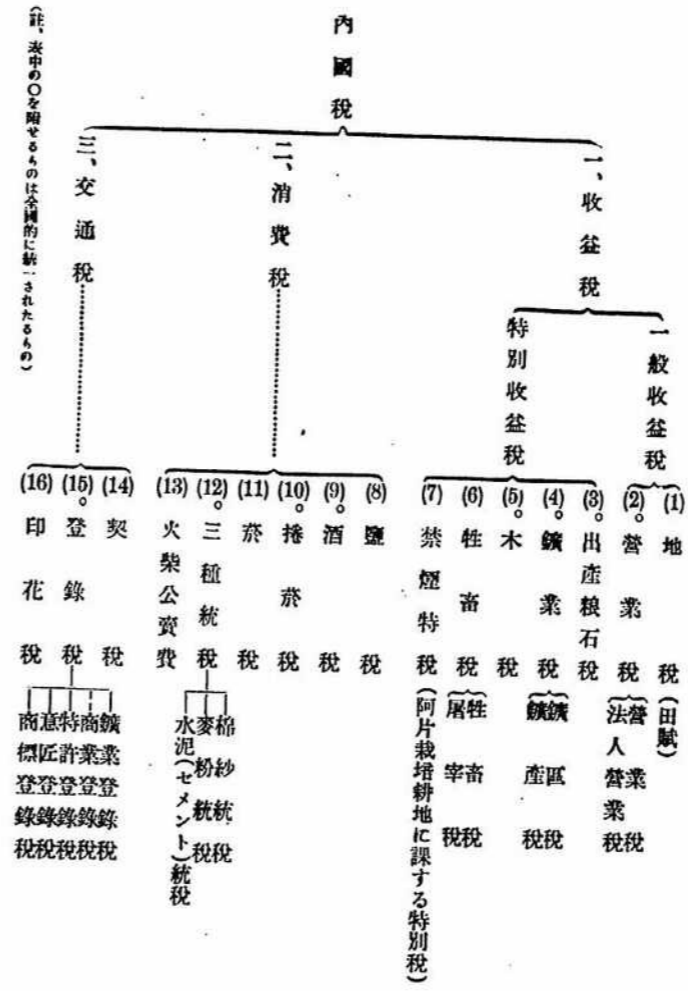
種目	年次				
	民國十九年度	大同元年	大同二年	康徳元年	康徳二年
輸入稅	三三,四九五	三三,四九五	五五,三六〇	五八,八五九	六九,七三三
輸出稅	二九,九	二九,九	三三,七五	一〇,〇二	二七,四
轉口稅	三六,一	二九,九	一〇,〇二	一,〇〇五	三
賑災附加稅	—	二,〇三	二,九六	三,三六	二,九〇
噸稅	三〇,八	五,七六	五,七六	八〇	七〇
合計	五六,〇〇	五三,四三	七五,六九	八三,三	一〇〇,〇〇

### 第三 内國稅制度

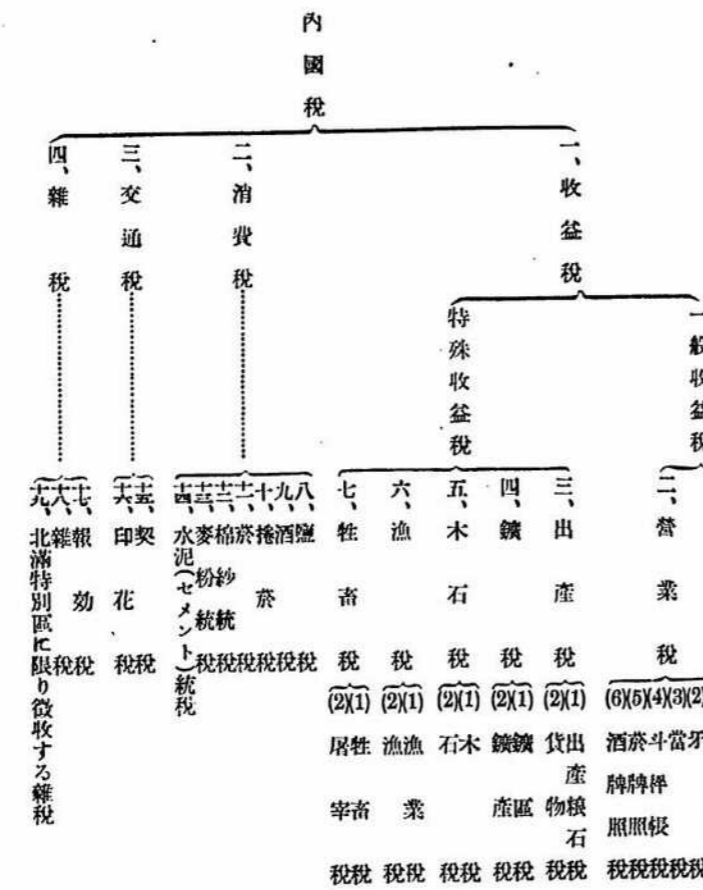
内國稅制度の整頓については財政部當局が鋭意努力した結果第一次稅制整理の事業は殆ど終了を告げ近代國家として、又滿洲國の特殊事情に即應した制度を樹立するに至つた。建國以來の内國稅整頓の概況を示せば次の如くである。

註(表中○點を附せるものは全國的に統一されたもの)

現行租稅體系



建國當時に於ける租稅體系



次に税制整理の第一期事業とも謂ふべき應急的整理改善は夙に之を完了し、第二期事業たる第一次税制整理も已に其の大部の改正を終了し、現在整理未済に属するものは、地税（田賦）、契稅、牲畜稅、菸稅、火柴公賣費、鹽稅、及び印花稅とであるが、試に建國後に於ける税制整理の跡を税目別に願みれば次表の如くである。

地方別	建國當時の税制		現行税制		備考
	税目	目数の	税目	目数の	
地(禁煙特稅を含む)	稅	一	稅	一	整理準備中
營業稅	稅	六	稅	一	康徳二年六月改正統一
出產(煤石)稅	稅	一〇	稅	四七	大同二年十一月改正統一
礦業稅	稅	三	稅	一三	康徳二年八月改正統一
木稅	稅	一	稅	一六	康徳元年八月改正統一
石稅	稅	一	稅	一〇	康徳二年六月廢止
漁稅	稅	三	稅	一三	康徳三年六月廢止
牲畜稅(屠宰稅を含む)	稅	二	稅	二	整理準備中
酒稅	稅	二	稅	二	康徳二年七月改正統一
計		二九		二九	

建國當時の税目數合計	現行の税目數合計		備考
	税目	目数の	
捲菸稅	稅	一	康徳元年六月改正統一
菸稅	稅	二	整理準備中
三種統稅	稅	三	康徳二年十二月改正統一
火柴公賣費	費	一	火柴稅改正準備中
契稅	稅	二	整理準備中
印花稅	稅	一	整理準備中
家釀自用酒稅	稅	四	康徳二年二月酒の稅法改正に關聯して創設
礦業登錄稅	稅	一	康徳二年八月礦業法の制定に伴ひ改正
商業登錄稅	稅	一	康徳二年十二月商業登記法の制定に伴ひ創設
計		二二	

尙整理したる主要税目につき簡單なる解説を加ふれば

一、出產積石稅 本稅制は從來各省によりて異なりし、積石に對する出產稅制度を、全國的に改正統一し且、課稅取締の制度を確立すると共に、其の負擔を可及的に輕減し以て農民救済に資する爲、大同二年十一月三十日敕令第九四及九五

號を以て改正した。

二、鹽稅 帝制實施により財政計畫の容す範圍に於いて、國民の生活必需品たる食鹽に對する課稅負擔を軽減する必要ありし爲、大同三年二月二十二日勅令第八號を以て改正した。

三、捲菸稅 本稅は從來稅率の按配不合理であつて、稅收の確保を期することが出来ないのみか、負擔の適正を缺き且つ煩瑣なる運照に依り、課稅の取締りを爲す等に對しては、根本的改正を加ふる要ありし爲、康徳元年六月二十九日勅令第一〇八號を以て改正した。

四、營業稅 本稅の改正は民衆と國民經濟並に治外法權撤廢後外國人課稅の問題を考慮して施行したもので康徳二年六月二十九日勅令第五五號第六五號を以て公布同年七月一日より實施した。

五、酒稅 本稅之各省區々なりしと、負擔の權衡適正なざりし爲、康徳二年七月二十二日勅令第七一號酒稅法並勅令第七二號家釀自用酒稅法を施行し、從來の制度に大改正を加へた。

六、鑛業法 從來とても鑛稅として鑛區稅、鑛產稅があつたのであるが、康徳二年八月一日勅令第八十五號を以て鑛業法が實施されたので、同日附令第八六號を以て鑛業稅法を施行し從來の面目を一新した。

七、木稅 從來に於ける木稅の稅率は各省區々であつて而も全國概ね高率に失し且つ負擔の公平を缺くのみならず木材の地方稅も亦各地亂雜不統一にして、其の負擔輕からず、之が爲森林資源の開發を阻礙すること多きに鑑み康徳元年八月二十九日勅令第一〇八號を以て改正した。

八、三種稅 從來の本稅は稅法の大綱たる稅率乃至課稅方法には差異なき他の部分例へば罰則又は取締り規定中地域的に相違せる點多く、施行上不便尠からざるものあるのみならず、從來の儘にては他の消費稅との權衡を失する點尠ならざるを以て、康徳二年十二月勅令第一五七號を以て改正した。

九、鑛業登錄稅 前掲鑛業稅の施行に伴ひ鑛業權の設定、移轉等其の權利關係を明確ならしむる爲、康徳二年八月勅令第八七號を以て鑛業登錄稅法を施行し本稅を創設した。

十、商業登記稅 康徳二年十二月勅令第一五二號商業登記法が本年一月一日より施行せらるゝに及び本稅を創設した。次に全國的に統一されたる營業稅、出產狼石稅、鑛業稅、木稅、鹽稅、酒稅、捲菸稅、三種統稅、及登錄稅に就て其の稅率を示せば

一、營業稅

(イ) 一般營業稅

〇・二%

(二) 物品販賣業、賣買金額

卸

甲 〇・三% (糧石、石油、麥粉、白綿絲、白綿布、木材、麻袋、豆油及豆粕)

乙 〇・五% (甲に屬せざる物品)

小賣

甲 〇・五% (糧石、石油及麥粉)

乙 〇・六% (甲に屬せざる物品)

(二) 製造業賣買金額

甲

〇・四% (豆油、豆粕、麥粉、綿布、及榨蠶糸)

乙 〇・六% (甲に屬せざる物品)

(三) 其他の營業

收入金額

〇・四%より 四%迄

請負金額

〇・五%より 一、二%迄

報償金額

三%

(ロ) 法人營業稅

營業純益の 六%



二、出産積石税

(一) 粗 粮	従價	〇・五%
(二) 細 粮	同	一%
(三) 油 粮	同	二・五%
(四) 豆 類	同	二・五%

三、鑛業税

(イ) 鑛 區 税

(一) 鑛業法第三六條第二項に依るもの	每區毎年	三〇〇圓
(二) 鑛業法第三七條に依るもの	每一陌毎年	一・二圓

(ロ) 鑛業税 鑛産物價格の

一・五%
------

四、木 税

(一) 木 材	従價	八%
(二) 木 梓	同	四%

五、性 畜 税

(イ) 性 畜 税

(一) 牛、馬、騾	賣買價格の	五%乃至六%
(二) 驢	同	三%乃至五%
(三) 豚、羊	同	二%乃至五%

(四) 駱 駝 同 五%

(五) 各凍豚、凍牛、凍羊 三%

(ロ) 屠 宰 税 每頭 一角乃至一圓

六、鹽 税

海 鹽	每擔	六・〇〇圓
魚 鹽	”	一・五〇圓
工 業 鹽	”	二・〇〇圓
輸 出 鹽(日本)	”	〇・五圓
蒙 古 鹽	”	四・七〇圓

尙舊吉林省及黑龍江省下に在りては以上の外公賣費を加徴す

七、酒 税

(一) 酒 精	一石に付	一四・〇圓
(二) 燒 酒	一石に付	八・五圓
甲 酒精分五〇以上のもの	一石に付	六・五圓
乙 酒精分五〇未満のもの	”	八・五圓
(三) 黄 酒	一石に付	一・〇圓
(四) 紹 興 酒	”	九・五圓
(五) 啤 酒(麥酒)	”	九・五圓

- (六) 日本清酒 " " 二・〇圓
- (七) 朝鮮藥酒 " " 九・五四
- (八) 濁酒 " " 八・五四
- (九) 前各號以外の酒類
  - 甲 酒精分一五以上のもの 一石に付 酒精分一毎に九角
  - 乙 酒精分一五未満のもの 一石に付 一二圓
- (註) 滿洲國の一石は一〇〇立
- 八、捲菸稅
  - (イ) 紙卷煙草 五〇、〇〇〇本に付 三九圓―六〇〇圓
  - (ロ) 葉卷煙草 一、〇〇〇本に付 二四―六四圓
- 九、菸稅
  - (イ) 菸稅 從價 一〇%乃至一三%
  - (ロ) 菸公賣費 從價 六%乃至一二%
- 十、三種統稅
  - (イ) 棉紗統稅
  - (甲) 漂白、染色、其の他の加工を施さざる綿糸
    - (1) 二三番手以下のもの 每六〇疋 二・七五圓
    - (2) 二四番手以上のもの 每六〇疋 三・七五圓

(乙) 甲に屬さざる綿糸 從價 五%

- (ロ) 麥粉統稅 一包裝に付き重量二四疋又は其の端數毎に一角
- (ハ) 水泥統稅 セメント每百疋に付三・六角

十一、登録稅

(イ) 鑛業登録稅

(一) 鑛業權の移轉

甲 相續

乙 相續以外の一般承繼に依る移轉

(二) 鑛區訂正

甲 鑛業法第三〇條の規定によるもの

乙 鑛業法第四一條又は第四二條の規定に依るもの

(三) 抵當權の設定

新規登録 債權金額の一%

(四) 抵當權の移轉

相續以外の一般承繼による移轉

(五) 滞納處分以外の原因に因る鑛業權(租鑛權を含む)又は抵當權處分の制限 債權金額の〇・五%

(ロ) 商業登録稅



左記税率を除くの外同一登記事項については全く日本の現行税率と同一である。

九二

- (一) 商人通例法第五條に依るもの 每一件 五圓
- (二) 商人通例法第六條に依るもの 每一件 五圓
- 十二、特許登録税 日本現行税率と同一である
- 十三、意匠登録税 日本現行税率と同一である
- 十四、商標登録税 日本現行税率と同一である

終りに滿洲國が今後爲さんとする租税制度改善計畫に就き一言せんに、現在整理未済に屬するものは地稅(田賦)、契稅、牲畜稅、菸稅、火柴公賣費及印花稅なるが、田賦を除く各稅は最近の機會に於て改正せんが爲、目下折角準備中である。尙整理方針に就いては敘上地稅制度の改正、印花稅制度及契稅制度の改正に依り、收益稅及交通稅の整備を期せんとするも、尙租稅體系としての一大缺陷は俸給生活者、自由職業者、竝財產依食者等に對する所得稅制の缺如であるが、之に對しても財政部としては極めて慎重な態度を以て一つの鐵案を得べく攻究中である。

次に國稅と地方稅との合理的調整は、地方財政の整頓、中央財政の確立上喫緊のことであるから、附加稅制度の擴大乃至交付金制度の樹立等に關しても、我國情と建國の精神とに相背馳しないような恰當の方策に付、研究の歩を進めて居る次第である。

#### 第四節 公債及借入金

滿洲國に於ては財政の堅實を期する趣旨より、なるべく公債を起さざる方針を採り來つてゐるが、從來の政治機關の債務を整理して中央銀行繼承補償公債、鐵道公債、積缺善後公債等を發行し、主として國道建設の資に供するため大同元年

十月建國公債を日本に於て募集し、中華民國の鹽稅及び關稅を擔保とする諸外國よりの借款に付ては滿洲國は國際信義を重んじ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立て、をり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の蘇聯共和國より讓受に際しては所謂北滿鐵道公債第一回を發行し且七月には第二回公債を發行した。北鐵公債は一億八千萬圓限度で逐次に日本に於て發行せられる筈で、現在國債總額は二億二百七十二萬五千圓に達し、外に康德二年度内借入豫定として九百八十萬圓がある。なほ以上の外に建國功勞者に對する賜金八百五十萬圓に對する建國功勞賜金公債法が康德二年七月公布されたが、本公債は發行價格は債權金額、利率は年五分、二十五箇年償還、證券を發行せずして登録公債とし、政府の認可を経て移轉又は債權の設定を爲し得べく、且之を第三者に對抗するには登録を要し、中央銀行本行で取扱ふことになつてゐる。

公債及借入金總額一覽表 (康德二年十二月末現在)

區分	公債	借入金	計
內貨債	六一、八二五、二五〇	五二、九四六、四五二・四六	一一四、七七一、七〇二・四六
外貨債	九八、〇〇〇、〇〇〇	一八、二〇〇、〇〇〇・〇〇	一一六、二〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	一五九、八二五、二五〇	七一、一四六、四五二・四六	二三〇、九七一、七〇二・四六

註 外貨債ハ全テ日貨債ナリ

外貨債發行要項一覽表

名 稱	發行方法	院令公布日	發行額	發行價格	償還期限	同年數	利率	利子支拂期
建國公債	引受	大同 一二一九	20,000,000	六五	康德 七二〇	七	五分	十二月一日
第一次 投資事業公債	康德	一、七、六	10,000,000	六〇	同 八三〇	三	四分	八月二十日
北滿鐵道公債 (第二回)	同	三、三、三	20,000,000	六〇	同 三、四、五	七	四分	四月二十五日
同 (第二回)	同	二、七、七	20,000,000	六五	同 三、八、五	七	四分	八月二十五日

内國債發行要項一覽表

名 稱	發行方法	院令公布日	發行額	發行價格	償還期限	利率	利子支拂期
積缺善後公債	交付	大同 二、九、五	5,120,000	一〇〇	康德 三、六、五	三分	十二月一日
瀋海、呼海、齊克三 鐵道收用補償公債	同	二、三、五	11,240,000	一〇〇	同 五、〇、三、五	六分	十二月一日
一時關稅公債	同	康德 一、五、九	3,520,000	六三	同 二、四、五	五分	十一月一日
滿洲中央銀行 繼承虧損補償公債	同	二、三、六	20,000,000	一〇〇	同 二、四、五	五分	十二月十三日
建國功勞賜金公債	登録	同 二、七、三	8,120,000	一〇〇	同 二、七、三	五分	十二月一日

起債目的に因る現在國債額別

起債目的	内 容	債 額
建國經費	滿洲中央銀行繼承虧損補償	二八、〇〇〇、〇〇〇
金融調整	積缺善後處分	三三、〇〇〇、〇〇〇
財政整理	稅關職員一時賜金	五、一四七、九五〇
殖産興業	鐵道買收	三、五九九、三〇〇
都市計畫	新京、哈市上下水道其他ノ公益事業	七、九二八、〇〇〇
建國功勞賜金		一〇、〇〇〇、〇〇〇
合 計		八、一五〇、〇〇〇
		一五九、八二五、二五〇

(五) 減債基金

關稅釐稅擔保の舊外債に對しては國際信義に期り、之を分擔する趣旨で該收入内より舊外債償還基金として左記の通り積立てゝゐる。

	積立豫定額	積立済額
大同元年度	一三、三八六、一九二四	一三、三八六、一八九四
大同二年度	一一、八四八、六五五	一一、八四八、六五五
康德元年度	六、四二〇、一八八	六、四二〇、一八八
康德二年度	五、〇一二、五九八	五、〇一二、五九八
康德三年度	一〇、三二四、六八七	

尙一般國債償還の爲減債基金の制を設け、歳計剩餘金の百分の十を之に繰り入れらるゝことに定め大同二年より實施してゐる。

### 第五節 地方財政

#### 第一概 説

建國前に於ける地方行政組織は極端たる地方分權制度であつた爲地方團體の財政は所謂請負制であつた。縣の行政機關としては縣政府（縣公署）と財務、警務、教育、實業等の各局とが相互に獨立機關として、對立し各局長は嚴密なる意味に於いては縣長の補助機關でなかつた。又市縣の財務に關しては完備した統一的法制がなく、縣公署の經理は國庫支辨の經費に依り、各局の經理は地方款によつて爲さるゝのを原則とし、田賦契稅等の國稅は縣公署に於て委託徴收をした。我國成立後、大同元年度に於いては、地方團體として強力な封建的存在たりし省を法制上行政區劃としての省に變じ、又、地方團體たる縣市財政の直接の監督官廳たりし省府政廳は全部之を廢止し財政部直轄下に稅務監督署を設置し専ら監督を司らしむることとした。

その後、治安の確立に伴ひ、大同二年度より地方團體の豫決算制度の確立、地方稅制の整理等實質的改革に着手してゐたが、豫決算制度の確立は、新省制度實施とともに本格的軌道に乗り、地方稅制の整理に就いても康德二年八月二十四日地方稅法、同施行規則の公布とともに劃期的刷新を見た。

地方制改正の根本方針は次の如くである。

- (一) 負擔に急激なる變動を來さしめざることを念慮し可及的負擔の普遍公正化を圖ること
- (二) 國稅制度との調整を圖ること
- (三) 歲入の確保を期すると共に國民の權利伸張を圖ること
- (四) 國家的統制の實を擧ぐることを

從來地方稅の賦課徴收に關し全國的に統制したものとしては僅に軍牌捐、木捐並に鑛業稅附加捐の三者にすぎず其の他の地方稅は殆ど各縣市が自由の立場で定めてゐたもので、そこには何等の據るべき成法がなかつた爲全く區々不統一に陥り、監督指導上の不便が尠くなかつた。改正の主なる點は地方稅の體系を整理し、從來極めて複雑な稅制を國稅附加稅制度と特別稅制度との併用制體系を採つたことである。即ち次の如くである。



各省の歳計は次の如くである。(單位千圓以下四捨五入)

第二歳 計

省別	項目	歳入		歳出	
		康徳元年	康徳二年	康徳元年	康徳二年
吉林		四、八七八	二、五八八	四、八七八	二、五八八
龍江		三、五五九	一、五四〇	三、五五九	一、五四〇
黑河		五九二	二一九	五九二	二一九
三江		一、八七五	一、四七一	一、八七五	一、四七一
濱江		六、一九四	二、九一八	六、一九四	二、九一八
阿島		一、二一六	四一七	一、二一六	四一七
安東		三、一五五	一、四三五	三、一五五	一、四三五
奉天		一〇、五五二	五、三四九	一〇、五五二	五、三四九
錦州		二、九八四	一、五一九	二、九八四	一、五一九

河	一、八〇五	七四七	一、八〇五	七四七
興安南西	四一一	二四六	四一一	二四六
計	三七、三三〇	一八、五八九	三七、三三〇	一八、五八九

備考 康徳二年度ハ半ヶ月分トス

地方財政歳入は稅收入、稅外收入、地方債等であるが、その額は次の如くである。(康徳元年度)(單位千圓)

省市別	項目	歳入		割合		地方債
		稅收入	稅外收入	割合	割合	
吉林		三、一八二	一、六九五	六五	三五	二、一六七
龍江		一、八六二	一、六九六	五二	四八	三三八
黑河		一六六	四二六	二八	七二	
三江		九五三	九二二	五一	四九	三四二
濱江		三、三一五	二、八七九	五三	四七	三〇九
阿島		四一六	八〇〇	三五	六五	三二三
安東		二、〇五三	一、二〇一	六六	三四	四八九

奉天	七、二三八	六九	三、三二四	三一	一、四四三
錦州	二、〇四〇	六八	九四五	三三	七四七
熱河	八四八	四六	九五七	五四	
興安西南省	二八〇	六八	一三一	三三	二七一
新京市	四四八	六	五、二一一	九四	一、五〇〇
哈爾濱市	二、二二〇	二一	七、八〇二	七九	六、八一三
奉天市	七〇七	二六	一、九二二	七四	二、〇〇〇
吉林市	二九六	八〇	七二	二〇	
齊々哈爾市	八九	三六	一五六	六四	六四

省に於いては税収入と税外収入との割合は六〇對四〇であるが、特別市及普通市に於いては一九對八一の割合で、殆ど  
 税収以外のものに依存してゐることが判る。

### 第六節 專賣制度

#### 第一 石油專賣制度の施行

石油の國內製造及資源開發の保護助長、價格の公定、供給の適正を期すべく石油の統制計畫石油專賣制度を施行するこ

とになり、康德元年十一月石油專賣法が公布せられ、四月より施行せられた。石油專賣制度は (一) 專賣品の種類の決定 (二) 製造の制限 (即ち許可制度) (三) 輸出入の制限 (即ち許可制度) (四) 販賣 (政府が行ふ) (五) 配給賣捌の統制 (石油元卸賣人、石油卸賣人の指定) (六) 價格公定等である。  
 この專賣制度は建國の精神に依り各民族協和の大方針に基いて制定せられたものであつて輸入輸出に關しても、又政府の指定する賣捌人の資格でも、人種、國籍の如何を問はず一律に同一待遇を與へることになつてゐる。  
 專賣開始以來の豫決算は次の如くである。

年 度 別	種 目	豫 算 額	決 算 額
康 德 元 年	歳入	五、二六一、〇三三	六三七、五六二
	歳出	四、七二六、六三〇	一、四五三、〇五七
	利益金	七八六、七三〇	二二八、七一七
康 德 二 年	歳入	一〇、五四九、三〇三	
	歳出	八、九〇八、五八六	
	利益金	一、八六八、七九六	
康 德 三 年	歳入	二〇、一七六、七一八	
	歳出	一七、〇九〇、四七二	
	利益金	四、三七六、二二〇	

### 第二 阿片專賣制度と密作取締

滿洲國が阿片專賣制度を施行した目的は阿片政策の一段として阿片密毒の絶滅を目的とせるものである。従つて阿片の專賣は財政專賣ではなく、民衆の中にしみ込んでゐる阿片吸飲による毒害を矯正するために、絕對彈壓方法を執らず之を一應白日の下に曝らし、その處理權を政府が把握し、逐次經濟的手段によつて中毒を掃蕩せんとするものである。

專賣總署では目下片阿制度十年計畫を立案し實施中である。即ち次の如し。

#### 第一期施設

一、阿片專賣機關の設置 二、原料阿片の收納 三、阿片煙膏の製造 四、阿片煙者の單純登錄(吸煙證下附) 五、煙者發生防止施設 六、密取引の取締 七、阿片吸飲用器具の製造取引分配に関する統制

#### 第二期施設

一、卸賣人の廢止(販賣機關官營の第一歩として第一期に指定せる卸賣人を廢止し之を政府の事業とす) 二、煙者の認可登錄(單純登錄を制限し警察及指定醫師の調査を要す) 三、煙者救療施設の擴張整備 四、第一期施設事項の整備充實

#### 第三期施設

一、阿片煙灰の使用禁止 二、小賣人の廢止(阿片の一切取引分配供給の全部を官營とする) 三、第一期及第二期施設の整備充實  
阿片專賣制度の勵行のために專賣法施行以來地方官憲の協力を得て生阿片の生産收納に關し努力してゐる。特に罌粟の栽培區域を指定し、需要に應じ生産方面の統制を行ひ、密栽培は極力之を取締つてゐる。

從來、罌粟の密作と匪賊とは密接な關係があつたので、一方は治安維持のためにも密作は徹底的に取締る一方、栽培區域を制限することになつた。即ち康徳二年の栽培區域中間島地方は康徳三年は禁止され、康徳三年度は熱河及三江省一部と限定された。

康徳二年度、秋季治安工作の成果に鑑み、康徳三年度は徹底的に罌粟の密作を取締ることとなつてゐる。阿片專賣制度實施以來の成績は次の如くである。

年 度	豫 算 利 益 額	決 算 利 益 額
大 同 元 年	五、〇〇〇、〇〇〇 <sup>圓</sup>	三六九、八九六 <sup>圓</sup>
大 同 二 年	九、八二八、二四六	四六六、八二五
康 徳 元 年	四、〇〇〇、〇〇〇	五、四六五、二二四
康 徳 二 年	二、〇一九、五三三	—
康 徳 三 年	八、八五七、八八〇	—

### 第七節 鹽務行政

鹽務行政の特殊性と、その重要性に鑑み大同二年十一月財政部内に鹽務科が創設された爾來、複雑亂脈を極めた鹽政を統一し着々諸種の改善施設を實施してゐる。



元來、滿洲鹽價は中華民國に較べるときは遙に廉價ではあるが、他の文明國に比するときは尙甚だ高價である。鹽は人間生活の不可欠の必需品であるから鹽の價格低減は鹽務行政の中心である。されば、先づ大同元年十一月に經費鹽捐を廢止して以來、合理的鹽價の運減を圖つてゐる。滿洲に於いて鹽價の不當に高かつたのは二の原因による、即ち

(一) 鹽は課税の有力な對象であつたこと (二) 配給の不圓滑に基因する運賃及口錢等のためである。故に財政部は、一方鹽税の低減に努めると共に他方産鹽收買に對する統制を強化し、經費の増大を極力避けつゝ配給の圓滑を圖つてゐる。

現行鹽務行政は舊政權より踏襲した鹽務機關を改組したもので次のやうな組織である。即ち、鹽税及專賣の兩地域が併立してゐる外一部には鹽税を免除された地域がある。

鹽税地域に於いては、海鹽は製産地から搬出の際、蒙古鹽は輸入の際鹽税を徴收される。興安東省及北省に於けるハイル鹽および、西省の大部分において消費される蒙古鹽は課税されてゐない。

專賣地域は、吉黑權運署の專賣を施行する地域で舊吉黑兩省並に興安東省及北省の地域である。

鹽税率は海鹽(渤海岸及び黃海岸で製産されるもの)は百斤に付六圓、蒙古鹽(蒙古の鹹湖で採取輸入されるもの)は百斤に付四圓七角である。

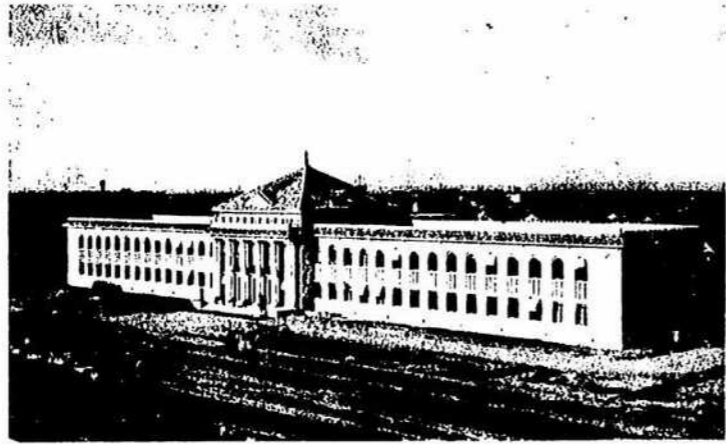
鹽税收入は次の如し

大同 元 年 度	一八,三八六,三〇六圓 (收入額)
大同 二 年 度	二〇,五四三,〇一〇 (同)
康 德 元 年 度	二二,〇二九,七一四 (同)
康 德 二 年 度	八,七三三,四六五 (七月より十二月までの實收額)

康 德 三 年 度 二二,八四八,〇〇〇 (豫算額)

康徳元年以來實施せる重なる事項をあぐれば次の如くである。

- (一) 鹽税の低減  
帝制實施を紀念として蒙鹽、海鹽共一律に百斤に付三角の減税を行つた。
  - (二) 鹽價の低減  
吉黑權運署所屬の鹽倉の販賣價格は數次之が値下を行つたが、間島における價格百斤十圓を最低として最高大黑河十圓二角に達したものを康徳元年三月一日より、百斤最低八圓八角より最高十一圓といふやうに七角乃至一圓五角に及ぶ大幅値下を斷行した。
  - (三) 海拉爾權運局鹽の接收 (康徳元年七月)
  - (四) 精製鹽の買上
  - (五) 鹽業の保護助長
  - (六) 工業用鹽の輸出  
康徳元年に一億五千萬斤を輸出してゐる。
  - (七) 補徴税の廢止
  - (八) 鹽政統一の工作
  - (九) 東遼道鹽務工作
- 等であるが鹽政及び鹽務機關の統一、鹽價の低減、鹽業助長に關して着々邁進してゐる。
- 鹽務行政の機構は次の如くである。



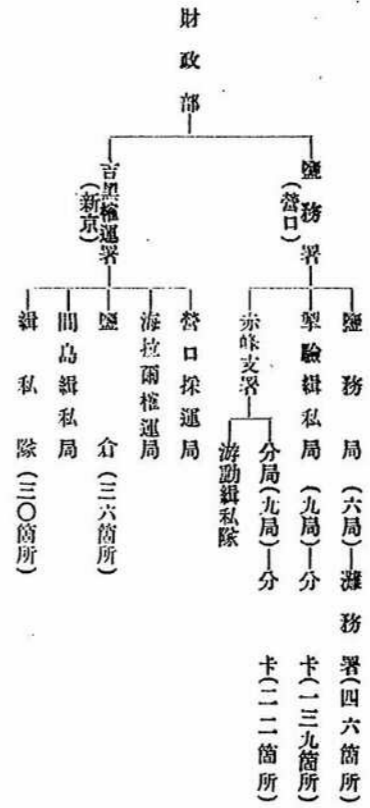
財政部



稅運署



新京稅捐局





滿洲中央銀行



滿洲中央銀行發行の  
滿洲國紙幣並貨幣

## 第六章 文教宗教

### 第一節 概 說

國民精神を培ふべき教育の刷新新興に就いては建國以來夙に留意せるところであるが、先づ舊軍閥の誤れる教育の積弊を打破し王道を基調とせる教育方針を定め、道德仁愛を以て教本となし、新興國家の文化向上に努力しつゝある。即ち教育の方針は次の如くである。

- 一、爾今各學校課には四書孝經を使用教授し、以て禮教を尊崇せしむ、
- 二、仁愛を重んじ、禮讓を講じ、王道精神を發揚すると共に人民の生活方面に於いては獨立安定を計り、交誼方面に於いては自重節義を尙び、世界民族に對しては親仁善鄰、共存共榮を以て大同に至らしむ。(大同元年全國教育廳長會議決議文)

文教に關する施設としては學校教育、社會教育及其他の文化事業の三に大別し、學校教育にあつては人格の陶冶を基本として勤勞自助の精神を振作し産業滿洲國の實務教育を施すを目的とし、社會教育にあつては國情民度に則した諸施設を計畫し活々其の實現を見つゝあるが將來一段の擴張を圖るため活々計畫を建て民衆教化の徹底を期してゐる。

その他の文化事業としては施設すべきもの甚だ多く、就中國立文化院を創設して東洋文化の研究並に保存を尙圖りつゝある。學校教育としては康徳元年度より吉林に高等師範學校を創設する外教員講習所及地方教員講習會を開設し教員の素質の向上を圖つてゐる。

教育行政機關としては文教部が十省、特別市に於ける教育宗教禮俗及國民思想に關する事項を統轄す、蒙政部管内各省

の文教事項は蒙政部民政司文教科が總括掌理してゐる。  
 教育行政機關を表示すれば左の如くである。

教育行政機關系統表



備考 △省公署中黑河省は教育廳を缺く  
 △縣公署中三等縣に於ては内務局教育股とする

舊軍閥時代は教育普及向上に對し殆ど無關心であつたために、就學率の如きも極めて低く、識字階級は僅かに全民衆の二〇%にも満たぬといはれてゐた。従つて、學齡兒童の全國平均就學率の如き大體一五乃至一七%と推定されてゐる。ただ主要都市、滿鐵附屬地の就學率は相當に高く、康徳元年の調査によれば新京特別市は八〇%、奉天市は九四%、哈爾濱特別市二四%、吉林市四三%、齊々哈爾特別市五三%である。各省の平均就學率の如きも適確な數字はないが、奉天、間島、錦州安東等は比較的高く三〇%見當次いで濱江、龍江、吉林各省の一三乃至二四%と推定される。これを諸外國に較ぶれば著しく劣勢である爲、當局は二十箇年計畫で就學率の向上を計つてゐる。

全國已未就學兒童統計表

(康徳元年五月末)

省 別	已 就 學 者 數			未 就 學 者 數	學 齡 兒 童 總 數	就 學 者 百 分 比
	初 級	高 級	合 計			
吉 林 省	四,四三三	七,八一	六,八六六	二八,一五二	四四,五五〇	一八%強
龍 江 省	四,〇〇二	四,五五五	四,六七七	二八,八三三	二四,四八九	一六%強
黑 河 省	一,九〇二	一,一	二,〇九二	二,六六八	四,五七	四%強
三 江 省	二,三二二	一,〇九五	三,三六六	八,八〇二	一〇,四八	二二%強
濱 江 省	五,六五五	六,八九	五,一四	四三,〇五	四九,〇〇	二二%強
間 島 省	一,八三三	四,三七	三,一五九	五,五九八	六,七七	三〇%強
安 東 省	六,八五五	六,六四四	三,三三	二〇,四七	二八,二七四	三七%強
奉 天 省	五五,〇〇〇	四,九四	五九,一八六	八四,四九	一三三,三〇五	三二%強
錦 州 省	二,七七一	六,八四	一,七五五	二八,三六	四四,六一	三三%強
熱 河 省	七,六三三	六,五九	六,九二	二八,八七	三六,一四	三〇%強
新 京 特 別 市	三,四八五	八八	四,二五	一〇,七	五,四〇	八〇%強

哈爾濱特別市	四三三	四七五	一五〇〇	一九八六	二四%強
舊北滿特別區	二八六	一七六四	四六八	六,〇〇三	二八%強
興安全省	三三九	二六〇〇	八三四	一〇,九三四	四四%強
合計	一,〇七三	七,〇三九	二,〇七六	四〇,七五三	二五%強

備考 (一) 右表は小學校のみに關する。例へば黒河省に於ける就學率が奉天省のそれに比較し大なるが如き不合理に於ける調査未到に據る。

(二) 列國の文盲者割合は獨逸〇・〇三% 加泰隆三・八%、米國四・三% 佛國五・九% 日本八・五% ソ聯一〇% 等である。(矢野氏編國勢圖會による)

## 第二節 學校教育

### 第一 初等教育

小學の修業年限は六年にして、初級四年高級二年であつて、未だ義務教育制度が施行されてゐない。學齡は民國時代より滿六歳と規定され我國も建國とともに、之を踏襲したが、實際は七、八歳乃至十一、十二歳にて就學する理である。小學校の設立主體は省、市、縣、區等の公立と私立等別れてゐるが、省立、縣立等多くは省城又は縣城に在り、其の組織設備は完備してゐるもの、或は相當體裁の整つてゐるものがあるが、區立等に至つては殆ど單級組織で設備の如きも極めて不完全である。これに反し國內の私立小學校は概ね宗教團體の設立にかゝり、其の組織、設備等は比較的整備されてゐる。

教職員は一校約一人八分見當で、市街地は其配置比較的良好であるが其他の地方は一校一人にして區、村立小學校の如きは教員の素質劣悪で、師範學校の卒業者すら僅少なる現狀である。俸給の如きも平均月額二〇圓乃至三〇圓である。これは從來經營は學校長の請負制度によれるが爲である。

當局はこの制度を根本的に改革し、教員の素質向上、生活安定を計るべく鋭意攻究中である。

小學校一覽表 (康徳元年末 文教部調査)

地域別	校 數		教 員 數		學 生 數	
	初級	高級	初級	高級	初級	高級
吉林省	六八	一五	一,六八	三三	一,〇三〇	五,九三
龍江省	五二	一七	一,〇八	三六	一,三〇〇	三,五九
黒河省	四	二	三	七	九	一〇
三江省	四	二	三	七	九	一〇
濱江省	四九	一四	一,〇四	三六	一,〇四	三,六六
同島省	三	三	一五	九	一三	一三
安東省	一〇八	二六	一,七六	四〇	二,二六	六,〇〇

奉天省	五,一八九	五七	九,七六	八,一〇七	一,五〇〇	九,七七七	五,五〇五	五,一〇九
錦州省	三,四八八	三三	二,五五五	三,〇九八	三三	三,九三三	二,九〇八	七,六〇〇
熱河省	六,九〇	四	九三	一,七二	一八九	一,五〇	二,八二二	一,七六
新京特別市	三	三	三	一〇	八	二	三〇	一,三六
哈爾濱特別市	三	九	一三	一三	三〇	一三	四二	七六
舊北滿特別區	三	三	一〇	一〇	三〇	八	一六九	三,六八
興安省	六	七	一〇	一五	九	三	六五	四六
合計	二二,〇〇	一,一〇	三三,七六	一六,三二	五,四〇	三三,五三	七〇,五三	六八,七〇

第二師範教育

師範學校を大別して師範學校、師範講習科及び師範中學校の三である。師範學校には省立、縣立等があり、初級中學校卒業者を以て入學資格となし、修業年限は三箇年である。師範講習科及師範中學校は所謂鄉村師範學校で高級小學校卒業者を入學せしめ三箇年修業である。然しこれらは大部分中學校或は小學校に併置されてゐて、生徒の如きも隔年又は三年に一回募集されるにすぎない。

されば文教部は教育振興の根本たる優秀なる教員養成に力を注ぎ、勅令を以て師範教育令を公布し、師範教育の指針を確立し、以て國民の師表たるべき人物の養成に努めつゝあり、尙、教育機關として高等師範學校及教員講習所等が新設されてゐる。就中教員講習所は建國精神に基き小中學校教員素質改善を圖る目的を以て各地方の現職教員を選抜し、之に講習訓練を與へる機關である。

大同二年四月新京に開所され、期間は最初三箇月で毎回百名を入所せしめ已に一千餘名の卒業者を出してゐる。康徳三年度より講習期間を六箇月に延長された。

師範學校一覽表 (康徳二年五月現在)

省	立			立			立		
	學校數	學生數	教員數	學校數	學生數	教員數	學校數	學生數	教員數
吉林	三	八八八	四八	二	九六	一〇			
龍江	二	五三二	三五	四	一九〇	一五			
三江	一	八二	四						
黑河	一			二	五四	七			
濱江	二	四四三	二五	一	七三〇	五三			
同島	一	一八七	一二	一	二九	三			

安東	二	三八七	二二	一五	七五一	五一
奉天	六	二、三三八	九九	三四	三、四八一	一九六
錦州	一	二七九	一〇	一〇	七一一	五五
熱河	二	一六一	二六	四	一四三	二〇
魯北滿特區	二	一七七	一四			
興安各省	三	二九六	二一			
合計	二五	五、七六九	三三六	八二	六、一八五	四一〇

この外私立の師範學校は開島、錦州各一箇所あり、教員は合計一二、生徒一二四名である。

### 第三 中學校教育

中學校は修業年限初級三箇年、高級三箇年にして、初級中學は高級小學校卒業者を入學せしめ、高級中學は初級中學三箇年修了者を入學せしめる。高級中學は概ね農、工、商、實科中學である。

然して是等中學校の教員の素質力等は一般に低劣であるので文教部當局銳意之が向上を計りつゝある。建國以來從來の排外排日の教育を排除し、三民主義の教義に代ふるに經學を以てし、學生の志行の歸趨、修養の根源を明示し専ら人格の陶冶に力をつくし、更に實學を奨励し、我國中堅人物の養成に専念してゐる。

中學校一覽表 (康德二年五月 文教部調査)

省	立		縣		立
	學校數	教員數	學校數	教員數	
吉林	四	六九	八	五四	八九一
龍江	二	二六	四	二二	四〇八
黑河			一	三	七九
三江			三	二四	三三五
濱江	三	二六	八	五〇	七四七
開島			二	七	一二七
安東			一七	一一三	二、三三五
奉天	五	九二	四九	三七七	七、八六五
錦州			一八	八三	二、三〇八
熱河	一	一四	一	九	八八

新 京 特 別 市	一	七	一三〇			
舊 北 滿 特 區	七	一一五	二、二九三			
合 計	三	二四九	七、一八一	三四三	七三六	一四、九四八

一一六

この外に私立中學校としては吉林省二、龍江省三、開島省七、奉天省二一、錦州省五、新京特別市二、舊北滿特區一四計四五教員數五九一名生徒數は七、八七一名に上る。

#### 第四 實業教育

實業學校は初級、高級の兩級に分れ共に三箇年の修業年限であつて、入學資格は初級は高級小學校卒業者、學級は初級三年修了者を以てする高級中學校に均しい。民國時代は實業教育は全く顧みられず、中學校に比して甚だ振はず設備不全内容極めて貧弱であつたが、滿洲國建國と共に實業教育の振興を圖り、産業開發にあたり、國民の福祉増進に貢獻すべき中堅人物の養成を目的として實業教育機關設立を計畫し、康德三年度より奉天に高等農業學校を開設した。康德二年五月現在の調査によれば省區立實業學校は一四、教員數は一八九名生徒數は二、〇九六名である。縣立實業學校は一六、教員數は九二名生徒數一、五六〇名、私立實業學校は六、教員數は一三七名、生徒數六九六名である。

#### 第五 高等教育

民國時代の高等教育機關としては奉天の東北、湖廣の二大學、錦州の交通大學、吉林の吉林大學其他哈爾濱にはリ聯の勢

力下にある工業、法政の二大學等があつたが、これらは何れも三民主義又は共產主義的色彩濃厚であつたため滿洲事變後教員、學生は多く離散し、閉校のやむなきに至つた。その後治安確立とともに教育機關の整備と相俟つて、漸次高等教育機關は整備さるゝに至つた。即ち、康德元年には中等教育の重責にあたり、かねて國民の儀表なるべき人物養成のために吉林に國立高等師範學校が開設せられ、更に康德三年四月よりは奉天に高等農業學校が開設せられた。高等農業學校は農本國たる我國の斯業開發の研究家、指導者たるべきものゝ養成を主眼としたもので、力行實踐の士を打出すことを目標としてゐる。修業年限は前者は四箇年、後者は三箇年である。

尙、國立專門學校並同程度學校は右の二校外に吉林國立醫院附屬醫學校、司法部法學校、奉天獸醫養成所、農林技術員養成所があり、この外に哈爾濱法學院、俄文師範專修學校等がある。官吏養成の學校として大同學院がある。

私立專門學校として奉天醫科專門學校、哈爾濱聖ウラヂミール專門學校、同じく北滿高等工業學校、工業大學校等がある。

#### 第六 私塾教育

私塾は我國の教育機關としては最も古く且つ原始的な存在にして比較的發達してゐる。是等の私塾は初等教育機關の普及せざること、人口稀薄の爲交通不便なること及び、從來學校教育を歓迎せざること等の爲に發達を遂げたもので、教科書として、論語、孟子、孝經或は三字經の如き經書を教授し、之によつて文字を知得し、又は文章練習の方便として來たものである。私塾には二種類あり、一は教員自ら經營者となり、近隣の兒童を集めて教育するもの、二は部落の父兄或は有力資産家が教師を招聘し開設したものである。その發達過程及其の實績に鑑み將來その發達指導方法に就き文教部當局は研究を進めてゐる。

目下私塾の數は次の如くである。



全國私塾統計表 (康徳元年末 文教部調)

地域別	種別	私塾數	教職員數	塾生數
吉林省		八九三	八〇四	一八、一五七
龍江省		五七二	五七二	一二、六三九
黑龍省		一四	一五	二七七
三江省		一三六	一四一	二、九二〇
濱江省		一、三〇八	一、三二九	二六、六一三
間島省		五五	五八	九五〇
安東省		八	八	一五〇
奉天省		六九七	七〇一	一一、八四八
錦州省		二四〇	二四八	四、三二二
熱河省		一、五七四	一、六〇四	二七、六二七
新京特別市		二五	二八	八三二

第七留學生

哈爾濱特別市	一三二	一三二	二、〇四二
舊北滿特別區	一六四	一六四	一、九三〇
興安全省	一七一	一七一	二、八四二
合計	五、九八九	六、〇六四	一一三、一三八

我國の教育事業は暫く其の主力を普通教育に注ぎ高等専門教育機關の施設未だ腐爛からざるを以て該教育は殆ど之を諸外國に依頼する現狀である。文教部は留學教育の必要を提唱し、大同二年三月以來、多數の留學生は日本に派遣し、大の收穫を納めつゝある。特に日滿不可分關係に鑑み、日本精神の理解、日本文化の攝取等は現段階の我國にとつては緊急缺くべからざるところである。康徳二年七月の調査によれば日本内地に補助留學生は二六五名に上り、この外優秀な教員を康徳二年度三二名留學させてゐる。尙、私費留學生は非常に多數により、東京にゐる留學生は各専門學校に入つてゐるものが約一千名の外五百名が受験準備中である。建國當初は僅か八〇名にしかすぎなかつた。留學生は現在では東京をはじめ北海道、仙臺、名古屋、京都、大阪、神戸、奈良、山口、福岡、長崎等各地にあるものを合せると約一千七百四の多數に上つてゐる。

第三節 教科用圖書

建國と同時に從來使用して来た三民主義の教科書は全部廢棄し、四書孝經等の經學等を以て之に代へ各學校の教科用圖書は之を國定制となす方針を決定し、國民に建國精神を徹底せしめ、民族協和、日滿不可分關係を理解せしめ文教の根本たる道德仁愛の道念を把握せしめんことを期してゐる。仍つて、大同二年三月之が編纂に着手し、康徳元年九月第一期國定教科書として發行、全國に無料配付を行つた。その後引續き第二期國定教科書の編纂を急ぎ康徳二年末に於いて小學校用教科書の編纂は大體完了し、中等學校用國定教科書も其の一部を完了した。

建國當初に於いて國定制を確立したとはいへ編纂上一時に全教科書を發行することが不可能であつたため、文教部は過渡的施設として審定制を採用し、大同元年教育廳及南滿洲教育會教科書編輯部の編纂にかゝる小學校用教科書十二種五十四冊を審定しその使用を認め、更に康徳二年六月訓令を發して從來各學校に於て使用してゐる教科書で國定若くは審定ならざるものは文教部の認可を受けしめることにした。

新教科用圖書は次の如くである。

- 一、初級小學校教科書 五種 十二冊
- 一、高級小學校教科書 四種 四冊
- 一、初級中學校教科書 六種 十四冊
- 一、初級小學學教授書 四種 六冊

#### 第四節 蒙古人教育

蒙古人の教育は地域的理山と政治的影響によつて、極めて不振で、其施設の如きも見ざるべきものは殆んどなく、一般知識の涵養に必要な書籍の如きも、民間に散在するものは甚だ少ない。特に蒙文を以て編纂されたものは指を屈するに

すぎず、文化の水準は低く、少數の官吏を除いては殆ど文字を解するものがない状態である。王公と共に指導的地位に立つ喇嘛僧の如きも、自らの特殊的地位に甘んじて遊惰に流れ、其知識の程度は極めて低い。

これは清朝以來の治蒙策が然らしめたこと、水草を追ふて廣漠な原野に牧畜を以て生活してゐたためにその生活環境が教育するに極めて不便であり、又其必要も生じなかつたのである。

然し漢土文化の進入、歐洲よりするスラヴ文化の進出に伴ひ、文化に對する要求昂揚し、教育施設の必要を痛感し、心ある王公間には早くも學校を開設し、教育を行つたが、その組織は依然、舊態を脱しなかつた。

然るに我國建國以來、民族協和の精神に則り、文化の普遍的光被を目的し、取り残された蒙古人の向上のために多大の努力を傾注してゐる。即ち、主管官廳たる蒙政部（建國當初は興安總督）は管内文教機關を指揮し、極力蒙古文化の促進を廻り、教育施設の普及發達に努めてゐる。蒙古人教育の方は次の如くである。

(一) 初等教育に就ては各旗縣に於いて夫々五箇年計畫を立て専ら實業教育を施し、勞作を奨励し、以て蒙古地方の産業開發に用ふる人材を養成せんとす。

(二) 中等教育に於いては文化向上と實業開發に當るべき中堅人物並に師範人材の養成を主眼とせり。興安學院設立の如きは此の目的の具體化なり。

現在蒙政管内各省別初等學校教員、生徒數は次の如くである。 (康徳二年十二月末現在)

各省別	項目	學校數	教員數	生徒數	備考
總	數	1101	460	13,626	
興安東省	數	37	62	1,955	

興安南省	九五	二三三	七、六一五
同 西省	五六	一二四	三、三四九
同 北 省	一三	四一	七〇七

中等學校は王爺廟にある興安學院及齊々哈爾の師範學校との二つであつて、教員数は一四名生徒は二一五名である。従来、蒙古人師範學校として、奉天に興安第一師範學校及齊々哈爾に蒙古公立師範學校の兩校があつたが、康徳二年之を改革し内容の整備充實を回ると共に、奉天の興安第一師範學校を廢止し現在を學生を齊々哈爾に合併收容し、蒙政部の直轄學校となしたものである。

### 第五節 社會、文化施設

#### 第一概 說

國民の文化向上は學校教育と相俟つて社會教育の振興に俟たねばならぬ。されば列國は社會教育の普及について多大の努力を拂つてゐる。我國は特に從來學校教育の不振に鑑み特に社會教育の徹底に努力してゐる。即ち、地方社會教育施設として次の如きものがある。

#### 第二 地方社會教育施設

##### (イ) 民衆學校

我國の民衆の大部分は學校教育を享ける機會を持たず文化の恩恵にも浴し得ない、この弊を補足するためにこれらの青

年及成年に王道主義による精神を注入し、且つ日常生活に必須な簡易なる知識技能を授け道德及衛生觀念を養成せしめるため國民の閑暇時期を選び、夜間開校し、三箇月、六箇月乃至一箇年間授課するものが民衆學校である。全國に現在總數一、三二六校、其の中私立もの一〇〇有餘校がある。文教部は全國民衆學校振興獎勵金を交付し新施設の普及發達に力めてゐる

##### (ロ) 民衆教育館

地方社會教育實施の中樞綜合施設で民衆教育館事業の主なるものは、識字處、問事處、講演所、閱報處、閱書室、民衆學校、日語講習會の實施、經營、各種展覽會の開設、體育衛生に關する指導並教化民衆娛樂の改善指導等に於ける重要な社會教育施設である。

##### (ハ) 青年訓練所

農村青年を養成訓練し、農村開發の先驅者、保甲制度運営の中堅分子たらしめる目的で最初中央防衛地區治安維持會にて青年訓練所を管下十二縣一旗に開設したが、同維持會の解散とともに夫々に關係各省が之を繼承した。現在では奉天省下にては梨樹、昌圖、遼源、雙山の四縣吉林省下では長春、雙陽、九臺、德惠、農安、長嶺、乾安、伊通、懷徳の九縣及郭爾羅斯前旗の一旗である。その終了生は康徳二年十月まで約二千名でその成績は極めて良好である。

この外、新京地區治安維持會開設にかゝる新京地區保甲青年訓練所があり、管下六縣の青訓練了中最も優秀なるもの各五名を選んで三箇月間再教育を實施し、既に二回終了した。これら社會教育施設を表示すれば次の如し。

全國地方社會教育施設數表 (康徳二年七月調)

地方別	民衆學校	日語講習所	講演所	民衆教育館	圖書館	博物館
吉林省	七二	三二	七	一八	五	一

龍江省	二七	二九	一	一一	九	
黑河省	一三	六		一		
三江省	一四	八	一	七	一	
濱江省	三四	六〇	一一	一九	四	
同島省	二九	五	三	一九	四	
安東省	一七二	二二	六		九	
奉天省	一、五七一	五九	一九	四	二一	
錦州省	二六八	一一	三	二	七	
熱河省	一一三	一九	三	九	二	
新京特別市	四	一〇	一	一	一	
哈爾濱特別市	五	四		二	一	
北滿特別區	一	一九				
興安省	三					
計	二、三三六	二八四	五五	七八	六〇	二

一一四

### 第三 教化事業

教化事業として電影（映畫）教育、ラヂオ教育及民衆娛樂等があり、建國以來多大の貢獻を納めてゐる。教化事業中特  
 肥すべき事項は教化建設指定村の設置である。我國の農村は引續く天災と軍閥多年に互る蹂躪により民心は極度に萎微退  
 嬰し、農民の道義心は向上心を著しく阻害するに至つた。よつて、文教部は健全農村建設を目標として先づ、教化による  
 民心の強化向上を計り、農村疲弊の根本的原因を除去し先づ一箇の模範農村を確立し、之が影響を四隣に及ぼし以て徐々  
 に全國農村の精神的、物質的建設に資せしめんことを期し、康徳元年十一月奉天省瀋陽縣第二區古城子村を教化建設村と  
 して指定した。其の成績頗る良好で指定後一箇年にして既に同村を中心とする十二箇村の農産物品評會の舉行するなどめ  
 ざましき發展を見せてゐる。尙、吉林省九臺縣内頭道溝にも教化建設村を指定し、著々施設中である。

### 第四 社會教育指導者養成

社會教育の術にあるものゝ適否は直に社會教育の成果に影響するを以て、指導者の養成に注意し、建國康徳元年五月より  
 康徳二年十月まで六回に互り錦州奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱、安東の省城所在地に於て實施し多大の效果を擧げた。  
 この外康徳二年十一月奉天省は第一回省主催地方社會教育講習會を海城縣に於て實施した。  
 社會教育指導の中堅人物を養成する目的を以て康徳元年度以降年々全國各省より優良な人物を選抜せしめ一箇年間日本  
 に留學派遣せしめてゐる。第一回は一〇名熊本縣立青年學校教員養成所及青森縣立青年學校教員養成所に入所せしめ第二  
 回一〇名同所に留學せしめた。

一一五

## 第五 教化修養團體

教化修養の團體として左の如きものがある。

### 1、童子團

大同元年九月滿洲國童子團聯盟を結成、中央に本部を置き地方に地方聯盟を置き全国的に活動してゐる。童子團運動の主眼を指導者の養成に置き大同元年より毎年指導者實修所を開設し訓練をなしてゐる。その修了者三〇〇名以上である。

### 2、青年團

地方に於いて青年團が設立せられてゐるが未だその数は三〇に満たず特記すべきものがない。

### 3、婦女會

全國數四〇、康德二年九月滿洲帝國々防婦女會が結成されてやゝ活動をはじめたのみである。

### 4、教化團體

教化團體としてあくべきものは萬國道德會及孔學總會である。この外伊斯蘭協會、世界紅十字會、世界大同佛教會等がある。

## 第六 禮俗事業

禮俗事業としては孝子節婦の表彰、敬老禮節文廟祭祀、國樂社等がある。

## 第七 文化施設

文化施設として東方文化の研究を目的とする國立文化研究院、國立圖書館、國立博物館がある。文化研究院は近く設立される筈であるが、國立博物館及び圖書館は既に開設されてゐる。

國立圖書館は奉天にあり四庫全書をはじめ約十二萬冊の藏書を有してゐる。國立博物館は康德二年六月開館したもので奉天にあり、建國當初各處に散在せる美術品及學術的資料を多數藏してゐる。これらの所藏品は事變當時日本軍の好意によつて保護蒐集せられたもの及び篤志家の資料供給によつたものであつて主として、東洋繪畫、工藝品及歴史的资料である。

## 第五節 宗教

### 第一 概説

我が國に於ける宗教は民族の數多きため種々雜多ある。そのうち佛教、喇嘛教、道教、回教、基督教等が主なるもので其他滿洲族間に信仰される薩滿教等がある。

### 第二 佛 教

佛教傳來の歴史は古く高句麗時代で、遼金の時代より汎く傳播され、その宗派には多數あるがそれは寧ろ學派の名稱と見るべきものである。主なるものとしては、臨濟、天臺、淨土眞言等である。宗教の教育が徹底せぬため僧侶の學識低く教理に對する知識もなく、齋、經文を口誦し、念佛を唱ふるにすぎず、社會の儀表となり、民衆の導師たるに適しない。

然し、最近、僕僧隆虚及其の高弟たる極樂寺(哈爾濱) 禪嚴寺(營口) 般若寺(新京)、慈恩寺(奉天) 等の高僧等によつて新興佛教運動が興され、活潑に民衆(働かけてゐる。これはいづれも宣講所、流通所(佛書頒布所) などを設け、または佛教會、居士林などの如き知識階級の爲の修養道場を經營してゐる。

一方、日本佛教との提携に因り、滿洲佛教の代表者十名を日本に派遣し、康徳元年七月、日本に開かれた汎太平洋佛教會議には哈爾濱極樂寺の如光法師團長となり二十四名とともに出席した。また、交換留學制度を定め哈爾濱極樂寺と日本天臺宗との間に相互交換修業せしめることとなつた。現在比叡山滿僧八名、哈爾濱極樂寺に日本青年僧七名修業中である。

現在佛教に關する統計をあぐれば(大同二年調査) 寺廟九一三、僧侶二、二一九 信者男二二二、六九八 女一七七、六一二 合計三九九、三〇名である。

### 第三 喇 嘛 教

喇嘛教は西藏に起つた佛教の一派であるが、滿洲に於いては蒙古全階級が絶對的な信仰をさゞけてゐる。滿洲に於ける喇嘛教は、黄教であつて、蒙古地帯いたるところに堂々たる喇嘛の廟宇が認められる。興安省内の著名な廟宇とは西省のハイ廟、バチロス廟、ノナイ廟、昭廟、南省の葛根廟、莫力廟及び北省の甘珠爾廟が挙げられる。

現在國內にある喇嘛廟の總數六六二喇嘛僧の數は二八、九八五(康徳二年三月—八月蒙政部調)である。蒙古全人口に對する喇嘛の比率に就ては興安全省では四・三%省外蒙旗では一・八六%にあたる。

### 第四 道 教

道教は三十六宗七十二派に分れ、寺院は通常「觀」と稱せられ「宮」廟と呼ばれ滿洲の代表的なものは千山の「無量觀」奉

天の「太清宮」等である。一般民衆の信仰對象として尊崇されてゐる。

娘々廟、財神、藥王、關帝等廟は何れも道教に屬する。  
廟宇數一、〇七五 布教者(道士) 二、〇〇六 信者一三五、七八六(大同二年十二月末現在)である。

### 第五 回 々 教

回々教はマホメットを教祖とせるもので滿洲に傳播せられたのは比較的近代のことに屬し、約百数十年の歴史しか持つてゐない。アラブを最高の絶對神として偶像崇拜を拒否し、決して他教徒と結婚せず、嚴格な戒律を守り、風俗習慣を嚴守し、團結が極めて鞏固であるが他民族とは非融和的であることが特徴である。

回教徒の部落には必ず清真寺があり清真小學校を設け、子弟を教育してゐる。  
回教の廟宇の數は一八〇、布教者は五〇五であつて、信徒の數は約二〇〇萬と見られてゐる。信徒は奉天省を筆頭に吉林省之につぐ。

註 文教部發行康徳二年回教概要には六〇萬、統計處發行第二次滿洲國年報には二十五萬餘とあるが、これは何れも過少に失する。

建國後、滿洲國內回教徒相互の親睦、社會福利の増進、教義の宣揚、教育の普及を標榜して大同三年二月新京伊斯蘭協會が結成され、次いで康徳元年七月伊斯蘭協會の統一を期し組織された。康徳二年六月現在の調査によれば分會の數一四七あり十一の辦事處を有し、職員三、七八一である。

### 第六 基 督 教

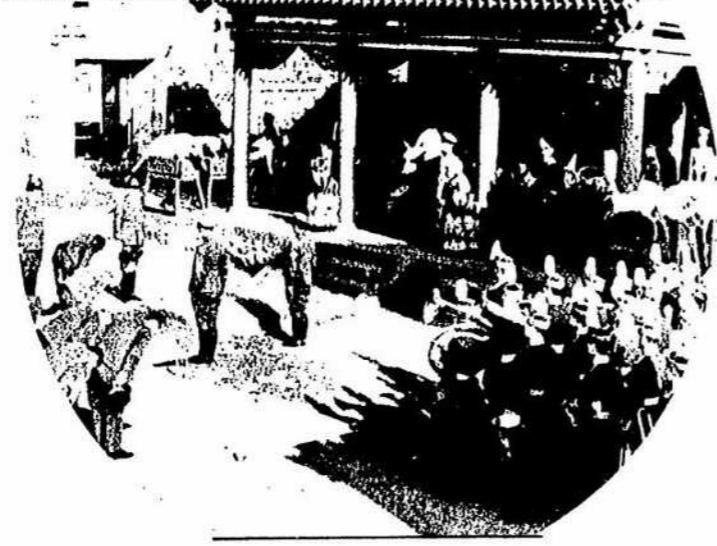
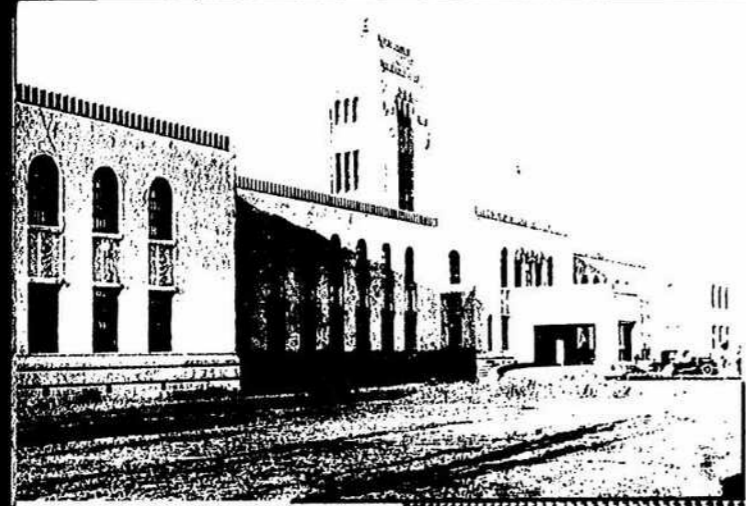
滿洲に基督教が布教されたのは一八六六年ウヰリヤム氏によつてである。爾來教勢に消長隆替があつたが、現在十餘萬

の信徒を有し、外國の宣教師のみにも三百人にして、彼等は布教の傍ら地方民に醫療を施し、農業を教へ或は小學校を設立し一般民衆を教化するなど文化開發につくした功績は偉大なるものがある。

滿洲に於ける基督教は天主教にて全國に教會網を張つてゐる。即ち全國を九教區（奉天、吉林、撫順、四平街、齊々哈爾、延吉、依蘭、熱河、赤峰）に分ち各教區に一名の司教を置き現在教徒數は約十四萬、宣教師三百名に上つてゐる。

1110

文教部



新京南關孔子廟に於ける孔子祭



蒙政部



奉天國立博物館



滿人小學校(新京)



南嶺綜合運動場

童子團

## 第七章 産業

### 第一節 概説

我國は地大物博にして東亞の寶庫と稱へられてゐる。この廣大なる資源を開發し、國民幸福を圖り、王道樂土を築くとは我が國建國の理想であり、建國宣言にある如く、「實業を奨励し、富源を開闢し」以て生計を維持する方針の下に着々經濟建設に努力してゐる。即ち建國工作の第一歩たる治安の維持と國情の整備と相俟つて經濟建設に進むべき段階に到來したので大同二年三月一日建國一周年を期し經濟建設綱要を示し王道主義に於ける經濟政策を中外に發表した。その根本方針は

「無統制な資本主義經濟の弊害に鑑み之に所要の國家統制を加へ資本の効果を活用し、以て國民經濟全體の健全且つ發達する發展を圖らんとす。斯くして國民大衆の經濟生活を豊富安固ならしめ其の國民生活を向上し國力を充實し、併せて世界經濟の發展に貢獻し文化の向上を圖り以て建國の大理想たる模範國を實現するは經濟建設究極の目標なり。」としてこの大目標に到着する爲めに次の四大根本方針の下に經濟建設に邁進してゐる。

- (一) 國民全體の利益を基調とし利源開拓實業振興の利益が一部階級に壟斷さるゝの弊を除き萬民共榮ならしむ。
- (二) 國內賦存の凡有資源を有效に開發し經濟各部門の總合的發展を計る爲め重要經濟部門には國家統制を加へ合理化方針を講ずる。
- (三) 利源の開拓、實業の奨励に當りては門戸開放、機會均等の精神に則り廣く世界に資源を求め、特に先進諸國の技術經驗その他凡有文明の粹を集めてこれを適切有效に利用す。



(四) 東亞經濟の融合合理化を以て、まづ普鄰日本國との相互依存の經濟關係に鑑み同國との協調に重心を置き相互扶助の關係を益々緊密ならしむるを以て第四とす、これ等四つの根本方針は經濟建設の凡有場合に徹底遵奉し以てその完成を期するものである。

この根本方針に基いて現下の情勢上實現可能にして最善なる手段として左記の範圍内で國民經濟の統制を行ふことにした。

- 一、國防的若くは公共公益的性質を有する重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とす。
- 二、右以外の産業及資源等各般の經濟事項は民間の自由經營に委す。只特に國民福利を重んじ其の生計を維持する爲めに生産消費の兩方面に互り必要なる調節を行ふ。

次いで政府は康徳元年六月廿七日、一般企業に對し次の如き聲明を發した。

即ち「政府は客年三月一日經濟建設に關する聲明書を發表し以て我が滿洲國の經濟建設に關する大體の方針を示す所ありたるが右聲明書に於ては滿洲國に於ける各般の事業中一般民間の經營に委せらるゝ範圍必ずしも明かならず、民間事業家に對し稍々趣旨徹底を缺きたるやに觀測せられたるも既に政府に於ては關係方面の意圖をも徴し、慎重審議を重ねたる結果國防上重要なる産業公共公益的の事業及一般産業の根本基礎たる産業即ち交通通信、鐵鋼、輕金屬、金、石炭、石油、自動車、硫安、「ソーダ」、採木等の事業に就ては特別の措置を講ずることとせるが其の他の一般の企業に就ては事業の性質に應じ時に或種の行政的統制を加ふることあるべきも大體廣く民間の進出經營を歡迎するものなり」と。

この聲明によつて初めて自由企業と統制企業との實際的の限界が明かになつた。

その後、漸次緊密不可分化して來た日滿經濟ブロックを強化し、産業開發に拍車をかける爲康徳二年七月十五日日滿經濟共同委員會に關する協定を調印した。該委員會は、「日本國及滿洲國の間に存する日滿兩國の經濟上の依存關係を永遠

に鞏固ならしむるため、日滿兩國經濟の合理的融合を實現せんことを希望したるに因り」又「日本國滿洲國間議定書の趣旨に據り日滿兩國相互間の重要なる經濟問題に關しても日滿兩國は充分且つ緊密に共同の實を擧ぐるの必要を認めたる」爲に成立しその目的とするところは「日滿兩國經濟の聯繫に關する重要事項及び日滿合辦特殊會社の業務の監督に關する重要事項に付日滿兩國政府の諮問に應じ其意見を兩國政府は具備するものである」

かくして、建國以來の血みどろの日滿軍警の努力により國內治安も漸く確立したので愈々經濟建設も軌道に乗つて來たのである。

### 第二節 農 業

我國民の經濟的根幹を爲し國民生活の基礎となるは農業であつて、國民の九割は農民であり、輸出貿易の七割乃至八割が農産品である。我國の可耕地面積三、〇一〇萬陌で總面積の二九%に當り、其の中既耕地面積は一、三五〇萬陌即ち總面積に對して一三%可耕地面積に對しては四五%を占め北滿方面には猶相當の未耕地があり、將來は松花江流域を主體とする北滿方面の開発に俟たねばならぬ。我國に於ける各省別可耕地總面積と各省別可耕地面積を示せば次の如くである。

(單位陌)

省 別	項 目	總 面 積	可 耕 地
黑 龍 江 省		一一、二七六、七七〇	四、六一八、八六〇
吉 林 省		一六、〇四二、一三〇	八、二二三、二八〇
吉 林 省		二、八五八、二六〇	八七三、一八〇

省別	項目	總面積	既耕地面積	未耕地面積
三省	合計	九、六八五、三八〇	四、〇九〇、七五〇	六、三三三、七四〇
熱河	合計	一六、八八二、八四〇	一、八五三、七八〇	四、二五、一〇〇
綏遠	合計	四、六二九、二二〇	七、〇六八、三五〇	三、二五二、五六〇
奉天	合計	八、一六〇、二五〇	二、二九〇、三三〇	七九五、〇九〇
安東	合計	七、〇六八、三五〇	一、三、六〇六、〇六〇	一、二一七、九三〇
間島	合計	二、二九〇、三三〇	九二、四九九、五九〇	三一、六九七、八七〇
濱江	合計	一三、六〇六、〇六〇		

一三四

尙、蒙政部管内の總面積及既耕地未耕地面積を示せば左の如くである。(單位平方軒)

省別	項目	總面積	既耕地面積	未耕地面積
南省	合計	六六、五一三	一〇、八四一、四五	一一、四三七、七五
東省	合計	一〇四、〇六〇	六二二、六〇	一一四、四八九、〇〇
四省	合計	五八、四四五	二、二六八、〇〇	九、九〇〇、〇〇
北省	合計	一五五、六〇〇	三、四一、七〇	一三、三七五、〇〇

南北に長い滿洲平野は之を南北に二分して見ると、氣候及地味等の自然的條件の相違によつて作物も自ら異り南滿洲平野には高粱、玉蜀黍が多く、粟、大豆は兩地域に跨り、小麦は北滿平原に主として栽培せられてゐる。

其の他各地に特用作物として亞麻、大麻、苧麻、苧麻、荏、煙草、棉花、落花生、忽布、其他蔬菜、果實等の栽培行

はる。穀類の收穫高を示せば次の如くである。(單位千廳)

品目	大正元年	大正二年	康德元年	康德二年
大豆	四、二八八	四、六〇一	三、六〇〇	三、八二二
其他豆類	四五六	三〇四	二七九	二七二
高粱	三、七五七	四、〇二二	三、五八九	三、八四二
粟	二、六三五	三、一八四	二、〇九三	二、九七〇
玉米	一、六八七	一、七五九	一、六〇九	一、八〇一
小麦	一、一三四	六五一	八六三	九三五
水稻	一一二	一六六	一九九	二八五
其他雜穀	一、五六一	一、八〇四	一、二九九	一、二四五
合計	一五、七六八	一六、六三四	一三、六四九	一五、三〇九

滿洲農業は建國以來打穀く水害、匪害或は世界經濟恐慌に基く歐洲向大豆輸出の減少等に起因し、多大の經濟的壓迫を蒙り、農家は極度の窮乏を呈してゐる爲、政府これが、根本的對策を講ずると共に、應急的對策を講じてゐる。

その對策として、先づ、農家の窮乏を齎らす原因を剔抉し、從來の農業經營の合理化改善を計ることとした。即ち、單純性、粗放的なる農作方法を多角農業へ耕作の多角化につとめてゐる。

次に政府が採りつゝある農業振興策は春耕資金の貸與、農業金融の圓滑を計る爲の金融合作此の普及發達、農業指導員

一三五

の配置、農業共同作業助成、地方観察寮の設置、模範村設定、國立農事試驗場の施設、高等農業學校の開設等である。

一、模範的農村設定

康德二年度豫算に於て模範的農村設定に關する費用二萬五千五百五拾四圓配付せられたるを以て主として中央派遣農林技士の駐在せる三十五縣を選び一縣一村の制にて適當村落を指定し之に對し各種村振興施設並指導を實施し三箇年計畫を以て模範的農村たらしめんとする計畫中である。

二、農事試驗機關設置

農業の開發助成には之が試驗機關を國內樞要の各地に設置し氣候風土の異なる地勢的狀態に應じて特殊の試驗研究を爲すの必要あり従て先づ北滿綏倉の中心地たる克山農事試驗場の設置を見、順次各地に農事試驗機關を設け各地方に適應せる作物の研究を行ふこととなつた。

- (1) 克山農事試驗場  
主として大豆、小麥（硬質）の品種改良及機械農業の經營試驗。
- (2) 錦縣農事試驗場  
棉花栽培試驗を徹底せしむると共に特用作物（主として米國種煙草栽培試驗）の試験に當る。
- (3) 齊安農事試驗場  
小麥（硬質）、大豆、水稻、特用作物（煙草、甜菜、ホップ）の品種改良及栽培試驗を主眼とす。
- (4) 哈爾濱農事試驗場  
都市に近接し居る關係上澱粉製造、醸造、製油、製糖及煙草調製等農産製造並肉製品、酪農、皮革等の畜産加工に關する農藝化學の研究試験を主目的として併せて滿洲中部地帯の天然要素に適應せる農業の改良に關して試験を行ふ。

更に康德三年度の初頭に實業部は次の如く農業政策の要領及び農産物の改良増殖案を發表し、第二期經濟建設工作に一路邁進することとなつた。即ち次の如くである。

三、農業政策の要領

農事試驗機關の整備充實、現在滿鐵の試驗機關と聯絡協調して農畜林産資源開發の基本的試驗研究に着手してゐるが、土地廣大にして天然要素を異にする滿洲では現狀の四機關を以てしてはその目的を達すること不可能なので試驗場を更に増設しその完備を期してゐる。

- (1) 縣駐在農事指導員の配置、産業調査局と協調康德四年末を以て終了する豫定で各縣に専門的技術員を派遣し農業指導並に實情調査に當らしめんとす
- (2) 調査機關の整備、基礎調査は産業調査局に於て康德六年迄に逐次之を完成し又全國農村階級別戸口調査並に勞働調査は關係各部と協力し本年度第一回調査をなし收穫高豫想調査は縣駐在技士の配置完了の康德四年を以て本格的組織を備へるので政策の樹立運用に資せんとす
- (3) 農業指導者の養成、農林技術員養成所講習會等の機關に於て農事關係者の教育を行ひ康德七年迄に各縣實業科並に農會の人的條件を完備せんとす
- (4) 農業者の團體組織化、全國的に農會の改組を行ひ縣農會を單位とする農民團體を組織し更にこれと並行して保甲制並に區村制の確立伴ひ之と關聯する簡易なる協同組織をとらんとす、農會は政府の指導を直接農民に徹底せしむると共に政府の側面的協助者として農家の經濟向上の斡旋と共同事業の指導をなし將來に於ける綜合的農業團體組織の完備に備へしめんとす
- (5) 農業氣象觀測網の完備

- (6) 地方勸業施設の充實
- (7) 模範農村の建設 各縣一村の建設を目標に一村三年助成全國配置三年完了前後五年に於て第一次建設を終る豫定
- (8) 農業恢復金融斡旋 農業金融制度の確立迄の便法として従來の春耕貸款を縣債による農耕金融として堅實性を與へ更に返済方法に改善を加へて資金の枯渇青田買戻に高利貸借の是正に資す
- (9) 特産物の販路擴張 主として特産中央會に之が調査研究を行はしむ
- (10) 農業倉庫の設置 農業倉庫を各地に設置してその金融により農家の資金を防止し機構合理化及び販賣の斡旋により運川の改善を計り一般農民の利用に便せんとす、最初北滿に於て中銀保有棧棧施設の存する箇所又は新線出廻地にして舊棧なき地方或は主要出廻地で穀物検査の施行上必要なる地點等約十箇所に於て之を實施し其の基礎を固めた後廣く全滿に及ばざんとす

(11) 自給經濟の獎勵

四、農産物の改良増殖

大豆國內の需要及將來に於ける海外市場の狀況を考慮して栽培の統制をはかり主として品種の改良と耕作法の改良により單位面積收量の増加の品質の改善を行ひ以て生産費の低下と商品化を圖らんとす

高粱、粟、玉蜀黍については將來の人口増加を考慮して國內糧食の自給を圖ると共に日本に於る飼料需要並に日滿兩國間に於て起るべき工業原料としての需要に應じ増殖せんとす

小麦 主として北滿に於る品種改良と耕作法の改善により極力之が栽培の指導獎勵を加へ栽培面積二百三十萬町步年産額二千萬石に達せしむ

棉 栽培面積三十萬町步棉年産一億五千萬斤に達せしむ

煙草 米國種黄色煙草の栽培を獎勵し五箇年を以て五百四十萬貫の生産に達せしむ、在來煙草主として品種改良及乾燥法の改善により品質の向上を圖らんとす

榨蠶 優良種蠶の配給、飼育法の改善により年産額二百億粒に達せしむ

甜菜 は北滿に於て栽培面積二、五〇〇町步、甜菜根五億文砂糖七十萬擔の生産に達せしめ北滿に於ける砂糖の自給を圖らんとす

纖維作物 中南滿に於ては、ケナフの栽培を獎勵し栽培面積一八、五〇〇應に達せしむ、亞麻は需要に應じ漸次増殖を圖り將來二十萬町步を目標とす

青麻及線麻は自給自足の程度に止む

蘇子 小麻子、亞麻、胡麻及び落花生等の大豆以外の油脂原料作物の栽培を獎勵して農業經營の合理化を圖る

忽布 需要に應じ漸次その増殖を圖り最大限三萬陌に及ばしめ、日本の需要に充てんとす

果樹 南滿地帯特に今後錦州省、熱河省下に於て獎勵し以て農業經營の改善並に農家經濟の福利を圖る

蔬菜 品種改良並に栽培法の改善により漸次その増殖を計ると共に貯藏法の改善により國內需給の確立を圖る

第三節 畜産業

滿洲に於ける家畜の飼養は過く普及し農家各戸殆ど家畜を有せざるはない。其の種類も牛、馬、驢、騾の大家畜より、賴羊、山羊、豚、鶏、鶩、鸚鵡等の小家畜、家禽に及び、尙蒙古地方には役畜として小數の駱駝の飼育があり、更に自家防備の目的で殆ど毎戸數頭の番犬を飼育してゐる。

我國の住民は愛畜心に富み、家畜の利用が巧である。特に蒙古人は牧畜を以て唯一の生活資料としてゐるが如き畜産業

は我國の重要な産業である。

然し、これらの家畜の飼養管理の如きは極めて原始的であるため家畜の数は多いが、素質はあまり優秀でなく、獣疫も屢流下する。こゝに見るところあり、政府は建國以來畜産の改良と増殖とに力をつくしてゐる。今日まで實施したもの

一、獣疫豫防制遏

各省に家畜防疫員を配置し、豫防注射を實施した。

二、品種の改良

(1) 豚 各省に優良種豚を貸付け品種の改良増殖を圖りつゝある。

(2) 綿羊

主として錦州に於て種綿羊の貸付を行つてゐる。

三、施設

(1) 朝陽線羊改良場設置、

(2) 錦州省各縣に綿羊組合を組織せしむ

(3) 康徳元年奉天に獸醫養成所を設置

(4) 各省に地方種畜場を設置し、豚、鶏、蜜蜂の種畜生産機關たらしめる。

(5) 家畜交易市場法を制定し康徳二年十二月公布を見た。

馬は特に國防上重要な家畜であるから馬政局が、産馬の改良にあたり、滿洲馬の有する美點を保持しその能力を向上せしむることに努力中であつて、四十五箇年後には民有馬中少くとも改良馬二百萬頭を保有することを目標としてすゝん

でゐる。

この目的のため、全國を十五の馬政管區に分ち、各區に種馬場一箇所を設置し、國有種牡馬千五百頭を繁殖してゐる外、千五百頭の貸附種牡馬を保有しこれの補充の目的を以て種馬育成牧場一箇所を設置してゐる。

産馬改良の目的を以て政府は賽馬を國營とし、奉天、哈爾濱、新京、吉林、齊々哈爾、錦縣を指定地としてゐる。

又馬にとつて恐しき炭疽、鼻疽等の徹底的防遏を企圖し、十五箇年計畫で防疫機關の完備を圖つてゐる。

滿洲國內に於ける家畜頭数を正確に知る事は困難であるが、各種の統計より綜合せる省別家畜数を示せば次表の如く、

合計大約一、二二七萬頭となつてゐる。

滿洲國家畜頭數	
種別	頭數
(1) 豚	五、三四九、〇〇〇頭
(2) 馬	一、九九八、〇〇〇頭
(3) 羊	二、二〇八、〇〇〇頭
合 計	一、二二七、〇〇〇頭

第四節 林業

第一概 說

往昔滿洲の地はツングース族が之を樹海と稱した如く鬱蒼たる森林に蔽はれてゐた。然して滿洲の森林開發の歴史は約

六十餘年前同治年間に始まる。即ち鴨綠江は右岸に自由開墾耕作を許し山東饑饉救済の一策として滿洲移民策を講じ開拓を奨励した。これが爲、樹林は焼かれ、鬱蒼たる美林は無難作に濫伐せられるに至つた。これらは耕地開發が目的伐木であつたために、利用されることは少なかつた。これが木林として組織的に施行されたのは光緒年間初である。光緒三十四年(西曆一八七七年)頃には清朝の木稅局が大東溝に設立せられ歳入増加の目的で伐木事業が奨励され、その伐木は北支に移出された。降つて光緒十八年(一八九二)に木植公司(官商合辦、資本金二十萬圓)の設立を見たが、此の經營紊亂し、事業は不振に陥つた。

當時東方侵略に奔命してゐた帝政ロシアは豊富な森林資源に着眼し一九〇三年樺東林業會社を起し、鴨綠江森林伐採の統制を行はんとし、又同年日清合辦の日清義盛公司の設立があり、日露の國際關係の急迫とともに兩者の抗爭反目熾烈となり爲に採木事業も大影響を蒙つたが、日露戦争後ロシアの敗退により林業の權益は日本の手中に歸し、光緒三十四年(一九〇八年)日清條約に基く鴨綠江採木公司(日清政府合辦)設立され鴨綠江上流の専伐採權及び鴨綠江林業の統制權を獲得するに至つた。

吉林省の森林は園場(獵場)或は貫山として封禁せられた爲天然林が長く保全されてゐた。此の寶庫も山東移民の開墾によつて伐り開かれ當局も亦之も國庫收入の財源として利用した爲濫伐につぐに濫伐を以てしたため次第に森林は荒廢されるに至つた。

間島地方は古くより朝鮮火田民の移住により濫墾を受け森林の糧食甚だしく、殊に明治初年の北鮮地方の大兎作はこの勢を助長した。民國六、七年以降日本木材業者は盛に北鮮から此の地方に進出し、その出資に依り伐木事業勃興し一時年額百數十萬石の出産を見、所謂輝春材の名稱で盛に北鮮地方に輸出せられた。

濱綏、濱州沿線地方森林の開發は東清鐵道の建設にその端を發してゐる。光緒二十四年(一八九八)東清鐵道會社はその

建設用材、燃料等に使用する爲一八九六年の約定によると稱し、會社及露商人等は沿線の森林に濫伐の斧を入れたので清朝政府は之に抗議を爲し、木植公司を設立し山份を徵收せしめ、更に森林伐採を統制せしめた。次で三十三年(一九〇七年)東清鐵道會社との間に鐵道用材補給に關する正式協定を締結したため同鐵道の完成とともに次第に松花江下流地方及牡丹江方面の森林地帯も開發されるに至つた。

その後露國當局並に東清鐵道會社は鐵道の自衛と露人の移住奨励の爲露人伐採權獲得に努力し又その事業保護の爲幾多の便宜を與へた。一方清國當局は露商の勢力に對抗する爲自國人に對しても多くの伐採權を付與し、中華民國となつて以來、露國勢力を排除せんとし法律を以て自國人以外に對する伐採權の付與、森林に關する權利の讓渡を嚴禁したが、露國側の壓迫に遭ひ目的を達し得なかつたのみならず却つて伐採權の濫發となり收拾すべからざれ状態を招來するに至り、濫伐は加速度的に行はれた。

熱河地方には従來園場地方を除いては見るべき森林がなかつた、園場森林は其の名の示す如く清朝の獵場であつて伐採を嚴禁せられ、長く美林を保つてゐたが中華民國となり解放せらるゝに及んで忽ち濫伐に遭ひ、僅十數年を出でず全く荒廢に歸した。

かくの如く、滿洲の森林は廣大な面積と豊富な蓄材を持つて居り、近世迄は殆未開發の状態であつたが近年に至り無統制の解放政策と露國の東方侵略政策により濫伐に委したため急激に荒廢したのである。

林政に關しては清朝に於ては何等考慮を拂ふことなく、單なる山份の徵收を目的としたにすぎず、露人の伐採にしても何等國家的統制を加へず僅少の森林收入を以て満足した状態である。

中華民國政府は林業を重視し、先進各國の例に倣ひ近代的林政を樹立すべく、建國勅令林政要綱十一箇條を發布し民國三年には森林法を制定し、林政機構の整備を企圖した如くであつたが、森林經營の實際は中央政府の無力、地方財政の窮

乏、官憲の腐敗等の結果軍閥政權の批政、林政より甚しきはなしといつた状態となつた。  
中央政府の勢力の及ばなかつた舊東三省二十年の林政の實際を概言すれば、地方軍閥官憲の私腹を肥する爲に森林を犠牲にし全く收拾困難なる多くの問題を貽したにすぎなかつた。

### 第二 森林の概況

#### (1) 森林面積及立木蓄積量

本部長務司の概査に據る全滿林野面積總計は約八千八百萬陌(一陌一、〇〇八三三町步)、其中立木地面積は約二千二百萬陌であつて、差引無慮六千六百萬陌の無立木地域が残されてゐる。

立木蓄積量は總計約三十七億立方米即ち約百三十三億石(一立方米三、五九三七石)と推定せられ其の中潤葉樹立木蓄積量は約二十二億三千萬立方米、針葉樹蓄積量は約十四億七千萬立方米と推定されてゐる(別表参照)。

#### (2) 主要樹種

滿洲の森林は之を森林植物帶上より觀れば溫帶北部に屬するものもあるが其の主要なる部分は寒帶の圏内に屬するものである。

而して滿洲の森林を構成する樹種の數は既に知られたるもののみでも約三五〇有餘種の多きに達する。其の中有用樹種と認むべきものは針葉樹八、潤葉樹二十一種で之を列記すれば左の如くである。

#### 1. 針葉樹

日本名	滿洲名	屬名	備考
○テウセンマツ	果 松(樅松、紅松)	マツ屬	(紅松)

○テウセンタウヒ	魚鱗松	タウヒ屬	(白松)
○ダフリカカラマツ	黃花松	カラマツ屬	
○タウシラベ	臭松	モミ屬	(白松)
○テウセンモミ	杉松(沙柏、柏松)	モミ屬	(白松)
○エゾマツ	魚鱗松	タウヒ屬	(白松)
○テウセンカラマツ	黃花松	カラマツ屬	
「マンシウアカマツ」	油松	カラマツ屬	

#### 2. 潤葉樹

○カウライミヅナラ	柞樹	ナラ屬	
○アムールシナノキ	椴樹	シナノキ屬	
「オニメグスリ」	寧新樹	椴屬	
○ヤチダモ	水曲柳	トリネコ屬	(鹽地)
ハルニレ	榆樹	榆屬	
キハダ	黃木(黃波藍)	キハダ屬	
テウセンヤマナラシ	白楊樹	キハダ屬	
「シラカンバ」	樺樹	樺屬	
ヲノオレカンバ	檀樹	檀屬	
「カライズエンジュ」	槐樹	イヌエンジュ屬	

○モンゴリナラ  
 ○マンシウシナノキ  
 「マンシウカヘデ」  
 ○イタヤカヘデ  
 「オヒヨウニレ」  
 ○マンシウクルミ  
 ○ドロノキ  
 「テウセンミネバリ」  
 「オホミノコレ」  
 「マンシウハンドイ」  
 「ヤマナシ」

柞樹  
 根樹  
 白牛樹  
 色樹  
 楡樹  
 楸樹  
 青楊樹  
 董樟樹  
 董楡樹  
 馬子(暴馬子)樹  
 梨樹

ナラ屬  
 シナノキ屬  
 楸屬  
 楸屬  
 楸屬  
 同  
 同  
 同  
 同  
 楡樹屬  
 ハンドイ屬  
 ナシ屬

一四六

「備考」○印を附せるものは現今相當産出され「」を附せるものは殆ど産出を見ず  
 以上の内現今用材として、産出さるゝ主なる木材は紅松、白松、落葉松、鹽地、楡、胡桃、樺、シナノキ、キハダ、ニ  
 レ等にて用材以外の産出を用途別に擧ぐれば鐵道枕木、電柱、根柵、控木、燐寸軸木、足場丸太、薪材、木炭、早切等  
 ある。

林野面積及立木蓄積量

省名	林野面積		立木蓄積量	
	面積	積	面積	積
全 國	3,257,700	4,757,775	1,464,477	2,338,400
吉 林	968,800	3,696,900	3,260,300	7,737,900
龍 江	1,102,000	6,017,300	8,634,400	2,477,000
黑 龍 江	468,000	4,102,000	3,753,500	5,029,000
三 江	2,202,800	4,204,500	7,777,300	2,253,800
濱 江	2,196,000	5,950,000	8,034,000	2,288,000
間 島	1,335,000	9,766,000	2,557,600	8,432,800
安 東	308,800	2,280,500	3,231,600	6,826,600
奉 天	2,480,000	3,890,000	4,170,000	2,282,000
錦 州		2,480,000	2,480,000	
熱 河	3,000,000	6,666,300	6,666,300	3,666,000
(興南東北安)	8,166,000	2,430,000	3,577,000	2,558,600
計				



第三 木材需給状況

(1) 生産状況

我國の木材生産状況は建國前數箇年は産出量は約三百八十餘萬石であつたが建國當初二箇年は諸種の事情に依り甚しく生産を低減し二百八、九十萬石程度となつた、その後國內の制度整ひ各種事業勃興し木材の需要急増しその生産高も康徳元年度に於ては約四百十四萬石となつた。

鴨綠江材

康徳元年度に於ける安東省産數量は百一十一萬石である。

安奉沿線材

本沿線に於て生産せられた數量は約二十萬石

吉林材

松花江上流々域に生産せられ水運によつて吉林に材出せられるものを吉林材と稱しその出廻數量十萬石。

京圖沿線材

老爺嶺、張廣方嶺、牡丹江上流の牡丹嶺及哈爾巴嶺山脈の森林地帯より伐採せられるもので康徳元年度の材數量七十八萬石で全國出產量の約二割。

北滿材

老爺嶺山脈、小白山脈及樺稜窩集嶺關の森林地帯より伐採せられ濱綏沿線に搬出せられるもの、松花江下流、湯原、依蘭、通河の各縣より材出せられるものに並に大興安嶺及小興安嶺方面より搬出せられるものを總括して北滿材と稱し濱綏

沿線に於て約百十萬石、松花江下流に於て約二十萬石、大興安嶺方面に於て約十萬石、計百四十萬石、全出產量の約三割五分の材を見た。

(2) 輸出入状況

建國以前數箇年の木材貿易は輸出に於て八十五萬石乃至百四十萬石を算し、輸入は五十萬石乃至八十五萬石あり、年々十萬石乃至九十五萬石の輸出超過であつたが建國後諸建設事業の勃興により木材の需要は急増し大同二年以後に於ては木材生産量の増大も需要の旺盛に追隨し得ず、材價は著しく昂騰し、輸出超過より却つて輸入超過に逆轉した。即ち大同二年輸入額二百二十五萬石康徳元年二百六十五萬石以上に達し、之に反し輸出は半減し、大同二年四十一萬石、康徳元年五十五萬石となり差引大同元年百八十四萬石、康徳元年二百十萬石の尅大なる入超となつた。

(3) 消費状況

建國前五年以降五箇年の木材消費量は約三百四十萬石であつたが、大同二年以降國內各地の建設工事の進展に伴ひ木材の需要急増し大同二年約五百萬石、康徳元年に於て六百二十萬石の飛躍的消費状況を示すに至つた。而して従來の木材消費は一般建築用材、枕木、杭木、薪炭其他少量の燐寸用材等に限られてゐたが最近林産業の振興特にパルプ工業の勃興に伴ひ木材の消費量は更に激増する見込である。

累年木材生産數量及輸出入量並消費數量 (單位 石)

年 別	國內生産量	輸 出 量	輸 入 量	消 費 量
民國二十六年	三、八八五、五一六	一、四一一、〇〇〇	四七〇、五〇〇	二、九四五、〇一六
昭和二十六年				

昭和十七年	五、一八、五七一	一、三三六、二〇〇	八五二、三〇〇	四、六三四、六七一
昭和十八年	三、八四六、九七一	九二〇、〇〇〇	八三一、〇〇〇	三、七五七、九七一
昭和十九年	三、〇八七、五八九	八三三、二〇〇	六八五、一〇〇	二、九四九、四八九
昭和二十年	三、二六八、一五一	九八七、八〇〇	六六八、一〇〇	二、九四八、四五一
昭和二十一年	二、八三三、六八五	六七五、〇〇〇	四四二、〇〇〇	二、六〇〇、六八五
昭和二十二年	二、九九六、九五六	四一〇、一五六	二、二五八、一四二	四、八四四、九四一
昭和二十三年	四、一〇〇、三四六	五五四、二三四	二、六五六、三三二	六、二二二、四四四

備考 大同元年以前は滿洲産業統計による

### 第四 林業に関する政府の施設

我が國の森林は永年に亘つて殆ど自由採取の状態の下に放置せられ何等の保護管理を受くることになつた。殊に清朝末民國の初木材需要の激増に際し、當局の措置宜しきを得ず、無統制に國有林長期伐採權を設定し唯官憲の私慾を満すに過ぎず、權利者又當局の此の態度に乘じ利益の赴く處濫伐に至らざるなき有様であつた。爲に從來無限の富庫と稱せられた我が國の森林も其の林相良好、撤出利便の地は或は荒蕪に歸し或は優良林木の絶滅に瀕しつゝあり、又未利用の美林地帯は奥地に隠在し其の利用開發は相當困難なる状態である。

政府は右の事情に鑑み建國以來大に林政を改革し、先づ國有林經營の合理化を圖り、森林資源の保護、國土保安、國民經濟、國家財政等の要に備へんとしつゝある。

即ち

- 一、林政機構を整備充實し以て全國森林の綜合的經營及國有林國營の強化を圖り、森林の保護管理の徹底を期し
- 一、國有林長期伐採權を整理し國有林の合理的經營を圓滑ならしめ
- 一、森林資源を精査し將來の計畫に資し
- 一、保安林を造成し治水、水源涵養、防風等森林の公益的機能の發揮を圖り
- 一、林産物處分方法、運材施設、林業組織等を改善し木材生産の合理化、林力の保護を圖り
- 一、林産工業を振興し林業の發展に資し
- 一、未利用林を開發し山奥地の開拓を進め
- 一、林野副業を興し農家經濟を潤澤ならしめ
- 一、有用野生鳥獸を保護増殖し毛皮の増産並農産物の保護を圖り
- 一、植林を奨励し愛林思想の喚起に努めつゝある

而して我が林業政策は獨り我が國産業、國民經濟の重要事たるのみならず、其當否は日滿兩國經濟に影響するところ大なるを以て林業政策の實際は常に日滿經濟統制の方針に即せしめつゝあり、又刻下の狀況に於ては林業の經營は地方治安と密接なる關係に在るを以て特に森林伐採は治安工作と緊密なる聯繫の下に實施しつゝある。

右の方針に基き左記事項を計畫實施すると共に國有林事業遂行を圓滑ならしめ以て國庫收入の確保、増進を圖り、森林資源の保護培養の目的を達成せむが爲康徳三年度より國有林事業特別會計を設置した(但蒙政部關係を除く)。

### (1) 林政機關

一五二

現在、林務行政は實業部（主管林務司）總掌し其の實行に在りては地方勸業事務と國有林に關する業務とを分離し、前者は省公署並縣公署をして管掌せしめ、後者は實業部直轄の營林機關（林務署）をして擔當せしめてゐる。建國直前に於ては國有林の管理經營は省、縣其他哈爾濱木石稅費總局等に依り行はれてゐたが各機關各樣の方法を以て國有林の利用に當り、其の間の連絡、統一を缺き國家政策の如き片鱗も窺ひ得なかつた。

我が政府は國有林の公共公益上の使命を重視し建國後直に、實業部をして國有林の管理經營を統制せしめ、各省實業廳及縣公署をして其の實行に當らしめたが、實績擧げざりしを以て更に大同三年一月實業部直轄營林機關たる森林事務所を設置し先づ京國沿線地方國有林の經營を擔當せしめ、爾後順次各地に森林事務所を増置し現在左の二十三森林事務所あり  
康徳三年七月より官制改正され森林事務所は林務署と改稱さる。主要國有林は總て（熱河省を除く）林務署の管轄下に在る。又、濱綏沿線地方國有林產物處分事務は其沿革上財政部管下哈爾濱木石稅捐局をして處理せしめてゐたが、康徳二年七月實業部に移管し林政機關の統一を見るに至つた。

林業技術員の養成

産業の發達如何は指導者に負ふ所甚大であることに鑑み、康徳元年農林技術員養成所を設け將來の技術官及指導員を養成するとともに、更に林務關係職員を日本に派遣し營林業務を實習せしめてゐる。

### (2) 林場權の整理

舊政權時代國有林の長期伐採權を濫發したため東三省政府の末頃には此等林場特殊林場權（國際條約又は各省政府との協定に基くもの）及一般林場權（國有林放棄章程、遼寧省國有林整理暫行章程等に法會によりて成立せるもの）——が特殊林場二、一般林場約二四一面積合計八百三十六萬陌に達し全國主要森林の殆全部を占める状態であつた。

而してこれらの林場は國有林内に錯雜紛在し、或は甲乙林場の重複するものあり、或は其の境界明かならざるものあり、或は位置の判定にさへ苦しむものあり、斯くて林場權者間の紛爭常起り林業經營上の一大支障たるのみならず當局の國有林管理も亦到底行はれ得なかつた。加之、林場權者は利益の赴く所濫伐を擅にし、界域を超えて盜伐を敢てし、伐採に際し爾後の更新を慮るところなく爲に森林資源は蝕盡せられ、林地は荒廢し、延いて水源は枯涸し各種産業の發展を阻礙する有様となり、林場權を此の儘放置するを許さざる状態となつた。

我政府は建國後先づ各省に命じ林場權の設定並に其讓渡を禁止し、更に康徳元年六月林場權整理法の制定及林場權審査委員會の設置を行ひ一般林場權の整理を斷行することとした。この措置に基き整理を行つた結果、未決定のもの三九件を除き他は總て消滅に決定した。

特殊林場權に就ても我林政方針に即し適正なる規整を加へねばならぬのであるが、此等は各々其の成立の経緯を異にし權利の内容も亦一様ならず、且つ其の沿革古く複雑であつて先づ其權利關係を究明する必要あり目下調査中である。

此等の中舊吉林永衡官銀錢號の林場（面積約百五十萬陌）は大同二年十月滿洲中央銀行より回收し鴨綠江採木公司關係林場（面積約一四萬三千八百陌）は日滿兩國政府の協定に依り康徳七年九月を以て解消することに決定した。

尙其他の林場に就ても康徳二年七月以降其の伐採を一般國有林に於ける伐採と同様に取扱ひ統制を加へつゝある。

### (3) 森林資源其の他の調査

森林資源の調査

從來の森林調査資料は古く且局部的であつて、我が國森林の全貌を示す根據あり信を置くものは得難かつた。山地、尤大、交通不便、治定不定等の爲調査が至難であつた、爲である。

現在でも、地上の踏査に當りては同様の困難に遭遇し、急に行ふことは到底望み得ないのである。依て森林の調査は航

空視察及航空寫眞に依り行ふこととし大同二年四月以來事業を繼續して居る。即ち大同二年に於て全滿森林の視察を了し、康徳二年より航空寫眞の撮影を開始し、同年四百萬陌、二年度八十萬陌を撮影した、更に康徳三年以降毎年二百萬陌の豫定を以て康徳七、八年頃迄に主要森林全部撮影を行ふと共に、現地調査も併せ行ひ森林の現状を審かにする計畫である。

荒廢地調査

將來造林に依り荒廢地を復舊すべく康徳二年度より主として熱河省の荒廢地に付調査を進めてゐる。

林産物市況調査

木材、薪炭の需給狀況、木材輸出入狀況木材市價其の他林産物市況に關する調査は常時行つてゐる。

(4) 國有林野の管理經營

國有林野の管理經營は前述の通り林務署をして擔當せしめ經營の中央統制、國有林國營の歩を進めて居るが之が合理的經營には施業案の編成、林産物處分方法の改善、運材施設の整備、森林保護の施設等を必要とするが目下着々其の實現を圖りつゝある。

I 官行斫伐事業國

國有林の合理的經營の第一着手として國有林中主要地域に於ける伐採は可及的速に官行に依ることとし本年度は先づ安國、理春、汪清、齊安各縣下の國有林の一部に於て官行斫伐を實施する。

II 集團伐採の實施

昨年度より治安關係、林業經營上の見地よりして薪炭材以外の立木拂下には集團伐採を採用した。即ち治安關係、木材需給關係等を考慮し伐採地域を限定し伐採事業を統制、指導すると共に縣警察を以て其の整備

に當らしめた。此の方法は當分繼續の見込である。

III 運材施設

從來濱綏沿線地方の一部以外には運材施設の見るべきものがない。木材生産の合理化、奥地未利用林の開發には先づ運材施設の整備改善を急務とする。

森林鐵道

本年度は官行斫伐の實施に伴ひ左記三線を敷設する。

牡丹江線 濱江省寧安縣仙洞より二道河子上流に至る七三軒

龍井線 間島省和龍縣龍井村より安圖縣五道楊岔に至る七三軒

草皮溝線 間島省汪清縣三岔口より草皮溝上流に至る四〇軒

林道

本年度百三十軒開設の豫定。

網場、土場

既設網場四箇所の外に本年度は網場四、土場七を設置する豫定である。

IV 施業案の編成

國有林野の經營に關し地況、林況、植生、運搬、治水、水源、涵養、市場關係等一般森林經營の基本調査を行ひ、事業區を定め、林班を測定し經營方策を確立すべく本年度は調査班九班を編成し各班五萬町歩計四十五萬町歩に付簡易施業案を編成する豫定である。尙本事業は十五箇年計畫を以て六百七十五萬町歩の國有林に付て實施する計畫である。

V 林野官民有別區分

林野官民有の區分を行ひ林野行政の基礎を確立すべく先づ本年度より三箇年計畫を以て主要森林地帯の土地調査を行ひ官地、民地の分野を明にする。

VI 國有林野の保護

森林保護組合の設立

本年度より主要國有林地方二十箇所に森林保護組合を設立して國有林の保護管理の補助機關として活動せしめ併せて地方治安維持に貢献せしめる。

防火線の設置

防火樹帯の設定、防火線の伐開等を行ひ森林保護組合の協力と相俟つて森林火災の防止に努む。

VII 造林並養苗事業

造林

森林資源の培養、荒廢地復舊、治水、水源涵養、防風等の目的を以て大いに造林事業を起すべく計畫中であるが之が爲には諸般の調査並試驗及苗木の養成を必要とし目下其の準備中である。尙國都の水源淨月潭周圍に國營造林場を設置し、造林を行ひ水源涵養を圖りつゝある。

養苗

各林務署及淨月潭造林場に苗圃を附設し養苗を行ひ將來の造林に備へつゝある。

VIII 林業試驗

本年度より官行斫伐、立木拂下に緊急必要な天然更新に関する試驗を行ひ、更に潤葉樹利用に関する試驗を行ふ

豫定である。

IX 林野副業の奨励

林野に於ける農民副業を興し農業多角化と相俟つて農家經濟の更生に寄與すべく差當り先づ森林伐採には地元農民を使用し冬期勞働收入の途を拓き、又木炭の改良増産を圖り、尙黑江省地方の特産木耳の増殖を奨励してゐる。

(5) 地方林政

I 植林奨励

我國の森林は殆ど官有林であつて民有林が無い關係上、現在の處地方林政としては唯造林の奨励を擧げ得るに過ぎない。康徳元年度より帝制紀念全國綠化運動を開始し植林の奨励に努め毎年四月穀雨の日を期し全國一齊に植樹節を舉行し、苗木を配布し（康徳元年度百萬本、二年度五萬本、三年度三百五十萬本）又映畫、講演、パンフレット、宣傳ホスター等の方法により其の徹底を圖りつゝある。

尙植樹愛林の思想は小國民より養成すべく康元、二年度に於て全國二十六箇所の學校苗圃を設置して養苗の實地指導を行つてゐる。

II 養苗

將來の民間造林計畫の準備として熱河、奉天兩省の既設三苗圃の外に本年度より新に八省養苗圃を設置し苗木を養成する計畫である。

III 農村備林の造成

農村に於ける薪炭用材の自給及農家副業等勸農の爲めに治水、水源涵養、防風、河川護岸等の關係を考慮し農村備林を造成せしむべく計畫中である。



### III 野生有用鳥獸の保護

近來有用鳥獸は漸減の傾向にあるが殊に毛皮獸の減少が著しい。鳥獸保護法を制定して禁獵區、獵區狩獵方法の制限等の關する規定を設け有用鳥獸の保護増殖を圖るべく目下準備中である。

一五八

### 第五 林業及パルプ會社

歐洲大戰による財界の好況の波に乗つて幾多の林業會社の濫立を見たが、何れも經營不振を極め、現在に至るまで事業を經營してゐるものは僅に鴨綠江探木公司のみである。

これらの不振の原因は種々あると雖も最も大なるものは政治的原因である。即ちこれらの企業に對する舊軍閥の不當な措置によるものである。我政府は建國當初の方針に基き林業の健全なる發展を圖つてゐる。即ち林政の方針は前記の如く強固なる統制の下に森林の經營を行ひ、又主要國有林に於ける伐採は官行斫伐を建前としてゐるから從來の如き利權の目的、投機的企業の介入する餘地は全然ない。

現存の林業會社の主なるものは次の如し。

- (1) 滿洲林業股份有限公司(特殊會社)  
康德三年三月一日、設立資本金五百萬圓(內政府二百五十萬圓、滿鐵、共榮起業會社各百二十五萬圓)
- (2) 鴨綠江探木公司(日滿兩國政府合辦)  
光緒三十四年(明治四十一年)九月設立資本金北洋銀三百萬圓(日清兩政府折半、現在國幣二百八十萬圓)
- (3) 中東海林探木公司(日商、滿官合辦)  
大正十三年一月設立資本金三百五十萬圓、

### (4) 札免探木公司(政府、滿鐵、露商合辦)

最初露商シエフチenko兄弟の創業に係る事業であつたが、その後滿鐵と共同、更に黑龍江省政府の参加を見、大正十一年公司組織になつた。資本金六百萬圓、

パルプ工業は我國の森林開發、産業振興上有利の事業であり、日本に於けるパルプ需給狀況に鑑みても、其振興發達を促進すべきものである。

然し乍ら其資材供給關係上制限を加へる必要がある。

我國に於ける「パルプ」工業の認可性として其の生産量を制限し又資材も政府又は政府の指定する採木業者供給して之を統制することゝなつた。現在の處「パルプ」生産量年額四萬噸、資材八〇萬噸とし、康德三年四月左記四會社に各生産量年額一萬噸の事業經營を認可した。

- (1) 東滿洲人組パルプ工業股份有限公司
  - (2) 滿洲パルプ工業有限公司
  - (3) 東洋パルプ製造股份有限公司
  - (4) 日滿パルプ製造有限公司
- 尙右の外既設のパルプ工業としては鴨綠江製紙株式會社の經營がある。

### 第五節 水産業

#### 第一 漁業

我國は南部渤海、黃海に面してゐるが、海岸線は極めて短く、地域は狭少であり、且つ冬期は沿岸結氷し、漁業不可能

一五九

となるので我國の沿岸漁業は恵まれてゐない。然し、我國に於いては幾多の大河川、湖沼等があり、淡水魚の種類數等は極めて豊富であるから淡水漁業は我國水産業の重要な地位を占め今後諸政策の實施、諸施設の完備と相俟つて大なる發展が約束されてゐる。

然し乍ら之等國內生産の水産物を以てしては未だ國內の需要を充し得ず日本内地、朝鮮、關東州その他の地より毎年五百萬圓以上の海産物を輸入してゐる。今後我國の發展に伴ひ海産物に對する滿人の嗜好増進等は輸入海産物をして今後益々増大せしめ行くものと思はれる。

國內の水産業を見るに淡水漁の豊富に棲息するものは嫩江、松花江、烏蘇里江、ダライノール其の他の大河川湖沼等殆ど北滿地方に偏在してゐる。その魚種は鯉、鮒、鯰、草根魚、白魚、狗魚、鰻魚、鱸魚等之等淡水魚は夏期に於いては殆ど地場消費に當てられる程度であるが、冬期に於いては凍魚として大量に生産せられ、全滿各地に搬出されてゐる。南滿地方には遼河、鴨綠江の二江であるが、漁業は概して不振である。

沿岸漁業は前述の如く不利なる條件によつて概して不振であるが、黄花魚、大刀魚、海蝦等が獲られる。渤海沿岸は黄海沿岸に比し遙に好漁場を有し、熊岳城沖の如きは黄花魚を本場として特に有名である。又渤海岸には張網漁業の根據地として二界溝がある。

我國に於ける水産物の年産額を示せば次の如くである。(康德元年度調査、臨時産業調査局)

一、國内海産魚	二、〇五〇千圓
一、國内淡水魚	八、四五〇 ”
合 計	一〇、五〇〇 ”

政府は漁業政策として左の如く施設實施した。

- (一) 營口水産局の設置  
康德元年五月營口に水産局を設け水産に關する試験調査及び指導監督に當らしめてゐる。
- (二) 日滿水産打合せ  
我國地先海面漁業紛争防止の目的で關東局、朝鮮總督府と合同協議し申合文を取交はした。
- (三) 黃海北部及渤海に於ける漁業保護區域設定  
水産物の蕃殖保護及漁業取締の爲勅令を以て保護區域を設定した。
- (四) 漁業法の制定  
海岸及内地河川に於ける魚族保護、溜獲防止の爲漁區制を採用、禁漁區域の設定を行ひ漁業制定の確立を期し漁業法を立案中である。

### 第二 鹽 業 (註)

我滿洲國は元來製鹽資源が相當豊富なるにも拘らずその生産額は少く、從來國內の需要を充たす程度に過ぎなかつた。これは偏に有力な製鹽業者のなかつたこと、合理的な經營が行はれなかつたことに起因する。

政府はこゝに見るところあり、康德三年四月日滿合辦の滿洲鹽業株式會社を設立し、製鹽事業の開發經營に當らしめることになつた。滿洲鹽業會社は資本金は五百萬圓で内百二十五萬圓は政府の出資である。事業は、鹽の製造、加工及賣買、副産物の加工及販賣等にあるものである。該會社は當初の計畫では從來捨てゝ顧みられない地方に新に鹽田を開發するとともに、既設の鹽田を指導改良し年額二十數萬圓を産出し之を日本に輸出し以て年々漸増の傾向ある需要を緩和し、友邦化學工業の進展に資せんとするもので、所謂、日滿經濟プロツクの一斷面とも見るべきものである。

製 鐵 統 計 (單位千斤)

(滿鐵經濟調査會)

一六二

年 度 別	日 本 人 生 産 高	滿 人 生 産 高	合 計	指 數 (一〇九二一年=100)
大 同 元 年	二九一、〇二六	八四、一七九	三七五、二〇五	一六二
大 同 二 年	三八二、八三一	一〇二、四五二	四八五、二八三	二二〇
康 德 元 年	三三九、三四二	七七、一〇三	四一六、四四五	一八〇
德 康 二 年	七二七、四二二	一一五、五九三	八四三、〇一五	三六五

尙、康德二年の滿洲國側生産者戸數一、〇九九戸で鹽夫數六、五五〇、鹽田面積一四、五六〇・三六(一四、六四二・七九)である。註 第五章第七節鹽務行政の項參照

第 六 節 鑛 業

滿洲は鑛産資源に富み、古來鐵、石炭、砂金等の探掘、採取で著名である。我滿洲國は成立以來、豊富な鑛産資源の開發の重要性に鑑み鑛業法令を制定公布し、法定鑛物を指定し、國營又は私營に關する鑛業の統制を實施してゐる。

鑛業法は康德二年八月一日公布され、同年九月一日から實施されたのであるが、法定鑛物として左記四〇種が擧げられてゐる。

即ち、金鑛、銀鑛、白金鑛、銅鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、錫鑛、鐵鑛、アンチモニー鑛、アルミニウム鑛、ニッケル鑛、コバルト鑛、

硫化鐵鑛、クロム鐵鑛、マンガン鑛、砒鉛鑛、重石鑛、水鉛鑛、水銀鑛、砒鑛、燐鑛、硫黃、黒鉛、石炭、石油、土溼青、油母頁岩、石灰石、白雲石、マグネサイト、螢石、長石、耐火粘土、重晶石、硝石、石膏、珪石、滑石、石綿及雲母  
右の中、資源の保全又は國防上の見地から左記の鑛物は一般私人の無統制な探掘に放任することを許さないものがある。此等の鑛業については別に勅令を以て其の鑛物又は地域を指定して一般私人の鑛業出願を制限することが出来るやうになつてゐる。然し乍ら民間の企業心を阻害し、我が鑛物資源の開發を阻止せぬやう充分に考慮し、鑛産資源の發見者を優先的に保護する方策を講じてゐる。

指定鑛物は次の如くである。

白金鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、アンチモニー鑛、アルミニウム鑛、ニッケル鑛、硫化鐵鑛、マンガン鑛、重石鑛、水鉛鑛、水銀鑛、黒鉛、石炭、石油、油母頁岩、マグネサイト、螢石、耐火粘土、硝石、滑石及石綿

我鑛業法中で特色あるものは租鑛權を認めたことである。この制度は未だ外國にもその例を見ぬ制度で我國が率先して設けた實際の事實に適應した世界に誇るべき制度である。即ち、鑛業を實際に經營しやうとする者に對しては鑛業權者との間に契約締結せしめて之を登録することにより鑛業權者の鑛區に於いて鑛業を営むことが出来るやうになつてゐる。例外として實業部大臣の許可を得た場合外國人又外國法人でも租鑛者となることが出来る。政府は鑛業法の實施とともに特殊會社滿洲鑛業開發會社法を公布、康德二年九月一日該會社の設立を見た。資本金五百萬圓政府はその半額を出資してゐる。

鑛業行政の一機關として實業部に鑛務司を置き、奉天、新京、齊々哈爾、承德にそれ／＼鑛業監督署を置いてゐる。



鐵物出産量 (千噸) (滿鐵地質調査所調)

一六四

種別	建國前年	大同元年	大同二年
鐵	九六三、五二九	一、〇四一、六一三	一、一七六、六四三
純鐵	三四、二七〇	三六八、一八一	四三三、五二三
礦化鐵	三、九一九	三、六二〇	一、六七一
金鐵(砂金)	一、二二一	〇、二四一	〇、六六八
菱苦土鐵	三六、〇三四	五五、三八六	七一、三七六
石灰石	九、一二四、〇六四	七、〇九八、八三二	九、〇六二、六四四
骸炭	四一八、六二五	四一六、三〇五	四七六、二七八
油母頁岩	一、二四五、〇九四	一、四一二、五五四	二、六八三、四四〇
原(岩)油	六一、〇八一	七〇、六三一	八七、〇七六
苦灰石	九七、七七七	八九、九〇六	一六五、八四五
石灰石	五四五、一三一	四七七、三五〇	六九一、〇四〇

種別	出産量	備註
耐火粘土	三五、四七六	五一、七九九
磁石	二二、三二七	二六、九八九
滑石	四二、八九〇	四四、三一六
鐵	一、二二一、四八七	千噸
石炭	四、八〇四、〇〇〇	
菱苦土鐵	三、八三三、五九〇	
油母頁岩	三三〇、〇〇〇	

重要鐵物の埋藏量は次の如し、

鐵礦は鞍山附近に豊富に産し、その外本溪湖附近に良質のものを産する。鞍山の鐵礦元來は貧鐵であるが、鞍山製鐵所が研究を重ねた結果貧鐵處理法を發明し、更に昭和製鐵所の成立とともに、純鐵一貫作業を行つてゐる。石炭は滿洲の三大特産の一であつて埋藏量の豊富なること、採掘の容易なることで將來を囑望されてゐる。就中滿鐵の經營になる撫順炭礦の如きは東洋一の一大露天掘を有し、年産七百萬噸と稱せられ、その三割は日本に輸出してゐる。この外鶴崗、本溪湖、新邱、北票等は著名である。新邱炭坑は特に有望な炭田であつて、數年後には二百萬噸採掘を目ざし、且つ露天掘をも行ふ方針である。

油母頁岩は撫順炭田の上面を約四百呎の厚さを以て覆ふてゐる褐色の炭層で、埋藏量は約四十四億噸、その含油量は平均五・五%と見られてゐるから、約二億噸以上の原油が得られる。滿鐵は撫順に製油工場を設立し、現在五萬四千噸の

一六五

重油を産出してゐる。將來は日滿液體燃料問題解決にとつて寄與すること大なるものがあらう。金一就中砂金は人參と相並んで舊滿洲の重要資源を爲したが、現在に於いても相當に産出し、金鑛として擧げられるものは全國に六十ヶ所以上に及んでゐる。中にも、黒河省、開島省、東邊道には有名な金廠がある。

北滿探金の爲には北滿探金會社が設立されドレツチャア三萬を送り込んで、近代的探金を開始してゐる。

マグネサイト—大石橋附近のマグネサイト(菱苦土鑛)は世界第一の鑛床といはれ新興輕金工業の重要な素材である。

滿洲國はこれらの多大の鑛物資源の開發のため石炭、金、石油の特殊會社を設立し經營せしめることとし、既に、滿洲炭礦會社(資本金一千六百萬圓)、滿洲探金株式會社(資本金一千二百萬圓)、滿洲石油會社(五百萬圓)(何れも日滿合辦)が設立されてゐる。この外新に、鑛業法の公布とともに政府の鑛業政策代行機關として滿洲鑛業開發會社を設立した。本會社は資本金五百萬圓で政府滿鐵の折半出資である。その目的とするところは勅令第九一號に定められた前記の國防上必要な二十二種の鑛産資源を確保し、その鑛業權の逸散を防止すると共に、これが調査並に統制的開發に當るべきことを主眼とし、(一)鑛業權の取得及租鑛權の設定、(二)製鍊事業、(三)鑛業及精鍊事業に對する投資及融資、(四)實業部大臣の認可を受けたる前號に附帶する事業を營むものである。

### 第七節 工業

#### 第一概 説

滿洲の工業は北滿に於ては哈爾濱を中心として露西亞工業資本の活躍するところであり、南滿に於ては日本資本の獨舞臺であつて、滿人のみにより經營せらるゝ工業に至つては非常に微々たるものである。

資本的に見れば一九三〇年の現状は一九一九年に比し工業會社數一・八倍、資本額に於て二倍半の増加を示し、歐洲大戰前に比すると會社數に於ては十六倍、資本額に於ては三十倍の飛躍的發展を爲してゐる。但し日本内地の工業會社が年々資本の集結を経てその増大を示してゐるのに反し、滿洲に於ては工業は一九二三—四年を最高として漸次減少を告げ、一九三〇年には半數以上の工業會社が没落し、或は操業を停止し、大部分は倒産の悲運に擧り去られ、現在の工場は氣息奄々とし、僅かに利益を揚げて居るものは十指を出ない有様である。之は世界的不況に患ひされたことは勿論なるも、左の如き重大なる原因に依るものである。

- 一、滿洲に於ける工業生産品の販路狭少にして伸縮性を缺き、販賣方面に於ける工業家自身の研究の不足或は支那側の輸出税の賦課或は外國取引に於ける船便の不便等は販路擴張上困難なる原因をなせること
- 二、滿洲に於ける工業條件は勞銀の低廉以外に取立て、有利なる點なきこと
- 三、其他舊政府の日本商工業者に對する壓迫

上述せる如き工業疲弊の後を受け、實業は事の性質上先づ原始産業の發展に努力し然る後に工業の發展に努力するを順序と考へ、前述せる經濟建設綱要に則り日滿經濟ブロックの主旨に反せざる様、且軍事上、國防上、公益上等の重要性を顧慮し、工業に對して統制企業と自由企業とを分ち、又日滿工業の衝突及び一部資本家の利益の壟斷を防止し以て自由競争に依る共倒を防ぐ等大いに意を用ひ、實業部統制科、工務科をして充分なる統制監督の下に工業の發展を遂げしめんとしてゐる。

主なる統制企業は、金屬工業、機械工業、油脂工業、バルブ工業、曹達工業、酒精工業、榨糖工業、紡績工業、製粉工業、セメント工業、醸造工業である。既に企業を許可せるものは次の如きものがある。

滿洲植物油製造股份有限公司  
 苞麻子油製造股份有限公司  
 康德染色股份有限公司  
 興仁製藥股份有限公司  
 股份有限公司乾卯工業廠  
 營口紡織股份有限公司(生産設備擴張許可之件)  
 股份有限公司 興亞印刷局、哈爾濱洋灰股份有限公司  
 海城蠶業股份有限公司、滿洲小野田洋灰股份有限公司  
 奉天紡紗廠股份有限公司(生産設備變更許可)  
 股份有限公司六合成造紙廠、哈爾濱麥酒股份有限公司  
 大同洋灰股份有限公司、本溪湖洋灰公司  
 滿洲毛業股份有限公司、滿洲紙工股份有限公司  
 恭泰工廠、 滿洲機器股份有限公司  
 滿洲製袋工業股份有限公司  
 滿洲製糖股份有限公司  
 東亞鉛筆股份有限公司  
 この外未處理の分は次の如くである。  
 滿洲纖維工場股份有限公司

泰豐久火柴股份有限公司  
 恒茂製粉有限公司

實業部は産業の振興を目的とし、工藝技術の發達を促進する方法として工業所有權保護の制度を確立した。即ち、工業所有權である商標權に就いては大同二年十一月商標法を施行し、更に康德三年四月九日勅令を以て特許發明法及意匠法の制定公布し、工業所有權制度の完成を見たのである。  
 尙、康德三年度中には國民生活上最も緊密な關係を有する電氣事業法規が施行される。又、瓦斯事業法の整備並施行を見る豫定である。

滿洲に於ける職工五人以上を使用する工場は約四、〇〇〇その生産額は約三億に上つてゐる。年額一千万圓以上の生産品に就いて見ると次の如くである。

滿洲主要工業生産統計 (一九三二年度)

品目	生産額	品目	生産額
(1) 大豆粕	七、二〇〇萬圓	(6) 鐵道車輛	二、〇〇〇萬圓
(2) 大豆油	三、二〇〇萬圓	(7) 精穀	一、九〇〇萬圓
(3) 煙草	二、九〇〇萬圓	(8) 酒類	一、三〇〇萬圓
(4) 綿絲布	二、三〇〇萬圓	(9) 銑鍛	一、一〇〇萬圓
(5) 麥粉	一、三〇〇萬圓		
工場數	四、〇七九軒	投資額	二億四、〇〇〇萬圓
生産額	三億二、四〇〇萬圓	原動機	二九萬馬力



第二 土著工業（農産加工業）

滿洲の土著工業と見るべきものは農業生産物を原料とする工業で燒鍋（燒酎釀造）磨坊（製粉）油房等である。これらの土著工業は最初土著住民の零細な資金によつて經營されてゐたが、日露戦役前帝政ロシアの進出、その後日本の資本と技術の寄與により土著原始工業は急速に新式工業化せられ、その産額は急激に増加した。

(イ) 油房工業

油房業が初めて滿洲に設立されたのは十九世紀の末葉で今から約六十年以前である。牛莊（營口）に極めて原始的な油房が三十餘設立された。その後水壓式壓搾機の利用普及と資本の流入とにより漸次大工業となり現在に於いては油房工業は約三千に餘りうち四百餘は相當の能力を持つものである。

一九三四年（康德元年）の調査によれば豆粕の生産高は約四千萬枚であり、往年に比べ可成不振を呈してゐる。これらの生産地の最近三ヶ年平均割合は大連五三・四％哈爾濱及北滿各地一五・七％、南滿各地一二・三％、營口九・五％、安東九・一％である。

最近五年間平均の大豆及製品の出産數量を見れば（單位千廳）

一九三〇年より 五ヶ年平均	大豆	%	粕豆	油合	計	%	總計
二、三三六	六		一、五三三	二九	一、五三二	元	元、八六七

(ロ) 製粉工業

小麦は北滿の主要農作物の一で年産額百五十萬廳に達する。その工場には磨坊と稱する舊式な土法と火磨と稱する新式な歐法とがある。前者は家内工業で全滿各地就中北滿に多く、その總生産額は火磨の約三分の一にあたる。麥粉は滿人の主食物であるから滿洲には油房とともに早くより發達した。火磨なる近代製粉工場が設立されたのは一九〇〇年頃、北滿にロシア人の手によつて起されたのである。日露戦役起りロシア軍に供給する爲長足な進歩を見、一時北滿だけに六十餘の工場が設立されその製品は滿洲はもとより遠くロシア、北支にまで及んだが、歐洲大戰後米國、カナダ等の大量生産に押され、且つ北滿の小麦減産に影響され滿洲粉の生産は減少した。

然し乍ら將來は政府の小麦増産奨励による原料安と、消費の増加とに伴ひ本工業の前途は極めて有望である。既に康德元年三月には日滿合辦による日滿製粉會社が生れた。

製粉工場は南北滿洲を通じ三〇七、生産額一八四、四一六廳、價格二二、八三二千圓であるが、外國より輸入する小麦は康德二年度に於いては、七、六九五、六五六擔、五三、九八八、五八四圓である。

(ハ) 釀造工業

滿洲のアルコール工業は主として飲料アルコールでその七五％を占めてゐる。就中、高粱酒釀造は土著工業の最大なるもので如何なる田舎にも存在し、燒鍋は土著資本家の代名詞の如き觀を呈してゐる。

生産量は不明であるが大體年産四〇萬石乃至四十五萬石程度と見られ、全滿釀造酒の八〇％を占め價格二千萬圓と推定されてゐる。

高粱酒の外に粟を原料とする老酒、玉蜀黍を主原料とする包米酒がある。火酒（ウォッカ）は主としてロシア人の飲料で北滿各地で釀造される。

日本酒は日本人の増加に伴ひ需要が増加しつゝある爲、漸次清酒醸造の氣運に向つてゐるが、未だ需要を充たすに足らず、又内地製品に及ばない。

この外醬油醸造は隨所に見られるが、未だ在來の方法を踏襲するに過ぎず、發達の域に達してゐない。

### 第三 纖維工業及纖維素工業

#### (イ) 紡織工業

滿洲に近代輕工業としての紡織業の起つたのは一九二一三年頃で、一時多數の工場の設立を見たが、その後業績は概して不振、僅に、滿洲紡績(遼陽三萬千錠)奉天紡紗廠(奉天三萬錠)内外棉(金州六萬三千錠)滿洲福紡(大連二萬千錠)營口紡織(營口二萬錠)等の活動を見るに止まる。

然れども需要の増増と、國內棉花栽培増殖計畫により將來は有望な工業と見られる。

#### (ロ) 製麻業

滿洲は由來麻袋の需要極めて多く、氣候風土が麻の栽培に適してゐる爲製麻業は有望である。一九一六年大連に、一九一八年奉天に製麻會社設立を見たが印度産麻袋に壓迫され經營不振に陥り、後者は閉鎖した。然し乍ら國內の需要は七千萬枚を超え輸入高新麻袋三千萬枚、古麻袋千五百萬枚に達してゐるから將來あるものといふべきである。

#### (ハ) 毛織業

我國は國內到るところに羊毛を産出し、その産額も九百萬封度と推定されるが、羊毛の粗悪なると適當なる助成を加へなかつたために毛織業は殆ど言ふに足らぬ。政府はこゝに鑑みるところあり、羊毛の改良増殖を圖るとともに斯業の發達を助成する方針であるから將來は日滿經濟プロツクの一つとして日滿兩國に大きな寄與を爲すものと期待される。

#### (ニ) 榨蠶糸工業

我國の榨産は世界産額の首位を占め、大豆、豆粕、石炭に次ぐ重要輸出品として、特産界に重きを爲してゐる。産地は遼東半島一帯で、安東、西豐、蓋平、岫巖、寬甸、海城、遼陽、復州の各地に工場がある。康徳二年度榨蠶糸輸出額は二百二十七萬斤價格七百二十八萬圓に上つてゐる。

#### (ホ) 製紙及バルブ工業

「滿洲は製紙國として殘された寶庫」といはれ豊富な製紙原料資源を有してゐるが、その發達は殆ど見るべきものがなかつた。然るに建國以來、バルブ工業の事業熱は高調し、日本系の寺田、王子、川西、大川の四社が進出を計り既に政府よりの認可を得てゐるので、めざましい活躍を開始してゐる。就中、寺田系の滿洲バルブ工業は木材を東拓系の海林会社に、技術を北越製紙に、資金を三菱系に仰ぐことと決定した。この外三社もそれ／＼事業を開始することになつたので第一期計畫の完了によつて、年六萬錠のバルブが生産される筈である。

### 第四 製鐵製鋼業(重工業)

國內に於ける製鐵原料は鞍山附近に十ヶ所、本溪湖附近に十二ヶ所、兩者中間に弓張嶺鐵山等の豊富な鑛區がある。その埋藏量は十二億噸を超ゆと稱せられ、其他石灰、石炭、耐火材料共に豊富であり、且勞賃の低廉と相俟ち製鐵事業の將來を約束されてゐる。特に、貧鐵處理法の完成、鉄鋼一貫作業の實現は滿洲重工業界に一大紀元を劃したものと云ふべきである。

製鐵事業としては現在本溪湖煤鐵公司及鞍山昭和製鋼所の二者のみである。本溪湖煤鐵公司は一九一一年日支合辦事業として創立せられ一九一七年諸般の準備を完成したが大戰後の不況に縮小を重ね一時中止をしたが一九二三年より復活漸

次好調を辿り建國後は一層經營状態が良好となり出鉄額も次の如く増加してゐる。

建國前年	六萬五千吨	康徳元年	一五萬吨
大同元年	八萬吨	康徳二年	一五萬吨
大同二年	一一萬五千吨		

昭和製鋼所は鉄鋼一貫作業を目的として鞍山製鐵所と合併設立されたもので大同二年六月より新工事に着手康徳二年六月竣工を見たものである。

昭和製鋼所の出鉄高は四十五萬吨を目標としてゐる。最近の出鉄高を示せば次の如くである。

年 度	鉄	鐵
建國前年	二六九、四九四	三二二、〇五六
大同元年	三〇〇、三七六	三四六、七三〇
康徳元年		

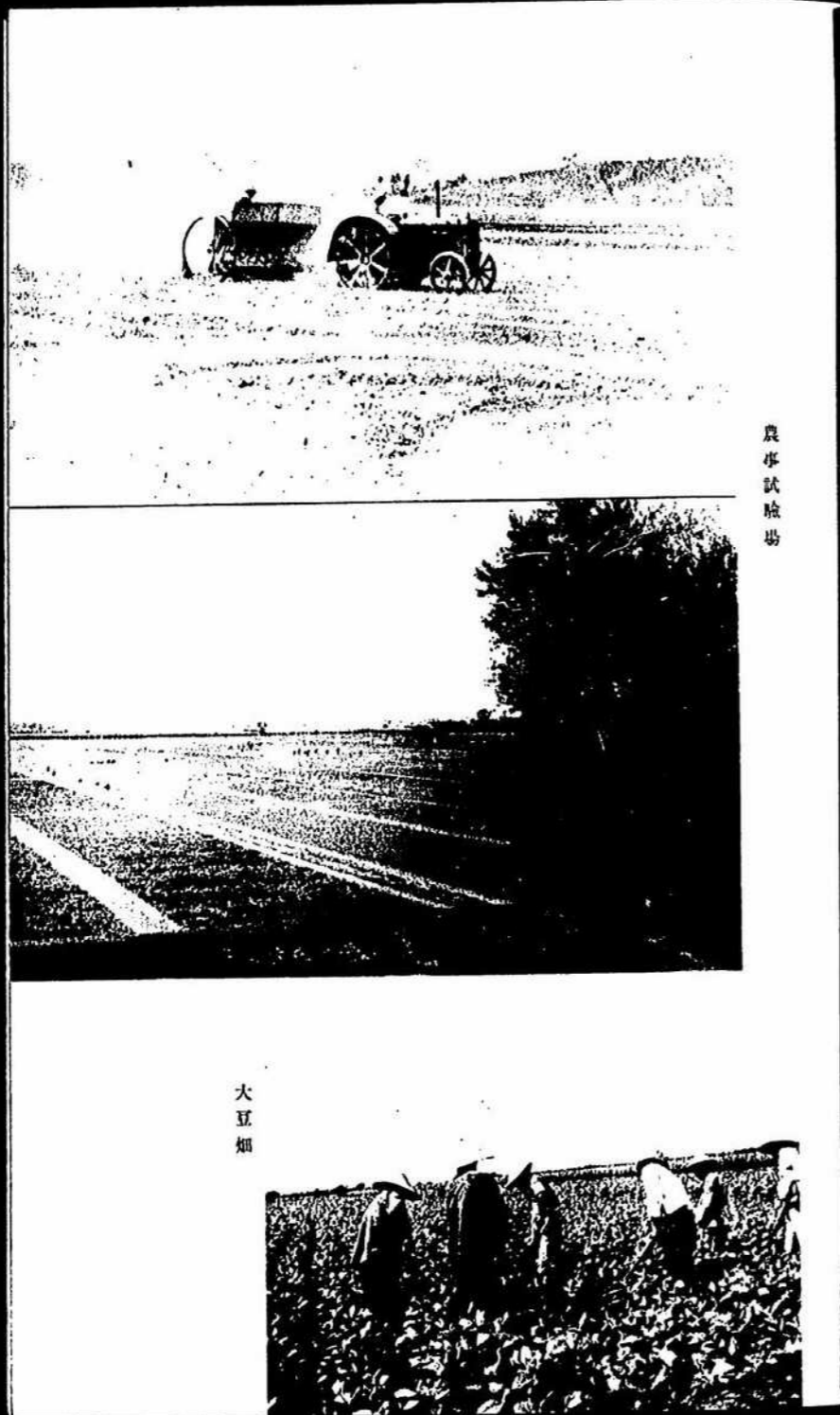
### 第五 其他の工業

滿洲に於ける其他の工業は液體燃料工業としての油母頁岩工業及石炭液化工業である。前者は撫順に製油工場を設置建國前二年より操業を開始してゐる。昭和九年(康徳元年)二四、一八六吨、昭和十年(康徳二年)四八、〇九三の重油を生産してゐる。(滿鐵統計月報に依る)

石炭液化工業も滿鐵が多年研究の結果愈々企業化さるゝことになり豊富な石炭を利用し液體燃料問題解決に寄與するものと大なるものがあらう。

尙、マグネサイト工業、セメント工業、煉瓦工業、曹達工業等將來を期待されてゐる。

これを要するに、我滿洲國は友邦日本と工業的にプロック關係を設定し、相協調しつつ相共に世界工業界に進出せんとしてゐるものである。



農事試験場

大豆畑

# 貿易

康徳二年度

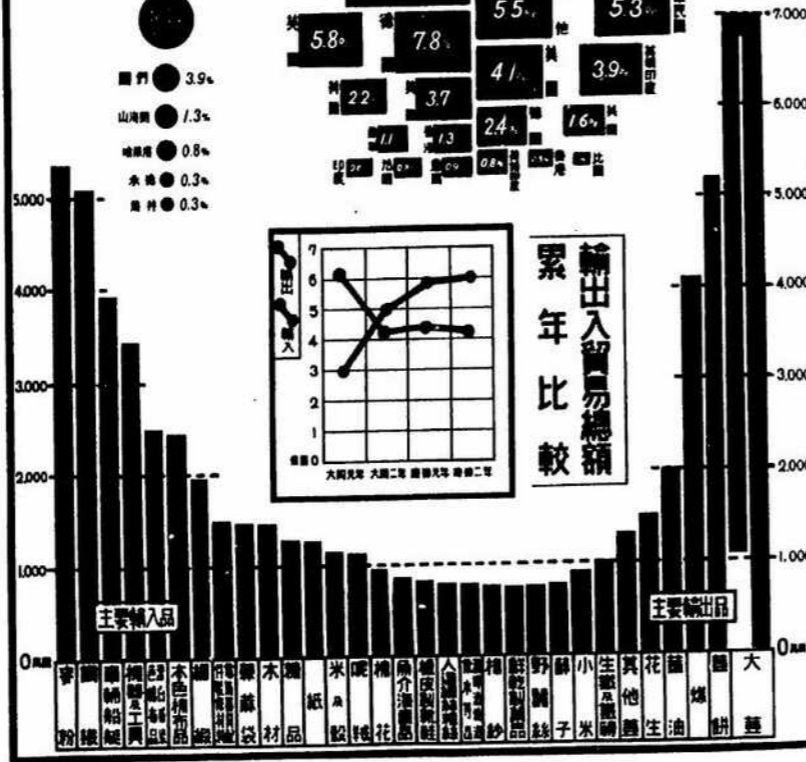
税關別貿易額

大連  
761

安東

- 3.9%
- 1.3%
- 0.8%
- 0.3%
- 0.3%

輸出 主要國別貿易額 輸入



棉花の積込



公主嶺の羊群

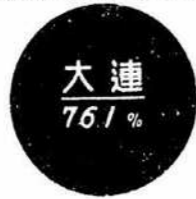


馬の放牧(王府)

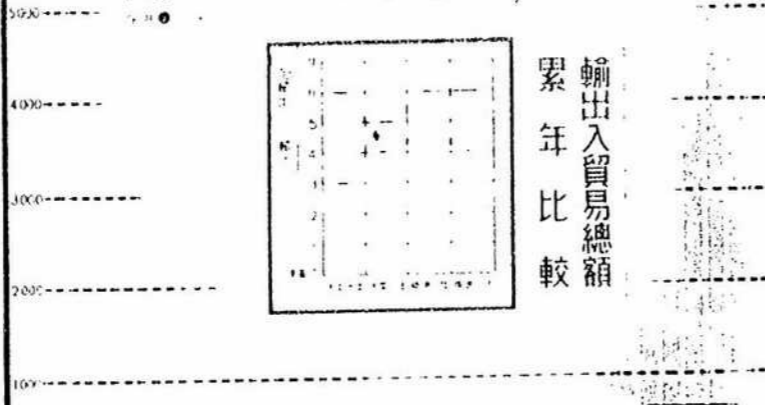
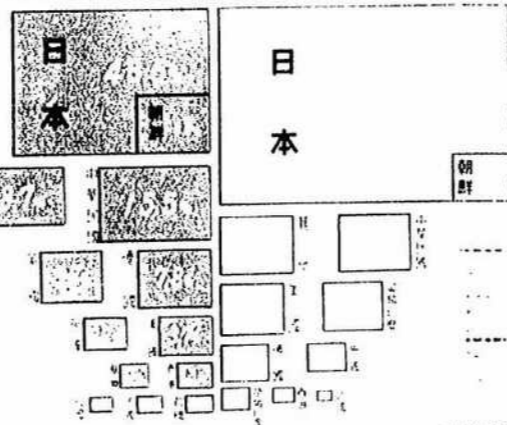
露光量違いにより重複撮影

康德二年度

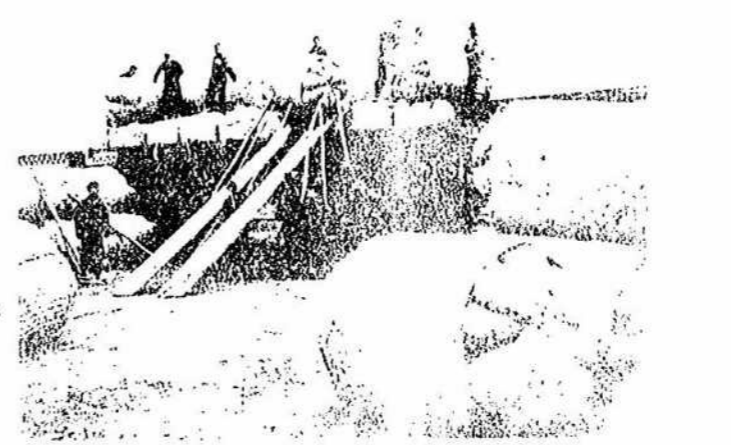
税關別貿易額



主要國別貿易額



麥	豆	高粱	雜糧	油料	糖	茶	絲	棉	麻	紙	布	皮革	五金	礦砂	其他	雜項
---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----



露光量違いにより重複撮影



## 第八章 商業・貿易

### 第一節 商業

滿洲に於いて活潑な活動を見てゐるのは漢民族系の商人である。元來、漢民族は商才に長け、いたるところに商權を擴張し發展を見せてゐる。滿洲への商權扶植は漢民族の農業移民と隣伴してゐる。然して、全滿いたるところに漢民族の商業網が張り廻はされるに至つた。然し乍ら、舊軍閥時代にはこの漢民族の天賦の商才を以てしても容易に發展させぬ障礙があつた。

(一) は舊軍閥の専恣横暴な誅求である。極少數の政商に利益は壟斷され、且つ、資本を蓄積すれば勝手に召上げられる。支那本土の植民地で經濟的にも全く從屬的關係にあつた爲、利潤は支那本土の資本家に吸収された。

(二) これらの原因が、滿洲に資本家の存在を許さなかつたのである。然るに建國後政府は經濟建設綱要の中に商業の助長發展に關する方針を明示し爾來商業の健全なる發達を遂げしめる爲に幾多の施設をなした。經濟建設綱要によれば次の通りである。

- 一、一般商業に對しては努めて之を助長獎勵し取引の圓滑を期し、國內産業の販路を廣く世界に求めてその繁榮を計らんとす。之が爲我商民の特徴は益々之を助長せしめ、舊慣の改むべきは之を矯正し以て取引の合理化を期す又生活の必需品其他國民生活に重要な關係を有する商品につきは、適切なる供給と價格の調節とを以てす。
- 二、新に特許法、商標法等を發布し工業所有權の保護を計り、寄託保險等に關する法制を定め、度量衡の制度を統一し、其他取引所の制度を改善する等、商取引に關する文明的施設を爲さんとす。

三、關稅政策は貿易の振興を旨とし國際取引の増進を期す。  
右の方針に基き政府は一般商業の助長獎勵に努め、商民亦能く之と協力經營に従へるを以て着々成果を収めてゐる。建國以來實施せる事項を見るに、

- (一) 取引所の合理化、  
哈爾濱糧食交易所の改組を行ひ滿日合辦の株式會社とした。
- (二) 公司法の施行  
公司法を施行し施行法第二十三條に基き公司設立認可は大同二年に入り漸次その數を増し康徳二年二月二十日現在認可したもの四十六件、資本額は一億七千九百萬圓に上つてゐる。
- (三) 中央卸賣市場の設置  
中央卸賣市場は食料品の配給機關として都市民の生活安定を圖る上に重要な施設たるに鑑み、康徳元年十月二十五日中央卸賣市場法を制定公布した。同法により、同年十一月哈爾濱中央卸賣市場の開設を認可したが、尙、新京、吉林、奉天、齊々哈爾等に於ても計畫中である。
- (四) 滿洲特産中央會の成立  
滿洲に於ける特産經濟の保護助長を目的とし日滿特産關係業協同機關として滿洲國より二十萬圓、滿鐵より十萬圓の補助下附により康徳二年七月二十一日滿洲特産中央會の設立を見た。
- (五) 保險業の統制  
現在滿洲國內に於て保險事業を營む會社は合計一五五（內滿洲の會社二）の多きに達してゐるが、保險事業は社會公益上有益なる事業であると共に一般經濟上にも重要な地歩を占むるものなるに鑑み保險事業の統制に關して一意準備研究中である。

(六) 商標法の制定

商標の保護のため商標及同施行細則を大同二年九月制定し、商標局を新設し之にあたらしめてゐる。  
商標法施行以來の商標登録申請者數

	大同二年	康徳元年	康徳二年	合計
滿洲國	四九	一六六	一七七	三九二
日本	一〇、五四五	二、〇一一	一、五五九	一四、一五五
英國	一九八	一、〇〇五	七一	一、二七四
米國	二二〇	七五八	一〇三	一、〇八一
獨逸	三四一	八一八	一五九	一、三二八
其他	一一七	四八四	八四	六八五
合計	一一、四七〇	五、二四四	二、一五三	一八、八六五

(七) 度量衡の制定

建國前の度量衡はその名ありて實なき状態で不便極りなかつたので、建國當初なり權度の統制劃一を企圖し、研究

をすゝめた結果、大同三年一月二十五日度量衡法を同二月二十七日度量衡施行規則を制定公布し、康徳元年三月一日帝制實施の記念日を以て本法施行の期日と定め、且つ同年五月滿日合辦の滿洲計器股份有限公司を設立し新度量衡器の供給にあたらしめることとした。

新度量衡は(一)基本を一定し(二)其の基本を實體的に表示する原器を設け(三)度量衡の單位を一定する點に重點を置いて定められたもので舊來の尺片法とメートル法の二系統に統一することとした。即ち、一尺は一米の三分の一、一升は一立、一斤は一疋の二分の一とした。

(八) 商業機關の改組助成

國內各地には商會があり、商工業の利益を保護増進し同業者の圓滑なる連絡を圖つてゐたが之に關しては特別の法令がないので研究中であつたが、治外法權の撤廢とともに日本側の商工會議所と打つて一丸となした機關を設立せしめる方針で着々準備中である。

(九) 康徳二年度新設會社

康徳二年度新設會社(關東州を含む)五十萬圓以上は三五社公稱資本金八六、二五〇千圓拂込四四、九〇〇千圓のうち日本法人一六社、滿洲國法人は殘餘一九社である。

第二節 貿易

第一節 概説

我國が世界經濟と切線を描いたのは一八六四年牛莊の開港を以てである。爾來、滿洲の世界經濟進出は帝政ロシアの極

東經營に拍車を加へられ、次いで日本の滿蒙に對する經濟的寄與により逐年躍進をつゞけ今日の盛大を見るに至つた。即ち北滿鐵道の開通及び南滿鐵道を中心とする諸鐵道の敷設、諸港灣の設備と移住民の増加に伴ふ奥地開發の進展と相俟ち、逐年其の貿易額は上昇した。一九〇七年に於ける貿易總額は僅に五千九百九十三萬海關兩にすぎなかつたが、一九一〇年に於いては一躍約三倍に増加し一億八千二百四十一萬海關兩となり一九二〇年には七倍を超えて四億三千五百五十三千五百五萬海關兩となり、更に一九三〇年に於いては約十二倍七億七千四百萬海關兩となり昨一九三五年(康徳二年)には約十七倍強十億二千五百二十二萬圓となつてゐる。

最近の貿易額 (單位國幣千圓大同元年以前の海關兩は國幣一・五六を以て換算す)

年 度	輸 出	輸 入	差 引
一 九 二 六	五六六、七七〇	四二一、九九二	一四四、七七八(+)
一 九 二 七	六二六、〇〇二	四〇九、二四五	二一六、七五六(+)
一 九 二 八	六六八、六七七	四五九、九四六	二〇八、七三一(+)
一 九 二 九	六五九、六八二	五〇二、九四八	一五六、七三四(+)
一 九 三 〇	六〇八、三八四	四六二、七七三	一四五、六一(+)
一 九 三 一	七三九、二七一	三四一、五九九	三九七、六七二(+)

一九三二	六一八、一五六	三三七、六七二	二八〇、四八四(+)
一九三三	四四八、四七七	五一五、八三二	六七、三五四(-)
一九三四	四四八、四二六	五九三、五六二	一四五、一三五(-)
一九三五	四二一、〇七七	六〇四、一四九	一八三、〇七一(-)

満洲の對外貿易の特徴は出超であつて、主要輸出品は大豆を初め、粟、落花生、玉蜀黍等の所謂特産で特に大豆の如きは世界の約七割を生産してゐた。然るに世界經濟恐慌による保護關稅の爲に對外輸出が漸次減少した結果最近は入超に轉じた。然し乍ら大豆の最大華客である獨逸と康徳三年四月滿獨協定を締結し貿易の調整を圖ることになつたから、今後特産輸出に新生面が拓かれるであらうと期待されてゐる。

これに反し、滿洲國の建國以來、建設工作の加速度的進歩に伴ひ、從來の主要輸入品たる綿製品、小麦粉等の外に車輛類及機械工具、木材等の建築材料が目立つてゐる。康徳二年度に於ては建設關係材料と目すべき品目七種、その額一億六千三百六十萬圓輸入額の二七%を占めてゐる。これは建設諸工作がいかにか急テンポに進歩してゐるかを語る證據である。

康徳三年度に入つて貿易状態に著しき變化を見せてゐる。即ち、康徳元年以來三月に於ては入超に轉換するを例としてゐるが康徳三年三月現在尚三千万圓の出超を示してゐること、再輸出額が昨康徳二年の二倍に増加してゐることである。

再輸出額増加の現象は關東州より北支への貿易増進を語る證據と見される。

次に主要税關別に見るときは輸出共各關相當の増加を示し特に北鮮三港—清津、雄基、羅津—各辦公處を其の管下に

有する圖們及山海關の増加が著しい。即ち圖們の背後地たる東滿の經濟的開發と對北支貿易の更生が窺はれる何れにしても年初來引續き相當額の出超を示し貿易尻の改善顯著なるものあるは康徳三年の貿易に於て注目すべきである。

加之、滿獨協定成立により大豆の輸出増加は必然と見られ滿洲の貿易は從來の出超に恢復し、好轉するものと思はれる。

### 第二日滿貿易

貿易上から日滿關係を見るに、滿洲國建國後の日滿貿易の發展は目覚ましいものがあり、日本の對滿貿易は勿論、その反面たる滿洲國の對日貿易は文字通り躍進の一途を辿り、輸出品、或は輸入品を通じての日滿經濟プロックが如何に強力化されつゝあるかを一目瞭然たらしめてゐる。

先づ大蔵省「外國貿易月報」による日本の對滿貿易（關東州を除く）によつてこれを見よう。

昭和六年即ち滿洲事變勃發當年の對滿貿易總額は、僅に五千三百八十一萬二千圓に過ぎざりしものが、建國第一年の大同年には、一躍二千三百七十萬圓の増加を示し、更に翌年の大同二年には滿洲國産業建設期の到來、滿洲國産業政策の基礎確定により愈々拍車をかけ、千萬圓を越え億圓に躍進して、實に二億二千九百九十六萬八千圓に達したが、爾後堅實な増加振りを示して昭和十年即ち建國第四年度たる康徳二年度にあつては總額三億一千七百四萬八千圓の巨額に達した之を事變當時の昭和六年度に比較すれば實に五・八九倍即ち約六倍弱に垂んとするに至つたのである。即ち左の如し。

日本の對滿貿易（關東州を除く）（單位千圓）

年	總額	昭和六年チ一〇〇トセル指數
一九三一一年（建國前年）	五三、八一二	一〇〇



一九三二年(大同元年)	七七,五二七	一四四
一九三三年(大同二年)	二二九,九六八	四二七
一九三四年(康徳元年)	二七一,三四五	五〇四
一九三五年(康徳二年)	三二七,〇四八	五八九

しかもこの状況を、輸出入別に見れば、對滿輸出額の増加率は、輸入額の増加に比し遙に著しく、建國前年の輸出額一千百八十七萬四千圓に對し、康徳二年には二億二千六百四萬六千圓に上昇して十倍餘の躍進振りを呈し、日本品の滿洲國への流入の如何に著明らしきものあるかを物語つてゐる。年次別輸出入貿易額は左の如くである。

年次別輸出入貿易額 (對滿貿易) (單位千圓)

年 度	輸 出	輸 入
一九三一年	一一,八七四	四一,九四八
一九三二年	二五,九四七	五一,五七〇
一九三三年	八二,〇七二	一四七,八九六
一九三四年	一〇七,一五二	一六四,一九三

一九三五年	一二六,〇四六	一九一,〇〇五
-------	---------	---------

この表に於ては、日本よりの對滿輸出貿易中關東州經由即ち關東州を一時的足場として滿洲國に輸入されたる貨物は全然除外されてゐる故、更にこれ等關東州中繼の輸出品を合算すれば、輸出貿易の殷盛なる躍進振りは想像に難くなく、日本の對滿貿易の發展は驚くべきものである。

次に觀點を變へて、滿洲國の外國貿易概況について見ても、對日貿易が如何に順調に上昇線を辿つて居るか判るのである。

財政部發表の滿洲國貿易統計月報に依れば、滿洲國建國以來、對日貿易が全貿易額に於て首位を占めてゐる事は勿論であるが、その地位が益々強化され總額に於ても大同元年に四億三千三百二萬一千圓なりしものが、康徳二年に六億七千三百九十六萬六千圓に達し、全貿易額に對する比率も四五・三%より六五・七%に躍進し、滿洲國貿易の大半は對日貿易に盡きると云ふ程度にまで日本への依存性を増大しつゝある。即ち左の如く大同二年には五七%と總額の過半を越え、康徳元年には六六・二%に達し、康徳二年には約三分の二の大量を占むるに至つてゐる。建國以來の對日貿易總額累年表左の如し。

滿洲國對日貿易額 (單位千圓)

年 度	總 額	總額に對する比率
大同元年	四三三,〇二一	四五・三



同	二	年	五四九、六四八	五七・〇
康	德	元	六二七、二七七	六〇・二
同	二	年	六七三、九六六	六五・七

以上の現象は、更にこれを輸入貿易に見ると一層甚だしく、日本よりの輸入品は年と共に増進を告げ、日本商品の満洲國經濟へ浸透し行く姿を明示してゐる。康徳二年度に於ける日本よりの輸入貨物額が、全輸入總額の七五・五%を占むると云ふことは、最早満洲國の經濟や滿洲國民の生活は日本品無くしては考へられず、又發展し得ないのではなからうかと考へられる程、輸入貿易に於ける日本の地位は發展を續けてゐる。即ち建國年度に既に總額の五八・二%を占めた日本よりの輸入貨物は翌年には六六・七%に飛躍し、更は康徳元年には六八・九%に上り、康徳二年には七五・五%に達し、建國年度に比較すれば、一七・三%の増進を示してゐるのである。而してこれを金額で見れば、建國年度より康徳二年末までの四箇年間に、實に十四億二百二十四萬餘圓の日本商品が大連港より、或は北鮮三港より、若くは朝鮮經由鐵道により、満洲國に輸入されたことになるのである。對日輸入貿易累年表左の如し。

對日輸入貿易累年表 (單位千圓)

年	度	合	計	總額に對する比率	
大	同	元	年	一九七、一六〇	五八・二

同	二	年	三三九、八〇九	六六・七
康	德	元	四〇八、六〇一	六八・九
同	二	年	四五六、六七四	七五・五

而してこの狀況を他の貿易諸外國と比較すれば、全く雲泥の差にして、日本について第二位を占むる中華民國は、大同元年より爾來第二位を占めてはゐるが相對數に絕對數に於て減少の一途を辿り、康徳二年度に於ては僅に總額の五・二%を占むるのみ。米國、英領印度に至つては、比較にならない程度の劣勢にあること次表の通りである。

滿洲輸入貿易に於ける各國の地位

國	別	康徳二年	順位	康徳元年	順位	大同二年	順位	大同元年	順位
日	本	七五・五	一	六八・九	一	六六・七	一	五八・二	一
支	那	五・二	二	九・七	二	一五・五	二	一八・四	二
米	國	四・一	三	五・八	三	五・六	三	五・九	四
英	印	三・九	四	四・〇	四	二・九	四	六・一	三
獨	逸	二・四	五	二・一	五	二・一	五	〇・二	一一

然らば、斯かる旺盛なる對日輸入貨物は、如何なる商品に於て占められてゐるかと云ふに、滿洲國の經濟建設に必要な諸種建設材料、日本人の増加發展による日本人向き各種消費貨物、三千万民衆の生活品ともなる各種衣食料品等萬般に亙つてゐるが、建國より四箇年間の金額別に依る對日主要輸入貨物は左記の如く、綿布類（衣類原料）鐵及銅（經濟産業建設材料）小麥類（食料品）等であり、これ等十四億圓にも上る日本商品が、滿洲國の經濟的發展上、骨となり血となりして貢獻を齎らし、且つ又日本の地位を躍進せしめてゐるのである。

對日輸入主要貨物金額（單位千圓）

	康 德 二 七 年	康 德 元 年	大 同 二 年	大 同 元 年
生 綿 布	二一、五六二	一四、六三一	一七、七五〇	五、〇五三
漂白或染色綿布	二二、九四三	二四、九三六	二六、八六〇	七、五一六
擦 染 綿 布	六、七五九	一〇、五四一	九、六七三	二、二七五
其 他 綿 布	二、七六一	一〇、九七八	三、六四一	五、三三三
綿 織 物	五、〇三二	五、〇五四	七、五九八	一、八九三
絹 織 物	一七、四三三	九、四七一	四、二六二	—
毛 織 物	八、八八七	七、六九二	五、七九一	一、九〇九
麻 織 物	三、三六一	四、九四七	三、五五六	二、六七二
機 械 及 工 具	二二、〇五四	二一、四六六	七、六四七	二、〇五八

なほこの輸入貿易に於ける日本の躍進もさることながら、滿洲國よりの輸出貿易に於ける日本の地位も亦益々高まり、日本への依存性を強化しつつあることは左の表によつて明確である。（單位千圓）

年	次	金	額	總 額 に 對 する 比 率
大 同 元 年	二 年	二三五、八六一	—	三八・八
同	二 年	二〇九、七四〇	—	四六・七
康 德 元 年	二 年	二二八、六七五	—	四八・八
同	二 年	二二七、二九二	—	五一・六

鐵 及 鋼	三九、五八九	四四、五二九	三一、七八九	八、八一六
車 輛 類	三三、〇一六	二五、六九九	一七、六〇八	一、六九一
小 麥 類	二九、九七五	二七、一二六	三三、五七一	九、九六五
砂 糖	七、六七〇	七、六一二	一〇、一七二	六、五一六
紙	九、七六七	九、一九二	六、二九六	一、四九五
木 材	六、一七六	七、六三五	四、一二四	一、二九〇

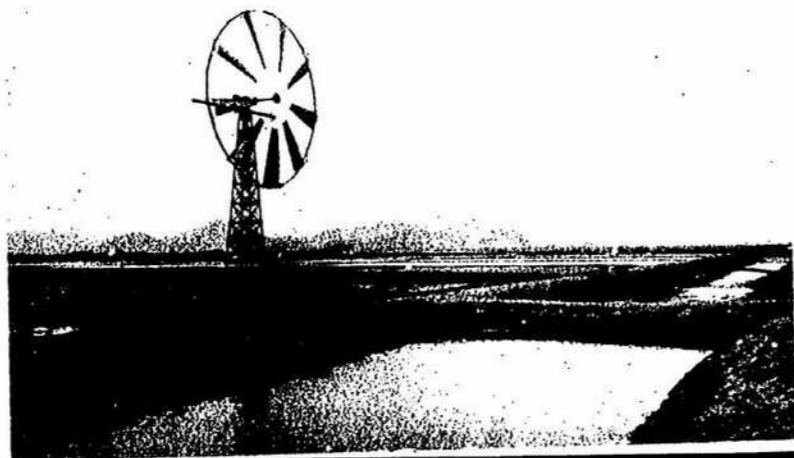




材木置場(灰幕洞)



植樹(四月二十日植樹節於南越)



普蘭店の灌田





## 第九章 通貨及金融

### 第一節 通貨

舊政權時代に最も紊亂してゐたものは幣制であつた。即ち不換紙幣の發行、銀行の悪用によつて、民衆を恣に搾取したのである。建國後、滿洲國は治安の恢復と幣制の統一を最急務として建國三箇月後滿洲中央銀行を設立、この大業にあたらしめたのである。

滿洲中央銀行は東三省官銀號、吉林永衡官銀號、黑龍官銀號及び邊業銀行の四行を合併したもので同時にこれらの銀行で發行してゐた紙幣を全部引續いだのである。此の舊幣は種類十五、券種百三十六の多數に上り、發行額の如きも天文學的數字といはれる程尢大なものであつた。即ち吉林官帖百三億一千二十五萬吊文、黑龍江省官帖八十一億七千萬吊文、奉天九億四千萬圓であつた。これらの原幣額は舊貨幣整理辦法によつて定められた換算率によつて引換へられたのであるが引續かれた全額は一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓であつた。

この舊紙幣の流通期間を二箇年とし、漸次新紙幣と引換へ、引換期間を一箇年延長し、康徳二年八月末完了を見たが、回収成績は九七・二%といふ好成績でこの大業を成就した。

其他馬大學票(馬占山發行のもの)、熱河票各種の私帖の整理、過爐銀、鎮平銀、大小洋錢等の特殊通貨も整理され國內は全く國幣に統一された。

幣制の統一成就とともに通貨の安定に努力し國幣價値の維持を圖り、貨幣價値の變動による物價の騰落を防止するため國幣と銀とを絶縁せしめ、管理通貨として専ら物貨安定を目標とする通貨統制をなした。

この結果、對日爲替は概し平衡を保つこととなり遂に庚寅二年八月日滿通貨バーが實現したので、これを根強く實現せしむべき日滿政府當局は之が維持に關し同年十一月四日同時に左の如き通貨政策につき重要聲明を發した。

#### 日本政府聲明

滿洲國においてその國幣の對外價值が昨年來の銀價暴騰により事實上銀との聯繫を絶つに至つたので、その貨幣制度につき考究中であつたが、財政の強化、國際收支の改善、適切な通貨政策の採用、爲替管理などの方策を實行し、よつてもつて國幣の對外價值、殊に對日爲替相場場の安定に努むることとし、すでにその一部分の實行に着手してゐる。つては本邦側としても、滿洲國との特殊緊密なる關係に鑑み、同國の國幣價值の安定および幣制統一に協力するため左の主旨の方針を本日の閣議において決定した。

滿洲國獨立を契機として滿蒙に對するわが國策はすでに閣議の確定を得て一新せられたるところ、滿洲國に於てもさきに中央銀行を設立し、専ら通貨及び金融制の術に當らしむる制度をとり、銳意同行の機能の發揮に努力しつゝあるをもつて、同國領域内に流通する本邦側銀行券の沿革上の使命についても自ら變更を來したるものといふべく、その流通を現時のまゝに推移せしむることは國內の通貨をいたづらに複雑ならしめ、國幣の對外價值安定上却つて支障を來さしむるものと認めらる。よつてわが方針として本邦側銀行券を適當なる時期に國幣に統一せしめもつて國幣價值の安定に資するを適當とすべし。しかれども右統一にあたりては日滿經濟の聯繫殊に本邦よりの投資に對し支障なからしむるやう最善の措置を講ずるの必要あるのみならず、治外法權の撤廢附屬地行政權の調整乃至移讓、幣制統一後に於ける本邦側銀行に及ぼす影響及びこれに對する措置等、關聯考究すべき事項あるをもつて、最も周到なる準備をなし、漸進的にこれが實現をはかるの要あり(因みに關東州は本方針による幣制統一の區域には含まざるものとす)。右方針に本づき、まづもつて實行すべき事項としては、國幣價值の安定を容易ならしむるため、朝鮮銀行の滿洲國に於ける營業に關し必

要なる統制を加へ、中央銀行との間に適當なる業務上の協定を行はしめ、なほ同國に於て爲替管理を行ふに當りては、その實效を擧ぐるため本邦の爲替管理上にも適當考慮を拂ふと、もに、在滿本邦側銀行として必要なる協力をなさしめ、かつ在滿本邦官民は事情の許す限り國幣を使用することとし、殊に軍、滿鐵などに於ては能ふ限り國幣をもつて支拂をなすに努むるものとす。

これに對して財政部は次の如く聲明した

政府は豫てより國幣の對日爲替相場場の安定に努め、本年九月上旬より遂に國幣の理想の安定線たる對日爲替相場バーを實現、爾來二箇月堅實に且つ順調に推移して來た事は周知の事實である。従つて今回日本政府においても滿洲國のこの政策を了解せられ之に對し能ふ限りの援助を與へられることとなつたことは、滿洲國としては實に力強く感ずる次第である。これがため滿洲國の幣制の基礎は著しく強固を加ふることとなり、殊に、從來動もすれば國幣の安定に支障たりし朝鮮銀行券に付いても國幣に統一することの根本國策を定められ之が爲各般の處置をとらるゝことを明にし又在滿官民をして國幣使用に努めしむる方針を表明せられたることは其の實質上、精神上の效果蓋し甚大なるものがあらう。

政府當局は固より國民一同は日本政府のこの甚大なる好意と支援とに對し無限の感謝の念を抱くと共に、今後官民一致益財政の強化、産業の發展に力を致し幣制の基礎を磐石の安きに置き以て日本政府の好意に應へんことを期するものである。

尙念の爲に附加することは滿洲の企圖する所は幣制の統一強化であつて日本側各銀行は此の根本方針の下に益發展して日滿貿易の促進滿洲産業開發の爲金融機關としての機能の發揮に一層の努力を致されんことを希望する。かくして滿洲國幣制に一紀元を劃し、茲に全く全滿通貨の國幣一元化が具體化したのである。

この國幣の統一に對し、建國當初やつて來たりツトン調査團の如きは「中央銀行は通貨兌換可能ならしむるよりは寧ろ

之を統一せんとするが如し、中央銀行は現に有する認めらるゝ以上に多額の現貨を獲得し得るに非ざれば一切の満洲通貨を兌換可能の銀幣を基礎として統一することを庶幾し得ざるべし。假令同銀行が通貨統一（兌換可能ならずとするも）を創成するに成功するに於ては同銀行は何等か成功したりと云ふべけんも統一の通貨にして其安定性が兌換に依つて保證せられざるに於ては健全なる貨幣制度の要件を充たしたるものに非ざるなり。（同報告書第六章）と悪辣な批評を加へてゐるが、事實はパービン卿の言ふ「安定せる通貨を持てり」で、（同報告書）三千萬民衆は國幣を信用し、金融は圓滑となり、通貨政策は完全なる成功を遂げたのである。

我國の幣制に關しては、建國當初、貨幣法及滿洲中央銀行法を制定するに當り、銀本位制を採用し、貨幣の製造及發行の權は政府に屬し、滿洲中央銀行をして之を行はしめることに定めた。故に滿洲中央銀行發行の紙幣はその額に制限がなく、又鑄貨はその額面の百倍までを法貨とし通用せしむることゝ爲し、紙幣に對しては兌換の定めはないが發行準備とし所定の正貨及保證準備を保有するを要する定めになつてゐる。

貨幣の單位は「純銀の量目二三・九一グラム」を以て圓と稱し、十進法により十分の一を角、百分の一を分、千分の一を厘と爲してゐる。單位を純銀二三・九一グラムとしたのは從來の標準通貨である現大洋の純分量目と略同一にし、國民の習慣に適合せしむる爲である。

貨幣の種類は九種で紙幣は百圓、十圓、五圓、一圓及五角の五種白銅貨幣は一角及五分の二種青銅貨幣は一分及五厘の二種である。

全滿通貨國幣一元化以來國幣の普及著しく増大し、滿鐵、關東軍、關東局管内國州外郵便局等に於いて國幣の使用受入を爲したため國幣の使用範圍は一層擴大された。開業後發行高準備高割合等を示せば次の如くである。

年次	紙幣發行高	準備高	比率
大同元年四月末	一三九、〇五五 <small>千圓</small>	八〇、四九〇	五六・七
同 十二月末	一五一、八六五	七七、八四九	五一・三
大同二年六月末	一一二、二六三	七六、〇五九	六七・八
同 十二月末	一二九、二二三	六七、五六八	五二・三
康徳元年六月末	一〇〇、五四〇	五九、九六一	五九・七
同 十二月末	一六八、三三二	七四、八一九	四四・四
康徳二年六月末	一一三、六九二	五八、三八二	四八・四
同 十二月末	一七八、六五五	九二、二三一	五一・六

### 第二節 金融

#### 第一概 說

滿洲の從來に於ける金融機關が近代的發達を充分遂げ得なかつた原因は一に幣制の不統一、且つ發券の自由に過ぎて濫發が可能であつたことである。されば銀行としては舊軍閥の私物視せられた發券銀行のみで、普通銀行は全く發達すべき

素地さへもなく、従つて變態的金融機關である錢莊の如きが異常な業績を擧げて來たものである。これに反し、日本籍其他外國籍の大銀行を其取引銀行とする商工業者が多かつた爲、却つて利用されて發達を見るに至つた。

建國後、從來不健全な金融状態を是正し、金融機關の健全な發達を圖る方針で滿洲中央銀行を創設し、その内容を整理し基礎を確定すると共に國內一般銀行をして秩序あらしむべく、大同二年十一月銀行法を公布し充分取締を爲すと共に適當にこれを指導援助してゐる。

又、農村及庶民金融についても充分考慮を拂ひ、農村金融の機關として農村金融合作社を作り、之を全國に普及せしめることになり、大同二年以來これが増設に努めてゐる。

國內金利に關しなるべく低率に誘導する爲中央銀行は大同元年七月金利の引下げを行ひ、更に大同二年七月及康徳元年四月の二回各預金貸出大幅の引下げを斷行し、又、日本の低金利政策に呼應し、康徳三年五月十一日より左の通り利下げを実施した、今回の利下は主として貸出に重點を置いたもので産業開發に資すること大である。

△貸出之部

種 類	改正利率
滿洲國公債擔保	日歩 一錢六厘以上(二厘下げ)
手形割引	日歩 一錢七厘以上(二厘下げ)
金銀擔保	日歩 一錢七厘以上(二厘下げ)
證券擔保	日歩 一錢八厘以上(二厘下げ)
商品擔保	日歩 二錢以上(二厘下げ)

國 貨	日歩 二錢以上(二厘下げ)
不動產擔保	日歩 二錢以上(二厘下げ)
其他確實なる擔保	日歩 二錢以上(二厘下げ)
當座貸越	日歩 二錢以上(二厘下げ)
同 業 者	日歩 一錢二厘以上(二厘下げ)
△預金之部	
當座預金	日歩 三 厘(据 置)
特別發座預金	日歩 七 厘(二厘下げ)
通知預金	日歩 九 厘(二厘下げ)
定期預金	(六箇月) 年利率四分二厘(三厘下げ)
定期預金	(一箇年) 年利率四分七厘(三厘下げ)

但し五大都市(新京、奉天、哈爾濱、安東、營口)における定期預金六箇月一箇年とも同率年四分二厘のこと

### 第二金融機關

我國に於ける金融機關としては發券銀行たる滿洲中央銀行及び普通銀行があり、農村金融機關として金融合作社がある。この外舊式金融機關として當舖、錢莊、糧棧等がある。

國內にはこの外日本系銀行、支那系銀行、英米系銀行等がある。

(一) 滿洲中央銀行

滿洲中央銀行は大同元年六月十一日報令第二十六號滿洲中央銀行及同日附滿洲中央銀行組織辦法に基き府の特設した通貨及金融の中樞機關でその使命は(一)幣制を統一し通貨を安定せしめ(二)中央銀行として機能を盡すと同時に一般の銀行業務に任じ(三)金融の統制、各種金融機關の整備信用制度の發達を圖るにある。

右の目的で大同元年六月十五日創立總會を開き七月一日開業した。資本金は三千萬圓で政府は五萬株以上(一株百圓)の引受義務を有してゐる然して株主は特に政府の許可を受けたるものに限られてゐる。

その業務は貨幣の製造發行の外一般業務を行ふ。一般業務としては次の如きものがある。

- (一) 政府發行の手形、爲替手形其他の商業手形の割引又は買入
- (二) 金銀塊、外國通貨を擔保とする貸付
- (三) 金銀塊、外國通貨の賣買
- (四) 諸預り金及當座貸越
- (五) 金銀塊、外國通貨、貴重品並諸證券類の保護預り
- (六) 公債證書、政府發行の手形其他政府の保證に係る各種證券を擔保とする貸付
- (七) 確實なる擔保ある貸付
- (八) 平常取引約定ある諸會社、銀行又は商人の爲の手形取立
- (九) 爲替及荷爲替
- (十) 營業の都合により國債證券、地方債證券其他政府の指定する確實なる有價證券の買入並に財政部大臣の認可を受け公共團體及金融合作社聯合會對し無擔保貸付をなすこと、
- (十一) 政府の許可を得て借入金爲し又は他銀行に預金を爲すこと
- (十二) 國庫金取扱事務及地方團體の公金事務の代理。

滿洲中央銀行は總行を新京に置き、全國の分支行を統轄すると共に奉天、吉林、哈爾濱、齊々哈爾の四都市には特に分行を設け管内各都市に於ける支行を管理せしめ國內各地に其の地方事情に即應し支行又は辦事處を設けて便宜必要な業務を辦理せしめてゐる。

奉天省	分行	支行	行辦事處	計
一	二九	二	三二	三二

計	吉林	龍江	濱江	熱河	錦州	安東	閩島	三江	黑河	興安	其他
四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	一二一	一二二
一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一二〇	一二一	一二二	一二三	一二四	一二五
一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七	一三八

## (イ) 普通銀行

普通の健全なる發達を圖る爲に大同二年十一月九日銀行法を制定公布した。銀行法施行當時は銀行と稱するもその實質に於ては舊式錢莊と殆ど變りない状態のものが多く、又會社と稱したるものも殆ど法定の手續を爲してゐない依つて、政府は先づ經營方針を立てしめ指導して之を刷新せしめると共に銀行經營主體の合理化及資本の充實を勸奨したるが、その有力なるものは何れも政府の趣旨を體し株式會社に改組し、銳意業務の改善を圖り、又増資を行ったもの相當に多く舊來の面目を一新した。舊式錢莊中の有力なるものも漸次新式銀行に轉向し、又は合同して新式銀行を設立するなど改善の著しきものがあつた。特に注目すべきは從來支那に本店を持つてゐた銀行が本店より分離して獨立の銀行に轉向したものが多きことである。

内國普通銀行は康徳元年十二月末には六五であつたが、康徳二年六月末には六二に減じ更に同年十二月末には五九に減少した、これは弱少銀行の整理によるものである。資本金に於ては康徳元年十二月末一千三百四十六萬餘圓康徳二年六月一千三百四十萬餘圓同年十二月末一千四百十六萬圓となつてゐる。

所在地別に見れば奉天省の一八を筆頭とし哈爾濱錦州省の各一二安東省の七、新京興安省各四、吉林、三江西省各一である。

## (ロ) 外國銀行

日本側銀行としては横濱正金銀行、朝鮮銀行等の特殊銀行の外普通銀行として、正隆銀行、滿洲銀行、哈爾濱銀行、新京實業銀行等があり、各地にそれ／＼支店又は出張所を有してゐる。

支那系の銀行としては中國銀行、交通銀行等があり、歐米系のものとしては滙豐銀行(本店香港英國)麥加利銀行(本

店倫敦英國)花旗銀行(本店紐約美國)信濟銀行(本店哈爾濱滿洲)萬國儲蓄會(本店上海佛國)法亞銀行(本店巴里佛國)等がある。帝政ロシアの極東經營の經濟中樞機關として露亞銀行が露清合辦で經營され、更に歐洲大戰後極東銀行が設立されたが、ロシアの權益讓渡とともに閉鎖された。

## (三) 金融合作社

金融合作社設立の目的は王道政治の具現化にある。言葉は換へて言へば農村大衆に對する經濟的發達を圖り、眞の安居樂業を得さしめる一段階であるからである。由來、我國民經濟の發達が遅々として進まなかつた原因は幾多あるが、その主要原因の一は信用貸制度の確立せぬことであつた。特に農村に於ては特に甚だしく、又高利貸附機關のために勤勞の美果は悉く搾取されてゐた。政府は建國當初より斯る不健全なる農民經濟を是正し、改善する爲先づ應急措置として全滿に春耕資金の貸附を行はしめるとともに金融合作社網の創設に鋭意努力して來たのである。

金融合作社の使命は農村金融への貢獻にあるが他面、社員(組合員)の相互扶助を根本精神とする自助機關であるから、之れを通じて一郷の俗風を革め穩健實質なる思想と勤儉の美風とを涵養することである。

金融合作社の嚆矢は大同元年奉天省瀋陽縣、復縣に設立されるものがそれである。財政部に於ても翌大同二年度より積極的に之を増設する方針を樹て、同年度には奉天省八縣、吉林省二縣、黑龍江省一縣以上十一縣に金融合作社を設立した。越えて康徳元年度にて於ては一縣一合作社の方針で三十九合作社を増設し、更に康徳二年度に於て三十合作社を増設し、康徳二年末總計八十二合作社となつた。康徳三年度に於ても約二十合作社を新設する計畫である。

金融合作社は康徳元年九月十七日勅令第百十七號を以て制定公布され次いで各種の規則準則等公布され、金融合作社の性質、業務、特典、手續、社員の權利義務等が明示された。

金融合作社の性質は「社員の經濟を發達せしむる爲に社員に對し金融を圖る社團法人」である。業務は(イ)社員に對

しその經濟の發達に必要な資金の貸附をすること(ロ)社員の爲に其預金及定期積金を受け入れること(ハ)財政部大臣の認可を受けて社員に非ざる者の爲に其の預金及定期を受入れることの三部内である。特典として設立當初充分なる収益を挙げ得ず、收支相償はざる期間中は之れが経費の一部として政府より補助金を受ける外、運轉資金の一部として政府より無利子基本金の貸下を受けることが出来る。

金融合作社は財政部大臣の監督を受けることになつてゐるが、その指導方針は(イ)組合精神の轉達(ロ)監督權の一元化(ハ)一縣一合作主義(ニ)金融重點主義(ホ)村落重點主義(ヘ)貸附嚴密主義(ト)日系理事主義等である。

合作社數及社員數

時期	合作社數	社員數	一社平均
大同二年末	一四	二,三三四	五七一
康徳元年末	一三	一七,一九五	一,三三二
康徳二年末	八二	八六,九七五	一,〇六一
康徳三年二月末	八二	九〇,五五〇	一,一〇四

金額

六,三二七,六一九円

一人當平均

七三円

貸附金使用途別康徳二年十二月末現在で農業資金が斷然多く五、六五八、九九六円にして九〇%を占め口數三一、八七〇で九三%に當つてゐる。

一方預金の現状を見るに康徳三年一月末現在に於て既に二百五十六萬円に達し、逐次上昇の過程を辿つてゐる。即ち左

の如し。

大同二年六月末	一四,三五六 <small>円</small>
同 十二月末	七五,八五〇 <small>円</small>
康徳元年六月末	二三〇,七五三 <small>円</small>
同 十二月末	四五六,六二二 <small>円</small>
康徳二年六月末	一,四二〇,七七一 <small>円</small>
同 十二月末	二,一〇二,九八三 <small>円</small>



奉天城内の商店街



露天市場



糧  
棧





## 第十章 交通通信

### 第一節 交通

#### 第一 鐵道

##### (一) 沿革

我が國が植民地開拓の尖兵である鐵道を持つたのは一九〇三年東清及京奉線の開通を以て嚆矢とする。東清鐵道は帝政ロシアの侵略政策の動脈として敷設されたもので一八九六年の露清同盟密約に基き一舉に二、六〇〇杼の延長を有する鐵道を滿洲に丁字に敷設竣工せしめたもので、明に滿洲の完全な植民地化を意圖したものである。京奉鐵道は支那全土に互り英國が、經濟上の覇權確立をめざして滿洲をして第二の長江流域たらしめんが爲に敷設したもので、吉林より琿春方面に之を延長して滿洲の西南端と東北端とを聯絡せんとする雄圖を以て計畫されたものであつた。

然し乍ら右の計畫は帝政ロシアの南下政策と衝突する惧があつたので英國は巧にその鋒銜を轉じ、一八九九年露國との間に清國鐵道に關する取極なるものを締結し、京奉線以外は滿洲に於て鐵道利權を獲得せざることとし、最初の植民地開拓鐵道争奪が解決した。

これに勢づいた露國はその侵略の鋒銜を露骨にし滿洲の植民地化の態度を鮮明にしたため、東洋平和守護の任にある日本は遂に武力を以て滿洲の野に相見えることになり、その結果露國は大敗し、南滿洲より總退却のやむなきに至つた。

以上が滿洲の創世紀とも云ふべき時代である、第二期は日本の滿洲進出による南滿洲鐵道株式會社の創設と同塔養線敷設の時代である。——この間英國が滿洲の鐵道に垂涎し所謂ハリマンの滿鐵買収及錦環鐵道に關する豫備協約等の策動が

あつたが、日露の共同反対によつて實現しなかつた。——滿鐵培養線として敷設されたものは吉長(長春吉林間)四洮(四平街—通遼—洮南間)の二線である。

然るに帝政ロシア大戦後革命勃發したため北滿洲に於ける勢力凋落し、その間に乘じ、一九二〇年武力による利権買収を斷行し一九二四年に至り奉天協定を締結し、東支鐵道を露支の共同經營たらしめることに改訂せられた。

第三期は世界大戦に捲頭した支那の利権回收運動による排外政策の露骨化された時代である。この潮流に乗じた東北政權は滿洲に於ける鐵道利権回收策に狂奔したが、これら不當の目的は容易に達し得られぬを知るや外國鐵道壓迫による枯死政策を執つた。即ち、自國資本によつて、競争線を敷設し、當面の競争相手たる滿鐵線の包圍策に出た。この目的の下に東北交通委員會は五十五線一萬軒に互る尅大な鐵道網の十五箇年計畫が樹てられた。即ち、

1. 東大幹線——奉天—海龍—吉林—海林—依蘭—同江—綏遠
2. 西大幹線——遼瀋島—通遼—洮南—齊齊哈爾—嫩江—黑河
3. 南大幹線——遼瀋島—朝陽—赤峰—多倫

右三大幹線の吞吐港として遼瀋島の築港を計畫し、工費六百萬米弗を以て和蘭築港會社に請負はしめ、遠大な排日計畫の具體化を圖つた。

かゝる尖鋭化する對立抗争は遂に激化し遂に滿洲事變勃發まで發展したのである。

(二) 建國後の鐵道政策

政府は既設の東北鐵道を總て國有とし、之を一應交通部の監理下に置いたが、大同二年三月一日發表の滿洲國經濟建設綱要中に左の如く新鐵道政策を宣明するところがあつた。

(イ) 鐵道建設は經濟開發を主眼とし併せて國防の安固及治安の維持を期するを以て其の方針とす。

(ロ) 主要鐵道は之を國有とし統一經營す。

更に政府は日滿兩國の不可分關係に鑑み全滿鐵道有機的統制と綜合的經營とを企圖して國有鐵道の建設、經營等を取上げて一切を滿鐵に委任することに決定した。よつて滿鐵は國有鐵道の委託經營を行ふ爲鐵路總局を設立し大同二年三月一日より業務を開始した。

帝政ロシア侵略の遺物たる東支鐵道は建國後、滿蘇の共同經營といふ變則的な状態で存置されたが、康德二年三月讓渡交渉成立によつて國有鐵道の一部となり全國有鐵道が滿鐵によつて一元的に運行されることになつた。

三) 鐵道建設狀況

將來我國の鐵道總延長二萬五千軒を目標とし最初十箇年に四千軒の新線を施設し、總延長一萬軒に達せしめる計畫であるが、建國後五年の康德三年一月十五日現在本營業軒程六、八四二・〇軒、仮營業五八一・四軒、合計七、四二三・四軒に達してゐる。國有鐵道の延長を示せば次の如くである。

一、昭和八年(大同二年) 鐵路總局創立當時の引續線

現線名	區間	軒程	備考
奉天—山海關	奉天—天—山海關	四一九六	舊奉天鐵路の本線
大鄭線	大虎山—鄭家屯	三六七二	舊四洮鐵路鄭通線及び舊奉天鐵路大通支線
河北線	滿都子—河	九一二	舊奉天鐵路營口支線
錦承線	錦州—金嶺寺	九四七	舊奉天鐵路北票支線の一部
北票線	金嶺寺—北票	一七九	同右

現線名	區	間	程	備	考
遼寧	遼寧	遼寧	一一・九	舊奉天鐵路葫蘆島支線	
奉天	奉天	奉天	四四・七六	舊瀋海鐵路及び舊吉海鐵路	
西安	西安	西安	六七・三	舊瀋海鐵路西安支線	
京圖	京圖	京圖	三三八・一	現京圖線の一部たる舊吉長吉敦鐵路	
奶子山	奶子山	奶子山	一〇〇・〇	同右	
漢北	漢北	漢北	二二〇・二	舊呼海鐵路の一部	
馬船口	馬船口	馬船口	一一・六	同右	
齊北	齊北	齊北	一四三・四	舊齊克鐵路本線	
訥河	訥河	訥河	四八・〇	舊齊克鐵路訥河支線	
洮南	洮南	洮南	七一・二	舊名同し	
平齊	平齊	平齊	五七・四	舊四洮鐵路(四郎、鄭洮線)洮昂鐵路及び齊克鐵路の齊々哈爾以南	
榆樹	榆樹	榆樹	五・〇	舊齊克鐵路中東支線	
計			二、九三五・九		

二、昭和八年度(大同二年)建設引續線

現線名	區	間	程	備	考
齊北	齊北	齊北	八七・〇	舊齊克線の一部、十二月引續	
訥河	訥河	訥河	三八・八	十二月引續	
計			四二二・七	昭和八年末延長三、三五七程六	

三、昭和九年度(康徳元年)建設引續線

現線名	區	間	程	備	考
朝開	朝開	朝開	六〇・六	四月引續	
拉濱	拉濱	拉濱	二七・一七	九月引續	
三棵樹碼頭	三棵樹	三棵樹	三五・〇	同右	
小新連	小姑家	小姑家	九・二	同右	
錦承	金嶺寺	金嶺寺	一五六・八	十二月引續	
北黑	北安	北安	一三六・九	同右	
計			六三八・六	康徳元年末延長三、九九六程二	

四、昭和十年度(康徳二年)建設引續線及び舊北線接收線建設引續線

線名	區	間	程	備	考
圖佳	圖佳	圖佳	二四八・七	七月引續	

線名	區間	距離	備考
錦承線	凌源—平泉	八七・三	十月引續
北黑線	清—黑河	一六六・〇	十一月引續
黑河頭線	黑河—黑河頭	四二	同右
白溫線	白城子—起點—宋倫	一一九・七	同右
京白線	新—京—白城子	三三二・六	同右
業峰線	業柏壽—赤峰	一四六・九	十二月引續
計		一、一〇五・三	

舊北滿鐵路引續線

線名	區間	距離	備考
京濱線	新—京—哈爾濱	二四二・〇	舊北滿南部線
濱洲線	哈爾濱—滿洲里	九三四・八	舊北滿西部線
濱江線	哈爾濱—綏芬河	五四六・四	舊北滿東部線
八區頭線	哈爾濱—八區頭	二六	連絡線
八區頭線	八區頭—道裡頭	三〇	貨物引込専用線
頭道線	哈爾濱—道裡頭	四〇	同右
計		一、七三二・八	

昭和十年引續線小計 二、八三八・二 昭和十年末總延長六、八三五・三

假設業中の鐵道(昭和十一年三月末現在)

區間	距離	假設營業開始日
牡丹江—林口間	一一〇・七	昭和十年七月十日
宋倫—南興安間	一三一・〇	昭和十一年一月十日
林口—密山間	一八三・〇	昭和十年十二月十五日
林口—勃利間	八六・二	昭和十一年一月十五日
平泉—承德間	九七・四	昭和十一年三月十日
四平街—西安間	八二・五	昭和十年十二月十五日

(以上鐵路總局事業概要による)

これ等の新線の完成は既設線と相俟つて滿洲經濟建設の先驅として重要な役割を果しつゝある。就中北黑線の開通は北滿交通界に一大紀元を劃するものと言ふべく滿鐵と連繫し、南北を縦貫する大鐵道であつて、その持つ經濟的、政治的及び文化的意義は重大である。

又、凌承線取葉峰線は秘境熱河省を開拓する重大使命を有し、京白、白溫の兩線は所謂滿蒙五鐵道の一つとして人口に膾炙された豫定線の一部を實現したものと云ふべく、特に白溫線は重要な明日を持つ蒙古開發の使命を荷ひ、京圖線に連絡し東西を貫く中央横斷の大幹線で蒙古と日本を繋ぐ最捷路でもある。

更に東滿を南北に縦断する圖寧寧佳線、東滿の沃野の開發を荷ふ林密線等その將來は多幸である。  
これ等の諸線は何れも經濟開發の重要線なるのみならず、他方文化促進、國防の安固、治安維持に寄與するところが甚大である。

尙、康徳二年度に建設請負の成立した新線は次の七線で建設費約八千五百萬圓である。

- 一、新立 屯—新邱線
- 二、新 邱—義州線
- 三、梅 河—通化線
- 四、通 化—輯安線
- 五、大平川—魯北線
- 六、訥 河—墨爾根線
- 七、密 山—虎林線

國鐵輸送統計概要

年 度 別	乗車人員	客車收入	貨物噸數	貨車收入	其他收入	合 計
大 同 二 年	七〇四 <small>千人</small>	二,三〇 <small>千圓</small>	九,四四 <small>千噸</small>	三,〇四 <small>千圓</small>	七,七〇 <small>千圓</small>	四,〇五 <small>千圓</small>
康 徳 元 年	八三三 <small>千人</small>	一,五〇 <small>千圓</small>	二,一〇 <small>千噸</small>	五,〇四 <small>千圓</small>	四,〇〇 <small>千圓</small>	六,五五 <small>千圓</small>
康 徳 二 年	八六三 <small>千人</small>	一,八六 <small>千圓</small>	二,〇六 <small>千噸</small>	四,一六 <small>千圓</small>	二,〇七 <small>千圓</small>	六,二三 <small>千圓</small>

第二國 道

(一) 國道建設方針

滿洲の道路は、古來都市と都市とを聯ねる、主として軍用を目的とする官馬大路といふのが清朝以前から開通して居る外、各市、町、村落を聯ねる大小の道路は相當に設けられてゐたけれども、道路の生命である管理を行はず、且つ夏期の大降雨後、冬期の結氷後等道路の崩壞するにまかせ、道路といふ定義にあてはまるやうな一定不變の道路は甚だ少なかつたのである。

然るに我國成立以來、治安の維持、文化の開發、産業の振興等を圖るには一に交通網の完成に依たねばならぬといふ信念の下に、道路の改修、新設を計畫し之が完備に全力を傾注してゐる。

これが爲めに、大同二年三月國務院直屬の國道局を設け國道會議に各地に配置した國道建設處と相俟つて國道五箇年計畫を樹立した。即ち總工費一億圓を以て六萬餘の道路網を完成せんとするもので、前期五ヶ年に三萬四千餘、後期二萬六千餘を完成すべく(康徳元年六月までに四千餘、同二年六月までに五千餘の新國道開通を見る筈)經費一千五百萬圓は建國公債を以て支辨することになつてゐる。

國道の建設工事に當つては社會政策的立場から、主として所在の農民を役使し、その勞賃によつて疲弊した民力の漸養をはかることに留意し、なるべく農民閑期を利用し農民の勞力を有効に利用してゐる。又、歸順兵若くは解隊兵を以て規律ある工程隊を組織して工事に充て、廢兵の生産的就業を計ることとし成績良好なるものがある。

右の計畫による國道を等級別に見れば、

一等道路(約一萬二千五百餘)

- (イ) 國都より主要都市又は海港に達する路線
- (ロ) 國防上特に必要なる路線
- 二等道路(約一萬二千五百軒)
- (イ) 主要都市相互間を連絡する路線
- (ロ) 主要都市より主要縣城又は鐵道驛所在地に達する路線
- 三等道路(三萬三千軒)
- (イ) 縣城相互間を連絡する路線
- (ロ) 縣城より地方都市に達する路線

(二) 國道建設の狀況

國道の建設は大同二年國道局開設直後、熱河遼寧工作終了後はじめられ主として東邊道、三角地帯、吉林省東北部、新京附近、舊興安省、舊黑龍江省地方に互つて施工した結果、竣工した路線延長は大同元二年度分三、七〇九軒、康徳元年度二、九六二軒、計六、六七〇軒で、工費一千五百六十萬圓に達し、施工中の康徳二年及三年度中に竣工すべき三、二〇〇軒を加へ、近く約一萬軒に達する豫定である。

康徳二年度に於ける建設狀況を見るに、哈爾濱、齊々哈爾爾建設處の前年度未竣工工事二〇%一、二五六軒を九月末に竣工した。  
國都新京と吉林とを結ぶ國道總延長百九軒、總工費九十三萬圓を投じ施工竣工し六月十五日より乗合バスが運行してゐる。  
橋梁として竣工したものは嫩江橋(子、ハル附近、延長百九十米)訓戎橋(北鮮國境豆滿江、延長四百八十六米)大潭

河橋(安東附近大渾河、延長三百二十六米)海拉爾橋(海拉爾附近アルクン河、延長二百七十七米)王家船口橋(拉濱線五常驛西方拉林河、延長二百十米)等である。二年三年度に竣工すべきものは慶興橋、大同橋、掖河橋、伊敏橋、寧北橋、寧安橋、開原橋、通遼橋、敦化橋、第一、第二伊通橋、團們橋、呢呀河橋、撫順橋、濰河橋、牡丹橋の十六橋である。

竣工路線一覽表

奉天建設處管内

路線名	軒程	等級
大同元、二年度計畫線	一、六六三・一	
山城鎮—通化	一四三・四	甲
南雜木—通化	一七三・四	甲
寬甸—長甸河口	五〇・〇	丙
鳳凰城—大孤山	八三・〇	甲
安東—東城子驛	二〇七・九	甲
鐵嶺—康平	八二・〇	甲
奉天—撫順	四三・〇	甲
本溪—湖城	二〇・三	甲
橋頭—大安	二四・六	乙
遼陽—湯崗子	四九・〇	乙又丙
北票—承德	三三一・九	甲
承德—古北口	九四・七	甲

朝陽赤峰	一六八·五	甲
前所義院口	三二·四	乙
康德元年度計畫線	七五三·一	
通化輯安	一〇五·〇	乙
大石橋大孤山	一七二·六	乙
營口盜平	三五·〇	丙
承德豐寧	四二·〇	乙
圍場多倫	一三一·九	乙
合計	二、四一六·二	
新設建設處管內竣工		
大同元、二年度計畫線	五一八·〇	
新京吉林	一〇八·八	甲
新京伊通	六七·七	甲
公主嶺伊通	五〇·八	甲
公主嶺懷德	四五·三	甲
敦化海林	一四五·四	乙
琿春綏芬河	一〇〇·〇	甲
康德元年度計畫線	二八〇·〇	

新京環狀線	四八·七	乙
琿春綏芬河	九七·〇	丙
開原通江口	三七·〇	乙
通遼開魯	九二·〇	丙
其他	五·三	
合計	七八九·〇	
哈爾濱建設處管內		
大同元、二年度計畫線	四八三·六	
哈爾濱賓州	九〇·〇	乙
敦化海林	六七·六	丙
海林綏芬河	一六三·八	丙
琿春綏芬河	一六二·二	乙
康德元年度計畫線	一、〇六五·〇	
穆稜密山	二二五·六	乙
密山勃利	一三〇·〇	丙
佳木斯勃利	二五〇·〇	乙
富錦寶清	一一〇·〇	丙
其他	三六〇·〇	乙



齊々哈爾濱建設管内	計	一、五四八・六	
大同元、二年度計畫線		一、一四四・一	
洮	南—宋—倫	二二三・〇	乙又丙
索	倫—溫—泉	一五二・七	乙
溫	泉—海—拉—爾	二七〇・九	甲
泰	來—碾—子—山	一六一・三	丙
訥	河—黑—河	三三六・二	丙
康德元年度計畫線		七六三・三	
昂	々—溪—巴—林	二四一・二	乙
克	山—拜—泉	六二・〇	丙
嫩	江—大—黑—河	三〇〇・〇	丙
合	計	一、九〇七・四	

第三 治水・水運

(一) 治水問題

治水は治國の大本にして國民生活の安定、國土の保安、國家經濟の根基なるのみならず、農本立國の我國に於いては實に國運の消長を支配する重大事である。特に我國特有の「洪水は匪賊を生む」社會現象に鑑みる時國家治安の確保上治水

の如何が王道政治と深い相關性があることが判る。然るに滿洲住民は由來治水の觀念乏しく、水災を被ること古來その例甚だ多きにも拘らず舊政權は全く治水に對する施設をなさず放任してゐた。従つて一度水災に見舞はるれば忽ち幾十百萬の民衆は生活の根據を失ひ、耕地は荒廢に歸するのである。

建國以來に於いても不幸殆ど連年水災に見舞はれてゐる。即ち大同元年には哈爾濱を中心とする北滿一帯の水災、二年は洮遼地區に於ける水災、康德元年には安東縣に於ける水災、同年七月、八月の交全國百三十餘縣に亙る大水災及昨年七月に於ける安東縣の大水災及其他各省に於ける水災の被害は莫大なるものがある。康德元年夏の水害の状況を調査したる結果全國の水災總額は實に一億七千五百三十萬元にして同年の政府歳出額一億八千八百七十二萬元とほぼ相匹敵する巨額に上つてゐる。従つて、この罹災民の困窮は窺知するに餘りある。

政府はこゝに鑑るところあり、全國的に治水對策を立案しその大綱を決定し所要經費概算總額四億一千萬元を計上した。然し乍ら國家財政及事業内容の諸項目に就き緩急を計り最も急を要し效果の最も適切なるものを選び第一期事業としその所要經費一億九千三百萬圓、工期は康德三年度より十箇年を以て完成する豫定である。

第一期事業の主なる目標は次の六項目である。

- 一、ハルビン、洮南、依蘭都邑防水の完成
- 二、松花江治水の根本たる貯水池計畫のうち最も效果的なる五貯水池を完成しこれによりて所期の約九〇%に相當する効果を擧げんとす
- 三、松花江支流のうち呼裕爾河末流及洮兒河を改修して水患を除かんとす
- 四、遼河水系中最も重要なる太子河及渾河を改修して南滿開發の原動力たらしめんとす

五、鴨綠江外主要諸河川の改修はその總額の二〇%を完了せんとす  
六、砂防は漸を以て進まんが爲め先づ大凌河、柳河、老哈河の上流の中崩壊最も激しき地點の安定に着手す

而して當初數年間は工法及效果につき研究的試驗的の方針を採用せんとす

工貨總額	四一、〇〇〇、〇〇〇圓	二十年
第一期	一九三、〇〇〇、〇〇〇圓	十年
第二期	二一八、〇〇〇、〇〇〇圓	十年
松花江	一六五、〇〇〇、〇〇〇圓	
遼河	一三七、〇〇〇、〇〇〇圓	
都邑防水	一五、〇〇〇、〇〇〇圓	

康徳二年度に於いては先づ調査費七十萬圓、工事費六百十萬圓を計上し主として北滿河川の治水、利水に當ることになつた。即ち

(イ) 貯水池築造

訥河に九百四十萬圓で四箇年計畫にて大貯水池を構築、水力發電の需給に備へる。康徳二年度二百萬圓計上

(ロ) 都市防水工事

ハルビン外五都市に三百三十萬圓で四箇年計畫(但し依蘭のみ一箇年)を以て堤防構築其他護岸工事を行ふ

(ハ) 砂防工事

十五萬圓で赤峯、承德の緊急砂防工事を行ふ

尙此の外三箇年計畫を以て五十萬圓を計上し、軍、關東局と協力して全滿の水調査、雨量觀測、水深調査(百五十箇所)を

行ふ。

(二) 水 運

我國の河川は遼河、鴨綠江、嫩江、松花江、黑龍江、烏蘇里江、牡丹江、豆滿江等の巨川と之に注ぐ幾多の支流を有し、文化がこれらの河川から起つてゐる。

遼河は全長約二、五四〇軒で營口の河口から約五六〇軒の鄭家屯まで舟行の便がある。鐵道開通以前日露戰爭前までは一萬數千隻の舟が運行してゐたが、現在は約一千隻に過ぎない。

鴨綠江の全長約五五〇軒、江口から一六〇軒は小型民船或克等航行する。航行船數約四千。

松花江は全長二、〇〇〇軒と稱せられ吉林の上流約三三〇軒から黑龍江との合流點哈蘇々まで一千八百三十餘軒は可航區域である。而して江船一二隻、汽艇一〇隻、回平船一三三隻の外帆船二千に及びその積載能力は旅客約二萬人、貨物約一〇萬噸である。

黑龍江は世界屈指の巨川で可航里程約八千八百軒といはれ、一千噸級以上の船舶の航行に耐へ、綏遠、興東、武市、黑河、漠河、瑯瑯等の諸都市の外六十五の主要埠頭が江の兩岸にある。

嫩江は全長八〇〇軒、水浅く大船の出入は不可能で、僅に河口と大賚間約五〇軒のみ航行可能である。

建國後交通部は國內水運行政の統制確立を期し舊政權時代亂立せられたる各機關の解消併合を行ひ、大同二年七月一日地方航政局官制を制定し營口、安東、哈爾濱の各地に航政局を設けし康徳元年八月一日黑河に哈爾濱航政局黑河分局を設けて地方水運行政運用機關とした。

建國後の主要行政事項は次の如くである。

(一) 滿蘇水路協定の成立 康徳元年九月四日水路協定の調印を爲し共同作業の基礎を確立し、引續き十月四日水路共

同技術委員會を開き技術的事項に關する討議を行ひ先づ國境河川及湖に於ける船舶並彼の航行取締協議を行ひ十二月十五日右に關する航行章程を制定正式調印を終つた。尙同委員會は委員會々則、共同作業豫算其他技術事項に關し協議を續行する豫定である。

- (二) 遼河工程局の繼承(大同三年一月一日)
- (三) 北滿河川水路調査及航路標識の整備 大同元年八月以來日本海軍水路部の援助指導により三箇年の日子を以てその目的を達した。

- (四) 哈爾濱航業聯合會の設置(康德元年四月)
- (五) 航業公會(哈市、營口、安東、吉林)の改組 康德元年三月五日新に航業公會法を制定前記各地に舊存する機關の改組を命じ名實共に備つた機關とした。

(六) 營口港々區の擴張 康德元年三月八日營口港々則の港區改正を行ひ出入航船の利便を圖つた。  
滿鐵は政府の委託を受け水運事業を總局に經營せしめてゐるが、その經營航路は總延長五、一九四軒に上り、哈爾濱を中心にして黑龍江は漠河、吉林に及び烏蘇里の上流は密山、興凱湖岸龍王洞に及んで居り、松花江は扶餘、吉林等まで伸びてゐる。

康德元年及二年の輸送されつゝある客貨は一箇年旅客四十萬乃至五十萬、貨物は七十五萬噸乃至八十萬噸である。

(鐵路總局事業概要に據る)

### 第四 自動車

#### (一) 國營路線

滿洲建國後國道の新設とともに自動車運轉業が急速な進歩發達を見せた。最近、世界の趨勢は自動車のすばらしい發達を示してゐるが、滿洲に於ては各種の事情に阻まれ未だ諸外國に比して甚だ劣勢にある。然し乍ら自動車は鐵道につぐ主要な交通機關で、産業の開發、治安維持、國防等に重要な關係を有してゐる。

政府は自動車の重要使命に鑒み國道中に (一)鐵道と競争的立場に立つべき路線 (二)鐵道の代用たるべき路線 (三)治安の維持並に産業の開發上に於て直接主要なる路線は之を國營として國有鐵道(鐵路總局)に兼營せしめることとし、他の路線は一般民間の經營に委するも之を一路一線主義に統制すべき根本方針を確立した。

かくして、鐵路總局は大同二年三月先づ熱河線(北票—承德間)三三〇軒の區間に自動車の運行を開始し、其後引つゞき新路線を開き産業開發、治安維持、文化移入の重大役割を演じてゐる。康德二年十二月二十五日現在に於ける鐵路總局經營路線は十五線、五千百餘軒に達し車輛四百、従事員も七百名を算してゐる。

#### 自動車路線 (康德二年十二月二十五日現在)

所管局	線名	軒數
奉天鐵路局	安城線	二九六
同	山通線	一四五
同	奉撫線	五六
同	海牛線	二五
同	民彰線	六二
同	奉鄭線	一一九
同	熱河線	一、二二三

計	吉林鐵路局	敦海線	一、九二六
同	同	京洮線	三七〇
同	同	京吉線	二三九
同	同	東滿線	一二六
計	齊々哈爾鐵路局	訥黑線	一〇〇
同	同	京洮線	八三五
同	同	興安線	三三〇
同	同	齊札線	一五七
計	哈爾濱鐵路局	訥黑線	六五二
同	同	東滿線	一〇七
同	同	興安線	一、二四三
計	哈爾濱水運局	哈同線	三三三
合 計			六二
			一三七
			二二二
			九一六
			五、一五二

自動車に依る旅客輸送も地方の治安の安定、國道の建設、新路線の開設等に伴ひ漸次活況を呈してゐるが、康徳元年度

於ては輸送人員三十五萬人、運賃収入八十五萬圓に對し前年度に比すれば人員に於て二十六萬人、運賃に於て四十萬圓の増加を示した。康徳二年上半期に於て輸送人員二十一萬人、運賃三十四萬圓を算し、前年度同期に比し人員九萬人、運賃十一萬圓の増加となつてゐる。

それと共に荷物輸送も漸増の趨勢にある。即ち康徳元年に於ける輸送數量は六千六百噸、運賃三十六萬圓、前年度に比し五千噸、二十二萬圓の増加である。

(二) 民營路線

建國前の民營自動車事業は濫許制であつたため徒に競争多く業績も極めて振はなかつたが、前述の通り一路線一營業者主義を採り統制にあつてゐる爲、著々整備されてゐる。康徳二年末現在特許された民營事業は市内バスを除き二六公司、路線延長四千三百五十軒餘でその事業費百七十餘萬圓で、營業成績も漸次向上してゐる。

この外都市交通機關としてのバスは新京、奉天、哈爾濱。間島は民營を改めて半官半民日滿合辦公司として公共事業たる本務に邁進してゐる。

第五 航 空

(一) 航空行政

滿洲は氣候、地勢等から見て航空事業發達に適した地方であるが、從來その發達は極めて微々たるものであつたが、建國以來、航空の重要性に鑑み日滿合辦の滿洲航空株式會社を設立、主要都市間に定期航空路を設ける一方日滿間空の一日連絡も實施され俄然長足な進歩を遂げた。現在は航空路線延長七、八八〇軒に達してゐる。

政府は國內航空の圓滿なる發達を期し、一方滿洲國領土が歐亞連絡交通の要衝に位し、外國航空機の通過國となるので

軍事並に公安上から領空の保全を期し、滿洲國航空路を制定することになり目下準備中である。

(二)航空路及營業成績

滿洲國航空株式會社は大同元年九月設立同年十一月より營業を開始してゐる。航空路は全國主要都市を繋ぎ、北は大黒河、西は滿洲里、三江省饒河、虎林より東部國境の東寧等に及んでゐる。航空會社創立以來の輸送統計は次の如くである。

年 度	飛行時間	飛行距離	旅 客	郵便物	貨 物	航空路延長
大同元年	九六五	一四九〇七	九六四	六三八	七六五	三三三
大同二年	一六五〇	三二四三七	三九五	二六六二	六六七	三六〇
康徳元年	二四六〇	四二七〇四	三、八〇〇	三、九二七	五、〇九三	四九三
康徳二年	一五、二〇〇	二、五五八、五	一四、六三三	二、二一七	七、〇〇五	四九三
計	六八、八	二、三三、三	六、三三	一五、二九	一五、七二	七、八〇

第二節 通 信

我國の通信事業は交通部大臣の掌理するところであつて郵便、小包郵便、爲替貯金等である。従來、交通部の所管であつた電信、電話、無線電信、ラヂオ等は之れをあげて日滿合辦の滿洲電信株式會社に移管經營せしめてゐる。

第一郵 政

(一) 概 説

全國の郵局は一等局九、二等局一〇一、三等局八八及代辦所六九〇、合計八八八局あり、是等の郵局は従來南京政府の統制の下に奉天及哈爾濱の兩郵政管理局によつて監督されてゐたのでわが國は建國當初の大同元年四月一日郵政接收を宣言したが従業員は依然として南京政府の任命せる外人の管理局長以下職員が在職し、郵便切手も民國時代のものを使用してゐた。當初交通部當局は郵政の公器たるに鑑み圓滿なる接收をなすため慎重な態度で臨んでゐたにも拘らず、南京政府は七月二十四日突如滿洲國內全郵局の即時閉鎖と全郵局員の中國引揚を嚴命して來たため局内には式紙帳簿等一物をも残さず全郵局閉鎖するに至つた。

依つて交通部では直ちに郵電部員の總動員を行ひ各方面からの應援を受け、郵局員の選定と開局に努力した結果早きものは閉局當日、遅きものも僅か一日間業務を停止したのみで七月二十六日より我國の新郵便切手で業務を再開、接收の實を他動的に擧げ得たのである。

次いで大同二年熱河省の平定に伴ひ該地方の郵政接收を了し國內全土をあげて郵政の統一を完成し、郵政機關の復舊及業務の恢復等組織の整備に努むる外、施設の改善及料金の引下げを行つた。

(イ) 大同二年五月二日から郵便貯金業務を開始し庶民貯金の便を圖つてゐる。業務開始以來大同二年十二月末まで預人員一萬七千九百九十九人、預金二十一萬六千九百餘圓であるが、全國の郵便貯金事務取扱局は僅かに七十一局に過ぎないから、將來發展の可能性がある。

利率は普通貯金四分八厘、据置貯金は五分四厘である。

(ロ) 大同二年九月十五日より滿日小包郵便料金の引下を行つた。

(ハ) 大同三年一月一日より外國郵便料金を引下げ、書狀二角五分、葉書一角五分を夫々一角、六分とした。

- (三) 大同三年一月一日より滿日航空郵便料金を値上し書狀三角を三角五分、葉書一角五分を一角八分に引上ぐ。
- (ホ) 大同元年三月一日郵便料金書狀四分を三分に、葉書二分を一分半に引下げた。
- (ヘ) 滿支通郵解決 康徳元年十二月廿四日滿支間の通郵問題が解決した。
- (ト) 對支爲替交換協定成立 康徳二年二月一日より實施。
- (チ) 對日通常爲替類及對日小爲替 康徳二年八月一日より實施。
- (リ) 滿獨郵便交換 康徳二年十月一日より實施。
- (ヌ) 獨・波・和諸國の爲替交換 康徳二年十月及十一月より實施、獨逸は直接、波蘭及和蘭は日本を媒介として。
- (ル) 日滿郵便協定 康徳二年十二月廿六日成立、康徳三年一月廿六日より實施。

## (二) 郵便

(イ) 滿支通郵問題解決 中華民國は我國獨立以來不法にも對滿郵政業務の封鎖を宣告し爲に滿支間の通信が停止され、兩國民の不便尠ならず、兩國民な極力通郵を要望し種々の辦法を講じたが、支那側の監視嚴重で依然停止の状態をつゞけてゐた。

然るに大同二年六月の停戰協定に基き停戰協定地域中瀋東地區に限り普通通常郵便物の交換を開始することとなり同地方に限つて我國發同地方宛郵便物に貼付の切手は有效と認められた。その後康徳元年二月頃より北支方面の郵便物は全部山海關を通過するやうになり自然の勢として支那全土の郵便物も山海關を通過する傾向となつた。然し各種の行がよりが解消せず依然正式協定成立の運びに至らなかつたが關東軍の積極的斡旋と北支政權の首腦者黃郛の獻身的努力によつて康徳元年末より協議を開始し十二月十四日四滿解決を見、普通郵便は一月十日から通郵を開始し、爲替小包は二月一日を實施された。かくして二箇年半に亘つて断絶してゐた支那との郵便が復活することになつた、但し料金は手紙四錢、葉書は

二錢である。

(ロ) 對外郵便問題 郵政接收以來支那以外の諸外國とは何等條約も締結しないが、日本は勿論歐米各國とも支障なく取扱はれてゐた。大同二年末より康徳元年春まで交通部より事務官を歐洲に派遣し各國を歴訪せしめ我國郵政の現状を説明し我國郵政に對する危惧の念を一掃せしめ且つはエジプトのカイロに開かれた英獨郵便會議を契機として我國と諸外國との郵政の關係を正常化することに努めたのである。

その結果歐洲各國發支那宛郵便物は昨年一、二月頃より滿洲國を通過して運送されることとなり昨年五月十六日ジュネーブの國際聯盟滿洲國不承認委員會に於て英國の提議に基き聯盟各郵政廳は滿洲國郵政廳との間に郵便事務に關する協定を爲すことを認めるといふ決議をなすに至つた。

歐洲諸國中獨逸が先づ郵便の直接交換を蘭領印度、波蘭及オランダは日本の媒介により交換業務を康徳二年十月より開始することになつた。

(ハ) 日滿郵便協定 日滿不可分關係の緊密化に伴ひ日滿郵便の水準を等からしめるため日滿郵便條約の調印が康徳二年十月廿六日に行はれ、滿洲國の郵政事業は一大躍進を示した。新條約の締結の結果、従來日滿兩國の郵便交換の基準として採用されて來た日支郵便物交換協定、日支間價格表記書狀及箱物交換協定、日支間小包郵便物交換協定及び日清間諸協定等は滿洲國に關する限り當然廢止され、代つて新條約及び之に基く新業務協定の實施を見るに至つた。

## (二) 郵政機關

中央機關としては交通部に郵務司があり、地方管理機關として郵政管理局がある、地方現業機關としては郵局、郵寄代辦所、信櫃等がある。

建國當初は舊政權の制度を踏襲し奉天及吉黑(哈爾濱)の兩管理局のみであつたが、康徳元年十一月一日より新に新京

郵政管理局を開設し三管理局を以て地方管理事務を掌理せしむることとなつた。即ち郵政機關は次の如くである。

郵政機關數

區別	大同元年	大同二年	康徳元年	康徳二年十一月
郵政管理局	二	二	三	三
郵寄代辦所	二八三	三二七	三二九	三五四
信	七二〇	七三〇	七四一	七八五
信	六二五	六二五	六二五	五五七
合計	一、六三〇	一、六八四	一、六九八	一、六九九

(三) 爲替貯金

- (イ) 國內通常爲替 國內通常爲替制度中華郵政施行のものを踏襲して今日に及んでゐる。
- (ロ) 國內小爲替 康徳元年八月日滿小爲替制度實施ととも新に施設した制度であつて、その内容は日本の小爲替制度及び日滿小爲替制度と類似してゐる。日下取扱局は六八局ある。
- (ハ) 對支那爲替 支那との爲替交換は郵政接收以來中斷されてゐたが通郵問題の解決ととも康徳元年二月一日より實施されるやうになつた。
- (ニ) 對日通常爲替及小爲替 通常爲替は日支郵便爲替交換に關する約定によつて行はれ小爲替は日本の小爲替制度と大體同一で便利且つ簡單な制度で康徳元年七月日滿兩國間にて約定を締結し同年八月一日より之を實施した。
- (ホ) 歐洲諸國との爲替交換 日本及支那以外の諸外國との爲替交換の必要を感じ各國政府に對し、その實現を懇願中であ

つたが、獨逸は卒直に一九三四年三月カイロで締結された約定に準據通常郵便爲替の直接交換を康徳二年十月より開始することとなつた。金額は最高八百ライヒスマルクで取扱局は滿洲國現行日滿通常爲替取扱局(百五十一局)および獨逸側總郵便局である。

この外、波蘭及和蘭に對する爲替の交換は日本を中繼として實施することとなり、前者は康徳二年十一月十五日より、後者は同年十一月廿五日より實施することとなつた。

(ヘ) 爲替受拂狀況

國內通常爲替

年度別	振		拂		渡	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
大同三年一月	二八、六四八	七八五、九七六	二四、九〇八	七三六、〇〇二		
康徳元年十二月	二二、九六五	六五三、〇〇二	二二、〇〇七	六二七、八二五		
康徳二年六月	二二、七三五	五七二、三四一	二四、七五四	六〇八、三六三		
同 十二月	二七、二四七	七二四、〇二七	二五、七八〇	六八七、六八三		

國內小爲替

年度別	振		拂		渡	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
康徳元年八月	四、一四一	四七、四〇六	三、一四四	三六、一七七		



年度別	振		出		拂		渡	
	口	金	口	金	口	金	口	金
同 十二月		八、四三六		九、九八七		七、七五〇		九六、〇九八
康徳二年六月		一四、五六六		一八、五五五		一四、六一二		一八七、二五六
同 十二月		二〇、四二五		二七、八四九		一九、二二三		二五七、四七一

二二〇

滿支爲替受拂

年度別	振		出		拂		渡	
	口	金	口	金	口	金	口	金
康徳二年二月		二、二九八		一〇八、五四六		三五一		一一、九七五
同 六月		三、四四五		一〇六、七二四		一九七五		六八、七六一
同 十二月		八、〇六八		二九八、六一五		二、〇五七		六三、九五五

滿日爲替受拂

年度別	振		出		拂		渡	
	口	金	口	金	口	金	口	金
大同三年一月		七、五〇八		二一八、五〇八		四八七		二五、一五三
康徳元年十二月		八、二八四		二八八、六一一		二五五		二五、六六九
康徳二年十二月		八、八四八		三三二、七八九		三七一		四二、九七一

滿日小爲替受拂

(ト) 郵便貯金 郵政接收と同時に郵便貯金の取扱は一時停止されてゐたが、大同二年五月再開約二ヶ年半の間に貯金人員三萬九千二百二十人で貯金額は三十一萬八千七百餘圓に達し、これを接收以前貯金總額に比較する時は異常な躍進振りである。更に康徳三年三月末現在の調査によれば預入員八萬七千五百八十七人にして預金額三百四十七萬四千餘圓に達してゐる。

第二電 政

(一) 沿 革

滿洲に於ける電信架設は一八八四年上海天津山海關線が營口まで延長されたのを嚆矢とし、更に遼陽—仁川線、奉天—營口—旅順線、奉天—吉林線、吉林—齊々哈爾—黑河線、茂興站—呼蘭線等順次實現されたが、清朝末期、支那側自辦の東三省電信線の延長は四千九百九軒で、更に民國に入つてより大いに發展した。  
無線電信は一九二二年營口に無線電信局を創設したのが支那側の濫觴であつてその翌年奉天に分局を設けた。これよりさき一九〇五年露國が設置したものを日本軍が占領し使用し無線電信線を回収して哈爾濱分局とし、滿洲里、齊々哈爾、



官錦に各分局を設立したが、一九二三年に至り奉天分局を總局と改稱すると共に營口を分局とし、一方遼瀋島、龍北、黑河等に各分局を置いたが、甚だ不完全であつた。

又、電話は一九〇三年東清鐵道が哈爾濱に臨時交換所を置き翌年中央電話局を同地に設置するとともに、各主要驛に電話局を設け、公衆電話として近接都市の民家に架設したのが先驅である。

これらの電政は支那政府の郵政部又は東北交通委員会の監理下にあり、奉天郵政管理局、哈爾濱に於ける吉黑郵政管理局によつて管掌せられてゐたが、實權は地方政權の掌握するところであつた。

而して東三省内の電話局、電報局、無線電信局は奉天の東北電信管理處の管理にあつた。

(二) 滿洲電信電話會社  
大同元年七月政府は、東北電信管理處を廢して新たに奉天、哈爾濱の二ヶ所に電政管理局を設置し全國三百餘の電報局電話局、無線電を管理せしむることになつた。

一方關東州及滿鐵附屬地の電政は日本側の經營に係り、通信聯絡上不便尠からず、又資本の二重投下、無益の競争等の弊害發生し公益事業の發達を阻害するを恐れ、滿日兩國政府に於いて兩國有の電氣通信施設を合併し統一的經營を爲すの要を認め、大同二年三月二十六日に至り滿日合辦官半民の通信會社設立に關する協定の成立を見るに至り、大同二年八月三十一日新京に創立總會を開催し、九月一日より業務を開始するに至つた。

會社の名稱は滿洲電信電話株式會社、資本總額日本國通貨五千萬圓、株式總數百萬株(一株の金額五十圓)通信施設としては電信、電話、無線電信、放送の事業を營んでゐる。

康德二年三月北鐵接收に伴ひ、從來北鐵にて經營せる同沿線通信事業も滿洲電信電話會社に移管するとともに、一面同社に於て民間電話の買取を行ひ、電氣通信の一元統制を企圖してゐる。尙懸案の滿支通電問題の解決により康德二年二

月四日より兩國間の有線電信連絡取扱を開始、兩國の輻社は一段と増進するに至つた。

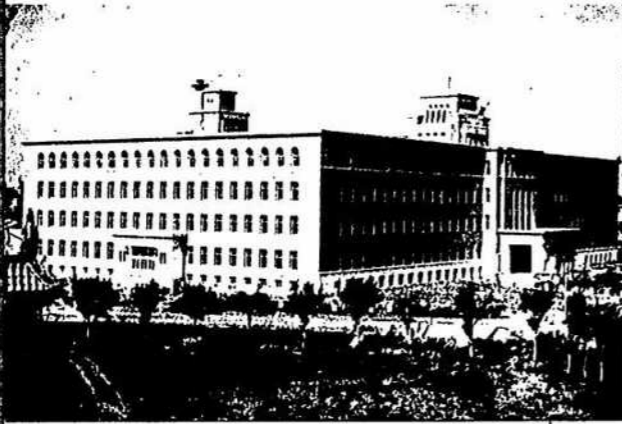
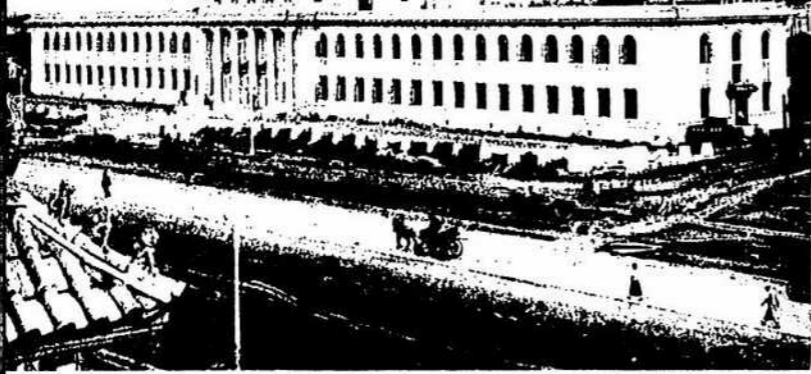
對外通信として新京に大無電線を建設し、對米對獨の國際通信が行はれてゐる、現在の設備は對米桑港との間に當方二〇キロの電力を以て二十四時間連續通信を爲し、對獨は獨乙ベルリン無線局との間同じく當方二十キロの電力を以て無休連續通信を實施してゐる。更に對歐通信として佛國パリとも同じく無線連絡を開始することになつてゐる。

電報利用の方面を數字的に眺めると建國前二年(昭和五年)の取扱數二百二十二萬に對し康德元年(昭和九年)三百八十萬、指數で言へば一〇〇に對する一七一、奉天は同様一〇〇に對する二五六、新京四八八の驚異的數字を示してゐる。哈爾濱は大同元年を一〇〇とすれば康德元年は四四二となつてゐる。

これを一覽表とすれば次の如し

種別	成立當時	康德二年十二月	増加數
局所(電報)	三六二	五五二	一九〇
同線(電話)	三三三	四四三	一一八
同市外電信	二二二	二七二	五〇
對外電信連絡	二二二	三五二	一三〇
同電信機	九	二九	二〇
電信機數	五五三	七三三	一七九
電話加入者數	三〇、七六四	五一、二二七	二〇、四六三
電報加入數	五、八九六	一七、七〇四	一一、八〇八





滿洲電信電話株式會社



新京百キロ無線塔

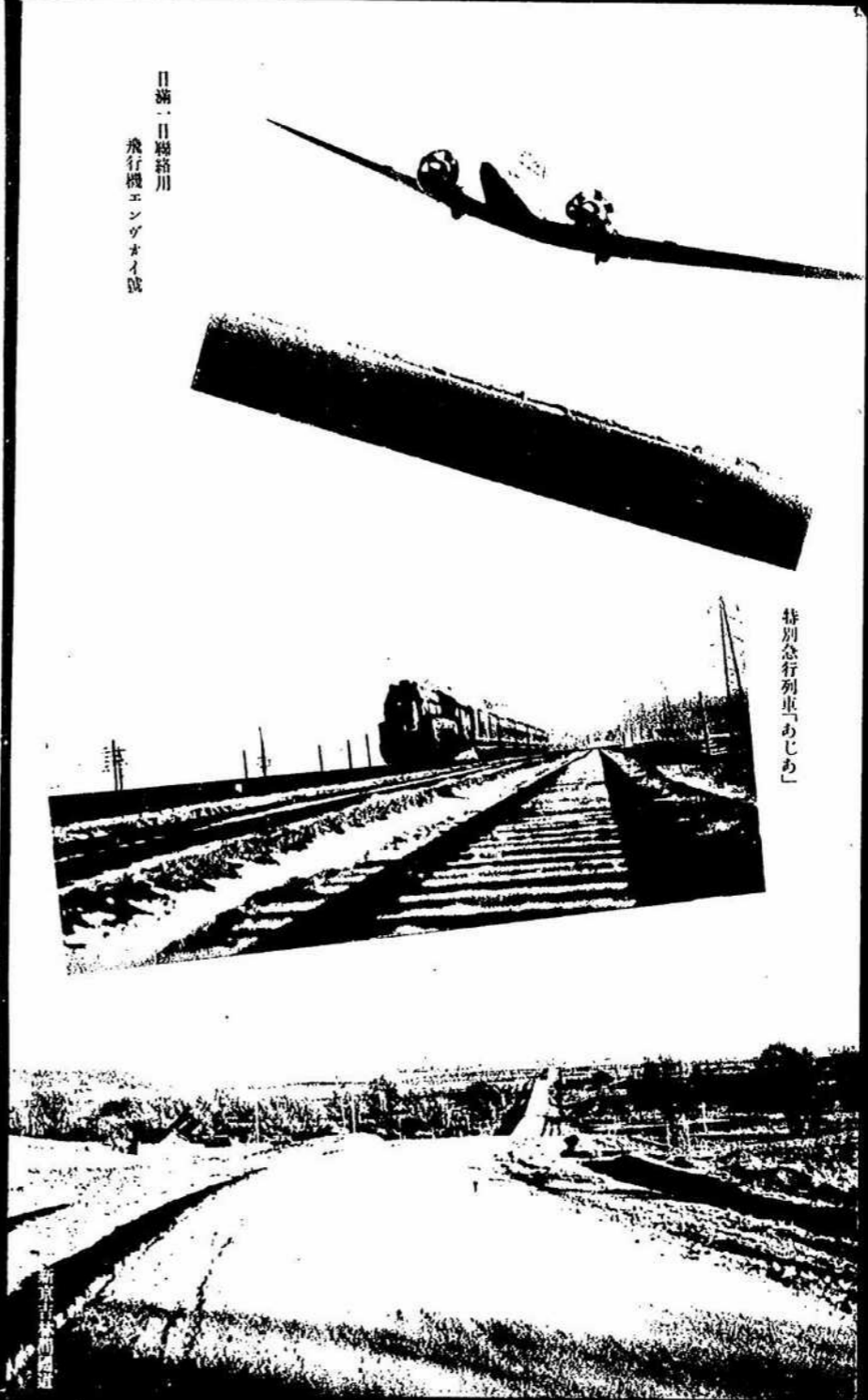
尙有線電信電話路線互長は二萬杆より三萬一千杆に、その延長十萬杆が十二萬五千杆に増加してゐる。

(三) 縣民營電話

電々會社所有電話以外に滿洲各地に縣營、或は民營の電話が散在しその數一〇〇餘、加入者數は約一萬餘である、會社はその使命に鑑み之れが買收統一する方針で會社成立後一箇年有餘の間に海拉爾、黑河、圖們、延吉、哈爾濱、營口等諸重要都市の縣民營電話（加入者約五千三百）を買收した。

(四) 放送事業

滿洲の放送事業は電信電話と共に電々會社の經營に屬してゐる。放送局は新京、奉天、哈爾濱及大連である。新京放送局は康徳元年十一月百キロに、哈爾濱は同年三月にそれ／＼改装され、康徳三年五月より吉林に演奏所が設置されるなど著々内容の充實整備を圖つてゐる。民族協和を建國の精神とする我國としては各民族に平等にラヂオ恩恵を與へる爲に苦心を重ねてゐる。これが爲に、二重放送を實施すべく準備中である。



日滿二日線沿川  
飛行機エンジンカイロ

特別急行列車「あじあ」

## 第十一章 都市

### 第一節 都市計畫方針

滿洲における都市は二、三の主要都市以外は殆ど雑然たる自然發生の原始的状態の儘に放置せられ住民の福祉の如きは管て施政者の考慮に上つたことがない、從來の軍閥爲政當局は唯々彼等一門の榮華を誇るべき金殿玉樓を築くことにのみ専念し、日常彼等の居住する市街においてさへ一般衛生に交通にまた社會施設に對しては何等顧みることなく、無統制なる住民の烏合的集團状態に放任せられてゐた、かくの如き都市生活に的確なる基調を與へもつて住民の安居に資することこそは實に我王道國家滿洲國が持つ都市問題の意義である。そして都市計畫の要諦はその交通、衛生、保安および經濟に關し永久に公共の安寧を維持、福利を増進するための重要な施設の計畫をなすことである。従つて都市構成の有機的な建設を目的として諸種の平面的及び立體的施設をなして眞に「住民の樂土」たらしめんとするものである。民政部は自然發生的に發達して來た國內の重要都市に對して都市計畫を施行するためにこれ等の關係諸法規制定までの期間中準備すべき都市計畫要項に關し委員會を置き將來施行すべき都市の實地調査および測量を實施してゐる、それと同時に都市計畫事業に關する法規および地圖の作成を急いでゐるがすでに委員會において都市計畫の決定せるものは哈爾濱、奉天、齊々哈爾、吉林、錦州、營口、安東、承德、赤峰その他二十九都市である。

現在自治能力全からず、しかも特に急激な發展を示してゐる都市については新に市街地たるべき土地を國費を以て買収し都市計畫の完全を期すると共に理想的都市經營の基礎を確保せしめることになつてゐる、その目的とする都市を挙げれば次の二十二都市である。

奉天省―山城鎮―龍江省―洮安、北安鎮、龍鎮、訥河、昂々溪―錦州省―山海關、朝陽、扣北營子―閩島省―閩門、老頭溝―吉林省―敦化、拉法、扶餘―浙江省―東京城、牡丹江、綏芬河―熱河省―葉柏樹、赤峰、承德―三省省、佳木斯―黑河省―黑河

都邑計畫事業又は都邑土木施設中街路、公園、下水道その他多額の費用を要する永久施設にして特別の收入を伴はざるものについては豫算の許す限り國庫補助により事業の促進、施設の完備を期してゐる。

### 第二節 國都の建設

新興滿洲國の首都にふさはしい近代都市を建設するために、中央政府内に國都建設局を設け大同元年度から五ヶ年計畫で建設をすゝめてゐる、第一次五箇年計畫區域は二〇平方杆でこの區域に人口五十萬を包容し得る豫定である、すなはちその用途の割合は

(單位平方杆)

官公廳舍敷地	二・〇
道路敷地	四・五
公共施設、學校、其他	一・五
公園、運動場其他	二・〇
小計	一〇・〇
住居地	六・五
商業地	二・〇

工業地	一・〇
特殊地(蔬菜、牧畜)	〇・五
小計	一〇・〇

街路は交通、衛生、美觀等の點を考慮し幹線、支線、補助線の三に區分し幹線は六〇メートル乃至二六メートル、支線は一八メートル乃至一〇メートル、補助線はそれ以下の幅員とし幹線、支線は總て車道と歩道に分けられてゐる、幹線道路には四列の並木を植え路面は總て舗装される、事業開始以來竣工を見た街路の主なるものは幹線道路である新京驛と大同廣場からさらに南嶺方面に向ふ大同大街と大同廣場より西に伸びた興安大路で、これ等の諸幹線を集める大同廣場もすでに舗装を終つてゐる。この外新發路、北安路、熙光路、崇智路、豐樂路、安達街、建和街、永安街、康平街、鄉雲街、興亞街等の諸支線も大部分舗装を終へ美しい照明電燈や街路標示が設備された、長春大街、大同大街以西は興仁大路以北の延長一三〇杆に亘る大小幹支線も殆ど全部道形が完成し、今春以來大同大街南部至聖大路、安民大路、開運街、長春大街、吉林大路、興仁大路、順天公園間等の諸幹線約四十杆が完成した。

人口の急テンポの増加に伴ひ上水供給の問題が都市計畫の重要案件であるが、給水能力に對する危惧が完全に一掃され、地下水と腰站(新京の東南約十一キロ)淨月潭貯水池とを合すれば一日五萬二千噸を給水し得る。したがつて四、五十萬の人口を賄ひ得る。給水工程を見れば事業開始以來水源は十五箇所完成し施工中のもの八箇所で現在の給水能力は一日二、七〇〇立方メートルである、水面積四平方杆七を有する一大貯水池淨月潭は康德元年四月より二箇年繼續事業として施工し康德二年秋完成し約二千七百萬トンの水を湛へ一日四萬噸の給水能力があり、且つ明媚な風光な市民の遊樂の好適地である。更に市民生活に潤ひを與へるための大小の公園が、丘陵を利用して造築される、新京の公園(運動場を含む)面積は市面積に對して七%を占め世界の大都市に比して遜色がない。(例へばベルリンは二%、東京二・八%、ロンドン九%)

公園の整備を圖る一方緑化都市の實を擧げるため計畫區域内の樹木は凡てその伐採を禁止するとともに多数の樹木を搬入し、康徳元年春まで國都建設局で搬入した樹木数は約二十萬本である。

大公園のうち大同公園は既に完成、水の公園として水に餓えてゐる新京市民を喜ばしめてゐる。また白山公園及び牡丹公園は既に全工程の八割を竣工した。順天公園は廣大な面積と深玄幽邃の地たることを目的に造成されるもので本年度中には全工程を完成する豫定である。

輝かしい王道スポーツの殿堂としての南嶺綜合運動場は約五十萬平方メートル（四十五萬坪）を有し十萬の觀衆を入れる東洋一の規模を誇り、本年は立派に完成するはずであり、またゴルフリンクス、競馬場もそれ／＼完成した。

### 第三節 國都新京の躍進

新京は建國以前長春と稱せられた地で清朝の内蒙古鄂爾羅斯王の旗地であつた。その後東支鐵道の敷設により都市としての發達をなし、日露戦後、一九〇五年南滿洲鐵道の最終端驛として日本によつて經營されるやうになつて急速な發達をとげたが一九〇六年頃迄は人口約八萬にすぎず政治的にも經濟的にもさして重要地と認められなかつた。然るに、滿洲國の建國と共に國都と定められ、長春も新京と改められ中央政府ははじめ關東軍、日本大使館、關東局等の官衙をはじめ各機關の移轉により一躍政治の中心地となり、面目を一新し異常な躍進を遂げた。

政府は新京の重要性に鑑み新京市に特別市制を施行することとなり大同二年四月敕令を以て公布せられた。

特別市は民政部に屬し、行政機關たる市公署、議決機關たる自治委員會があり、特別市長は政府之を任命し特別市を代表しその所屬機關を統轄し市政執行にあつてゐる。

現市長は韓雲樞氏、自治委員長は王荆山氏である。

新京の躍進を數字で示せば次の如くである。

(4) 人 口

新京特別市及附屬地人口増加表

日 人	滿 人		總 數		昭 和 二 十 年 末	大 同 元 年 末	大 同 二 年 末	康 徳 元 年 末	康 徳 二 年 末
	特 別 市	附 屬 地	特 別 市	附 屬 地					
計	二二,255	二,445	二六,700	二,445	二九,145	二六,250	二四,945	二四,645	二八,535
附屬地	二,445	二,445	二,445	二,445	二,445	二,445	二,445	二,445	二,445
特別市	一九,810	—	一九,810	—	二四,700	二三,805	二二,500	二二,200	二六,090
計	二二,255	二,445	二六,700	二,445	二九,145	二六,250	二四,945	二四,645	二八,535

備考 一、康徳元年以前の資料不明の爲め本表中寛城子及東站は、これを除外せり  
二、總數中には外國人を含む

新京人口増加指數表（昭和六年末を100とす）

○郵便貯金増加状況

備考 新京郵到者数より發送数差を差引きたる輸移入主要品

鮮干魚介類	酒類	食料品	綿糸	綿布	紙類	陶磁器類	石油類	木材類	石材類	煉瓦	セメント	碎石及砂	石灰類	鐵鋼及製品類	硝子類
七〇三	二八七	五、五三四	六、一七二	八、四八〇	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三	一、一三三
二、三〇八	六四九	五、一九二	四、六二七	六、六四五	八、七四三	一、五〇七	四一八	五五、八四〇	九九九	一、〇九二	七、三三九	一四、五九六	四、〇二七	一三、〇一〇	一一五
三、五八〇	四、二二六	八、六四八	三、七八〇	七、三六一	一〇、八九四	三、五四三	三、六〇二	九六、四二四	一五、七五二	一七、八九六	三一、五三九	七〇、二四八	二〇、五八三	二七、六三六	一、七二三
三、七四五	四、四二〇	四、七二二	二、二〇〇	六、三一一	一〇、一一八	四、〇七三	一、五七六	一三九、五一〇	一六、六九八	六、七四五	四五、五四〇	一〇七、三九六	二〇、三〇四	二九、三九一	二、七七〇

(口) 輸入貨物数量増加状況

種別	建國前年		大同元年		大同二年		康總元年		康總二年	
	附屬地	特別市	附屬地	特別市	附屬地	特別市	附屬地	特別市	附屬地	特別市
生野菜	一一九	二、五〇〇	一〇、四二二	一四、四二二	一〇、四二二	一四、四二二	一〇、四二二	一四、四二二	一〇、四二二	一四、四二二
生果	六、九七九	一一、六九〇	一五、四三三	一七、二三九	一五、四三三	一七、二三九	一五、四三三	一七、二三九	一五、四三三	一七、二三九
鹽	四、一三二	四、二四	六、九七三	九、九七七	六、九七三	九、九七七	六、九七三	九、九七七	六、九七三	九、九七七
砂糖	七、八九九	四、九一八	八、六九二	七、四八〇	八、六九二	七、四八〇	八、六九二	七、四八〇	八、六九二	七、四八〇

年 度	預 入		拂 戻	
	口 數	金 額	口 數	金 額
昭和九年(康徳元年)	一一〇、〇八二	三、〇八六、八六四圓	四四、五〇四	二、四八八、三二一圓
昭和八年(大同二年)	七二、五九五	二、一七五、六二九圓	二九、七六九	一、七二六、二九六圓
昭和七年(大同元年)	七二、七六一	一、九八一、一六圓	二七、三二七	一、四二七、一七四圓
昭和六年	五四、四二九	七九一、二五一圓	九、九七五	五二四、六四九圓

備考 日本郵便局取扱高を示す

○書留及價格表記郵便物増加状況

年 度	引	受	配	達
昭和九年(康徳元年)		一九六、一八一通		二一、九八九通
昭和八年(大同二年)		一三二、九四六通		一七五、二七一通
昭和七年(大同元年)		六六、八八七通		九八、三六〇通
昭和六年		三七、五七五通		四四、五九五通

備考 日本郵便局取扱通数のみを示す

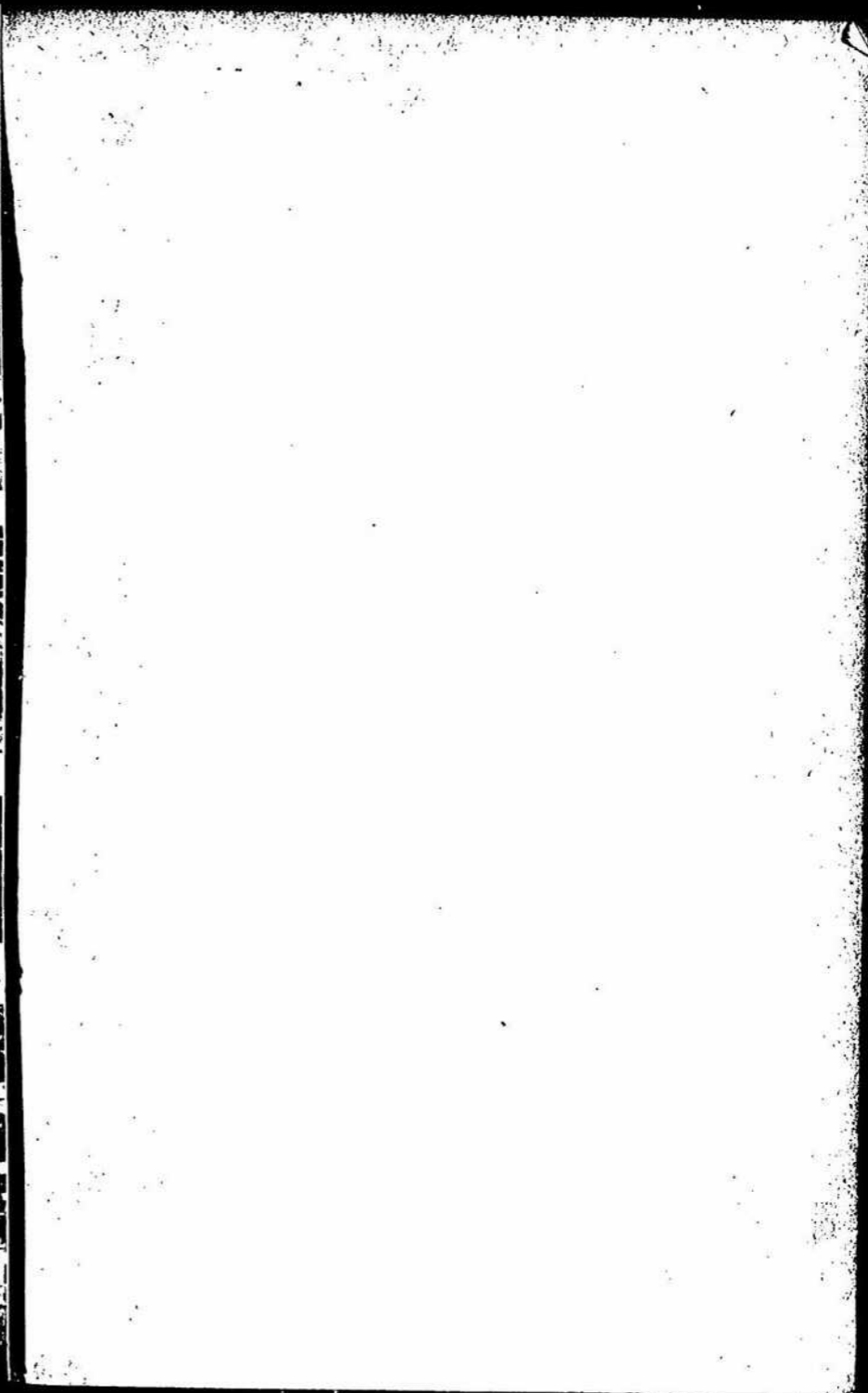
○陸軍補増加状況

車 種	種 類	存 續 前	大 同 元 年 末		大 同 二 年 末		康 徳 元 年 末	
			人 力 車 數	馬 動 車 數	人 力 車 數	馬 動 車 數	人 力 車 數	馬 動 車 數
自 動 車	車 數	三八	不明	一一〇	二、八三七	三三七	七八四	
馬 力 車	車 數	一六〇	不明	一六〇	四九九	二、七一	六六一	

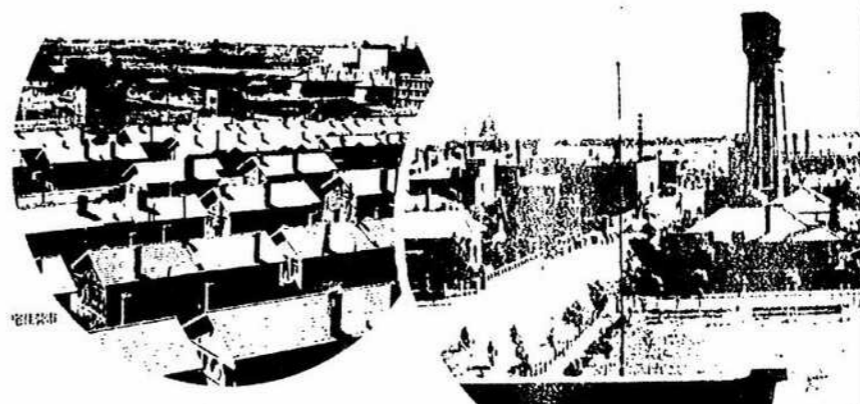
○建築工事増加状況 (單位千圓)

種 別	大 同 元 年 度	大 同 二 年 度	康 徳 元 年 度
滿洲國諸官廳建築費	七〇〇	一、五〇〇	六、〇八四
日本諸官廳建築費	二、五〇〇	九、一一五	四、四二一
日本民間諸建築費	二、六八一	三、六一三	一一、五八六
合 計	五、八八一	一四、二三八	二二、〇九一









京新都國



街大同大



京新南く行び延

## 第十二章 滿洲國協和會

### 第一 總 說

滿洲國協和會は滿洲國の特殊なる國情の必要上、國策具現の國家的機關として設立せられたものであるが、茲に言ふ滿洲國の特殊性とは

第一 滿洲國は獨立國であるが日本と不可分の關係の下に東亞大同、亞細亞復興の聖業に參劃しなければならぬ

第二 國內に原住する日、鮮、滿、漢、蒙の五族は均しく建國の理想の下に一箇の運命共同體として國家建設に當らねばならぬ

第三 王道政治を確立して民意暢達、恒産普遍、百業振興を圖り、世界政治の模範たるを期さねばならぬ等の諸項に要約せられる、而して此の特殊性から

- 一、日滿一徳一心の宣揚
- 二、五族協和精神の徹底
- 三、宣徳達清の實踐

が必要とせられて居る。國際的情勢の急迫せる時期に後れて誕生せる滿洲國が、上述の特殊なる理想を有ちながら正常、且堅實に發展せんが爲には政府機構を整備充實せしむる以外に、官民一體、舉國一致以て建設工作に當るべき特殊な國民的組織體を必要としたのである。

即ち建國の當初、國家の發展並びに運営に關して政府の各機構を設けると同時に協和黨設立準備委員會を設置せるは、協和會をして國民總動員の機關たらしめ、建國工作をして一大國民運動化せしむべき意圖に基づけるものであつた。協和會は一般民衆に呼びかけて會員を募り、組織せる會員を指導訓練して模範的國民たらしむるものであるが、形式的に民衆の集團であり組織であるに拘らず先進國の政黨、或ひは近時歐洲に發生し、發達しつつあるファツシヨ、ナチス、共產黨とは根本的に其の性質を異にする對政府との關係は表裏一體であり、從來の民衆組織の如くに排他的獨裁的ならず、國民の各階級各階層の凡てを包含し得る全體主義の組織である。

協和會の創立は大同元年七月二十五日であり、當日新京國務院會議室に於ける發會式には溥儀執政が親しく御臨席遊ばされて次の如き訓詞を賜はり會工作の基準を示されたのであつた。

執 政 訓 詞

民ヲ積ンテ國ヲ成ス、民ハ國ノ本ナリ、衆志齊一ナレハ強ク人其心ヲ各々ニスレハ亂ルコト歴史ニ具在シテ鑒ヲ取ルニ遠カラズ、我カ滿洲國ハ地大ニシテ物博ク、夙ニ天府ト稱セラレ、創業ノ始メ、締造艱難ナリ、建國ノ精神ハ、王道ヲ行ハント期ス、尤モ政黨政治ノ現今時代ニ適宜セサルニ鑑ミ茲會ヲ之レ設ケ、民族ノ協和ヲ謀リ、百業ノ振興ヲ圖ラントスルハ、予甚タコレヲ嘉ニス、望ムラクハ無黨無偏、誠ヲ以テシ信ヲ以テシ、思想ハ一致ニ趨キ、生業ハ相扶持ヲ爲シ國家ノ前途ヲ濶レニ利賴センコトヲ

大同元年七月二十五日

然るに協和會に對する一般の見解に消長あり、幾多の論議が行はれたのであるが、蓋し協和會の運動は創造であり、其の工作範圍、工作方法の如きも複雑多岐にして獨創的であり外部よりの急進なる理解と支持を得るに困難なるものがあつ

たのである、只協和會の努力と實績が諸種の論議に應へ、克服し、漸次會勢を擴充せしめ、發展せしめつゝ今日に及んだのである、本年三月二十九日植田新任關東軍司令官は軍司令部に於ける滿洲國日系官吏首腦部に對する就任最初の訓詞の中に次の如く述べられたのであるが、茲に至る迄四年有餘の苦闘と變遷を経て漸く其の社會的地位を確立したと稱すべく今や會使命の重大性に關する認識と理解は昂まり、より活潑なる工作展開の時期に遭遇するに至つたのである。

「五族の協和具現は建國成否の基礎條件なり、然れども各民族は各々其の傳統を固守し、其の境地を異にし、動もすれば利害一致を缺き相反目することなしとせず、故に之が對策に關しては諸官の公明にして冷靜、剛毅にして熱心、而かも事を處するに果敢なる企畫運営に待つべしと雖も、特に重要なるは滿洲國が未だ建國過程の第一歩に在ること、及び大和民族に課せられたる新使命の重大なること、就中諸官の現地位の重要なるに鑑み之を反省するに在り。各機關、職務分課の甚だしき分立が、動もすれば國家並に民衆の幸福を阻礙すべき事例尠からざるに深く想到し、各々其の分掌する局部機關の立場に對する熱意を有すると同時に、常に大局的觀察を誤ることなく、且つ冷靜なる自己批判を反覆し、以て異種民族に對し日人官吏の一条紊れざる血脈的協力を示し、無言の間其の恩威に心服せしめざるべからず、斯くして其の指導的立場を益々向上し不識の間之を中軸として五族親和の必然的結實を信念となすべきこと切望に堪へざる所なり

敘上の趣旨に鑑み本職は特に協和會の活動に深く期待す」。

第二 組 織

協和會の組織は理事會、中央事務局、省事務局、辦事處及び分會に細別せられ、會長は張景惠(國務總理)、名譽顧問は植田謙吉(關東軍司令官)である

一、理事會

理事會は協和會最高の決議機關であり、理事長、名譽理事、理事、中央事務局委員を以て構成し、其の権限は次の如くである。

1. 本會の綱領及章程の變更に關する事項
2. 本會に關する重要事項
3. 本會の豫算、決算に關する事項

現在理事會は康徳二年度全國聯合協議會に於て推選せられ、其の推選に當つては、政府中央、地方組織の首腦部、關東軍幹部、滿鐵其の他日滿各重要機關の幹部を網羅し、會工作が日滿協力、官民一體の全體主義に立脚する所以を具象化して居る。

理事會名簿

名譽理事  
 板垣征四郎(關東軍參謀長)  
 同 今村 均(關東軍參謀副長)  
 同 武部 六藏(關東局總長)  
 同 松岡 洋右(滿鐵總裁)  
 同 三浦 敏事(奉天特務機關長)  
 同 佐々木 到一(軍政部長最高顧問)  
 同 磯 式 毅(參議府議長)  
 同 羅 振 玉(監察院長)  
 同 照 治(宮内府大臣)

名譽理事  
 同 金 鏡(尙書府大臣)  
 同 筑紫 熊七(參議府副議長)  
 同 沈 瑞 麟(參 議)  
 同 貴 福(參 議)  
 同 田邊 治通(參 議)  
 同 増 田(參 議)  
 同 矢田 七太郎(參 議)  
 同 寶 照(參 議)  
 同 胡 開 環(參 議)

名譽理事  
 張 海 鵬(侍從武官長)  
 同 入江 貫一(宮内府次長)  
 同 林 榮(最高法院長)  
 同 李 煥(最高檢察廳長)  
 同 張 燕 卿(外交部大臣)  
 同 謝 介 石(駐日大使)  
 同 呂 榮 賓(民政部大臣)  
 同 孫 其 昌(財政部大臣)  
 同 丁 鑑 修(實業部大臣)  
 同 李 紹 庚(交通部大臣)  
 同 馮 滄 清(司法部大臣)  
 同 阮 振 鐸(文教部大臣)  
 同 齊默特色木丕勒(蒙政部大臣)  
 同 千 芷 山(軍政部大臣)  
 同 大 途 茂 雄(國務院總務廳長)  
 同 千 翠 微(第一軍管長)  
 同 吉 興(第二軍管長)  
 同 郭 恩 霖(第四軍管長)  
 同 巴特瑪拉提(興安南警備司令官)  
 同 田中 鐵 三 郎(中央銀行總裁)  
 同 廉(奉天省長)

理事  
 竹 內 德 亥(奉天省總務廳長)  
 同 李 錦 善(吉林省長)  
 同 關 傳 綏(浙江省長)  
 同 金 井 章 次(浙江省總務廳長)  
 同 金 璧 東(龍江省長)  
 同 神 尾 式 春(龍江省總務廳長)  
 同 徐 紹 勳(錦州省長)  
 同 皆 川 豐 治(錦州省總務廳長)  
 同 王 茲 棟(安東省長)  
 同 別 宮 秀 夫(安東省總務廳長)  
 同 劉 夢 庚(熱河省長)  
 同 原 武(熱河省總務廳長)  
 同 金 名 世(三江省長)  
 同 中 野 琥 逸(吉林省總務廳長)  
 同 樋 口 光 雄(三江 總務廳長)  
 同 扶(間島省長)  
 同 松 下 芳 三 郎(間島省總務廳長)  
 同 鐵 誠(黑河省長)  
 同 成 澤 直 亮(黑河省總務廳長)  
 同 額 勤 春(興安東省長)  
 同 巴 金 保(興安東省總務廳長)

理事  
 業 喜 海 順 (興安南省長)  
 富 凌 阿 (興安南省總務廳長)  
 札 嘯 爾 (興安西省長)  
 巴 嘎 巴 德 (興安北省總務廳長)  
 林 鶴 奉  
 橋 樸 (滿鐵囑託)  
 許 汝 榮 (文教部次長)  
 鮑 澧 (外交部囑託)  
 于 靜 遠 (駐日大使館參事官)  
 黃 富 俊 (民政部次長)  
 韓 雲 楷 (新京特別市長)  
 鄭 非 彭 (國都建設局長)  
 王 慶 璋 (奉天市長)  
 趙 鵬 第 (民政部次長)  
 王 樹 榮 (哈爾濱工業大學長)  
 楊 九 楷 (滿鐵囑託)  
 歐 谷 希 一 (中央銀行監査役)  
 王 大 忠 (中央事務局專任委員)  
 施 履 木 (哈爾濱特別市長)  
 徐 家 恒 (吉林市長)

理事  
 朴 錫 胤 (外交部囑託)  
 楊 乃 時 (齊々哈爾市長)  
 李 相 延 (海拉爾市長)  
 盧 元 善 (龍江省實業廳長)  
 張 文 鑄 (第三軍管區司令)  
 張 書 翰 (吉林教育廳長)  
 金 榮 桂 (新京首都警察廳廳長)  
 烏 爾 金 (興安北省警備司令)  
 馬 廣 民 (錦州民政廳長)  
 章 煥 章 (奉天教育廳長)  
 三 谷 清 (奉天警務廳長)  
 梁 馮 濶 (浙江省教育廳長)  
 李 似 平 (浙江省民政廳長)  
 尹 祚 乾 (海軍司令)  
 金 乘 泰 (同島省民政廳長)  
 金 鳳 奎 (延吉區司令)  
 金 鳳 麟 (熱河省實業廳長)  
 王 鳳 麟 (熱河省民政廳長)  
 王 鳳 麟 (熱河省軍管區司令)  
 方 焯 恩 (吉林總商會會長)  
 方 焯 恩 (奉天總商會會長)

二五〇

理事  
 楊 實 三 (哈爾濱自治聯合會會長)  
 張 書 山 (龍江總務會會長)  
 植 田 實 太郎 (新京特別市總務廳長)  
 山 口 重 次 (奉天市公署參事官)  
 中央事務局委員  
 專任委員 (局長) 呂 榮 義 (民政部次長)  
 同 (次長) 平 島 敏 夫  
 專任委員 歐 谷 希 一 (中央銀行監査役)  
 同 結 城 清 太郎 (國都建設局總務廳長)  
 同 和 田 勳  
 委員 小 山 貞 知 (滿洲評論社々長)  
 同 張 格 (宮内府掌禮處典禮科長)

委員  
 曾 維 藩 (宮内府尚書府秘書官)  
 羅 福 明 (宮内府警衛處總務科長)  
 斯 大 達 茂 雄 (國務院總務廳長)  
 宮 脇 藤 二 (國務院總務廳情報處長)  
 中 田 敏 治 (大同學院教授)  
 星 野 直 樹 (財政部總務司長)  
 高 橋 康 順 (實業部總務司長)  
 鹽 原 時 三 郎 (國務院總務廳人事處長)  
 呂 宜 文 (國務院總務廳大臣秘書官)  
 尹 相 勳 (民政部拓政司第二科長)

二、中央事務局

中央事務局は中央事務局委員を以て組織され、協和会の最高執行機關であり、其の權限は左の如くである。  
 (一) 理事會閉會に於ける決定事項の執行  
 (二) 理事會閉會中に於ける緊急事項の専決  
 (三) 分會並聯合協議會の指導監督  
 中央事務局長は呂榮義 (民政部次長) 次長には平島敏夫が任ぜられ委員會の下に左の機構を備へ、省事務局、辦事處、分會を指導監督して協和会の日常工作に當つて居る。

總務處 庶務科  
 組織處 組織科  
 調查室 社會科  
 臨時調查委員會  
 視察員  
 新京特別工作委員會

三、省事務局

省事務局は中央事務局に直屬し管轄區域内の辦事處の指導、省聯合協議會の開催、其他一般工作を遂行するものであり、原則として各省公署所在地に設置され、局長には省公署主腦部中より推戴され、其の下に專任の事務長を置いて局長の統率下に會務の掌理に當らしめて居る。

省當局員は左の諸係に分屬せしめらる

庶務係  
 經理係  
 組織係  
 社會係

省事務局所在地及び管轄區域

奉天省事務局	奉天	奉天省
濱江省事務局	哈爾濱	濱江省
吉林省事務局	吉林	吉林省
龍江省事務局	齊々哈爾	龍江省、黑河省
安東省事務局	安東	安東省
熱河省事務局	承德	熱河省
三江省事務局	佳木斯	三江省
間島省事務局	延吉	間島省
錦州省事務局	錦州	錦州省
興安北省事務局	海拉爾	興安全省

四、辦事處

辦事處は省事務局に直屬し、指定管轄區域内に於ける分會の指導、會員の訓練、縣聯合協議會の開催、其他一般工作に従事し、原則として一縣に一辦事處を置き政府行政組織と平行せる組織網を作るべき計畫ではあるが、經費人員の關係より既設の辦事處は省事務局組織係（辦事處と同格）をも含めて九十箇所である。

五、分會

分會は會員二名以上を以て作り、各地の現實的な條件に則して、地域別、職業別、民族別に組織せられて居る、分會を指導訓練して自主的に建國運動を行はしむる事が協和會の最終の目的であつて、分會は協和會の實體であり、最前線である。

分會は決議機關として評議會、執行機關として常務會を有し、其の下に組織部、社會部、調査部、經理部があり、分會員はその何れかに屬して工作に携はる、既に組織せられた分會數は一千五百一、是を省別に示せば左の如くである。

二五四

所屬局名	分會數	會員數
奉天省事務局	六〇四	七二、六七九
吉林省事務局	一九二	六八、〇七六
龍江省事務局	一〇一	三九、一七一
熱河省事務局	八〇	二七、六〇八
濱江省事務局	一一六	四六、五四六
錦州省事務局	六八	二七、九八一
安東省事務局	二五四	四九、八七九
閩東省事務局	四三	一六、三三七
三江省事務局	三四	一〇、四五八
興安北省事務局	九	三、三四二
合計	一、五〇一	三六二、〇七七

### 第三 工 作

協和會の使命は日滿一徳一心の眞義宣揚、五族協和精神の徹底、宣徳達情の實踐にあり、會の諸工作の目的は其等の使命達成にある、從て工作の具體的手段方法は複雑にして多方面に涉り、隨時的なものが多く、且會の性質上、協和會獨自

の行動をなすと共に政府其他各機關と協力し、各機關が與へられたる任務遂行に際して側面的援助をなす場合が極めて多  
502ある。

協和會の機構は中央、地方を通して組織、社會、調査、經理、庶務の各項に縦に一貫せられて居るのであるが、大略協和會の工作は組織、社會、調査に大別せられるのである。

#### 一、組織工作

組織工作の要旨は廣く一般民衆の中より會員を募り、分會を組織せしめて模範的國民たるの指導訓練を施し、思想的に、政治經濟的に文化的に教化向上せしめて、其等の獲得せる分子を前衛として協和會運動の遂行に當らしめ、更に未組織層に働きかけて會勢擴大に務めしむるにあり、其の目的は國民をして放任せしめられたる状態に置かず、統制ある組織體として強き活動力を生み出さしめんが爲に行動的分子を集めて其の中核とし原動力となすにある。

組織工作とは即ち會員獲得、分會結成等の會勢擴大工作と、會員訓練、分會活動の指導監督、青少年、婦人等の特殊層の指導企劃を含む會勢強化の工作とである。

中央事務局組織科に於ては會員訓練の企劃並に教程の作成、分會役員講習會の企劃、未組織地域に對する組織網擴大の企劃等をなし、省事務局組織係、辦事處分會の組織部は其の指示に現地の特殊の條件を加味して責任區域内の組織工作に當るのである。

中央、地方の組織工作擔當部に於ては會籍の整理を行ひ、全國及び各管下の分會數、會員數を正確にし、各地方の人口、民衆、智識程度を参照して組織網擴大の計畫を進め、且各地の會員の動向を知悉して會員の淨化向上、不正會員の除名等をなすと共に優秀會員、模範分會の表彰を行ふのであるが、是等が總て組織工作である。

是等の組織工作に當り中央事務局は隨時省事務局事務長會議を、各省に於ては管下辦事處主事會議を、辦事處に於て

二五五

は管内分會役員會議を開催する。

## 二、社會工作

社會工作とは日滿不可分の關係、五族協和の精神を作興せしむる諸種の精神工作と民力涵養、民衆生活の向上、各種の軋擦摩擦の排除等の厚生工作の總稱である。

精神工作に於ては建國精神作興、東方道德の振起、政治、經濟、文化、體育諸知識の普及徹底を行ふのであり、中央事務局に於ては機關紙協和報（週刊新聞）を發行して會員訓練及び會員教化の具たらしめ、ラヂオ放送に關しては「國民の時間」の放送を擔當し全滿各分會に受信機の配備計畫を進めてラヂオによる教化をなし、又映畫班を中央事務局社會科内に設けて教育映畫の作製と共に辦事處分會の中心として巡回映畫會を開催する外、適時ポスター、パンフレット、リーフレットの發行によつて此の種工作の完壁を期して居る。更に治安肅正工作に際しては反滿抗日思想、共產主義思想に對する思想戦なりとの見地より職員或は優秀分會員が宣傳班を組織して之に當つて居ると同時に分會自體が宣傳主體として不斷に活動を續けて居る。

厚生工作とは官民間、民族間、勞資間、宗教間の各種の摩擦紛争解決の協調工作、各種の民衆生活上の轉換工作、救恤、施設施業等の慈善工作、各般合作社設置促進の生活向上工作、日語學院、民衆學校設立等の社會事業工作等を意味し、政府其他關係各機關との協力の下に、中央事務局社會科、省事務局社會係、辦事處分會の社會部員が現地の情勢に應じて此の工作に従事して居る。

## 三、調査工作

調査工作は組織社會の諸工作に必要不可欠なる資料を提供する役割を有ち、郷村の政治、産業、金融、宗教、教育、慣習等の調査、都市の諸調査、又政治、經濟、社會、宗教等諸團體の實情調査、民心の動向調査を行ふものと言ひ、擔

當機關は中央事務局調査室である。中央事務局調査室は中央事務局各科、省事務局、辦事處分會よりの調査報告を綜合整理して工作の現實的條件を明確ならしむると共に會工作の基本的動向の検討に必要な資料の蒐集整備に當る。

民心の動向調査は協和會が思想建國團體たるべき見地より重要な役割を占むるものと言ふべく、一般民衆間の反滿抗日的傾向、支那及び蘇聯の支配下にある國內諸非法團體の情報、共匪土匪の動靜等を蒐集すべく絶えざる注意を拂はねばならぬ。

國際的問題としてはに關、特に日、支、蘇、蒙を中心とする亞細亞諸國並びに亞細亞に深き關聯を有する英米の動向の諸調査が國內民衆啓蒙の爲に必要とされるのであつて、調査工作は此の方向に對しても關心を棄てゝはならぬ。

協和會がより擴充さるべき前提として調査工作の重要性は頗る強調せられ、最近中央事務局内に組織部、思想部、厚生部の三部より成る臨時調査委員會が設置せられ、より積極的に此の工作を充實せしむる事となつて居る。

以上の組織、社會、調査の諸工作は協和會の恒常的工作とも稱せらるべく、全機構は日常各自の分擔に従つて何れかの工作に従事するのであるが其の以外に王道政治の眞髓たる宣徳達情工作を實踐する聯合協議會がある。

## 第四 聯合協議會

聯合協議會の機能は宣徳達情である。宣徳とは政府萬般の施政方針の眞意を民衆に理解徹底せしむるを謂ひ、達情とは一般民衆の日常生活の實情を爲政者に對して知悉せしむるを言ふのであつて、宣徳達情の完全なる運用は官の專制を排除し、民衆の放漫を防止して、官民融和、民意暢達を實現し得るものである。

聯合協議會とは會員の代表と政府側代表とが一室に會し、民衆生活の向上、國內開發の方策を協議するものであり、政府行政機構の關係より縣、省、全國の三階梯に分ちて實施する。

協和會の運動が獨創的であると同一く聯合協議會も亦獨創的であり、議會主義國に於ける議會、獨裁國家に於ける獨裁政黨の黨大會の如きとは本質的に異なる。

議會は政府と政黨、與黨と野黨等の對立關係に出發し、多數が問題解決の唯一の力である。議會に於ける討論の根據は所屬黨派の利害を基礎とし、議題提起の原因は國家大局の發展、國民生活の向上に在るに非ずして自黨制覇の私的觀點に有る場合が殆んどである。

獨裁政黨の黨大會は黨の政策審議の爲のものであり、政權を獲得せる獨裁政黨が國民の少數部分を壓迫せる條件の上に行はれるのであり表面的には華かにして統制あるが如き觀を呈するも、主義主張の異なる階層に對しては何等の生活保證をも與へ得ないのであり、國民全般の日常生活安定を企圖しつゝありとは謂ひ難い。

協和會の聯合協議會は政府と分會代表相互間の道義的責任感に據つて成立し、政府は分會代表の言葉に信頼し、民衆代表としての敬意を拂ひ、分會代表亦政府に對して信頼し、要求を強制し、或いは施政を糾弾するが如き事なく、民情を傳へ要望を提出し、其の處理に關して相互の意志によつて協議するに止まる。協議會に提出せらるべき提案事項は凡て民衆生活の現實と國內開發、國家發展の必要とに根ざせるものが選ばれ、決議は滿場一致である。

協議會の代表は分會員中より選出され、其の決定には理事長の決裁を要する。分會員代表を以て民衆の代表たらしむる所以は、分會員が日常に於て協和會の組織内にあり種々の機會に優秀なる國民として指導訓練を受け、政治經濟的に、文化的により多くの教養を備ふるが故である。然して分會員代表が提出する提案事項はあくまで全體的立場からのものたるべく、私的見地に立脚せるものは嚴禁せられ、國民全般の安民利福に資すべき機關たるの原則を確實化せしめて居る。

更に聯合協議會の意義は會場に於て協議するに止らず、協議し決議せられたる事項に對して官民の各代表が相互に實行の責任を有する點にある。即ち政府は民衆の要望を聽き是なりと決議せられたる事項は是を政治に反映せしむる責任を有た

ねばならない。分會代表は政府の施政方針の説明を分會を通じて一般民衆によく普及徹底せしめて民衆をして政府施政の根本を理解せしめ支持せしむべく努力しなければならない。

聯合協議會の眞正なる運用こそ王道政治の確立である。

縣聯合協議會は聯合協議會の第一階梯であり、縣辦事處が是を主催し縣公署側代表、縣内各種機關代表と管内各分會代表とが集合して地方開發、民衆生活向上の諸事項を協議し、縣内に於て解決困難なる問題は省聯合協議會提案事項として決議し、出席分會代表中より省聯合協議會代表を選出して是等の上程方を委託する。

第二の階梯は省聯合協議會であり、省事務局が是を主催し、縣聯合協議會よりの選出代表と省公署並びに省の治安、産業、金融、教育、社會、文化等各機關の代表を以て縣聯合協議會よりの提案事項を協議するのである。省聯合協議會も亦出席代表中より全國聯合協議會代表を選出し、省に於て解決不可能なる提案を全國聯合協議會提案事項として決議する。

全國聯合協議會は最後の階梯をなし、中央事務局主催の下に新京に於て開催せられるが、縣、省の各聯合協議會を經由して純化せられた各提案事項は最も眞正にして赤裸々なる民意として茲に反映せられ、政府各部よりも亦全國よりの代表に對して施政の要領を説明し、官民一體となつて國運隆盛の策を講ずべき王道の理想を實現するに至るのである。

## 第五 日系工作

滿洲國と日本との關係は其の建國理想の同一なるが故に一徳一心であり、日本は政治經濟文化の諸般に涉つて東亞に於ける先進國なるが故に滿洲國發展の指導國たるの地位に立つものである。然して滿洲國內に於ける日本人は官吏、軍人、會社銀行員、農工商人たるを問はず國內他民族の指導的分子たるの自覺を有たねばならぬ。

日滿の關係が正常に維持せらるゝか否かは在滿日本人の意識、行動の如何に關する處極めて多く、滿洲國內に於て生活



する凡ての日本人は此の責任を拒否する事は絶対に不可能である。

協和會の在滿日本人に對する工作の必要性は茲に存し、既に以前より考慮され來つたのであるが、たゞく治外法權の一部が撤廢せられんとするに至つて具體化するに至つたのである。

治外法權の撤廢は在滿日本人の特權を徐々に消滅せしめるものであり、滿洲在住の五族は文字通り平等の状態に於て國家建設に當るべきに至るのである。從來多かれ少なかれ在滿日本人に依つて所有せられて居た外國人意識は速急に清算せられ、滿洲建國運動者としての意識によつて代へられねばならないのであり、此の新しい意識と亞細亞の指導國日本の民族としての意識とが結合せる堅き信念が實踐化する場合に在滿日本人は眞實の使命を果し得るのである。

協和會の日系工作の意義は治外法權撤廢後に於て在滿日本人を精神的に組織的に一體化し、滿洲國發展の最も強力なる推進力たらしめんとする點にあり、本年二月臨時新京特別工作委員會を設けて愈々工作の歩程を進むることとなつた。

臨時新京特別工作委員會は滿鐵沿線を初めとし全滿に廻在する日本人の組織並びに軍隊官衙方面の組織に着手すべき新方針に基き、新京特別市に於ける組織工作を擔當するものであり、委員長には大同學院教授、半田敏治(中央事務局委員)が擧げられ、政府、民間、協和會より各委員が任命せられて居る。

此の委員會の工作の経験より漸次各省事務局、辦事處に日系工作の機關が設置せられて

つゞいてある。



表 織 組 治 統 國 帝 洲

設之開機該示乃字數之內括 (考備)  
設施一單係者入記字數無數置

皇帝

國務顧問

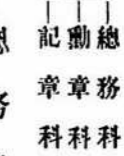
國務院

國務院會議

營繕需品局



恩賞局



國道局



國都建設局



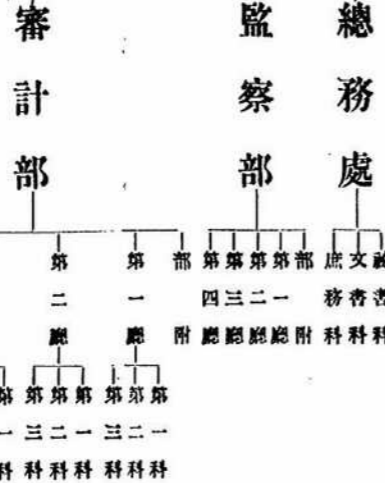
地籍整理局



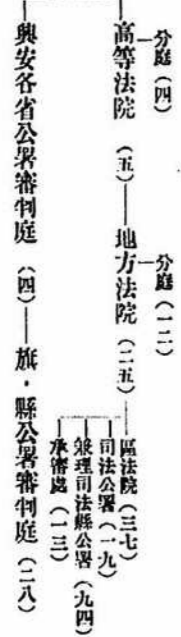
大陸科學院



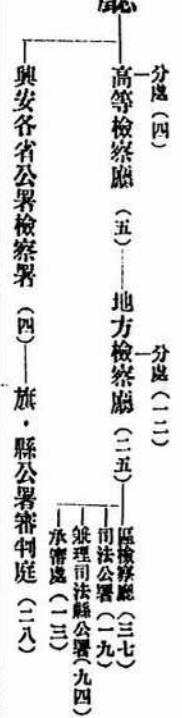
監察院



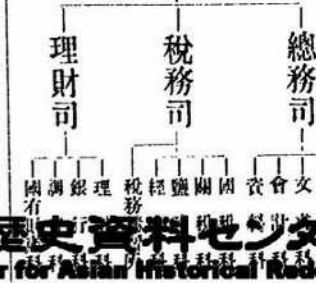
最高法院



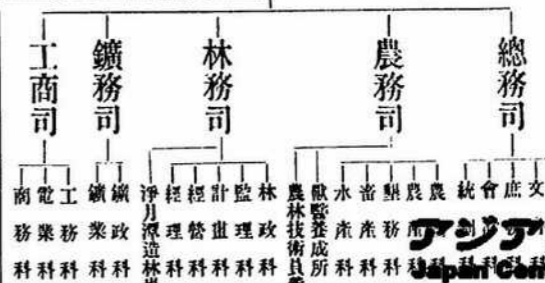
最高檢察廳



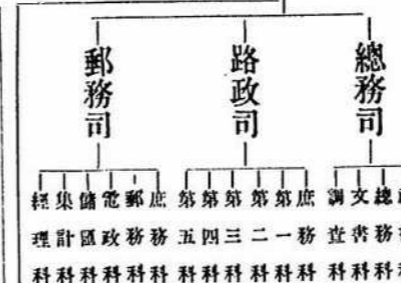
財政部



實業部



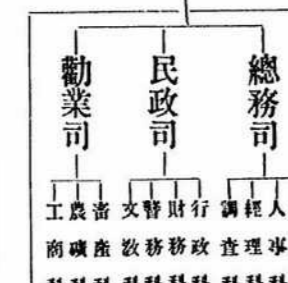
交通部



司法部



文教部



蒙政部

